

国家権力犯罪を糾す

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録

冤罪再発阻止！
次なる展開へ

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか

なぜ、かくも重刑だったのか

その畏をはめたのは誰なのか

総目次

表紙デザイン・杉全 泰

はじめに

- 国家権力犯罪を糾し、新たな運動を巻き起こす一助に 1
秋間浩・上田誠吉往復書簡 9
山野井孝有の訴え 11
冤罪の被害者 12
冤罪の概要 14
スパイ冤罪と戦後の秘密法策動・関連年表 16

第二部 資料

- 冊子『引き裂かれた青春』（山野井孝有） 55
講演録「戦時下の言論・思想弾圧」（荻野富士夫） 79
総括と決定 85
冊子『北大に求めた処置と責任』 99
建碑に寄せられた意見 111
活動経過 131

第一部 論考

- 正確に伝えたい 17
―誤用・誤解・半解事項の解消を
検証・12月8日の冤罪 31
―宮澤弘幸はどこで検挙されたのか
再審への課題 43
―宮澤弘幸の大審院判決から
最初の問題提起 51
―初心忘れることなく

第三部 目録

- 全資料目録 145
新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録 164
本会刊行目録 170
事務局たより・番外編 172
編集後記 176
会報・事務局たより（横組み、巻末②）
花伝社刊『引き裂かれた青春』索引（横組み、巻末①）

とくに『思い込み』がいけません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです。

（上田誠吉著『ある北大生の受難』から）

はじめに

国家権力犯罪を糾し、新たな運動を巻き起こす一助に 1

秋間浩・上田誠吉往復書簡 9

山野井孝有の訴え 11

冤罪の被害者 12

冤罪の概要 14

スパイ冤罪と戦後の秘密法策動・関連年表 16

2018年1月29日

本会発足6年目の日に

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局



「ソシエテ・ドウ・クール(心の会)」発足記念写真＝1939(昭和14)年6月8日、太黒マチルド夫人(前列中央)宅にて。日中戦争が泥沼化する時期、国際色豊かに談論風発して語学と文化交流の実践研鑽の場となり、太平洋戦争前夜まで続けられた。再び「戦争への道」への動きが露骨になっている今、この一枚の写真は、理想を求めて生きることの意義を問いかけてくる。

前列: マチルド夫人の右ポーリン・レーン、右端に宮澤弘幸。

中列: 左端クロール、2人おいてヘルマン・ヘッカー、松本照男、トパーチャ・マライーニ、ハロルド・レーン

後列: 左端に武田弘道、2人おいてフォスコ・マライーニ、右端は大條正義と思われる。ほかに顔と名が一致しないが瀧澤義郎と、あと4人。撮影者は不明。

* 105頁に「心の会」の紹介記事を収録しています。

国家権力犯罪を糾し、新たな運動を巻き起こす一助に

本会「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、2013年1月29日に発足し、2016年8月6日に組織活動を停止し、今日（2018年1月）に至っている。

この間、四年余、時代は安倍政権の暴走と重なり合い、秘密保護法から安保法制・戦争法、共謀罪法の成立をみた。国民を弾圧し、戦争へと引き込む悪法の乱造であり、さらには憲法九条の骨抜きを狙う地ならしが急を告げている。

本会は、憲法を戦争容認に変える策動を容認しない。本会が告発する「スパイ冤罪事件」は、太平洋戦争の勃発と同時に、軍に牛耳られた国家権力によって仕組まれた国家犯罪だった。それゆえ当時もその後も国家によって隠蔽され、歴史としてさえ抹殺される瀬戸際に瀕していた。

冤罪の根源は「軍機保護法」

瀬戸際から掘り起こしたのが、1980年代に起きた「国家秘密法」阻止の運動だった。この中で戦争を憎む一人の弁護士が隠蔽の壁を破り、これに触発された冤罪の遺族が立ち、共感の輪が広がって真相の究明に努め、関心を高くした。冤罪の根源は戦争法の一翼だった「軍機保護法」（敗戦後廃止）にあり、「国家秘密法」はその再来だったからである。

したがって冤罪の告発運動は、そのまま「スパイ防止法」阻止の運動と連動し、両々、列島各地各層の戦争反対勢力を掘り起こした。運動は運動を呼び、結集した力は国会を囲み、審議に付されていた「国家秘密法」を廃案に追い込み、再上程を阻止するに

至った。策謀・策動の真相を衝き、熱い思いを結集すれば大きな力となることを立証したと言つてよい。

だが、戦争と背中合わせで暴走する勢力も衰えていない。民主党惨敗による安倍政権の復活と共に大きく頭をもたげ「秘密保护法」（当時の仮称）と名を変えて押し出してきた。この間、1980年代に一旦は再上程を阻止したことで結集勢力が油断したと言われれば否定しえない。確かに運動には波があり、盛り上がるの後の退きを見透かされたきらいはある。

冤罪を究明し広める運動も一服していた。盛り上がり組織化するに至らず、当事者の高齢化で他界も相次ぎ、後継の足踏みを余儀なくされた。もとより、この間にも、折々節々に啓発の声を高くし、結集を期した信念の繋ぎ手はいて、また最初の発掘・告発者たちが積極的に努めた出版活動によって公開された記録や記憶が数多く蓄積されていた。

これを受け、新たな波の組織化に与ったのが本会だった。安倍政権の策謀・策動は極めて急で、文字通りの暴走に待たなしの状況だった。それだけ阻止に呼応する声の立ち上がりも早く、大きく広がった。発足、一年半にして会員は223人に達し、会費・カンパによって最低限の運動資金も確保でき、意を同じくする団体・集団との連帯も生まれた。

その活動と成果・課題は、既にいくつかの総括文書で公開しているが、改めて国家権力による「冤罪」の真相を究め、広く知ってもらおう取組みを起こし、安倍政権による国民弾圧体制に警鐘を鳴らして正面から対峙する運動に取り組んできた。

そしていま、率直にいつて、最初の高揚後と同じ局面に置かれている。しかし先を懸念し、後ろに親しむものではない。波はあり、波は必ず次の波に引き継がれていく。これまでそうであったように、これからもそうなる。毎年卒業生が出て、毎年新入生が入ってくる学校のような機構とは違い、任意で結集する組織は繰り返す波と時の勢いが活力になる。

今回、「総資料総目録―次なる展開へ―」をまとめ残すことにしたのは、この教訓による。したがって、今回、これをもって本会の先行きを予断するものではない。より自由になって、出来ることを出来る限り、油断なく重ねていく糧である。

◇

被告人（宮澤弘幸）は

同夫妻（レーン夫妻）の歎心を購はんが爲 我軍事上の秘密を
探知して 之を同夫妻に漏泄せしむることを企て

昭和十六年七月二日頃より同月十六日頃迄の間

他（人）より聴取し 又は自ら目撃して

北海道根室郡根室町には海軍飛行場存在し 同飛行場の指揮に
は兵曹長が当たり居る旨

（右の）軍事上の秘密を探知し

昭和十六年七月中旬頃 同夫妻に対し 前掲の事項を申告げ
以て右探知に係る軍事上の秘密を他人に漏泄したるものなり

【注】（ ）の中は本会挿入の注

これが、冤罪の判決書（札幌地裁）だ。正確には、右の「海軍
飛行場の存在」と大同小異の濡れ衣・計十二項目を列挙し、もつ
て懲役十五年の刑を宣告している。

全て濡れ衣だが、裁判（法律）での争点は、
・「海軍飛行場」云々が「軍事上の秘密」にあたるのか

・「聴取」「目撃」が「探知」にあたるのか
・「申告げ」が「漏泄」にあたるのか
――の三点に絞られる。

だが実は、この三点こそ、スパイ罪の根拠法「軍機保護法」の
立法段階で審議の焦点となった部分だった。審議では、ここでの
判定には厳格な規範が必要だとの認識で一致、採決に於いては明
確な歯止めとなる付帯決議を設けることで合意がなり、全会一致
で採択の上、政府・軍とも当該決議の順守を宣明している。

それは

「本法に於いて保護する軍事上の秘密とは 不法の手段に依る
に非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを
以て 政府は本法の運用に当たりては須く軍事上の秘密なる
ことを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」
――であり、これが法適用での規範となる。

規範の要は「不法の手段」の有無にあり、合法、あるいは尋常
一様な手段で引き出せるような「秘密」は秘密ではないと裏書し
ている。不法侵入、窃盗、強奪、金庫破り、暴行、詐取、等々の
不法行為の有無である、

冤罪の証拠は判決にある

したがって、右の規範で右判決を検証すれば一目瞭然。判決に
示された「聴取」「目撃」の行為に於いて、被告・宮澤弘幸らには
不法行為の欠けらもなく、探知も漏泄もあり得ないこと、誰の目
にも明らかとなる。しかも根室飛行場の存在は、誰の目にも見え
てしまう公然の存在だった。

にもかかわらず、懲役十五年という重刑を伴う有罪とした。こ
こに自らの規範を自ら犯すという国家権力による冤罪の怖さがあ

り、これに従った裁判官の良心の崩壊がある。

相被告・レーン夫妻の場合はさらに酷い。夫妻も公判を全否認で通しているが、宮澤弘幸らとの会話の実相については、予審問の中で明かしている。要約すれば、旅行中の土産話を聞いていたとしても、それは日常茶飯の茶飲み話の類であり、個々に記憶に残るものではなかった、である。

判決は、これをも、

旅行談、視察談等を為さしめ

質問詮索する方法に依り

夫々軍事上の秘密を探知し

——と捻じ曲げた。

だが、捻じ曲げたうえでも、この土産話のやりとり「不法の手段」を入れる余地はなかった。そのうえ宮澤判決で既に、夫妻に「申告げ」で「漏泄した」と断じているにも関わらず、こと改めて「探知した」と重ねて捻じ曲げた。これは「申告げ」られた話を「探知」としなければ罰条を課せられないが故の、際限のない捻じ曲げにほかならない。

「漏洩」に至っては、更に酷い。札幌在住の外国人らによる親睦パーティーで談笑したことを口実に、相手を特定せずに（軍事秘密を）話したと決めつけ、

判決では、

在京米国総領事館員等に通報せらるるものなることを予想し乍ら（パーティー参加者に）申し告げ

以て 軍事上の秘密を外国の為に行動する者に漏泄したるものなり

——としている。

これはもう、なりふり構わずにも程がある。判決文には独特の

様式があり、主語と述語が何十行も離れているなど、初めて目にする人には意味のとれない文章になっているが、筋を押さえて読み解けば極めて露骨で、矛盾明らかな文章になっている。

本件・判決は、その典型のようなものであり、判決を読むだけでも無理を通して道理を潰した冤罪であることがわかる。

この判決と経緯を風化させてはならない。これは過去の判例・過去の出来事ではなく、秘密保護法・スパイ法が存在する限り内在する魔性の本性であるからだ。

◇

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が明らかにしたことは、国家権力による弾圧の残酷さと、それを徹底して隠蔽する悪辣さであった。これら国家犯罪を告発する「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」は、治安維持法体制下で弾圧された全ての人たちを視野に徹底調査を進めているが、権力によって破棄・隠蔽された弾圧の事実を掘り起こしていくのは容易ではない。

責任者を糾弾し国家賠償を

それだけに、その困難を乗り越えて発掘された記録に記されている犠牲者一人ひとりの弾圧の記録は残酷無残極まりない。

だが、如何に残酷かつ理不尽であろうとも、国家権力の犯罪を徹底して暴き出し、責任者を糾弾し、国家賠償をさせることが必要である。そう訴えている。

その視点に立ったとき、いま、「総資料総目録」を取りまとめるにあたって、本会もなお、残す課題に思いを新たにしている。

「なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか」

「なぜ、かくも重刑だったのか」

「その畏をはめたのは誰なのか」

——である。

実は、これは本会の発足一か月後、最初に発刊した冊子『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』の後書きで起した一節であり、その再掲となる。

いま、五年を経て、なお得心のいく答えを見出していない。もともと五年の間には新たな事実、新たな証言にも接し、それによって仮説をたて、推論を試みてはいる。

本件発掘の先達・上田誠吉弁護士は、その主著である『ある北大生の受難』の「あとがき」で

「とくに『思い込み』がいきません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」と厳しく述懐している。

この述懐を、本会では活動の規範としている。肝に銘じた良心である。踏み込むに大胆、しかし現れた事実には謙虚に。そして記録にあたっては、「あったこと」を除かず、「無かったこと」は付け加えずに。三つの課題に納得いく答えを求めることが、そのまま本会の存在意義であり、存在し続けるエネルギー源でもあると受け止めている。

伝えるに正確でなければならぬ

同時に、伝えるに正確でなければならぬ。正確に伝わって当然ながら、なかなかそうなつてはくれない。たとえばマスコミの多くはいまも本件冤罪の発端である12月8日の一斉検挙を「逮捕」と伝えている。「検挙」と「逮捕」は単に用語の違いに止まらず、事件を捉える本質にかかわっている。

本会が運動に連なつて五年。真相を究め広めるに、その一端を担っていると自覚するが、大切な部分での誤用、誤解、半解が正し切れていないと痛感している。これも、この時期に総資料総目録をまとめることにした動機であり、「正確に伝えたい」を本篇の最初に位置づけることにした所以である。

もう一つ、危険な誘いに、英雄化願望がある。事を広く強く伝えるに、当事者の人物像が事と表裏をなすことになるが、ややもすると美化し、かえつて事を歪め当事者を貶めることになる。

本件でも、拷問による自白強要が焦点となり、戦後、宮澤弘幸の弁護人の一人が、

「(このまま拷問が続けば殺されるので)形だけ容疑の概略を認め、公判で明らかにすればよいと勧めた……」と述懐したことが孫引きされる中で拡大し

「宮澤弘幸は頑として自白を拒否した。この生命を賭して闘った尊い生涯こそ受け継がなければならない」となつて伝説化し、

さらには、自白拒否の姿勢が「天皇の忠良なる臣民であること」を拒否する存在である」とまで祀り上げられ、反天皇制の偶像に仕立て上げる論考まで現れるに至っている。

実際には、署名・指印のある自白調書が法廷に出され、これを拷問による自供だと法廷で否定した経緯が上告趣意書に記されている。(当時の法曹環境では上告趣意書といえども拷問の事実を赤裸に記載することができず、極めて婉曲な表現になっているが、しっかりと読み解けるようになっていく)

拷問への対応、拷問による自白の有無は、真相解明の上での重要な事実となるが、次元の異なる規範と絡めてはならない。耐え抜き、拒否貫くを以つて是とし称賛すれば、屈し応ずるを非とし

て蔑むこととなり、同じ状況に嵌められる人に非情の苦と、死さえ強いることになる。

肝心なのは、そういう理不尽、不条理を個人に強いる国家権力であり、権力の意思として決定し、実行する仕組みを解明し、糾弾し、再発を不可能にする仕組みを保障することと考える。

この取り組みは、まだまだようやく始めたところという段階かもしれない。本会にあっても、对国家の前段で取り組んだ対北海道大学の課題が、なお立ちはだかっている。

「なぜ、北海道帝国大学は学問の府として守るべき宮澤弘幸とレーン夫妻を守れなかったのか」

「なぜ、北大は自ら『真理に倚って立つ自主独立の自修心』の旗を高く掲げながら、戦後も長い間、宮澤弘幸スパイ冤罪事件を掘り起こし告発する取り組みに背を向けたのか」

そして、これらは、そのまま自らに帰ってくる。

「なぜ、1980年代の国家機密法反対運動のような闘いが今回は組織できなかつたのか」

「なぜ、秘密保護法成立を阻止できなかつたのか」——と。

新たな問題点も浮き彫りになってきている。

波によって進み、波によって繋がる

運動には波があり、波によって進み、波によってうねり、伝わり繋がる。今回本編編纂にあたり、この波頭にあつた三人の名を借りることで、この先の波に繋がりたいと願う。

もとより、波頭が波頭であるには、これを押し上げる大きく強い波の裾野があつたことであり、そこを踏まえたうえ、三人の担った役割を通し、波を伝えることとする。

上田誠吉

一番の先達は上田誠吉弁護士になる。1926年9月8日兵庫県生まれ。48年東大法学部卒で、50年弁護士登録。東京弁護士会に所属し自由法曹団に加わる。ロッキード事件を頂点に、政治、経済、社会が激しく動いた十年にあたる74年から84年には自由法曹団の団長を務めた。

弁護士個々の活動としても、メーデー事件や松川事件、白鳥事件など、国家権力の絡んだ公安事件で被告弁護を担当。この分野での経験と見識は一目も二目もおかれています。

また父・誠一が内務官僚の出身で、警視庁特別高等警察部長等を歴任したのをはじめ、親子、兄弟には学者・研究者もいて、多彩な家系の中で活躍したことも知られています。

スパイ冤罪事件に関わつたのは、自由法曹団の団長だった1970年代の後半に遡る。ときの総理大臣・福田赳夫が「秘密保護法」の必要性を唱え、法制化の動きが表面化し始めたことに危機感を覚えたのが始まりで、83年7月には、同団と憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）が連動して「スパイ防止法阻止の懇談会」を興している。

最初に著したのは『国家秘密法のすべて』（85年9月、共著・青木書店）。いわば入門手ほどの書で、次いで翌1986年2月には時宜を得た『戦争と国家秘密法―戦時下日本で何が処罰されたか』（イクオリティ刊）を世に出し、重要事例として宮澤弘幸とレーン夫妻の件を取り上げている。

ここで、これらを読んだ秋間浩（宮澤弘幸の義弟）との交流が起り、追って宮澤・レーン夫妻に集中しての調査・発掘へと至る。宮澤の実妹・秋間美江子（浩は夫）をはじめ当事者、関係者

からの意を尽くした聞き取り、判決文、公文書から手紙、書留めの断片に至るまで、少しでも影を見つければたどって発掘し、検証・分析を重ねている。

その成果は『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』(朝日新聞社、1987年9月刊、2016年、花伝社で復刻刊)、『人間の絆を求めて―国家秘密法の周辺』(花伝社、1988年7月刊)となつて公刊されるとともに、収集した全資料が北大大学図書館に寄贈され、活用できるようになっている。

調査・発掘の広がりには、著書刊行に止まらない。著作に伴う言動そのものが集中して関心を持つ層の拡大となつて運動を押し上げた。冤罪の地・札幌をはじめ列島各地で、報告集会、講演会、シンポジウムが開かれ、前後して、マスコミも取り上げるようになり、これらがスパイ防止法阻止の運動と連結して、双方相まって底上げ、押し広げた。

マスコミで注目されたのは、86年10月に、朝日新聞が新聞週間に向けた企画記事として連載(計10回)した「スパイ防止つて何だ」の紙面。その一回目(12日付)に宮澤・レーン事件が取り上げられた。取材・執筆は藪下彰治朗で、記事自体は連載の中の一こまだったが、全国に伝わる新聞の紙面では、これが最初と思われ、『ある北大生の受難』の予告編ともなった。

マスコミ、とりわけ新聞との連動は大きな力になる。広く正しく伝わるならば、それだけ共有の基盤が広がる。上田弁護士らが切り開いた共通の問題意識の下でのマスコミとの交流は連綿続いており、地元「北海道新聞」はじめ、「毎日新聞」「東京新聞」「朝日新聞」などの健筆が見られる。

スパイ防止法関連の上田著作には、このほか『核時代の国家秘密法』(大月書店、1987年1月刊)がある。

秋間 浩

運動が軌道に乗るには、いくつかの要件があり、そこには偶然も含まれるが、ある程度時間を経て振り返ると、全てが必然だったように思えてくる。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件での秋間浩は、まさにその人であり、欠かせない人だった。

信念を持った先見性、冤罪を絶対繰り返し返させないという方向性において、示唆するところ極めて生気に富んでいる。

秋間浩は、1925年東京の生まれ。47年東大工学部卒、文部省電気物理研究所、郵政省電波研究所を経て65年アメリカへわたり、商務省ボウルダー研究所(コロラド州)で勤めた。72年にアメリカ市民権を取得している。

宮澤・レーン冤罪事件と正対したのは65年9月末からの二週間だった。出張で東京に里帰り、たまたま上田弁護士の『戦争と国家秘密法』を読み、さらに朝日新聞の「スパイ防止つてなんだ」の一回目を目にして心を揺さぶられた。

事件のことは妻・美江子から聞いてはいた。だが、全くの他人が書いた客観事実に触れて、冤罪の本質が一目に見えたのである。見えてしまつては座視もできない。居てもたつてもおられず、上田弁護士へ手紙を書いた。

「開戦時に日本に滞在していたアメリカ人はレーン夫妻のほかにも沢山いたと思われます。それなのに、何故宮澤弘幸とレーン夫妻だけが捕らえられ、拷問にかけられ、十年も前から世界中に知られていた“軍の秘密”を理由に処罰されたのでしょうか？」

「どうして、(懲役)十五年という重い刑が必要だったのでしょうか? どうみても公正とはみられない一審判決が、どうして大審院でもそのまま通つてしまつたのでしょうか?」

「誰かを槍玉にあげて見せしめにするためだったのでしょうか？—略—それとも、都から遠く離れた“いなか”の警察が手柄をあげたために、やはり“いなか”の裁判所と組んで“スパイ事件”を造り上げる必要があったのでしょうか？」

この手紙が、今度は上田弁護士を揺さぶった。本稿が先に挙げた課題三つを三つながら掲げている。

手紙は86年11月9日付。おそらく秋間からのこの手紙がなくとも、上田弁護士はいずれ一連の調査・発掘を行い、一連の著作をものにしたであろうが、大幅に寄り道をして、世に届くのは遅くなったに違いない。上田著作に目を開かれた秋間の手紙が上田の目を思い切り開かせた。

当時、上田は多忙だった。秋間からの手紙が

「現在最も重要なお仕事の妨げにならない範囲で、宮澤弘幸事件を更に深く解明して下さるように、お願いします」と記しているほどだった。

実際、上田弁護士は手紙を受け取ったあと、しばらくは棚に預けていたのだが、どうにも気になり

「もし先生が取り上げてくださらなかつたら、あの事件ばかりでなくすべての“スパイ事件”が闇から闇へ葬られていたことでしょう。考えてみると全く恐ろしい話です」

との文面に引き戻され、集中することとなった。

ちなみに、秋間浩が美江子と出会ったのは、50年秋の、これも出張後の空きの一日、阿寒湖畔での一刻だった。この一日一刻がなければ秋間が宮澤・レーン冤罪事件に関心を持つ機会は限りなく零に近く、秋間の問題提起が上田弁護士の届く可能性も零にちかかったであろう。

むしろ、旧姓・宮澤美江子は家族と共に家族の辛く忌まわしい

記憶をコンクリートに塗りこめて、忘れようと努めていた。この壁を打ち壊し、家族の生気を取り戻し、美江子が波頭の上に立つまでに背を押し続けたのも浩だった。

「私達夫婦は真の世界平和を心から願っています。大国間の力のバランスによる表面上の平和ではなく、一人一人の基本的人権が守られているような明るい平和な社会の出現を願っています。個人一人一人の自由を知る権利、考える権利、発言する権利、公正な裁判を受ける権利などがそのような社会の基礎であることはいうまでもありません」

これは、上田弁護士宛ての手紙の結びだが、これはそのままいままも、運動する仲間、世の中へのメッセージとなっている。

山野井孝有

運動の質量を上げ、成果に繋いでいくには、運動体の組織化が有効であり、立上げには経験と勘が生きてくる。山野井孝有は1932年2月22日、東京・葛飾に生まれ、52年3月、都立墨田川高校を卒業すると同4月毎日新聞社に入社した。

毎日新聞は労働協約（労協）によって社員イコール組合員（ユニオンショップ）であり、山野井は53年9月に青年部委員になると、以来、一貫して執行部活動に連なり、70年8月から四期四年は本部書記長を務めている。この間、組織強化に手腕を磨き、後輩を育て、のち、毎日新聞が事実上倒産したときの再建闘争を担い切った盤石組織の基盤づくりに大きく貢献した。

宮澤・レーン冤罪事件への関与は、極めて家庭的な関わりから始まった。山野井の一人息子がアメリカ・コロラドでの登山で負傷し、当地の病院に担ぎこまれたとき、ボランティアで世話したのが秋間美江子だった。介護は親身に尽され、退院後も家族ぐる

みの行き来が続き、そのうち父親の方が意気投合した。秋間夫妻は来日のたびに、数日は必ず山野井の自宅に泊まった。

山野井が凄いののは、思い決めたらぶれないことだ。本件・宮澤レーン冤罪事件への関わり方も、冤罪遺族への寄り添いを基底にして決して揺るがない。

——「犠牲者は宮澤弘幸だけではない。家族もまた犠牲者だ」いま、そこにいる人の苦しみから目をそらすな——である。鋭く熱い思いだ。

冤罪の家族は当時も、そして七十余年を経た今もお「スパイは国賊だ」の白い目を負っている。まさかと思うだろうが、まさかではない。山野井は、そう受け止めている。

これは耳から聞いて頭で理解しただけでなく、家族ぐるみの付き合いの中で、日常茶飯に肌身で知った苦しみだけに、その痛みと底のなさを知っている。

だから遺族から発する痛みと訴えを全てそのまま受け止めて疑わず、その視点から真相を追い、責任の所在を見極めて糺し、二度と冤罪の被害者・遺族を出さないよう未来に向けて一歩を進める。ここでの信念が強い。

そして、ここぞというときの勘もまた鋭い。ある日、山野井の自宅を訪れた秋間美江子が、携えてきた兄・宮澤弘幸のアルバムを広げ、こう持ちかけた。

「わたしも、もう歳。七十余年をスパイの家族として生きてきたが、残る人生はスパイの家族ではない人生を送りたい。兄が（その思いを込めた）北大時代のアルバムを北大に贈り、自分の手元から放せば、そうなれる気がする。手伝ってくれないか」

これは冤罪遺族の本心だ。本心だが、その裏には消して消せない強い無念がある。山野井はそう見抜いた。

いや、山野井自身に無念があった。八十年代の高揚が、法案としてのスパイ防止法を阻止したとはいえ、その後は目を追って汐が退くように薄れ、その中で、山野井自身は個人コラム「我慢できない許せない」を舞台に折々節々に声を挙げ、繋いできたが、ぶつけようのない憤懣を感じ続けていた。

ここが正念場。アルバムを贈ることで胸襟を開かせ、北大と正対して話し合うことができれば、真相を究明し、責任の所在を明らかにし、引いては国家権力をして冤罪を起こさせない保障を築かせる端緒を得られる。遺族の本心の真意をそう受け止めた。

時間を止めて話し合い、遺族の本心が変わるところないと知って、山野井は立った。山野井が立てば、意を同じくして立つ仲間たちが常にあつた。それは、たとえば毎日新聞の再建闘争を共に闘い、実際に再建を担った企業や組織の枠を乗り越えた仲間たちで、乗り越える経験とノウハウを持った仲間たちだった。

あとの展開は本編本文に繋がられるが、運動を繋ぎ、運動を組織化するにおいて果たした山野井孝有の役割は大きく、長く記憶に残るに違いない。ちなみに再建なつた毎日新聞では東京本社印刷部長を務めて定年退職。酒は呑まないが、酒場チェーンの店長を務めたこともあり、議論は大好き。アルバイト再就職した先でも労働組合を結成して仲間を護り、戦争反対を貫いている。

【注】国家秘密法Ⅱ 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案。国家秘密法、国家機密法、スパイ防止法などの略称が使われるが、本稿では阻止運動で多用された「国家秘密法」によった。

◇秋間浩・上田誠吉往復書簡

(当該部分を上田誠吉著『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』から引用)

上田誠吉様

初めてお手紙を差し上げます。私は第二次大戦中に「スパイ」として処罰された、もと北大生宮澤弘幸の妹美江子を妻としている者でございます。先生が、「スパイ事件」の解明に努力しておられることを知り、私達夫婦は心からお礼を申し上げます。

私達は一九六五(昭四十四)年以来アメリカに住んでおりますが、去る九月末に日本を訪問し、約二週間東京に滞在しました。その際、先生の著書『戦争と国家秘密法』を読み、大きな感動を覚えました。

私が美江子と最初に会いましたのが一九五〇(昭二十五)年、結婚したのが一九五五(昭三十)年ですから、一九四七(昭二十二年)年になくなった義兄にあたる弘幸氏とは面識はありません。

しかしその痛ましい事件については二人の間に結婚の話が持ち上がる前から聞いておりました。それでも先生の著書に記されているような詳しいことは美江子も知りませんでしたし、両親も知らなかったのでは

ないかと察せられます。

しかも、戦争中は当然だったとしても、戦後になってもあの事件を世間に知られたくないという空気が宮澤家の人々の間に漂っていたようです。もし先生が取り上げてくださらなかったら、あの事件ばかりでなくすべての「スパイ事件」が闇から闇へ葬られていたことでしょう。

考えてみると全く恐ろしい話です。先生の著書を読ませて頂き、そこで取上げられた他の多くの事件と較べると、宮澤弘幸の事件は、判決の重さからいって、ゾルゲ事件に次ぐ大きな「スパイ事件」だったということを知り、今更ながら驚いています。開戦時に日本に滞在していたアメリカ人はレーン夫妻のほかにも沢山いたと思われるます。

それなのに、何故宮澤弘幸とレーン夫妻だけが捕らえられ、拷問にかけられ、十年も前から世界中に知られていた「軍の秘密」を理由に処罰されたのでしょうか。

当時の北大が自由主義的であったから誰かを槍玉にあげて見せしめにするためだったのでしょうか？

しかし自由主義という点では安倍能成校長をいただいていた当時の一高など同じではなかったのでしょうか？

それとも、都から遠く離れた“いなか”

の警察が手柄をあげたいために、やはり「いなか」の裁判所と組んで「スパイ事件」を造り上げる必要があったのでしょうか？

もしそうだとすると、どうして十五年という重い刑が必要だったのでしょうか？

どうみても公正とはみられない一審判決が、どうして大審院でもそのまま通ってしまったのでしょうか？

この事件によって宮澤家の全部の人が精神的にも経済的にも大きな犠牲を強いられました。当時女学生だった美江子にさえも学校の行き帰りに私服の尾行がついていたそうですから、政府の方でも多額の経費を使っている筈です。むしろ愛国者であった宮澤弘幸と親日家であったレーン夫妻を処罰することによって、政府や軍に何か益するところがあったのでしょうか。

先生の著書ならびに朝日新聞の「スパイ防止」の連載(注：スパイ防止ってなんだ)十月十二日(二十一日、十回)から、もう一つの点で深く考えさせられました。治安維持法で投獄された人々が戦後大手を振って堂々として歩いているのに「スパイ」の罪を着せられた者が殆どすべて日陰者として暮らしていることを知りました。同じ軍国主義、戦争の犠牲者なのに、どうしてこ

うも違うのでしょうか？

先生の著書から、今まで知らなかった事実をいろいろと知ることができましたが、事実を知るとともに、更に新しい疑問がわいてきます。

本当に勝手なお願いで申し訳ありませんが、もしできましたら、スパイ防止法阻止という現在最も重要なお仕事の妨げにならない範囲で、宮澤弘幸事件を更に深く解明して下さるように、お願いします。

私達夫婦は真の世界平和を心から願っています。大国間の力のバランスによる表面上の平和ではなく、一人一人の基本的人権が守られているような明るい平和な社会の出現を願っています。

個人一人一人の自由を知る権利、考える権利、発言する権利、公正な裁判を受ける権利などがそのような社会の基礎であることはいうまでもありません。

自民党が提案を用意している“スパイ防止法”が成立すれば、このような基本的人権がまた侵されるようになることは明らかで、その法案阻止のために精力的に行動しておられる先生に大きな声援を送りたいと思います。

どうぞ今後ともますますお元気に御活躍なさいますよう、心からお祈りしております。

す。近い将来、機会がありましたら是非お会いしていろいろお話を伺いたいと思います。本当に有難うございました。

秋間 浩

追伸 美江子は「悲しみが一杯」で何もかけません、先生にどうぞ宜しくお伝え下さいと申しております。

一九八六年十一月九日

秋間 浩様

出版社から回送を得て、十一月九日付貴信、有り難く拝受致しました。朝日紙上で、秋間様御夫妻のことを存じておりましたが、貴信を頂戴して、拙著をここまで深くお受けとめ頂いたことを知り、衷心より感謝申しあげます。

拙著を書きあげた時に、一番心にかかっていたことは、断りもなく実名をあげて登場して頂いた犠牲者や近親の方々に、おもしもかけないご迷惑をおかけすることはないか、ということでした。貴信を拝見して、安堵いたし、それにある種の感動を覚えていた次第であります。

私は宮沢さんのことを警察記録などのなかに発見し、一番心を痛めたのは、一九四三年、そのとき私は高校生（注・旧制）で

したが、あの戦争が苛烈になったときに懲役十五年という気の遠くなるような判決の確定により、下獄していった時の宮沢さんのお気持ちでした。

どうして、こんな重い刑が科せられたのか、その解明を試みよう、ということでした。しかし、私は結局そのことに成功しませんでした。

一審判決がないばかりか、大審院判決でさえも判例集に登載された、その一部しかみつかっていないのです。

（以下、資料収集にあたっての困難状況についての説明Ⅱ中略）

いつか便を得て札幌にいくときは、地検を訪ねて調べるつもりで、その際は結果を必ずお知らせいたします。

目下、国家秘密法問題で次の著作『核時代の国家秘密法』大月書店刊）にかかっており、それにも宮沢さんのことをとりあげておりますが、しかし前著の粹をでるものではありません。

もう一度、貴信にお礼をいわせていただきます。有り難うございました。

上田 誠吉

一九八六年十一月二十日

◇山野井孝有の訴え

(山野井孝有「我慢できない、許せない」2012年10月17日付の冒頭部分から)

北大生・宮澤弘幸「スパイ」事件の真相を訴える

悲劇を繰り返させないために

「お父さん、私の話聞いてくれる？」——
2012年10月初旬、アメリカ在住の秋間美江子さんが千葉市の私の家に来て、こう話し始めた。お父さんとは私の事だ。
秋間さんとは、息子・泰史がコロラドで登山中に骨折した際、親身になって面倒をみていただいで以来、27年にもなるお付き合いだ。

その過程で、秋間さんの兄で北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが、太平洋戦争が始まった1941(昭和16)年12月8日、スパイ容疑で捕まり、戦後釈放されたが間もなく亡くなったことを知った。美江

子さんは亡くなった兄の汚名を晴らすことが出来ないかといつも話をしてきたが、その後、兄の汚名を晴らすために活動された人達が亡くなっていく中で、なかば諦めていたように私には感じられた。

秋間さんは今年86歳。乳がん、咽頭がんなどがんの手術を5回もうけた。その身体で毎年2回来日する際は、必ずわが家にも泊まる。昨年、東日本大震災の際は、ボランティアとしてアメリカ人医師20人の通訳兼世話人として1カ月も気仙沼に滞在した。まだまだ元気だと思っていた。

ところが今回、コロラド・ボルダーから十数時間のフライトを経てわが家に来た秋間さんの冒頭の一言は、これまでと雰囲気違った。私は緊張した。かみさんも特別の雰囲気を感じたようだ。

秋間さんは緊張の面持ちで語り始めた。「私も歳です。もしかすると今回は最後かも知れない」と切り出し、

「兄・弘幸の北大時代のアルバムを北海道大学に寄贈したい。一緒に行っていただけないか」と言った。

私はその一言を聞いて直感した。

「北海道大学がアルバムの寄贈を受けるならば、弘幸さんの退学処分を取り消すべきではないか」と。

秋間さんもうなずき、同意してくれた。こうして、10月24日、私は秋間さんと一緒に北海道大学副学長に面会する。この席で、アルバムを寄贈し、宮澤弘幸さんの退学処分取り消しを求めることになった。今また、「秘密保全法」の策動が日に日に強まっている。宮澤弘幸さんのような冤罪事件が起きる可能性が高まっているのだ。何としても「秘密保全法」は阻止しなければならぬ。

だからこそ、宮澤弘幸さんの悲劇を再確認し、名誉回復を求める秋間美江子さんの思いを叶えるために、これまで拙著「振りかえれば『波乱』」などで何回も紹介してきた71年前の悲劇について、調べた資料等を追加して、もう一度伝えたい。

宮澤弘幸さんと家族が体験した悲劇を二度と繰り返させないために——。

*本稿は、山野井孝有が宮澤・レーン・スパイ冤罪事件について書いた著作の冒頭部分。これによって多くの仲間が共感し、運動を組織化する端緒の一つとなった。隣人の悲劇を我が身に受ける思いはいまなお新鮮に訴えかける。内容の上では、本編第二部「引き裂かれた青春」に繋がっていく。

冤罪の被害者

ハロルド・メシー・レーン

Harold M. Lane (→ハロルド) 五十二歳(大審院判決記載年齢)

元・北海道帝国大学予科英語教師(北大当局は一九四二年三月三十一日付で解約)「心の会」創立に加わる。

一九四一年十二月八日検挙・四二年四月九日起訴・四二年十二月十四日一審判決(札幌地裁)懲役十五年・四三年六月十一日大審院判決(上告棄却)裁判官・三宅正太郎、神原甚造、江國龜、佐伯頭二、伏見正保) 罪名||軍機保護法・国防保安法違反(『外事警察概況』による)。北海道内の刑務所に収監後、一九四三年九月、「日米交換船」でアメリカへ送還

ポーリン・ローランド・システア・レーン

Pauline R. S. Lane (→ポーリン) 五十二歳(大審院判決記載年齢)

元・北海道帝国大学予科英語教師(北大当局は一九四二年三月三十一日付で解約)「心の会」創立に加わる。

一九四一年十二月八日検挙・四二年四月九日起訴・四二年十二月二十一日一審判決(札幌地裁)懲役十二年・四三年五月五日

大審院判決(上告棄却)裁判官・沼義雄、駒田重義、日下巖、久礼田益喜、荻野益三郎) 罪名||軍機保護法・国防保安法違反(『外事警察概況』による)。北海道内の刑務所に収監後、一九四三年九月、「日米交換船」でアメリカへ送還

宮澤弘幸 二十五歳(大審院判決記載年齢)

北海道帝国大学工学部学生(北大当局は一九四二年四月一日付で退学・四五年十二月二十一日付で復学・四八年一月三十一日付で離籍処置)「心の会」創立に加わる。

一九四一年十二月八日検挙・四二年四月九日起訴・四二年十二月十六日一審判決(札幌地裁)懲役十五年・四三年五月二十七日大審院判決(上告棄却)裁判官・久保田美英、日下部義夫、宮城實、十川寛之助、伏見正保) 罪名||軍機保護法違反(『外事警察概況』による)。北海道・網走刑務所に収監。一九四五年六月宮城刑務所に移監後、同年十月十日、GHQ(連合国軍総司令部)占領軍統治機構)の覚書に基づき釈放。四十七年二月二十二日死亡

渡邊勝平 二十六歳(札幌地裁判決記載年齢)

北海道帝国大学工学部助手。レーン夫妻の知己
一九四一年十二月八日検挙・四二年四月九日起訴・同年十二月

十八日一審判決（札幌地裁）懲役二年、裁判官・菅原二郎、松本重美、宮崎梧一）同月十九日有罪確定（上訴権放棄） 罪名
Ⅱ軍機保護法等違反

丸山 護 二十九歳（札幌地裁判決記載年齢）

会社員（日本ポリドール社）『外事警察概況』による。

レーン夫妻の知己

一九四一年十二月二十七日検挙・四二年四月十日起訴・同年十二月十六日一審判決（札幌地裁）懲役二年、裁判官・菅原二郎、松本重美、宮崎梧一）上訴せず、有罪確定。 罪名Ⅱ軍機保護法等違反。

黒岩喜久雄 二十五歳（札幌地裁判決記載年齢）

無職（検挙の日に北海道帝国大学農学部を戦時繰上げ卒業）

レーン夫妻の知己・双子の末娘の家庭教師

一九四一年十二月二十七日検挙・四二年四月十日起訴・同年十二月二十四日一審判決（札幌地裁）懲役二年執行猶予五年）上訴せず、有罪確定 罪名Ⅱ軍機保護法等違反。

石上茂子（シゲ）

元・レーン方女中（『外事警察概況』記載）

一九四一年十二月八日検挙・百日を超える勾留取調べの後、四二年三月十日「嫌疑なし」で釈放

◇

右の他に、ダニエル・ブルック・マッキンノン（公訴取消Ⅱ『外事警察概況』記載）、イーチェンヌ・ラポルド（容疑薄弱Ⅱ同）、大槻ユキ（嫌疑不十分Ⅱ同）の三人が同じ時期に前後して北海道の特高に検挙されている。このうちダニエルは宮澤・レーン冤罪事件とは別の容疑だったと分かっているが、あとの二人については不明。

*以上、花伝社刊『引き裂かれた青春』の当該項から引用し、加筆して作成。

《開戦時検挙百二十六人の刑事処分》

十二月八日の「開戦時に於ける外諜容疑一斉検挙」百二十六人の刑事処分は、一九四二年末時点で、次のようになっている。『外事警察概況』から。単位・人）

懲役18（実刑7執行猶予6執行停止4仮出獄1）禁錮5 罰金14 起訴猶予40 責付釈放1 容疑薄弱2 公訴棄却5 公訴取消1 不起訴21 嫌疑不十分1 嫌疑なし10 公判中1 公判請求中2 豫審終結1 豫審中3。

懲役実刑七人のうち、五人が宮澤・レーン事件関連であり、かつ宮澤、レーン夫妻の懲役十二〜十五年は飛び抜けており、これら数字からも、当事件がいかに特異な判決であるかが分かる。

冤罪の概要

【被検挙者】北大生・宮澤弘幸、北大予科英語教師・レーン夫妻（ハロルド、ポーリン）、レーン家お手伝い・石上茂子（百日を超えたる勾留のち釈放）、北大工学部助手・渡邊勝平、会社員・丸山護、無職・黒岩喜久雄（戦時練り上げによる北大卒業直後）

【残存記録】札幌地裁判決Ⅱ丸山、渡邊は原本。他は書写（内務省外事課が部内資料として書き写したもの）。大審院判決Ⅱ宮澤とレーン夫妻の原本。他は控訴権放棄。

【容疑】丸山、渡邊以外は不詳。丸山、渡邊の判決原本には「證據」（証拠）「適條」（罰条）の記載があり、容疑と適用された法と刑の根拠が明確に推定できるが、内務省書写では、證據、適條の両項とも外されている。

従って宮澤、レーン夫妻については、地裁判決が「事実」と判定している内容と、大審院判決の中の「上告趣意書引用部分」（以下「上告趣意書」）から推測することになるが、一連の核心となる宮澤関係分を箇条書きにすると以下になる。

- ①軍事上の秘密を探知した罪（a 海軍大泊工事場での見聞事項 b 海軍上敷香飛行場での見聞事項 c 灯台船便乗中に見聞した事項）

②軍事上の秘密を漏洩した罪（右①の探知事項に加え、たまたま知得した軍事上の秘密Ⅱ a 陸海軍の軍事講習で知得した事項 b 中国旅行で知得した事項Ⅱを5回にわたってレーン夫妻に漏洩）。「知得」行為自体は罪にはならないが、「知得」した「軍事秘密」を漏洩すれば罪になる。

【証拠】丸山、渡邊の判決原本での記載、および上告趣意書から

推測すると、被告人自白調書以外に法廷で開示された証拠はなかった可能性が高い。その自白調書も拷問による強制であったこと、上告趣意書に強く示唆されている。

【公判と弁護側反論】地裁判判は非公開。そのうえ起訴状等も軍事秘密事項が含まれていることを理由に、法廷でも開示されなかった可能性が高く、公判記録も開示されず、事実上の暗黒裁判だった。（戦後の黒岩回想もこれを強く示唆している）。大審院は公判を開くことなく「棄却」している。

これに対し、弁護側は、（上告趣意書によると）容疑事項のほとんどについて、事実誤認、認定錯誤を指摘し、軍機保護法に規定されている「軍事上の秘密」にはあたらず、同法の規定する「探知」「漏洩」にもあたらぬと反論、部分無罪、適用法の変更、情状酌量による刑の軽減を主張している。

【軍機保護法】盧溝橋事件を起こした1937年に抜本改正されたスパイ厳罰法としての性格を強くした。半面、法案審議を通して法の適用、解釈は厳格厳正に行うことを表明、

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては須く、軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

との付帯決議を以て可決、軍当局も厳守を宣明している。

【現場の法理無視】右、「不法の手段」を具体的に示せば、不法侵入、窃盗、詐欺、器物損壊など、それ自体が犯罪である行為。従って、軍機保護法が規定する探知行為もまた、それ自体、不法行為を伴った犯罪行為と解釈される。

ところが、宮澤に科された容疑は全て、右の不法行為を伴うことなく平常感覚で見聞した事例（a 学徒勤労奉仕で出かけた先の

軍用工事現場での見聞 b 旅行した船の上や汽車の中で聞かされた話 c 軍が催し誘い込んだ学生向け軍事講習会で学んだ知識、等)に過ぎず、判決においても、探知にあたって不法行為があつたとの判示はない。

中で、典型は根室海軍飛行場の事例。旧国鉄・根室の駅に近く、車窓からも見え、そのうえアメリカ大使館付の海軍武官の見学にまで応じていたにもかかわらず、「軍事機密に指定されている」と強弁し、探知対象の一つに加えている。

【判決の構造】地裁判決は、おそらくは検察側が並べ立てたであろう容疑項目を、そのままに並べ、まるで起訴状丸写しと見紛う内容(起訴状は廃棄されて存在しない)。事実認定の痕跡も、法適用可否の判示も、裁判官としての判断根拠を示す痕跡もなく、ただ羅列を引き写して、問答無用に「探知した」「漏洩した」とだけ断じている。

大審院判決も、上告趣意書をそのまま引用し、その上で「論旨總テ理由ナシ」と切り捨て、尽く却下している。あたかも地裁判決の起訴状写しを上告趣意書に代えた観であり、言い分だけは聞いたという高飛車で、反論に正面から応えたものとはなっていない。最初から有罪ありきが露骨に見える。

【陥れの推定】当時の北大予科には、外国人語学教師を囲み国籍や人種などの垣根を外した文化交流の気風があり、広く門戸を開いていた。その中で「心の会」という、正に名付け通りの交流会が生まれ、日、独、伊、仏、米、中のこだわりなき人と言葉と文化が集って異彩を放っていた。

これは戦争遂行を目論む国家権力にとって好ましくない。外国人教師官舎の筋向いには特高警察の監視溜まりが常設され、とりわけ交戦国となるアメリカのレーン夫妻には特別の監視がついて

いた。

学生の中では、宮澤は図抜けて行動範囲が広く、好奇心が強く、そのうえ旅好きだった。結果として、旅すがら当時は列島随所にあつた軍事施設に近づくこと不思議なく、また軍事講習などにも進んで参加していた。この来歴が探知捏造には格好と映り、使われた可能性、否定できない。

【判決】一斉検挙で拘禁された計126人(12月8日に111人、その後15人)のうち有罪となつたのは、1年後の時点で懲役18人、禁固5人、罰金14人。裏返すなら、いかに罪なきを検挙したか。検挙して長期間拘束すること自体に目的があり、有罪無罪は二の次だった。

【過酷な罪刑】中で、宮澤とハロルドが懲役15年、ポーリンが同12年という刑は他に例なく過酷に過ぎる。判決理由にも量刑にかかる判示はなく、全て推測するしかないが、おそらくは頑強な否認が強く影響している可能性がある。

3人とも、捜査段階では自白調書に押印したが、公判を通して否認したことが、上告趣意書によって確認できる。しかも自白は拷問によると示唆する文言も織り込まれている。

これは戦争遂行の国家権力にとって、到底容認できることではない。仮にも、国家権力が科したスパイ容疑が否認されたまま獄の外に出ては国家の威信にかかわり、戦争遂行の勢いを削がれる。まして拷問に堪えて否認を通したとなれば、これは容認できることではない。少なくとも戦争中は獄に閉じ込めておく、これが至上命令だった可能性は拭えない。

*以上、花伝社刊『引き裂かれた青春』から要約。

スパイ冤罪と戦後の秘密法策動・関連年表

1937(昭12)年7月 中国・盧溝橋で軍事衝突起こし、関東軍、日中戦争へ引き金／8月 大改訂・軍機保護法公布(10月施行)

1938(昭13)年4月 国家総動員法公布

1941(昭16)年3月 国防保安法公布

1941(昭16)年12月8日 日本、アメリカ・真珠湾を攻撃し、太平洋戦争へ引き金。同日内務省指揮「外謀」一斉検挙。宮澤弘幸、レーン夫妻ら全国で126人。

1942(昭17)年2月 戦時刑事特別法公布(3月施行)／4月 宮澤弘幸、レーン夫妻ら軍機保護法違反等で起訴(12月一審判決＝宮澤、ハロルド・レーン懲役15年、ポーリン・レーン同13年／43年5～6月上告棄却／同年9月レーン夫妻アメリカへ送還)

1945(昭20)年8月15日 敗戦／10月 連合軍総司令部(GHQ)が「政治的、市民的及び宗教的自由制限除去に関する覚書」によって日本政府へ指令。内閣総辞職して抵抗するも、後継内閣が受諾。同指令により、宮澤弘幸ら軍機保護法関連等の受刑者一斉釈放。軍機保護法、国防保安法、治安維持法など廃止。内務省・特高警察も廃止

1947(昭22)年2月 宮澤弘幸病死、27歳

1950(昭25)年6月 朝鮮戦争勃発(53年7月休戦協定調印)

1951(昭26)年4月 レーン夫妻復職(63年8月ハロルド病死、70歳。66年7月ポーリン病死、73歳)／9月 講和条約・日米安全保障条約調印(52年4月発効)、特高関係3336人追放解除

1954(昭29)年6月 MSA協定に伴う秘密保護法公布。防衛庁設置法・自衛隊法公布

1978(昭53)年 月 隊内閣総理大臣・福田赳夫が「秘密保護法」の必要性を唱え、法制化の策動が表面化

1979(昭54)年3月 法制推進派が「スパイ防止法制定国民会議」を結成。

1980(昭55)年4月 自民党が「防衛秘密に係る

スパイ行為等の防止に関する法律案」を発表。

1983(昭58)年5月および11月 参議院選、続く総選挙で自民党「スパイ活動の防止」を公約／7月 自由法曹団及び憲法改悪阻止各界連絡会議(憲法会議)が「スパイ防止法阻止の懇談会」をもつ。

1985(昭60)年春 各地各界で「スパイ防止法阻止」の声高まる／6月6日 通常国会に「国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」上程／10月11日 日弁連、新聞協会、日本民間放送連盟が「国家秘密法案」反対表明／12月 通常国会衆議院内閣委員会理事会で「国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」審議未了廃案

1986(昭61)年2月 未了上田誠吉『戦争と国家秘密法』刊行／4月 自民党スパイ防止法特別委員会が廃案を修正した「森私案」を委員会素案とし、再度の立法化に向け策動／10月朝日新聞に新聞週間企画記事「スパイ防止ってなんだ」掲載

1987(昭62)年7月 札幌で、同弁護士会主催の集会「国家秘密法に反対する市民集会・宮澤事件の真実」開催。秋間夫妻招かれ訴える

2011(平23)年8月 政府の「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が報告書

2012(平24)年12月16日 総選挙で自民党が394議席を得て、第二次安倍内閣。改憲策動をはじめ一連の暴走始まる。同時に、これを阻止する運動も、連続して広範に起こる

2013(平25)年1月29日 有志「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成(以来、軍機保護法再来に反対する広範な諸団体と連携して活動)／12月6日 「特定秘密の保護に関する法律」(特定秘密保護法)が参議院で可決(14年12月施行)

2015(平27)年9月19日 「安全保障関連法」(戦争法)、参議院で可決(16年3月施行)

2017(平29)年6月15日 「改正組織的犯罪処罰法」(共謀罪法)、参議院で可決(7月施行)

第一部 論考

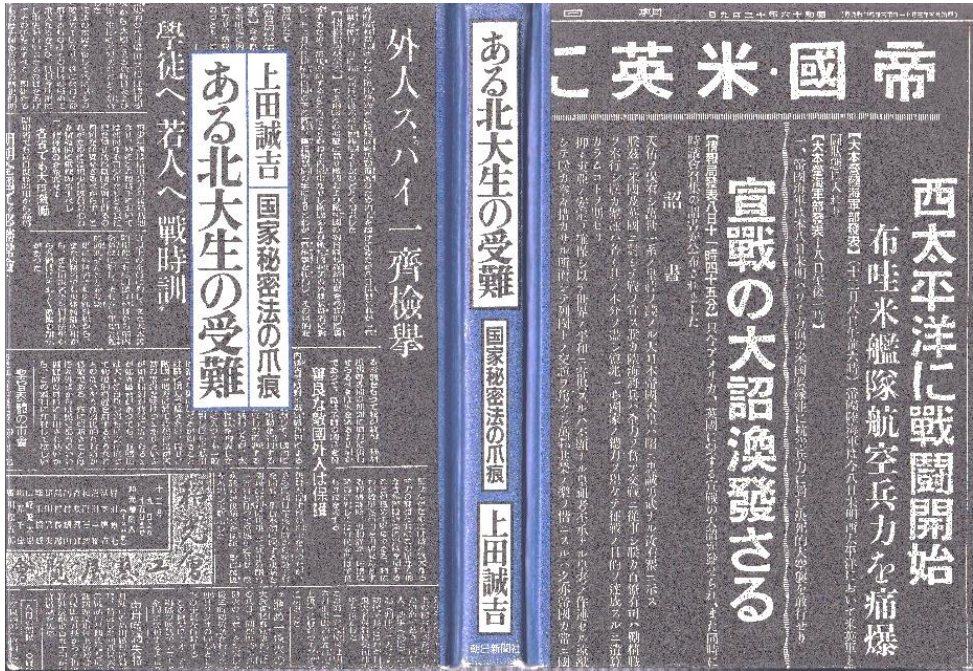
正確に伝えたい——誤用・誤解・半解事項の解消を 17

検証・12月8日の冤罪——宮澤弘幸はどこで検挙されたのか 31

再審への課題——宮澤弘幸の大審院判決から 43

最初の問題提起——初心忘れることなく 51

本会論考は、そのつど会報・冊子などに収録していますが、本編では、その中から4稿に絞って再録。いずれも運動の次なる展開に向け有用不可欠な課題であり、新たな事実・知見を加え再構成してあります。



上田誠吉著「ある北大生の受難」表紙本体



北大構内・クラーク像と宮澤弘幸

正確に伝えたい——誤用・誤解・半解事項の解消を

「日米開戦の日、特高に逮捕された宮澤弘幸は——」と伝えられて一読、何の違和感もない。だが、逮捕に不可欠の逮捕令状を伴っていないかつたとすると、どうだろう。

実は、戦時特別法の下では戦争遂行に反する容疑には逮捕令状も不要とされ、当時の内務省はじめ司法・法務当局も「検挙」と表記して「逮捕」の語を用いていなかった。

この誤用は単に表記の違いに止まらず、人権の基本にかかる本質を歪めることになる。

本稿では、この観点から本会「真相を広める会」としての活動の中で痛感された、これら誤用、誤解、あるいは半解事項を取りまとめ、初心に帰って正確を期することとした。これには孫引きの慣れを正す自戒の念をも込めている。

逮捕と検挙

本件は令状抜きの一斉検挙だった

本件・スパイ冤罪事件で身柄拘束（一斉検挙）された宮澤弘幸らは、被疑事実さえ示されない強制連行による検挙で、司法・警察当局さえ、「逮捕」の語は使わなかった。

本会でも初期刊行物等では「逮捕」を用いた経緯があるが、事実確認後は「検挙」に統一している。

国防保安法が元凶

逮捕令状抜きの身柄拘束は1941年5月10日施行の国防保安法（第17条）に拠る。当時の刑事訴訟法でも身柄拘束には裁判所・予審判事に令状を請求する規定になっていたが、軍機保護法などのスパイ罪嫌疑には国防保安法（第16条）によって裁判所・予審判事を通さず、検察官の職権で召喚・勾引・勾留できるように特例化された。

実際、ポーリン・レーンの上告趣意書（大審院判決引用部分）には「私共警察ニ引致サレタコトカ何故テアルカ判ラナイテ居リマシタ」と記されている。

この文面からは、逮捕令状どころか、口頭でも身柄拘束の理由が示されていないことが窺われる。

このためポーリンは「米國ニ送ラレル迄或ハ戦争ノアル間保護サレルト云フコトヲ知ラセラレル爲ト思ヒマシタ」とも記し、本国送還のための強制連行、あるいは戦時下での強制保護のための連行だと誤解していた。

公権力による人権侵害の合法化

一般に、「身柄拘束イコール逮捕」という現代感覚での慣用があるのは事実だが、戦争遂行の法規である軍機保護法・国防保安法下にあつては人身にかかる最低限の人権すら奪われていた。

この事実を痛く刻み、歴史的事実として正確に伝えていく上か

らも、当時の官憲自身が用いた「検挙」を使うべきであり、真相に沿う一歩ともなる。

ここで「歴史的事実」というのは、一国・日本の歴史に止まらない。ヒトラー・ドイツは、ワイマール憲法の緊急事態条項（48条）を逆手に「授権法（全権委任法）」を成立させることによって国家抑圧体制を手中にした。

その具体化の現れの一つが「緊急時」における令状なしの逮捕権であり、ドイツをナチス独裁に引き込む不可欠の要件となっていた。

ドイツ近現代史に詳しく『ヒトラーとナチ・ドイツ』の著書がある石田勇治・東大大学院教授は、これを「公権力による人権侵害の合法化」と喝破している。

ここに、検挙と逮捕が、用語の違いに止まらない。「歴史の教訓」を体していると知れる。「緊急時」を「戦時」に置き換えれば、一層、強権発動を合法化しやすくなるは自明で、歴史の証明するところ、心しなければならぬ。

国防保安法は、敗戦後、占領軍（連合国軍総司令部ⅡGHQ）の指令（政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書）に基づく勅令によって1945年10月13日付で軍機保護法等と共に廃止された。

逮捕令状

なお、逮捕令状による身柄拘束を原則とする現行法制（令状主義）下では「検挙」という法律用語は存在しない。令状は検察官または司法警察員（警部以上の警察官）が裁判所に請求し、裁判官の判断を経て発せられる。逮捕令状には氏名、住所、罪名、犯罪事実、引致先、有効期間、発行年月日が記される。

【注】上告趣意書Ⅱ原物は焼却あるいは廃棄されていて存在しない。大審院判決には「上告趣意書」部分が争点ごとの判定に先立って引用（転記）されており、本会では文脈に応じ「上告趣意書」（院写）あるいは「上告趣意書」と表示している。

12・8一斉検挙

臨場の真相究明で欠かせない視点

宮澤弘幸らが一斉検挙によって日米開戦の1941年12月8日に身柄拘束されたことは、内務省記録『外事警察概況』などによっても明らかになっている。

だが個々の臨場（拘束状況―検挙の場所・時刻等）を明らかにする記録・資料は当事者によって一切焼却・廃棄されていて、検証を難しくしている。

半面で、検挙にかかる臨場の解明は欠かせない課題であり、仮説や推測が試みられている。中でも広く知られているものに、上田誠吉・弁護士著作『ある北大生の受難』の中での踏み込んだ状景復元がある。

ここでは、師弟の間の強い信頼、信義に重きを置いた視点からの踏み込みが鮮明で、共感を篤くしているが、一斉検挙の事実と矛盾する状景も含まれており、その検証をめぐって、本会内でも見方が分かれた経緯がある。

12月8日の伝聞

上田著作の他にも12月8日朝にかかる伝聞はいくつかある。た

たとえば、札幌・真駒内教会の信徒・松竹谷智さんが2016年7月の集い「レーン夫妻を語る」（札幌・北光教会）で話した中には「その朝は……夫妻と末の双子の12歳の2人が朝食のテーブルについていて、レーン先生のお父様が別室に横たわっておられました。特高たちは2人の子どもの前でお二人に手錠をかけ、病床のお父様の布団をはぎとってそこから探し回ってから、お二人を連れて行ったそうです」

——というのがある。

非情な状態で、ありうる状態ではあるが、「……そうです」とあるように出典も出所も定かでない。

松竹谷さん夫妻は戦後のポーリンから知遇を得、双子の姉妹とも親交があり、二度にわたる双子らの来日時には自宅に招き、レーン夫妻ゆかりの地を案内している。

しかし、事件についてポーリンから直接聞いたことはなく、松竹谷さんの妻・雪子さんによると、「（姉妹から）日米交換船で送還されたときの辛い思い出については話されていたが、それだけだった」と言っている。（智さんは2017年2月昇天）

絶えざる相互検証を

12・8臨場に係る検証は、このような現状から手詰まりは否めない。一連の証拠隠滅は国家権力による卑劣な犯罪であり、戦争文書の焼却・廃棄と共に冤罪の真相までも隠蔽された。

この現状を打開するには、踏み込んだ仮説を含む可能な限りの手法・智慧が待たれるが、共通理解として大事なものは、やはり一斉検挙の視点だ。強大で歪んだ国家権力によるべた一律の強行という事実を抜きにしての真相はありえない。別稿（31頁）に現時点までの検証を試みた論考があるので参考にされたい。

【注】公文書焼却Ⅱ戦争関連公文書は、敗戦前夜（8・14）の閣議で全焼却を決めたと伝えられるが、この決定・通達自体が証拠隠滅の証拠となるため、全て口頭でなされたとされる。焼却決定にかかる公文書は見つかっていない。

内務省の関係では「後になって、どういう人にどういう迷惑がかかるか分からないから、選択なしに全部燃やせということ」で、内務省の裏庭で三日三晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました（当時同省官房文書課事務官・大山正の回想Ⅱ大霞会編『続内務省外史』との証言がある）。

研究文献では『現代歴史学と戦争責任』（吉田裕著・青木書店刊1997年）の「V敗戦前後における公文書の焼却と隠匿」が詳しい。

海軍根室飛行場

公然の存在が冤罪の立体証拠に

本件裁判において、海軍根室飛行場は、その存在自体が軍事機密とされた。当然、被告側は真っ向から反論し、冤罪の核心に迫る争点となった。だが、検察に同調した裁判官が証拠に基づく事実審理を回避、強引な法廷指揮によって未解明のまま結審に持ち込んだことで、事実誤認や思い違いが正されることなく確定判決に残って、誤りのまま伝わっている。

誤った記憶

その一は、本件被告が「海軍根室飛行場」の存在を認識した時

期の特定。被告のハロルド・レーンは予審尋問での調書の中で「私ハ同所ニ海軍飛行場ノ在ル事ヲ十年程前ニリントバークガ来タトキカラ知ツテ居リマシタ」と主張し、大審院判決にもそのまま引用されている。

だが、リンドバーグ機の根室飛来は1931年8月24日で、海軍根室飛行場の竣工は翌1932年（昭和7年）11月21日だから、ハロルドの主張は明らかに誤った記憶に基づいている。

なお、リンドバーグの乗機は水上機だったから、もともと陸上の飛行場を必要としなかった。日本空域に入ってから千島列島沿いに2か所での着水を経て、根室港内に着水している。おそらくは、この北太平洋横断を快挙と報じる新聞記事などがハロルドの記憶に強く遺り、前後を混同したと思われる。

事実調べを抜いた裁判

混同自体は単純な思い違いで、冤罪全体からみれば些末にも見える。しかし、犯罪事実の特定において時間、場所の特定は欠かせぬ要件であり、ハロルド本人をはじめ検察官、裁判官共々間違いに気づかず、しかも調べれば直ぐに分かる程度の混同にもかかわらず一審―大審院を通して何の事実調べも行われなかった。

この一事だけでも、本件裁判がおざなりだった、と知れる。容疑（犯罪事実）は何でもよく、最初から有罪ありきの強引で形骸化した虚構そのもの（冤罪）だった。

なお、この時の新聞記事（朝日新聞）には「根室飛行場にゐた本社熊野、酒井両飛行士は——」との余話が付いている。この記述からは、おそらく新聞社の小型機が離着陸できる程度の、不時着用の滑走路面があった可能性は読み取れる。あるいは、この「飛行場」を海軍が接収し、翌年から海軍飛行場としての造成に入っ

たのかもしれない。

また、海軍の飛行場造成に係る記録類も敗戦時に廃棄され、詳細は消されていたが、地元・郷土史家らの発掘によって『根室千島両國郷土史』（1933年）『北の翼』（1933年刊）などに概略が記録されているとわかった。

記憶の混同

次に注目されたのは、8年後、1939（昭和14）年8月27日の「ニッポン号世界一周」（東京日日新聞社・大阪毎日新聞社主催）の話題。この事業では海軍根室飛行場が「公認出発記録点」とされ、知名度を更上げる契機となった。ただし実際には、同飛行場で着陸も離陸もしていない。

当初計画では、札幌の飛行場を飛び立ったニッポン号が根室飛行場に一旦着陸した後、同飛行場を公認出発地として飛び立つ手はずだったが、前夜来の豪雨で滑走路が使用不能となり、窮余の一策で、同飛行場（滑走路）の上空数百メートルを空中通過することで離陸に代えた。

だが最悪の思い違いは、根室の飛行場が有罪の決め手になると思い込んだ検察にある。灯台船に便乗して千島めぐりの旅をした宮澤弘幸は根室港で下船し、列車で札幌へと向かっているが、この旅程に目をつけた検察は、根室を通ったおりに海軍飛行場を見たに違いないと思ひ込み、犯罪容疑を構成した。

「間知」を「探知」にすり替え

実際には、見たも見ないもない。札幌に向かう列車の車窓の左手には飛行場が広がっている。したがって座席の位置によっては見るなどと言っても目に入る。実際に宮澤弘幸が目にしたか否かは

検証できないが、証拠採用されたであろう自白調書には

「汽車車中ニ於テ乗客ヨリ 根室町ニハ海軍飛行場存在シ 其ノ指揮ニハ兵曹長カ當リ居ル旨 聞知シタル」

と記されている。(大審院判決に引用記載)

隣に座った話好きの乗客が勝手に教えてくれたとのことだ。はからずも宮澤弘幸の根室飛行場に寄せる関心が消極的だったことも示している。

したがって自白調書でも「聞知」と表記されたのだろうが、検察は起訴にあたり「聞知」を「探知」にすり替えたうえで、有罪の決め手に組み込んだ。ここにも犯罪容疑の構成での杜撰さが読み取れる。

【注】聞知と探知 聞知は、文字通り聞き知ると解され、一般行為を指すが、探知には探り知ろうとする犯意が込められているとされ、軍機保護法上の定義では犯行為(探知罪)となる。聞知では罪に問えない。

海軍自身が公開

いずれにしても、軍事機密というには余りに公然に過ぎる。現地を見れば一目瞭然であり、地元では、根室町公刊の『根室要覧』にも海軍飛行場の存在が明記され、地元新聞社『根室日報』発行の「絵葉書」にも飛行場の全景が描かれていた。乗客の話好きもその延長上のことと知れる。

加えて海軍自身がアメリカ大使館付海軍武官の見学を受け入れていたことも分かっている。(昭和9年 11月9日 1934年 8月4日付公文書)

【注】以上、海軍根室飛行場に関する記述では、本会の初期刊行物等でも誤記されており、事実確認後は本稿記載に訂正し続

一している。

また、宮澤弘幸が便乗した「灯台船」の表記は、判決文の中では「灯台監視船」となっており、本会刊行物でも当初、この表記に拠ったが、この用例は当判決文以外には見られず、関係者はじめ一般には「灯台船」の表記で通っていることから以後は「灯台船」に統一している。

拷問と良心

卑劣な本質踏まえ、惑わされない対応

拷問は、捜査権力が自らの描いた犯行の筋書に合う自白を強要するために被疑者に加えた肉体的精神的な暴力に他ならない。非道、非合法的な暴力手段であり、戦前の法制下でも禁じられていたが警察部内では公然の秘密とされ、とくに治安捜査では見て見ぬふりが横行していた。

ただし、拷問の事実が証明されれば、戦前の法制下においても押印・指印させた「自白調書」が無効となる。そこで捜査権力は拷問の証拠が漏れたり残ったりしないよう密室化を強め、この結果、後世の検証も難しくしている。

したがって、本件でも拷問の証拠を白日に晒すには至っていないが、その痕跡はいくつも検証することができ、拷問が加えられたことは、事実として十分に推測される。

良心に訴える必死の表現

たとえば宮澤弘幸の上告趣意書の中には「ソハ強制ニ堪ヘカネ

テ」との言及、あるいは「恰カモ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知セント企テタルカ如ク供述シタレトモ」等の記述が随所にあり、拷問と読み取れる。

当時、明確な証拠なしに拷問を言い立てれば、それ自体が法廷での侮辱罪等に問われる怖れがあったので、この上告趣意書での記述は、裁判官の良心に訴える、ぎりぎり必死の表現だったといえる。

自白万能とされた旧法制下にあつては、一旦「自白」として司法上の形を整えられ、法廷に出されると最有力証拠とされた。被告側が法廷で「強制（拷問）によるものだ」と自白自体を否定しても、「密室」での一部始終を証明することは不可能に近く、故に冤罪が罷り通った。

レーン夫妻については、その「上告趣意書」からも、直接、肉体に加えたような拷問の痕跡は窺えない。だが少なくとも外国人の習慣からは耐えられない劣悪な環境に追い込まれたことは証明でき、ハロルドの趣意書にも「疲労シ切ツテ居リシ為気休メニ聴取書ニ署名シタル」などの言及があり、当人の意に反しての「自白」に至ったことは明らかと言える。

また、ポーリンの趣意書には「私ノ知ラナイコトヲ知ツテ居ルト強要シマシタ 三月ニハ私ハ肉体的ニ心理的ニ悪イ状態ニアツタ爲ニ……」とあり、同様の仕打ちにあつていたと知れる。結果から推して、起訴が四月九日だったことから逆算しても、「三月」に自白強要の取調べが集中したと知れる。

宮澤弘幸については、戦後、釈放されてから家族や友人のマライーニに断片を話しており、当時の弁護士が命にかかわる拷問を避けるために方便の自白を勧めた経緯も明らかになっている。「自白調書」を含め一切の証拠が失われてはいるが、拷問によって特

高の筋書に沿った「自白」を強いられ、押印せざるを得なかったことは間違いない。

英雄視は冤罪被害者を貶める

なお、拷問関連の論考の中には、冤罪を闘い抜いた生涯を称えるあまり、「拷問に屈せず容疑を全否認し自白もしなかった」と強調する向きもあるが、これも正しくない。

事実をまぶした称賛は事実を歪めると同時に、危うい英雄視に陥り、かえって冤罪被害者を貶めることになる。

捜査段階では「自白調書」に押印したが、公判では一貫して否認したという事実をそのまま過不足なく伝え検証することが大事であり、特に、探知―漏泄というスパイ罪の核心については終始否認している事実が重要になる。

不当な獄中制裁

拷問で、もう一つ混同される誤伝に、刑務所での不当な制裁がある。

たとえば「蟹刑」と恐れられ、拷問の最たるものとして伝わっている虐待事例があるが、これは過剰制裁であつて拷問とは異なる。蟹の形に似たチェーンづくりの拘束具（蟹錠）で両手両足を締め上げる残酷なもので、歴史的証拠物として博物館・網走監獄に展示されている。

制裁には、刑務所内の秩序維持に伴う懲罰という法令上の根拠があり、故に公然と制裁具が用意され、狭い空間に閉じ込める懲罰小屋が特設されてもいた。制裁を受ける側からは拷問と変らない精神的肉体的な暴力であつたが、加える方には公務執行という意識の正当化があつた。

正当化する錯覚

制裁には、常に過剰に及ぶ危険が潜み、踏み越えれば違法行為となる。これに対し拷問はまるまる不法行為であり、刑法の暴力行為（暴行傷害）と何ら変わるところがない。この違いには明確な一線が画されているが、制裁を当然視する風潮がはびこることによって拷問を正当化する錯覚までが横行したとの意識環境も否めない。

現行法制では憲法（第38条2項）によって禁じられ、刑事訴訟法（第319条）でも憲法の条文を復唱する形で明記されている。

【注】以上、拷問と制裁の混同では、本会の初期刊行物等でも誤記されており、事実確認後は本稿記載に訂正し統一している。

教師失職

戦争そのものが個人に強い犠牲

レーン夫妻の受難では、軍機保護法違反（スパイ罪）による検挙で、北大教師としての職も住いも追われた。こんなふうに伝えられているが、これも正確でない。

事実は、検挙如何の以前に、日米開戦で敵国人となったこと自体が解職・追立ての理由にされた。北大当局の頼かむりもさることながら、個人が戦争そのものの犠牲にされた事実こそ、忘れてはならない。

レーン夫妻の学内での身分は「傭外国人教師」。契約の詳細は定かでないが、期間を定めた傭人契約（雇用契約）を交わし、これ

を満期ごとに更新することで支障なく雇用を継続してきた。仮に犯罪事実が明らかになれば天皇の官吏に準じて分限を問われることになるが、夫妻の側には契約履行のうえで解約を迫られる事情は全くなかった。

解約は、1942（昭和17）年3月31日付。同時に官舎明け渡しで住居（住所）も失った。9日後の4月9日には夫妻ともに起訴され、法廷での人定尋問では「元北大豫科英語教師」（一審判決記載）となり、大審院の段階では「国籍米国 住居不定」となっている。

文部省の指示

解約は全て文部省の指示によっている。大臣官房秘書課長通牒が大手を振り、開戦10日後の12月18日付で米英国人教師の授業差し止めが通牒され、追って1942年2月28日付で雇用契約の解約が通牒された。

通牒には具体的な解約条件を指示した「敵国人タル傭外国人教師並ニ外国人講師ニ関スル取扱要綱」が添付されており、北大当局は直ちにこの要綱通りの処置をとり（3月14日付決裁）、拘置中のレーン夫妻に「傭外国人教師解約書」を送り付けている。

夫妻が検挙されたとき、官舎には病に伏したハロルドの父83歳と、12歳になる双子の娘たちが残された。

老と幼の家族は直ちにその日の生活から窮したのだが、当の警察（行政）も北大も全く知らぬ顔で、窮状を見兼ねたカソリック系の修道院（フランシスコ修道会）が双子を引き取り、老いた病人を併設の病院（天使病院）に移送している。老いの身に衝撃は強すぎたのだろう、年明けてほどなく亡くなっている。

解約は被解約者の現状を無視した一方的なもので、さすがに寝

覚めはよくなかったのだろう。通牒添付の取扱要綱では、解約時までの俸給全額と、解約に伴う違約金分を「手当」として支給することを認めている。

北大は大臣官房への伺いを経てハロルドには850円・ポリーンには400円と支給額を算定している。「伺い」の文書中には「貯蓄ナキモノノ如シ」の記述が覗かれ、焼石だったと知れる。

北大の怪

宮澤「退学願」を欲したのは誰か？

宮澤弘幸の北大における学内の身分は、1942年4月1日付で「退学」となっている（工学部学籍簿記載）。さらに2013年3月になって「退学願」などの身分に係する一連の文書が見つかったことから、北大当局は、本人の願い（理由は「家事上ノ都合」と記載）を容れ、自己退学として事務的に処置したと追加して説明している。

だが、単に字面をなぞった紋切りによって説明しきれぬわけもない。宮澤弘幸自身は終始一貫、北大生として裁判に臨み、これを受け、判決でも北大生として断罪されている。「退学」をめぐる経緯については北大としての納得のいく説明と検証が求められるが、果たされていない。

「退学願」の原物は毛筆で、三文判ではない印鑑が押されている。正式の筆跡鑑定は行われていないが、遺族（実妹・秋間美江子）も異議を述べておらず、真偽にかかる争いはない。したがって問題は、自由意志の証明になる。

許可する側の書式

疑念の一是、書式が整い過ぎていること。表題が「退学届」ではなく「願」と表示され、「願いを以て許可する」という、許可する側の書式に合わされている。

また書かれた態様、および経緯からみて、留置場であり合せの紙に一気に書いたという安直なものでもない。筆、硯、用紙、印鑑の一式が予め揃えられ、書式を確かめたうえで筆をはこんだと思われる。

疑念の二は、書いた時期の特定と、その意味合い。「願」の日付は4月1日になっているが、実際には限りなく月末に近いことが北大の検証でも明らかになっている。

おそらくこの作為は4月9日に起訴された事実と絡んでいるに違いない。北大としては起訴を受けての学内処置（学籍抹消）が必要になり、その処置の日付を年度初めの1日に遡らせて統一したのではないかと推測されている。

退学を願う動機がない

宮澤弘幸には自ら退学を願う動機が見当たらない。これに対し、北大にとって、スパイ罪で裁判を受ける学生を戦時下抱えるのは容易ではない。

といって判決前に退学処分とするには抵抗があり、自主退学を求めた。もとより確証のない推測だが、当時の状況からは十分に蓋然性がある。

仮に、「自主退学」にすれば、裁判で無実となったとき直ちに復学できる」と説得すれば、無理強いも可能になる。先にレーン夫妻を年度末に解約したのと合わせ、大学の身辺はきれいに取り繕う

ことになる。

この疑念に対し、現・北大当局は、当時、身柄拘置中の宮澤弘幸に接触すること自体が困難だったことから、事前関与の可能性は低いと結論づけている。(北海道大学大学文書館年報第9号の論考)

起訴後は面会可能

だが、そうだろうか。確かに、起訴前は嚴重に隔絶されているが、犯罪構成を固めた起訴後は事情次第での対応は緩くなる。先の北大自身の検証にあるように、北大が「退学願」を入手した時期が4月末以降だったとすれば、起訴後から月末までの間に面会する可能性が十分開けてくる。北大は、この疑念に正面から応える義務がある。

北大の対応は一貫して後ろを向いている。一連の文書が明るみに出始めたのは、検挙から実に69年を経た2010年代になってからだった。北大は、自ら招いた教師と自ら選抜した教え子が絶体絶命の窮地に陥ったときに最低限の手を伸べることもなく、大学当局の保身に汲々とし、歴史的事実をも隠ぺいしてきた。

この体質はいまも引き摺っている。大学の都合を優先して犠牲を強いた宮澤弘幸らへの謝罪を拒み、責任の明確化にも口を濁し、口では冤罪事実を風化させないといひながら具体化には二の足を踏んでいる。一連の経緯については本会刊行の冊子『北大に求めた処置と責任』(本編99ページに収録)を参照されたい。

復学願に反感

復学については、1945(昭和20)年12月8日付の「復学願」が残っている。「12月8日」との日付に込められた反感の思

いが痛い。併せて同月21日付で「許可」とした文書もあり、学籍簿にも転記されている。

ただ、実際には復学した痕跡はなく、札幌に足を踏み入れた気配もない。この前後、獄中の衰弱に加えて腸結核にも罹患、翌1946年2月には小康を得てマライーニに再会、元氣そうな写真を残しているが、その一年後、多量の咯血から1947年2月22日帰らぬ人となった。

憶測は憶測

なお、釈放の経緯、および釈放に先立つ1945年6月25日の宮城刑務所への移送について、一時、特別の配慮のごとき憶説が流布したが、文字通り憶測に過ぎない。

移送の理由は不明であり、釈放は占領軍(連合国軍総司令部ⅡGHQ)の指令(政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書)による超法規措置に基づく一斉釈放(1945年10月10日)であり、個々に特別の経緯はない。

また、復学願もアメリカ留学に備えた手続きの一環との憶説があるが、これも順序が違ふ。

確かに留学の公募に応じた痕跡はあるが、それは1946年1月下旬以降のことで、復学願を出したのは前年12月の初旬。46年2月前後はマライーニとの再会の頃であり、体調にも小康を得ていた時期に重なる。戦後再生に向けていろいろの可能性にかけていた意欲の現れと解するのが自然といえる。

【注】以上、宮澤弘幸の北大生としての身分に関しては、「退学願」等が見つかるまでは、「退学届は存在しない。宮澤弘幸自身に退学の意志はなかった」とする通説に基づいて対応し、本会刊行物等でも通説に拠ってきたが、事実確認後は本稿記載に訂

正し統一している。

日米交換船

引き延ばされたレーン夫妻強制送還

レーン夫妻は、大審院判決の確定で刑務所に収監された後、1943（昭和18）年9月、交戦国合意に基づき日米交換船によって母国・アメリカへ送還された。この経緯には情報不足からくる憶測、流説が入り乱れ、虚実錯綜して流布、本会刊行物等にも誤記が含まれているが、確かな事実を基に、時系列にして解きほぐすと以下になる。

交換船は、交戦国残留の外交官を相互に送還する目的で開戦後ほどなく浮上した。交渉は全て相互主義にたち同規模の船舶を用意し、船腹に余裕があることから、両国で互いに戦時拘束した民間人らを加え、さらには乗れるだけの同人数を交換しようとして広がって、計400人台で最終合意がなった。これが開戦半年後、概ね1942年5月前後のことになる。

対象の枠が戦時拘束者になればレーン夫妻と、その家族も対象となる。ポーリンの上告趣意書によれば、予審（戦前の司法制度で公判前の予備審問）の段階で「米國へ帰リタイカト尋ネラレタ時……」とあり、交換船を前提とした打診があったと窺われる。

これに対し、ポーリンは「若シ皆一緒ニ行カレルナラハ行キタイケレト主人一人ヲ置イテハ行キタクナイ」と答えている。

留意されるのは、打診が夫婦一緒を前提としていないことを窺わせることだ。穿てば、容疑をハロルドに集中（主犯化）させ、

ポーリンが容疑通りに自供すれば特別扱いで娘たちと一緒に送還すると誘導する分断策が弄されたとも窺える。

予審は、起訴された事件を公判に付すか否かを決する非公開の場だが、その過程（審問）では、往々、公判では取扱い難い事案に黒白がつけられる。たとえ利害をかざしての誘導、分断があったとしても、密室の内を検証するのは難しい。

結果は、ポーリンは分断に乗らず、夫妻の要望ということで娘二人だけが乗船することになった。これは母親が娘に持たせたメモ（アメリカでは母の兄を頼るよう連絡先が書かれている）の存在によっても裏づけられる。

二人の娘は6月4日に札幌を発ち、船（浅間丸）が出る横浜に向かった。だが着いてみると船は栈橋を離れて港外に碇泊しており、直ぐには乗せてもらえない。不安を募らせ、そのまま岸壁のホテルで待機させられる。

最後通告

事態は、この前後に急変し、若干の経過があつての6月15日になって、アメリカ側から強烈な通告が入った。

「（レーン夫妻ら）3人を乗せないなら、松平一郎ら3人の乗船許可を取り消す」

松平一郎は横浜正金銀行サンフランシスコ支店長で、父親は宮内大臣の松平恒夫。さらに縁戚は皇族に連なっている一族で、事態は一気に緊迫した。

発端は双方の乗船名簿。出帆を控えた最終点検で、アメリカ側は夫妻と、もう一人（R・N・マッキンノン）一斉検挙された旧制・小樽高商教師）の名がないことから、待ったをかけ、乗せろ乗せないの鬩ぎ合いの交渉となった。

交渉といっても、交戦下の交渉だから互いに第三国を経由しての、まだるっこく危うい展開になる。実際には、既に送還者に乗せ、銅鑼を打つばかりの両船を停泊させたままでの、一週間に近い駆け引きを重ねたあげくの、これがアメリカ側からの最後通告だった。

第二次船で決着

駆け引きの自身は省き、結果は、日本側が「3人は第二次交換船に乗せる」との覚書（アシユアランスII保証）を入れることで何とか決着する。これが6月25日未明のことで、アメリカ側の用船・スウェーデン船籍のグリップスホルム号はこの間ニューヨーク港に待機していた。

問題は覚書の実効をどう保証・担保するか。この問題をめぐって外務省は、対米交渉にも増して、内務省および司法省との内交渉に手こずった。最後は内務省から「夫妻送還へ向け」例外的措置を考慮できる」との保証を取りつけることで決着した。

戦後、上田誠吉・弁護士が一審裁判官の一人・宮崎梧一から聞き出した回想では「司法省から政府の必要とする在米の日本人と交換するために、アメリカ人教師夫妻を釈放してアメリカに送還したいから了解してくれと言ってきた……」云々とあるから、この間の経緯と符合する。

双子の二人が岸壁で待機させられたのも、あるいは人質に似た駆け引きのせいだったのかもしれない。第二次交換船での決着案を緊急提示した翌日の17日に、ようやく乗船させている。

決着の覚書は一応、順守される。横浜を出た浅間丸はアフリカ東海岸のロレンスマルケスで、ニューヨークからのグリップスホルム号と行き合い、乗船者を交換して反転し横浜に帰港した。こ

れを待つて第二次交換船の出航は9月5日と決められた。

無期延期

しかし、この後の経緯は、ポーリンが上告趣意書に記載した通りとなる。夫妻は8月31日に札幌拘置所を出て9月2日に横浜に着いたものの、娘たちと同じ岸壁のホテルで待機させられ、あけく無期延期となつて、9月22日、無惨にも札幌へ逆送される。

理由は定かでない。当初、アメリカ側から「2週間ほど遅れる」との連絡があり、そのうち日本側でも軍部から横槍が入ったとされる。同時に、アメリカ側でも「ハワイの日系人を送還すればアメリカ海軍の状況を知らせることになる」と中止勢力が強まったと伝わる。このあたりの確かな記録・証言は残っていない。

一年後の再開

再開は、1943年9月。無期延期から、ちょうど一年後のことで、この間、夫妻は一審―大審院と経て、5月5日にポーリン、6月11日にハロルドが、それぞれ有罪の判決を受け、刑務所に収監されていた。再開に至る経緯は定かになっていない。

第二次の用船は「帝亜丸」。10月15日にインド西海岸のゴアに着き、遅れて入港したグリップスホルム号と乗船者を交換し帰路につく。夫妻らは娘たちが乗ったと同じグリップスホルム号でニューヨークへと向かった。

以上は、当時の外交公電など公文書・記録によって裏づけられており、これら広域に散在した断片を丁寧に集めて全体像を明らかにした鶴見俊輔ら編著の『日米交換船』（新潮社2006年刊）が詳しい。

反して、レーン夫妻の拘束はアメリカに抑留された日本高官を

救出するための謀略だったとか、あるいはスパイ交換説、さらにはレーン夫妻の札幌出発には北大生がストームを起こして歓送したなど、流説が飛び、相応に信じられてもいたが、すべて憶測・虚報だったことになる。

なお、記事・論考などで、「捕虜交換船」の表記が少なからず見られる。事実経緯に基づいた用例においても、交換船の実態においても、間違った表記であり、全体像を誤らせることになる。

北大への望郷

レーン夫妻の戦後と周辺

レーン夫妻は、事件と周辺について、「天災だから仕方がない」などと退いて、ほとんど語っていない。しかし地元紙『北海道新聞』（道新）ほか折々追っていて、相応にたどることが出来る。これら記事には事実関係や日付などに明らかな間違いがあつて詳細には検証が必要だが、大筋を追うと、以下のようになる。

アメリカ送還後は、ボストン郊外のオーバートンデールに住み、ハロルドは教員養成所で教鞭をとり、ポーリンはミッシェンスクールの保母に就いた。半面、北大・北海道への思いは一貫していて、その念を早くも終戦翌年の晩秋のころポーリンの母校である同志社大学の総長（牧野）に伝えている。（1946年11月5日付『道新』など）

これは北大首脳に取り次がれ、歓迎の下地となった。ただ戦後間もないことで、初めは具体化の手立てもなかったが、その後（1

949年8月下旬）、戦前からの親交があつた中谷吉郎（北大理学部教授）が訪ねたことで大きく弾む。中谷はかねて論文英訳で助力を受けており、このときも一週間に渡って論考『雪の結晶』を見てもらっていたのだが、この間、望郷の念も肌身で受けることになった。

夫妻の親交は、教え子を中心に知られ、文献も多く残っているが、戦後の復帰では、中谷吉郎ら教員仲間にも信望があり、招聘運動の中心になったことが知れる。

北大復職

翌1950年3月には北大法文学部教授会が、教授会としてハロルド招聘を決定。前後してGHQ（連合国軍総司令部）を通じて国際教育機関による交換教授の計画が持ち上がり、連動して文部省も動き、アメリカからの派遣35人の中の一人として北大へはハロルドが配置されることになった。（1951年2月24日付、4月16日付『道新』）

札幌入りは1951年4月17日。北大、北星、北光など旧知の歓迎を受けた半面、北大の学生組織からはアメリカからの派遣に抗する反発を受けた。追ってポーリンも北海道学芸大学（現・北海道教育大）に英語教師の職を得た。

住いは、旧居官舎が空家のままになっていて、即、入ることが出来た。1960年9月には隣家のヘッカー共々、勲五等瑞宝章を受けている。（1960年9月7日付『道新』）

以上のうち、新聞記事の発掘は、2016年7月16日に札幌・北光教会で開かれた「レーン夫妻を語る集い」で報告した河道前伸子さんの記録に拠っている。また中谷吉郎のレーン宅訪問の様子は『北海道大学大学文書館年報』第5号に載った逸見勝亮・

同館長の論考に詳しい。

死因二説の解明

戦後のハロルドは1963年まで北大教師として勤め上げ、多くの教え子を送り出した。だが、その教え子たちに囲まれての退官を目前にしてあつげなく病没する。腸にできたポリープを取る手術中に脂肪が血管に入った医療事故が死因とされ、本会編・花伝社刊『引き裂かれた青春』でも底本を踏襲し、そう記述している。8月7日昇天。享年70。

だが、その後、これとは違う病因が報告されている。先に紹介の「レーン夫妻を語る集い」で、越智さんと子さん（札幌医科大学・脳神経外科助教Ⅱ医師）が明らかにした経緯によると、持病だったヘルニア手術後のおそらくは術後合併症の悪化が原因と推測される。

越智医師は、小学校低学年だった1963年の夏休みに北大病院で病室がハロルドと向い同士となり、同じ日に同じヘルニアの手術を受けた。子供心にもはっきり覚えていて、先に退院し、のち母親に連れられてハロルドの葬儀にも行っている。ポリープ同様、カルテなど物証を伴った記憶ではないが、信憑性はより濃く聞こえる。

システアの死因

なお、ポーリンの先夫・システアについても、一部に「第一次世界大戦の直後、流感で病死」との年譜が伝わっている。

だが、ポーリンがシステアを記念して札幌・北光教会に贈ったオルガンの蓋裏には「大戦で戦死」との記載（英文）があり、これが定説になっている。流感死を裏づける文献は見当たらない。

円山墓地

ポーリンは、相前後してがんを病み、入退院を繰り返していたが、ハロルド病没の3年後、1966年7月16日に昇天した。享年73。生前の夫妻の意志により、夫妻の蔵書450冊余は北大図書館に贈られ、「レーン文庫」となっている。墓は夫妻一石で円山墓地にある。

追補

宮澤弘幸の死亡診断書

北大に保存された文書類の中から見つかった宮澤弘幸の「死亡診断書」（東京警察病院・医師Ⅱ名前黒塗）によると、「直接の死因は肺結核（継続期間約三ヶ月）その原因は結核性腹膜炎（継続期間約一ヶ月）その原因は腸結核（継続期間不記載）」と記されている。腸結核に罹患した時期は不明で、獄中であったのか釈放の後だったのかの確定もできない。

宮澤弘幸の病状・死因については、推測、憶測による記載があり、本会刊行物にも原典不詳のまま記述したものがあがるが、確かな資料としては右の死亡診断書の他には存在していない。

マライーニの学内身分

フォスコ・マライーニは、国際学友会（本部・東京）の奨学金を得て来日した日伊交換留学生。アイヌ民族の人種の起源に関心を持ち、強い希望で北大に籍をおいた。

当時、北大では医学部解剖学教室の児玉作左衛門教授を中心にアイヌ人の骨格研究が進み、学外にも知られていたが、マライーニの関心に沿う講座はなかった。そこで、便宜的に解剖学教室の助手（無給）となり、フィールドワークを主体に自由に研究することになったと思われる。

住居も、教官に準じ外国人教師用官舎に入居することになったが、教師として授業・講座を持った形跡はない。当のマライーニ自身、心身とも型にはまらない才能の持ち主で、文化人類学を軸に、写真家、登山家、探検家、旅行家、著述家、等々としてそれぞれ業績を残している。

このような人材が、戦時下の北大に存在したということ自体が驚きであり、当時の北大の一側面を伝えている。一九四一年四月、京都大学イタリヤ語教師の職を得、北大をあとにした。したがって、宮澤・レーン冤罪事件は、この後のことになる。

【注】『オレ・ジャポネジ』＝マライーニが日本に関して記述・論述した代表作。英訳された『ミーティング・ウイズ・ジャン』（ヴァイキング・プレス刊）と日本語訳の『随筆日本』（松籟社刊）があり、本会では、『引き裂かれた青春』（花伝社刊）の刊行以降の引用は『随筆日本』に拠っている。

※以上、冊子『引き裂かれた青春』（第一刷）の「正確に伝えた
い特記事項」を大幅に加筆・修正し再構成した。

検証・12月8日の冤罪——宮澤弘幸はどこで検挙されたのか

【はじめに】

軍国・日本が太平洋戦争を引き起こした1941年12月8日の早朝、内務省は全国の特高（特別高等警察Ⅱ治安警察）を総動員して外諜容疑者の一斉検挙を行った。（注1）

内務省の省内記録『外事警察概況』（以下↓内務省記録Ⅱ当時は厳秘扱い文書）によれば、

「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し綿密なる内偵を遂げつつありたるが、十二月八日午前七時以降司法及憲兵当局と緊密なる連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。

高飛車の極みだが、大筋はこの通りだったに違いなく「左の如く」と曝された被検挙者111人の中に、宮澤弘幸とレーン夫妻ら北海道帝国大学（以降↓北大）にかかる5人の名も記されている。記録にある「外諜容疑者」とはスパイ容疑者、「非常事態」とは日米開戦の意にほかならない。（注2）

この記録によって、開戦の日に宮澤弘幸らが検挙されたことは明らかで、実際に宮澤弘幸は戦後1945年10月10日の釈放まで冤罪の獄に繋がれている。

しかし、開戦の日に宮澤弘幸らがどのように動き、どのように検挙されたかの記録は失われている。少なくとも宮澤弘幸にかかる捜査記録は「外諜容疑者名簿」をはじめ一切が、おそらくは捜査当局自身の手によって焼却あるいは廃棄されており、辛うじて破却から漏れた一審判決（札幌地裁Ⅱ書写）と大審院判決の現存原

本にも検挙にかかる状況は全く記されていない。

この日、札幌で、北大でいったい何が起きたのか。宮澤弘幸はどのような状況で検挙されたのか。記録の一切が破却されたとはいえ、この説明は欠かせない。本件スパイ冤罪事件を説明する上で出発点であり、国家が手を下して冤罪を仕組んだ全貌を説明する上で黙過しえない一日と言える。

この視点から果敢に挑んだのが上田誠吉弁護士の『ある北大生の受難—国家秘密法の爪痕』だった。事件説明の第一次資料・史料となる捜査記録が破却された中で、こつこつと関係者の記憶を掘り起こし、埋もれた周辺記録をかき集め、真相に迫る独自の心証を固め、目に浮かぶ描写に踏み込んでいる。（注3）

だが半面、この踏み込みで困ったことも起きた。心証描写には一斉検挙の実際とは矛盾する部分があり、この部分を切り取っての孫引きが頻繁に重ねられたことによって、裏づけのない心証があたりかま史実であるかのように独り歩きを始めたからだ。

おそらく上田論考は、敢えて心証描写を晒すことで、有意有用な検証を喚起し、新たな記録、記憶を掘り起こすと共に、より合理的な説明を引き出すことに狙いがあったと推察されるが、結果は全くの裏目に出たことになる。

上田弁護士自身は、この独自の心証描写に自己満足も過信もしていない。それは、同著の「あとがき」で

「とくに『思い込み』がいきません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そ

のへんの加減が難しいようです」と吐露していることでも明らかだ。

これは検証にかかる大切な矜持だといえる。可能な限りの証拠・証言を集めて精査し、足らざるところ、欠けるところを合理的な推測（心証）で補い「新しい知見」＝仮説を立てる。さらには、その仮説を厳に検証することによって不合理を質し、合理性を究める。その繰り返しで限りなく真相に迫る矜持である。

思い込みと新しい知見の葛藤といってもいい。この葛藤がなされないまま、上田論考の権威に寄りかかった安易な孫引きが独り歩きするとあつては、上田論考の思いにも反する。いささか遅ればせながら、精いっぱいの検証を試みる所以である。まずは、上田心証による描写の部分を読する。

（以下、同書115ページ）

一九四一（昭和十六）年十二月八日、この日、札幌の街は小雪の舞う薄ら寒い朝を迎えた。宮沢は、円山公園の近くのアパートの一室でいつもの通り目を覚ましたが、しかしなお布団のなかにあつてぬくもりをたのしんでいた。

枕もとのラジオのスイッチをいれると、午前七時の臨時ニュースは「大本営陸海軍部午前六時発表、帝国陸海軍は本八日未明西太平洋洋において米英軍と戦闘状態に入れり」と伝えた。宮沢はとびおきた。

まず彼の頭に浮かんだのは、ハロルド・レーン一家のことであつた。日本はレーンの故国アメリカに対して開戦したのである。北大入学以来四年半、宮沢はレーンとは、師弟の関係をこえて、その家族の一員であるかのように、親しい交際を重ねて来た。

英語を教えてもらった、というだけではない。宮沢はレーンの、なにごとにつけゆるぎのない誠実な生き方を尊敬し、レーン一家の愛情に満ちた家庭に親しんできた。レーン一家との関係で、開戦にともなう新しい事態をどううけとめたらよいのか。宮沢の頭のなかは、めまぐるしく回転した。

まずレーンさんに会うことだ。そして日本とアメリカが戦争を始めたとしても、自分のレーンさんに対する信義に変わりはないのを伝えることだ、そう思いついた宮沢は、簡単な朝食をすませて、アパートを出た。

このとき、宮沢のアパートは私服の特高たちによって見張られていたはずである。そして、市内電車で北大の外人官舎に向かう宮沢のあとを、何人かの特高が尾行していったにちがいない。宮沢を検挙するために張り込んでいた特高たちは、開戦の朝、早々に行動を起こした宮沢がなをしようとしているのかに強い関心を示した。

レーンの住む北大構内の外人官舎の周辺にも、木陰に隠れて、何人かの特高が目立たぬように張り込んでいた。宮沢がそのことに気がついたかどうかはわからない。

ベルを押すと、女中の石上シゲが顔を出し、招じいれられた。応接間でレーン夫妻と会った。宮沢は少し興奮しながら、レーン夫妻に告げた。

「先程ラジオで日本がアメリカとイギリスに対して戦争を開始したことを知りました。しかし、戦争は国と国との間の出来事です。私とレーン先生との出来事ではありません。私は先生の一家に対する信義を固く守り続けますから、どうか信頼して下さい。戦争が始まって、先生一家の周辺にもなにか困難なことが起こるかも知れません。その際はどうか私に教えて下さい」

い。私はその解決のために尽力します」

手短にこれだけのことを上げると、宮沢は席を立った。レーン夫妻はこもごも「有難う」といって、宮沢の手を握った。宮沢はいつにかわからぬレーン夫妻の穏やかな目つきに安心し、自分の興奮を恥ずかしく思った。

宮沢がレーン家を辞して外に出て、工学部の教室の方へ少し歩きかけた時である。木陰から屈強の男が現れて宮沢を呼びとめた。なにごとか、と身構えたとたんに数名の男たちが現れて、宮沢の両腕に手をかけて、逮捕した。男たちは特高だった。

特高に連行されて宮沢の姿が見えなくなった頃、数名の特高はレーン家のベルを押した。そしてレーン夫妻と、女中の石上シゲの三人を検挙して札幌警察署に連行した。(引用止)

危急に際しての師弟間の信義

右を一読して、主たるテーマは、危急に際しての師弟間の信義と信頼関係にあると分かる。宮澤弘幸の生きざまを表象化したと言つてもいい。己の身を顧みず恩師の身を慮る熱い思いがひしひしと伝わってくる。

筆者自身が居合わせたかのような迫真の描写であり、著作の全体が実証を旨としている中で、ここだけが文学作品と見紛う書き方となっている。

もちろん著者が現場に居合わせたわけではない。同著刊行後にまに至るも、検挙当日の状況にかかる記録は発掘されていないから全てが伝聞に拠っており、それも記録がない中で、記憶だけに拠って再現された伝聞に拠っていることになる。

同時にもう一つ、著者はこれら伝聞の出所、経緯等については

一切を明かしていない。これもおそらく、著者自身が固めた心証の故に、他人に拠るを潔しとしない矜持と察せられる。それだけ主題である危急に際しての生きざまを映画を見るかのように書き込みたいという強く熱い思いがあったと思われる。

主題が明快であれば、それに応じた読み方があり、舞台を彩る周辺描写にこだわったり、出典、出所を詮索する必要はないのかもしれない。実際、人権派弁護士として評価が定着している上田弁護士が徹底調査した上での記述であるから、それはそのまま受け入れるべきだと強い意見もある。

だが、繰り返すが典拠の明らかでない描写が孫引きされ、これ以上の独り歩きを始めるとなれば話は違ってくる。

本件の核心は、内務省記録が明らかにしているように、既に検挙対象を特定し検挙日をX日として発動を待つばかりだった戦時治安色の濃い事件であり、この視点を見失ってはならない。

この核心部分にぶれが生じては、筆者・上田弁護士にとっても決して本意とはならず、それ以上に、事実上の獄死を強いられた冤罪の被害者・宮澤弘幸の無念にも沿わない。問題提起の書であれば、各々個別場面も著作全体の中での位置づけを確認しながら読み取るべきであり、安易で不用意な孫引きは原著者の真意を誤って伝えることにもなる。

注1「検挙」

逮捕令状によらない身柄拘束。戦前の刑事訴訟法にあっても身柄を拘束するときは当時の裁判所・予審判事に令状を請求する規定になっていたが、1941年5月10日施行の戦争法の一つ「国防保安法」によって「軍機保護法」などスパイ罪嫌疑については検察官の権限で召喚、勾引、勾留できるよう改定した。

一般に身柄拘束は「逮捕」の用語で流布しているが、戦争法下

にあつては、最低限の人権も奪われていたわけで、この非道を再認識する上からも「逮捕」と「検挙」の使い分けを厳に留意しなければならぬ。

注2 「一斉検挙の数」

12月8日当日は111人だが、同月中に15人の追加検挙があり、計126人が一斉検挙の総数になる。他に憲兵隊が52人を拘束。北大関係では、同月8日当日の5人に加え、同月27日に2人で、計7人となる。

『外事警察概況』は、内務省警保局外事課が、各年間の外事警察活動記録を編集・収録したもので、戦後の1980年に龍溪書舎が複製合本・全8巻を刊行している。

注3 「ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕」

1987年9月28日、朝日新聞社刊。2013年4月10日、花伝社から復刻版刊行。

【上田説に基づく検証】

以下、著者「あとがき」に敬意を表し、先人の労作を「上田仮説」と表記し、検挙時解明の論考とする。

・上田仮説の記述を改めて要約すれば、

- 1 宮澤弘幸は、12月8日朝布団の中で7時の開戦ニュースを聞き、飛び起きた。
- 2 簡単な朝食をすませ、下宿アパートを出た。アパートは特高に見張られていたはず。
- 3 市電でレオン夫妻の官舎に向かう。特高に尾行されていたに違いない。

4 官舎にも特高が張り込んでいた。

5 官舎を出たところで張り込んでいた特高に逮捕された。

6 連行される宮澤弘幸の姿が見えなくなったあと、別の特高がレオン宅のベルを押し、夫妻を連行した。

———という経過になっている。

そこで、この経過に従って、宮澤弘幸がたどったとされる足取りを検証する。

札幌の街は基盤目だから距離は測りやすい。当時、宮澤弘幸の下宿（アパート）は「北2条西24丁目」にあり、ここから東へ向かって西5丁目通りまでが約2・5^キ、北転してレオン宅（外国人教師官舎）までが約1・5^キ、計、最短直行距離で約4キロとなる。

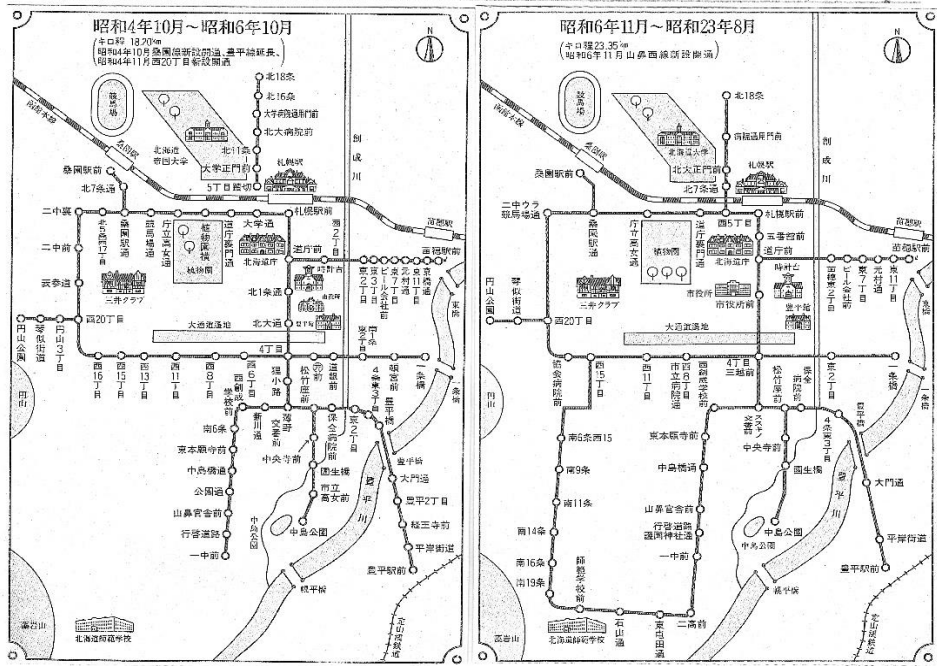
ただし、「北2条西24丁目」は東西110^{メートル}前後、南北130^{メートル}前後にわたる地域で、実際の居住地が、この中のどこにあったかまでは特定出来ない。よって相応の誤差はある。（この距離は目下目測であり、正確に検証するときは正確に計測しなければならぬが、ここでは誤差を弁えた上で先に進める¹¹以下同）

・生活時間を厳密に復元することは出来ないが、下宿生の日常感覚でたどると、寢床の中でラジオを聞き、身支度をして朝食を摂り、下宿を出るまでに最短20〜25分は要する。

その上で、この日は普段と少し違う。普段なら、ラジオを聞きながら着替えたり食べたりの「ながら支度」ができたろうが、この日は日米開戦のニュースだから、自ずと集中して耳を傾けたに違いない。その分普段よりも時間を要した蓋然性は高い。

・次いで市電の円山公園・停留所まで平均350^{メートル}を歩いて5〜6分強。当時の市電は円山公園から三つ目の「西20丁目」で「桑園駅通」經由北大方面行路線が分岐、ここで乗り換えることも出

来る。この選択は、当時の市電が冬季の午前7時台にどのくらい



札幌市公文書館所蔵資料

の頻度、速度で運転していたかによって違って来るが、札幌の街は基盤の目なので、距離においてはほとんど変わらない。

したがって乗り換え時間や降車停留所・北大正門前からレイン宅までの歩き時間5〜6分等を含め、最短でも30分は要したと推測される。少なくとも10分や20分程度では行き着けない距離であり、レイン宅に着いたときには、どんなに早くても午前8時を回っていた見当になる。

一方、特高の出勤状況はどうだったのか。ここで一番留意しなければならぬのは、この日、12月8日の検挙は、内務省指揮の一斉検挙だったというこの日特有の事実である。重ねて先の内務省記録を再録すれば、

「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し綿密なる内偵を遂げつつありたるが、十二月八日午前七時以降司法及憲兵当局と緊密なる連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。

・日米開戦を公式に告げる「大本営陸海軍部発表」は午前6時であり、右内務省記録に基づけば、特高各担当者は、午前6時台に緊急指令を受け、直ちに道府県当該警察部あるいは近くの拠点に集結し、かねて分担の各対象者の居宅に急行し、所在確認と同時に即刻検挙・家宅搜索に入る段取りだった。

これに対し、上田仮説では、急行して即刻検挙という態勢を取っていない。まず下宿辺に張り込みをさせ、対象が現れても直ちに検挙はせず、尾行してレイン宅に入るのを見届け、出てきたところで追いかけて、ようやく検挙するという手順になっている。

これは、容疑が固まりきっていない対象を泳がせながら拘束・連行する事案の一般的な手順であり、一斉検挙を指令した内務省記録との一番の違いとなっている。

・札幌では、道警察部から午前7時に出勤して、(宮澤下宿までは約2・5^分の距離だから)市電・徒歩で30〜40分、自宅搜索・押収を伴うことから警察車両が動員されていけば、その分早くなる。市電・徒歩の場合は、宮澤弘幸が下宿を出るまでの推定所要時間(最短20〜25分)とぎりぎり、遅れをとる可能性もあるが、上田説では宮澤が下宿を出る前に既に張り込んでいた。

夫妻に会うことは極めて難しい

・一方、レーン宅までは約1・5^分、午前7時に出勤すれば、同様市電・徒歩であっても午前7時半前に現着できる。遅れ目にもたがって仮に宮澤弘幸が下宿での検挙をすり抜け駆け付けたとしても、自宅搜索の前に夫妻に会うことは極めて難しい。
・もちろん、北海道の特高が何らかの理由あるいは障害によって遅れ、内務省の指令通りにはいかなかったこともありうる。本件捜査記録の一切が敗戦時の文書破却によって抹殺されていることから突発の有無を検証することも困難だが、少なくとも天変地異を含め、当日の北海道(札幌)に特異な状況があったとすれば何らかの痕跡が残っていて不思議ない。
・そこで、改めて留意すべきは、本件の核心は全国一斉検挙にある。先の内務省記録によれば、この年の6月時点で既に「戦時特別措置計画」の大綱が定められ、

(一) 事前準備

(イ) 外国人名簿を各国毎に左の三種に分類整備し置くこと。

(A) 非常事態発生の際 檢舉取調べを行ふべき者。

— (B) (C) 略 —

(ロ) 外諜容疑邦人名簿を左の二種に分類整備し置くこと。

(A) 非常事態発生の際に檢舉取調べを行ふべき者。

— (B) 略 —

(二) 非常措置

(イ) 事前準備中(イ)の(A)(B)及(ロ)の(A)は、本省の指揮に依り一斉檢舉を行ふこと。

——となっていた。尋常の捜査活動とは違い、国家権力が国連を掲げて日米開戦に引き込み、これをうけた治安当局(内務省)が軍機保護法等のスパイ罪を押し立て、全国の特高組織に総動員をかけての一網打尽・発動である。

開戦7日前の御前会議(天皇同席・12月1日)でも、内務大臣兼任だった東条英機が所管の治安事項を奉答しているが、この中にも当然、一斉檢舉の関連も含まれていたと思われる。

しかも手足となった特高は強い中央集権で組織された上意下達の治安機構であり、右内務省記録に集約された通り遅滞なく実施されて当たり前であり、実際にもその蓋然性は高い。個々には電話・通信の普及度や機動力等に地域差があったとしても、当然にそれら事情・条件を踏まえた上での指令完遂の事前準備が組み立てたとみて疑問の余地はない。十全の上にも十全の準備を重ねた上での最高の国家意思による断行だった。

・もう一点、先に指摘の「泳がせ捜査」の検証がある。一斉檢舉の指令にもかかわらず、上田説では「見張られていたはず」「尾行されていたに違いない」「張り込んでいた」とあり、断定はしていないものの宮澤檢舉では「泳がせ捜査」を想定している。

「泳がせ捜査」とは、犯罪の証拠がつかめないとき、あるいはより確実な証拠をつかむために行う変則捜査で、麻薬や密輸の捜査などではよく使われるとされている。容疑者を逮捕せずに泳がせて尾行し、大掛かりな取引現場を割り出して張り込み、取引の

瞬間に現場を押さえるという便法である。

仮に、本件がこの「泳がせ捜査」だったとすれば、宮澤弘幸に確たる証拠がなく、あるいはレーン夫妻との共謀関係に確証がないために泳がせておき、両者が接触したところで現行犯逮捕するという筋書きになる。

・だが、本件は全国一網打尽であって、札幌も、その一現場であり、既に「名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げ」てある対象者を指令された日に即検挙するよう厳命された治安執行である。取り逃がす危険の伴う「泳がせ」が許されるわけもない。張り込みも尾行も不要で、有無を言わさぬ一斉検挙の執行である。

そのうえ上田仮説では「泳がせ」の目的が見えていない。せっかくの尾行張り込みによって、検挙対象の両者が接触するという決定的な現場を目撃しながら、なぜかやり過ぎ、両者が分かれた後で別々に検挙するというちぐはぐな展開になっている。これはいったいどう理解すればいいのか。スパイ検挙での、こんな齟齬はありえない。

・したがって、この朝、宮澤弘幸が下宿に居たとすれば、即刻検挙されたとみるのが自然であり、捜査の定石と言える。仮に不在だった、特高の現着前に下宿を出ていたとしても、徹底追尾によって発見次第、その場で検挙されたと断じて間違いない。

・ただ、宮澤弘幸が下宿での検挙を逃れ、レーン宅に行き着く可能性が全くないかといえば、これも絶無とは言えない。たとえばラジオを聞いて身支度もそこそこに自転車飛ばすことが可能ならば、相当時間を短縮できる。

通学に自転車を常用していたか否かの確認はないが、マライーニらとは自転車旅行を楽しんでいる。(マライーニの長女・ダーチャは、よく自転車に乗せてもらったことを後年回想して新聞記者

に語っている)

当日の天候は朝から雪との記録があり、それがどの程度で、路面の積雪・凍結の度合い等にもよるが、自転車が使えたとすれば時間的な状況に関しては違ってくる。

・同様、レーン夫妻が検挙される前に訪問・接触できた可能性も絶無とはいえない。自転車での急行が可能で、特高の伝達・出勤に想定外の事故が重なるなどレーン夫妻宅への到着が大幅に遅れていれば、その間隙に行き着くことも不可能ではない。

・だが、逆に検挙の直前に両者が会っていたとすれば、その痕跡が判決文等に現れる。検察にとっては共同謀議の動かぬ現場、あるいは証拠隠滅・口裏合わせの現場と断じ、弁護側にとつても純粋な師弟信頼関係のほとぼりを主張する情状疎明の要件となるから、公判、さらには判決の要件を占めることになる。

泳がせ捜査はない

しかしながら一審判決、大審院判決を通じてその痕跡は全く見られない。泳がせ捜査はなく、出動態勢に特段の遅滞はなく、したがって宮澤弘幸が検挙される前のレーン夫妻に会える可能性は限りなく小さい、そう判断するのが自然といえる。

自転車利用の可能性も、捜査の抜穴という意味ではない。特高の身辺調査で、自転車利用の可能性は当然織り込み済みであって対応策がとられていたとしても不思議ない。

・したがって、以上の疑念を解消するに足る裏付けが現れない限り、上田仮説を検挙時の事実として認定することは出来ない。一連の上田心証に基づく検挙時描写には、客観資料に基づく裏付けが付されておらず、内務省資料との矛盾も解明されておらず、事実として検証するうえで無視しえない問題を残している。

【上田仮説の背景】

一般に、歴史あるいは時代に埋もれた「真相」を掘り起こすには、史料が欠かせない。文書、日記、記録、金石文、伝承のほか建築物、絵画、彫刻と多岐にわたる（広辞苑）。学者によっては文字で記されたものだけを「史料」とするむきもあるが、個々に性格を明示すればこだわることもない。

その意味では、当事者が出来時に書き記した文献が第一級史料ということになる。次いで、当事者が後年になって記した回想録などがあり、その余は、当事者からの聞き取り、当事者に近い人たちが遺した文献、とだんだんに遠くなる。

もちろん、この間には個々の正確度が絡み、故意、恣意が入り込めばさらにややこしくなる。だが、一般論として、真相に近づく信憑度としては当事者による出来時の記録が一番となる。回想は当事者によるものであっても、往々にして開口・執筆時の価値観・利害状況等によって振れること否めず、出来時の記録と矛盾するときは厳格に精査することが求められる。

この意味において、本件真相究明は、裏付け証明の上で極めて厳しい状況に置かれている。事件を仕掛けた側の内務省には一斉検挙を指令した概括記録が辛うじて残っているものの、個別の記録は抹殺され、一方の被害を受けた側には、何の記録も残されていない。史料精査の上では最も低位にある「伝聞」を頼りとせざるを得ず、その信憑度を客観的に裏付けることも難しい。

上田仮説は、当然、こうした困難な状況を踏まえたうえで心証と推察される。そのうえで、主題が師弟間の信義・信頼にあったことを踏まえ、一步踏み込んで推察すれば、検挙されるに至る手順については二次的な状況説明と位置づけて、あまり重きをお

いていなかったのかもしれない。したがって、心証・知見はあくまで筆者本人のものであり、伝聞等の基を明かさないので筆者・上田弁護士との矜持によると先述した。

そこへ、時を経た2014年5月6日、事件の地・札幌で開かれた「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相を広める会」主催の集会で、宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんが「上田先生からも同じ質問を受けました」として、以下の内容を明かした。

内容は、上田仮説の相応部分と重なっており、したがって、上田仮説は秋間美江子さんの回想を含んでいると解される。そこでこれを「秋間回想」と表記し、検証することとする。

〈秋間回想〉

釈放されて1年半くらい経った時、しゃべれるようになった兄に、クリスマス間際に、何でスパイにされたのと聞きましました。兄は、「朝7時にニュースを聞いた。7時20分からのクラス（授業）があったが、その前にレーン先生の家に行って、『今、日米が戦争状態に入ったと聞きました。でもそれは国と国のことで自分たちと先生の間のことではない。でももしかしたらアメリカ籍の先生は、これから大変なことがあるかも知れない。その時は何でも自分に言ってください』って言いに行っただけだよ。それは悪いことではないだろう」と。そしてレーン先生宅を出たとたん、突然8人か9人出てきたらしいです。

・内容に即して解すると、これは秋間美江子さんが、戦後釈放された兄弘幸に、「スパイにされた理由」を尋ねたのに対し、弘幸は米国人教師であるレーン夫妻との「信頼関係を保った」言動自体が罪に問われたと答えている。

これは、同じく戦後再会したマライーニに対し

「誰よりも君が知っているように、ぼくの唯一の罪は、英語やフランス語やイタリア語を学び、外の世界を知ろうとして、君たち札幌の数少ない外国人と仲がよかったことだった」と、宮澤弘幸自身が話していることと、びたり符合する。

マライーニは、戦後釈放された宮澤弘幸が家族以外と再会したおそらく唯一の知人であり、右の言葉は、その折の肉声を記録したもので、マライーニの著作『随筆日本』に記されている。

・なお前後するが、秋間回想が最初に活字になったのは1987年7月2日付の『朝日新聞』夕刊3面とわかった。

「美江子さんによると、宮澤さんはその朝、ラジオニュースで日本とアメリカが戦争に入ったことを知り、北大予科の教師だった米国人ハロルド・レーン夫妻宅を訪れて言った。『戦争は国と国とのことです。先生と学生たちの友情は昨日も今日も、明日も変わることはありません』そう告げてレーンさん宅を出ようとしたところを、夫妻とともに札幌中央署員に逮捕された」とある。

若干、言い回しに違いはあるが、上田仮説、集会発言、朝日記事とも主旨は重なっており、秋間回想として一貫している。そして三者の主題がいずれも師弟間の信頼・信義の強調にあることに留意しておくことが大事と知れる。

右の朝日記事は1987年7月9日に札幌で開かれた「国家秘密法に反対する市民集会」を予告する大き目の特集記事の中の一稿で、山田邦博記者の署名記事になっている。84年入社と比較的社歴の若い記者と推定される。

・右記事中、「レーンさん宅を出ようとしたところを、夫妻とともに札幌中央署員に逮捕された」のくだりは上田仮説、集会発言と

違っており、これだと玄関内で、3人が同時に検挙されたことになる。(当時、札幌署はあったが、札幌中央署はない)

このほかには検挙時の状況にかかる出所の明らかな文献・伝聞等はなく、秋間回想がもととなって拡散、多くは『ある北大生の受難』からの孫引きによって再発信される形で広まっている。

・そこで一般論としても記憶というものの精度が改めて留意される。秋間回想に即していえば、まず一つには、宮澤弘幸から聞き取った時期について、「集会発言」では「釈放されて1年半くらい経った時、しゃべれるようになった兄に、クリスマスの間際」とあるが、実際には、このように言える時期はありえない。

最初に「釈放されて1年半くらい経った時」とあるが、厳密にいうと、宮澤弘幸の釈放後存命期間は1年4か月余で、1947年2月22日には亡くなっている。

記憶というものの精度

次に「しゃべれるようになった」時期は家族の判断によるほかないが、先のマライーニの著作『随筆日本』によると1946年1月には再会して旧交を温めており、同年2月16日にマライーニの家族と撮った写真では元気な様子が写っている。これは釈放後3〜4か月後程度の見当になる。

さらに「クリスマスの間際」の時期では、宮澤弘幸が戦後迎えたクリスマスは1945年と翌46年の2回で、45年なら釈放後2か月前後、46年なら1年2か月前後となる。ただ46年の年末には大量の喀血で体力を際際まで落としていた。

つまり、「釈放されて1年半」「しゃべれるようになった」「クリスマスの間際」の3要件が重なる時期は存在しえず、3要件のいずれかに思い違いがあることになる。

しかし、記憶とはこのようなものであって、ことさらに不思議はない。むしろ70年を経て、なお当時の見聞を一心に思い起こそうと努める思い入れの強さに感銘を覚える。

・記憶違い、あるいは思い違いでは、根室海軍飛行場の存在にかかるハロルド・レーンの誤りの方が強烈だ。同飛行場の存在を何時知ったかが、レーン夫妻の判決の核心部分にあつて、ハロルドは「リンドバーグ快挙の時から根室海軍飛行場を知っていた」と供述していた。だが、実際にはリンドバーグ快挙の時に同飛行場はまだ存在しておらず、快挙後に造成されたものだった。

この思い違いは、本来忽せに出来ない事実であるにもかかわらず、本人はもとより捜査・司法当局も誤りに気がつかず、一切検証されることなく大審院判決まで通つてしまつてゐる。

・もう一つ留意されるのは「7時20分からのクラス」だ。7時20分からのクラス（授業）というのも首傾げる時間帯だが、この時間に教室に入るには、相応に早起しなければならず、7時のニュースを寝床で聞いていたのでは間に合わない。これも、どこかに思い違い、あるいは記憶に混同があつたと思われる。

【秋間回想の位置づけ】

・「秋間回想」は個々の裏づけに多々矛盾があるとしても、回想として否定されるものではない。宮澤弘幸の遺族が、宮澤弘幸本人から聞いたとされる重いものがあり尊重される。

・結果からいうと、いつどのように見聞したかという状況については説明のつかない思い違いや記憶違いがありうるが、見聞の核心に真実があれば、それは一貫してゆるがないことである。

・従つて、本件回想での真実は、上田弁護士がずばり主題としたように、危急に際しての師弟間の信義・信頼であり、宮澤弘幸の

生きざまほかならない。

それをいつどのようにならしたか、それをいつどのようにならしたか、という状況の枝葉には思い違い、聞き違い等々が絡んだとしても、「信頼・信義を熱く伝えた」という核心部分にゆらぎはないと信じられる。

・そこで、この先は敢えて推測になるが、宮澤弘幸がレーン夫妻を訪ねたこと自体は事実だが、それは12月8日ではなかったのではないかと思えてくる。

・その蓋然性は十分備わつてゐる。たとえば、宮澤弘幸の動静で跡づければ、一斉検査の前日である12月7日には、レーン宅から一区画北側の北大病院に入院中の高橋あや子を見舞つており、その行きか帰りに立ち寄ることは極めて自然といえる。

・当時、当然ながら、世情は緊迫してゐた。宮澤弘幸をめぐる身辺でも得体の知れない空気を感じて異常だったこと、高橋あや子が語つてゐる。おそらく特高が身近につきまとつてゐたに違いない。レーン宅を見通せる西3丁目通りの商家2階には半ば公然と特高のアジトが置かれていた。

・特高の尾行は近頃テレビでみるような柔なものではない。ときには対象者宅に玄関から上がり込んで、ずけずけ生活日程を聞きただし、本棚に手をかける不作法を押し通してゐる。

・心の会の寄り合いがいつ途絶えたかの確認はできないが、既に長く互いの行き来は阻まれていたに違ひなく、レーン宅に足を向けるにはそれだけの勇氣が必要だった。その緊迫感が12月8日当日の記憶と入り組んだとして不思議なく、あるいはそのように聞き取れたとして何の不思議もない。

・記憶の混同は特異なことではなく、記憶というのはいかにもこのように理解が肝要ということになる。それだけに、大切な伝聞

については必ず裏づけを求め、合理的な説明をもって確認のうえ後世に伝えることが大事になる。伝聞は伝聞として厳に価値あるが、限界のあることも厳に銘記すべきであり、これは先人・当事者への礼儀であり後世への努めだと言える。

【おわり】

・ 検証の最後に、いま一度、本件きっかけの主題を思い起こしたい。過酷な危急に際しての師弟間の信義・信頼、宮澤弘幸の生きざまである。これを見抜き、主題に据えた上田弁護士卓見は改めて凄い。宮澤弘幸の心、そして無念を見事に代弁している。

先に紹介のマライーニの記録した宮澤弘幸の肉声

「誰よりも君が知っているように、ぼくの唯一の罪は、英語やフランス語やイタリア語を学び、外の世界を知ろうとして、君たち札幌の数少ない外国人と仲がよかったことだった」

——には当人の万感の思いが込められているが、この無念にしっかりと寄り添っている。

・ 問題は、この主題を際立たせる周辺描写の中に、裏付けのとれない、あるいは客観事実と離れた飛躍が含まれていることだ。この疑念はやはり拭えない。したがって読むに当たって、主題と周辺描写を分離してはならず、まして周辺描写部分だけを切り取って独り歩きさせてはならない。

・ それは宮澤弘幸の名誉にもかかわる。仮にも誤った孫引きの定着で、それが定説化されては本末転倒となる。あくまで真相には謙虚でなければならぬ。真実でない印象が流布しては当の宮澤弘幸の生きざまに照らし非礼であり、世を誤らせることになる。それは悪意はもとより、善意であつても許されない。

・ かつて同じ開戦の12月8日、真珠湾攻撃で、九軍神が祀り上げ

られた。特殊潜航艇で湾深く進入し多大の戦果を挙げて戦死した9人の海軍兵士を称えての軍・国家による顕彰である。国民は深甚に感謝し、歓喜して称揚し戦勝を誓った。

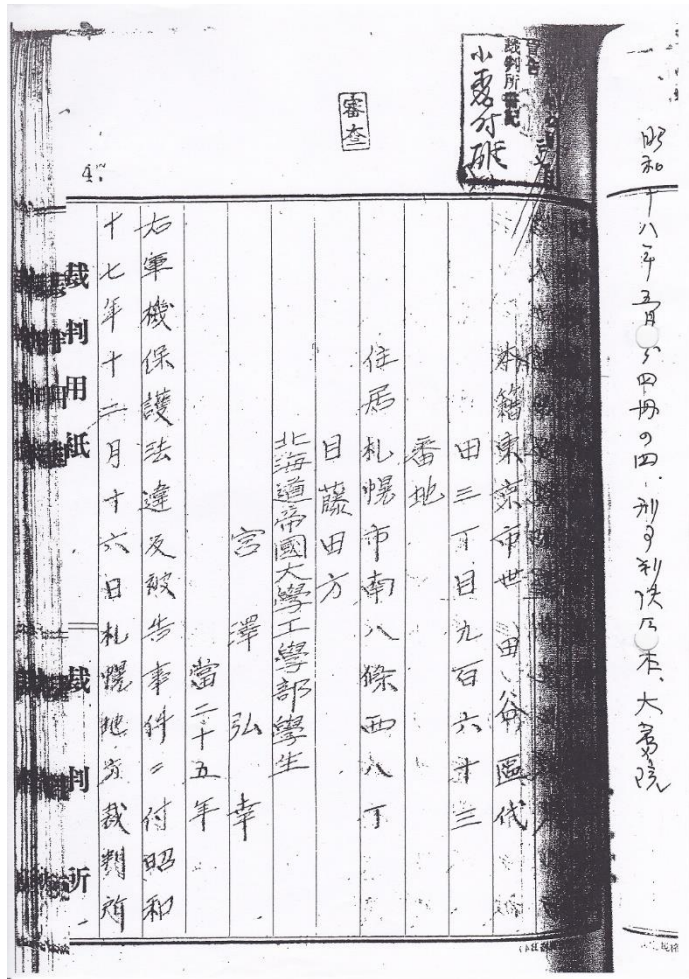
しかし戦後の戦史検証の中で、顕彰内容のほとんど全てが軍・国家によるねつ造で、全てが戦争遂行・戦意強要のために捻じ曲げられた虚構だと告発されている。だとすれば9人は軍・国家の捨て石にされたうえ、死後までも虚名、虚飾を着せられ二重に貶められていたことになる。

しかも、潜航作戦9人とあるのは、実は10人で、米軍の捕虜となつて生き残った1人は、作戦当初から存在しなかったことにされ、潜航作戦・戦歴から抹消されている。命を命として尊ばない軍・国家のありようが如実にあらわれている。

・ この先棒を担いだのが、ほかならぬ当時の新聞だった。大本営発表に一片の検証を加えることもなく孫引きを重ね、世を誤らせた。たとえ善意からであつても、孫引きに潜む魔を知ること大事と考える。

・ 同時に、この論考自体、先人の指摘する思い込みと新知見の闘ぎ合いであり、更なる検証を畏れること、言うまでもない。

* 以上、会報別冊『真相を究め広める取組み 軌跡と展望』の二、「1941年12月8日のこと」を基に加筆展開し、再構成している。



宮澤弘幸に対する大審院判決書冒頭部分

再審への課題——宮澤弘幸の大審院判決から

宮澤弘幸にかかる冤罪が確定したのは、1943年の5月27日だといってよい。この日、大審院の判決が出た。冤罪を仕掛けたのは特高を手先とする国家権力（治安権力）だが、それを厳正に裁くべき司法権力が治安権力に追隨して冤罪に仕上げた、という構図になる。5月27日を忘れてはならない所以である。

同時に、再審問題はこの日に始まると言っている。

冤罪と確信すれば再審請求する、これが常道だろう。ところが本件「宮澤・レーン事件」では、そうなっていない。確信がないからではなく、法手続き上の証拠揃えが極めて困難だからだ。そこが本件一番の難題であり、本会の対応も難しくしている。

再審請求については、法律上、少なくとも二つの不可欠要件がある。一つは刑事訴訟法第439条の「再審の請求権者」であり、もう一つは同435条の「再審請求の理由」である。ひらたくいうと、再審請求は誰にでも出来ることではなく、証拠がなければ駄目だという規定である。

刑事訴訟法第439条（再審請求権者）

再審の請求は、左の者がこれをする事ができる。

- 1 検察官
- 2 有罪の言渡を受けた者
- 3 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- 4 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態にある場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

具体的には、宮澤弘幸関係では1項・検察官は別として、4項

「兄弟姉妹」に該当する宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんだけであり、レーン夫妻関係では、同4項「直系の親族」によって六人の娘たちがいるが、いずれも国外にあって、存命、所在とも確認されていない。

問題は「証拠」であり、宮澤弘幸及びレーン夫妻を有罪と断じた一審判決の「証拠」を逆手にとつて精査し、錯誤を証明できるならば、それがそのまま「再審請求の理由」に繋がる。だが、その肝心な「証拠」が、判決原本（謄本）共々廃棄されたとみられ、存在しない。これが再審請求を不可能としてきた一番の理由といえる。

このため本会・会則（目的）でも再審請求を目的としては明示せず、しかしながら冤罪を糺し、真相を広めることによつて二度と国家権力による非道を起こさせないようにさせる取組みに重きをおいている。

もちろん、これによつて再審請求を全く断念しているわけではなく、機に応じての可能性を視野に入れており、会員の関心も低くない。中には司法手続きを模しての具体的提起もあり、次はその一例になる。

この件、本会では事務局段階で集中精査し、弁護士の見解も照らしたうえで結果として取り組むに至らなかったが、最新問題を理解・整理するうえで有意な具体例といえる。

以下、本会に提起された「再審請求書」の原文を収録（明らかな誤字誤植は訂正、原物は横書き）し、

事例検証の結果

再審問題での基本
とまとめ、本件論考とする。

再審請求書

(請求人氏名)

上記請求人より後記のとおり再審の請求をする。

再審請求の趣旨

請求人は、別紙判決表記載のとおり札幌地方裁判所より軍機保護法違反被告事件につき、同法違反の罪名により言渡しをうけた有罪判決について再審開始の決定を求める。

1 本件事案の概要

請求人は別紙「判決表」記載のとおり札幌地方裁判所において有罪の判決を受け上告審(大審院)において上告棄却の判決で刑に服した者であるが、軍機保護法は昭和20年10月12日廃止せられたので、刑事訴訟法第337条2号の規定により免訴の判決を受けるべき事由があり、然らずとするも原判決の証拠は拷問により強制せられた虚偽自由に基づく無効なものであることを証する新たな証拠が発見されたので、同法第435条6号の場合に該当するので本請求をなすものである。

本件軍機保護法違反被告事件は近年「レーン・宮澤事件」と呼ばれ、特高警察等による凄惨苛烈な拷問による冤罪事件として広まりつつある。

【本会注】

刑事訴訟法第337条(免訴の判決)

左の場合には、判決で免訴の言渡しをしなければならない。

- 1 確定判決を経たとき
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき
- 3 大赦があったとき
- 4 時効が完成したとき

刑事訴訟法第435条(再審請求の理由)

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、これを行うことができる。

- 1 5省略
- 6 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡しを受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めらるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

7 省略

〈拷問による自白強制〉

請求人に対する有罪判決について、45年後の昭和62年(1987年)1月30日、請求人の弁護士だった齋藤忠雄弁護士は、横路民雄等のインタビューに答えて、「宮澤さんは取り調べ中に逆さづりにされ竹刀で叩かれるような拷問を受けていたようで、当時の検事局公安部長から早く自白させた方がよいと指示されましたし、私もこのままでは彼の身体がもたないと思いました。そこで宮澤さんに、このまま死んでしまうよりは君の考えとは違っても認めた方がよいのではないかとすすめました」と述べている。

(札幌弁護士会々報1987年2月号 No.207 33頁)

「妹の美江子は、戦後になって釈放された宮澤から『両足首を麻縄で縛られ、逆さに吊るされて殴られた。両手を後ろ手に縛られて、それに棒を差し込んで痛めつけられた』ことを聞いている。拷問から四年近くも経っていたが、そのとき宮澤の足には、縄に縛られて皮膚が崩れた跡が残っていた。(上田誠吉著ある北大生の受難―国家秘密法の爪跡―復刻版2013年4月10日刊行150頁)

「釈放後の療養中、タオルで背中を拭ったとき、骨と皮ばかりになった兄の背中、縄の筋目と思われる痕がいく筋も刻み込まれていたのが、瞼に焼きついている」(北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会「以下広める会と略称」編引き裂かれた青春47頁)

「札幌弁護士会主催 国家秘密法に反対する市民集会・宮澤事件の真相」に参加するため千歳空港を降り、タクシーに乗ったとき、車のブレーキが掛り、運転手の体が前のめりになると、運転手の着ていたチョッキの背中の蛇腹模様が目に入り、思わず涙しました。釈放後自宅で療養していた時、兄の背中をタオルで拭くとき、擦ると背中に斜めや横の刻み込まれた傷痕の皮膚が、ポロポロと崩れ落ちるのではないかと思ひ、タオルをそつと押し当てて体を拭いたことが目に浮かんだからです」(2014年10月11日 Bolder への発言)

以上、命の危険に迫る拷問によって、官憲らが思い描いた虚構のスパイ事件の筋書きに添った外形的事実の強制的自白調書を証拠として有罪と認定されているのであり、事実誤認に基づく有罪判決は破棄されるべきで、無罪判決を求めるものである。

2 判決書及び一件記録の所在について

故上田誠吉の訴訟記録調査結果

【一審判決と記録】

★昭和61年(1986) 12月19日付 札幌地検に対する記録

と判決の謄本申請に対し

昭和62年(1987) 3月6日付 札幌地検総務部長 今井

健次 回答

「判決書は、当庁に保管されていませんので、貴意に副えません」

★昭和62年(1987) 1月27日付 札幌地方裁判所に対する

判決閲覧謄本申請に対し

昭和62年(1987) 2月10日付 札幌地方裁判所事務局

総務課長都築豊 回答

「過日閲覧謄写申請のありました宮澤弘幸：に対する軍機保護法違反事件の判決原本等について当庁刑事訴訟廷事務室に於いて調査したところ、当然のことながら、記録判決原本は当庁に保管なく、事件簿は廃棄済で、判決謄本の保存なく、全く手掛かりがありませんのでご了承下さい」

★昭和62年(1987) 2月7日付 宮城刑務所に対する判決

閲覧謄本申請に対し

昭和62年(1987) 2月13日付 宮城刑務所長 橋田平

次 回答

「先日、依頼のありました宮澤弘幸に関する記録については破棄しており、現在、保管されておりませんのでご了承下さい」

★内務省外事月報 昭和18年2月分 登載 19頁

札幌地裁 一審判決(書写)

【大審院判決と記録】

故上田誠吉 現物複写

上記の通りであり、判決謄本を添付することができない。
然し札幌地方検察庁はこれが保管責任庁であるので同庁より取り寄せられんことを求める次第である。

なお仮に請求人に対する判決原本が何らかの事由によって同検察庁そのたの官庁に存在しないとしても本来刑事判決の原本は、被告人又はその相続人らの再審請求や刑事補償請求等に備えて永久保存せらるべきものである。従って札幌地方検察庁がその謄本を交付しない以上は、札幌地方裁判所（判決言渡庁）において再び判決を作成する責務があるものといふべきである。本件では、幸い前記判決（書写）が現存しており、原判決を再構成することは不可能ではないと思われる。

この点に関し最高裁大法廷昭和26年7月18日決定（昭和24年つ第100号、刑集5巻8号 1476頁）は、旧刑事訴訟法536条の規定の解釈として、天災事変等により裁判所の原本滅失したる場合の処置につき判示しているが、同法条の刑の執行の場合と再審請求の場合とは同一に論ずることは出来ないとしても、基本的人権尊重の憲法の本質よりみて、本件の如き被告人のための再審請求をなす場合も、請求人の利益のために原判決書を再現することは許さるべきものと考えられる。

なお上記決定中の少数意見の中で引用されている昭和20年3月19日付 刑事局長から控訴院長、検事長宛、訴訟記録等が滅失した場合に於ける処理方策についての通牒では、判決原本が「滅失シタルトキハ裁判所ニ於テ再ビ判決ノ原本ヲ作成シ得ルモノト解スベク、若シ判事死亡シタル等ノ事由ニ因リ判決原本作成スル

コト能ハザルトキ裁判所当該事件ニ付キ再ビ審理判決ヲ為スベキモノトス」とあるのは、本件再審請求において、請求人の利益のために考慮せらるべきものと思われる。
よって再審開始の決定あらんことを求めるための本件請求に及んだ次第である。

証拠方法

本件では判決謄本を提出できないが、逮捕、勾留、取調、拷問、予審、公判、判決の言渡しがあつたことを証するため、

1

- 1 札幌弁護士会々報 1987年2月号 No.207 33頁
- 2 上田誠吉著 ある北大生の受難—国家秘密法の爪跡—復刻版 150頁、19〜25頁、144〜162頁
- 3 広める会編 引き裂かれた青春 47頁
- 4 内務省警保局外事課 外事月報 昭和18年2月分 19〜23頁、6月分 4〜25頁
- 5 大審院刑事判例集 第22巻 177〜187頁
- 6 ビデオ「レーン・宮澤事件」制作委員会 レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日— 7頁
- 7 NHK札幌放送局製作 兄はスパイじゃない 4頁
- 8 「司法省赤化事件について」 157〜162頁
- 9 上田誠吉著 戦争と国家秘密法 110〜120頁
- 10 スパイ防止つてなんだ 朝日新聞 昭和61年(1986)10月12日
- 2 請求人（判決言渡しにあつた事実、及び拷問取調べの状況について） 秋間美江子

付属書類

- 1 弁護士選任届
- 2 戸籍謄本

判決表

(札幌地方裁判所言渡し軍機保護法違反被告事件)

判決年月日 昭和17年12月16日

氏名 宮澤弘幸

刑 懲役15年

判決又は予審終結決定

備考 札幌地裁

(大審院言渡し軍機保護法違反被告上告事件)

判決年月日 昭和18年5月27日

氏名 宮澤弘幸

刑 懲役15年

備考 大審院

上記の通り再審を請求する。

平成 年 月 日

札幌地方裁判所御中

上記弁護士 ○○○○○

〈事例検証の結果〉

以上、本会に提起された再審請求(案)の核心は、「原判決の証拠は拷問により強制せられた虚偽自白に基づく無効なもの」にある。

この主張は正しい。原判決(一審判決)の解明については本会編『引き裂かれた青春』(2014年花伝社刊)に詳しいので、ここでの重複はしないが、大審院判決(上告審判決)の検証によって、原判決を支える証拠は、被告人らの自白調書の他にはないと判断して間違いない。

さらにその自白調書は、大審院判決に引用された「上告趣意書」によつて、いずれも拷問によるものと示唆され、心証において事実と信用できる。したがつて、この主張が証明されれば、刑事訴訟法第435条(再審請求の理由)に該当する証拠を提示しうることになる。

請求(案)は、同条6項に拠っている。この規定の要点は先の本会注にあるように、「明らかな証拠をあらたに発見」にあり、具体的には、「拷問により強制せられた虚偽自白」が「明らかな証拠で、「あらた」に見つかった証拠だと判定されれば、再審の可能性が開けてくる。

そこで関連する判例を当たってみると、次のようなものが上げられている。

イ・本条6号にいう「明らかな証拠」とは、証拠能力もあり証明力も高度のものをいい、被告人が弁護人にあてた信書のときを含まない。(最高裁決定昭和33・5・27)

ロ・すでに証人として公判廷で供述した者が、その供述内容の虚偽である旨記載した書面を提出しても、本条6号にいう「明らか証拠をあらたに発見したとき」にあたらぬ。(最高裁決定昭和35・3・29)

ハ・本条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせその認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいう。(最高裁決定昭和50・5・20)

ニ・本条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかの判断にあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを要するものではなく、確定判決の事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであるかどうかを判断すれば足りる。(最高裁決定昭和51・10・12)

ホ・本案の審理において、ことさらに、その証拠があることを知りながらこれを提出しないで、有罪判決確定後その証拠を援用して再審の請求をする場合は、本条6号にいわゆる「証拠をあらたに発見したとき」にあたらぬ。(最高裁決定昭和29・10・19)

ヘ・本条6号に基づく再審請求に添えて提出された証拠書類等の資料がすでに確定被告事件の上告裁判所に提出されたものであり、これについて証拠調べ又は事実調べの行われた事跡がみられなくても、右資料に関連する論点及び問題の重要性とこれに対する第一審及び控訴裁判の審理の経過並びにその論点及び問題に関する上告論旨の構成とこれに対する上告裁判所の判示の内容に照らして、上告裁判所がその判断の過程で右資料の内容を了知し、これについての審査を行ったうえ

で結論を導いているものとみなされる場合には、本法の右条項にいわゆる新たに発見した証拠には該当しない。(東京高裁決定昭和55・2・5)

——— などであり、司法権力は再審の門戸を極めて狭く捉えていることが知れる。

これに対し、本請求(案)の「証拠方法」に列挙された具体例を精査すると――

1 宮澤弘幸の弁護士だった弁護士が戦後、第三者のインタビューに答えて、当時聞いた伝聞に基づく事例を話したもの

2 戦後、事件を調べた上田誠吉弁護士が宮澤弘幸の実妹・秋間美江子から聞いた伝聞を著書に記したもの

3 本会編『引き裂かれた青春』から一部引用したもの
4 宮澤弘幸の実妹・秋間美江子から直接聞いた追憶

——— と整理される。

つまり、1と3は他文献からの引用であり、4を含め、いずれも伝聞、あるいは伝聞の伝聞であって、拷問の日時、場所、加害者などを直接証拠によって特定するものとはなっていない。

また、これら伝聞の元になったと思われる「拷問の事実」あるいは、それに近い証言は第一審において、被告人あるいは弁護人からの証言の中で存在したと推定され、それはまた上告趣意書の中にも一部記載されたと推定される。これは上告趣意書の相応部分が大審院判決の中に引用されていることで確認できる。

以上から、本請求(案)の提示する「証拠方法」を以て、「明らかで」「あらたな」証拠になるとの判示を引き出すのは容易ではない。当該専門の弁護士(複数)の意見も集中して聞いた上で、否定的な結論となった所以である。

半面、本請求（案）は再審請求にあたっての問題点をいくつか整理してくれる。

一つは、免訴の提起がある。宮澤弘幸が戦後に釈放されたのは連合国占領軍による覚書（政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書）によると知られているが、国家権力による冤罪の被害者として、釈放されればそれで済むものではない。国内法の処置としての指摘は妥当に思える。

刑事訴訟法第337条（免訴の判決）

左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

- 1 確定判決を経たとき
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき
- 3 大赦があつたとき
- 4 時効が完成したとき

宮澤弘幸は、10月10日に釈放され、軍機保護法は2日後の10月12日に勅令によって廃止されている。つまり、有罪の根拠法である軍機保護法が廃止される前に釈放された形になる。実際には占領軍による超法規的指令であつたにしても、国内法のうえでどのような法手続きがとられたのか、免訴の有無が明確にされる必要がある。

この点は、網走刑務所から宮城刑務所に身柄を移された理由と共に未解明であり、再審請求以前に解明されなければならない課題といえる。本請求（案）の指摘する右337条は、免訴の言渡を判決（裁判）によって行うべき責務を定めたものであり、この経緯の中でからんでくる可能性はある。

もう一つ注目されるのは、原判決謄本の提示を国（被告）の責

任で行えとの主張である。

再審請求にとって不可欠な判決謄本の保存は本来国の責務であり、「札幌地方検察庁がその謄本を交付しない以上は、札幌地方裁判所（判決言渡庁）において再び判決を作成する責務がある」として最高裁決定を持ち出し、具体的処置を求めている。

この主張は傾聴に値するし、その是非を法廷で審理することによって、国家権力が敗戦時に当該判決を含む文書を廃棄した経緯そのものが明るみに出て、糾弾と責任明確化の端緒となる可能性も出てくる。「基本的人権尊重の憲法の精神よりみて、本件の如き被告人のための再審請求をなす場合も、請求人の利益のために原判決書を再現することは許さるべき」との主張は正論だ。

〈再審問題での基本〉

冤罪を国に認めさせ、被害を回復するには、再審請求の他に損害賠償請求がある。これは冤罪を前提に、「精神的苦痛を受けた」として国に賠償ないし慰謝料を請求する民事訴訟の形をとり、これも親族兄弟姉妹が起こせて、勝訴すれば、冤罪であることも証明されることになる。

だが半面、裏返せば、法廷において冤罪であることを証明することが不可欠であり、実質、刑事訴訟法による再審請求と同じことになる。

したがって、再審、損害賠償ともども、運動として起こすこと自体に意義があるというならともかく、法的成果を目的として取り組むとなると、現行法のもとでの「証拠」提示の面で極めて困難と言わざるを得ないのが現状になる。

併せて、再審に踏み出すとなれば相応の運動組織が不可欠とな

る。先の請求（案）に際しても、集中して検討しているの、この面からも明かしておくこととする。

第一に、原告の心身負担は想像を超える。当然、負担を分散させる面からも代理人・弁護士を立てることになるが、理屈のようにはいかない。最近の袴田事件での被告人の姉、松山事件での母親、姉が弟を救うために全生活をかけ、「息子は無実です」と訴えて全国を駆け回った母親の姿が雄弁に語っている。

その負担は計り知れないが、その一心一念に多くの人が突き動かされ、涙し、運動となつて広がった。宮澤弘幸の場合は、それを秋間美江子さんに託すこととなるが、高齢で持病のある秋間さんに周りが託すことは如何なものか、考えずとも見えている。代理人任せということはいえない。運動論としても疑問だ。

第二に、運動の核となる、専従事務局の組織が欠かせない。同じ札幌で起きた白鳥事件の場合でみると、全国を視野に入れた東京に二つの組織があり、一九六九年時点（再審請求は1965年）で、中央白対協（白鳥事件中央対策協議会／当時の総評が中心）に3人、東京白対協（当時の東京地評が中心）にも3人の専従者が詰めていた。

加えて札幌では国民救援会の専従者が全面協力し、当の本人である村上周治が収監されていた網走刑務所の網走にも1人が配置され、合計8人の専従者がいた。実際はこの他にも、各都道府県の国民救援会・専従者も重点的に取り組んでいたもので、かなりの規模となり、さらには全国に組織された「村上周治守る会」の会員数は5桁に達していた。

このような運動の体制が、再審請求そのものは実らなかったものの「再審制度においても疑わしきは被告人の利益に」という新しい判断基準「白鳥決定」を生んだといえる。いや、言い方を

えるとこれだけの運動成果を得ても再審自体は実現し得なかったともいえる。

このような経験を踏まえて、初めて宮澤弘幸・再審請求も現実味を帯びてくるのであって、一場の熱気だけで踏み込める運動ではないと考える。したがって、踏み出す場合には集中した議論を経て会則を改定し、明確に目的として織り込み、再結集を図ることが不可欠と考えている。

もちろん、このような法の手続きによる追及だけが、国家権力の非を認めさせ、冤罪の名誉回復につながるものではない。現に遺された事実と説明をもって冤罪の正体を露わにすることは可能であり、その成果の大きな一つが本会の編纂・刊行になる『引き裂かれた青春』（2014年花伝社刊）だと自負できる。

これをさらに立体化して、弁護士会など法律専門家集団による模擬法廷を現出すれば、実質的な再審法廷となつて、国家責任を明らかにして断罪し、名誉回復を求めることも可能になる。『引き裂かれた青春』のあとがきで、本書を「そのための準備書面」と謳った所以でもある。

*以上、会報別冊『真相を究め広める取組み 軌跡と展望』の三、「1943年5月27日を忘れない」から再録

最初の問題提起——初心忘れることなく

解き及ばなかった課題はいくつかあります。なかでも本稿校了と決め、なお残るのは、

なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか、
なぜ、かくも重刑だったのか、
その罍をはめたのは誰なのか、

——です。

これは最初の課題であり、冊子を一つ作ってなお解けなかった課題ということになります。

心算

でも解けなかった、ではすまないでしょう。

一つ、レーン夫妻については、アメリカ人だったというのはいつ特定になります。アメリカとの戦争を起したことによって敵国人となりました。確かに「心の会」にいた外国人のうちアメリカ人は夫妻だけでした。しかし開戦時に日本にいたアメリカ人は白人系だけで五百三十人余（『外事警察概況』）にのぼります。

そのうえ、ハロルド・レーンは良心的兵役忌避者であり、札幌に骨を埋めるつもりで墓地を確保し、二十年間一途に北大の教師を勤めあげてきています。ポージン・レーンはそれ以上で、京都に生まれた日本育ちです。日本を第二の祖国とするアメリカ人といつていいでしょう。

宮澤弘幸については、本冊子でその人となりを紹介した通りです。一言にすれば当時の時流である八紘一字を根底に、しかしそのためにこそ世界に目を広げねばと努力した若者——いえば坂の

上の雲たちの末裔です。結果はとまれ、この国の形をつくつてきた群雄たちの、その第何次かの気鋭でしょう。

確かに「心の会」でも目立った気鋭でした。しかし突出していたわけではなく、それぞれの個性を十分に發揮し合っていた仲間の一人です。戦雲濃くする中で、当時の北大がなお学生たちに自由な研鑽を保障する風土にあったこと、本冊子第二部で明かした通りです。

日米交換船

ではなぜ、レーン夫妻であり、宮澤弘幸だったのか——。

関心深く究めようとする人たちの中で浮沈する一つに、拘束交換説があります。

たとえば当時、横浜正金銀行サンフランシスコ支店長だった人物との交換です。支店長の父親は宮内大臣であり、妹は天皇に最も近い皇族の妃ですから、開戦当時にアメリカに居た第一級の重要人物です。

実際、レーン夫妻は日米交換船によってアメリカに送還されており、それも二度企てられ二度目に実現しているという事実もあります。でもどうでしょう。レーン夫妻は、アメリカにとって交換に釣り合う重要人物でしょうか。

だからレーン夫妻は「本当にスパイだった」との穿った説まであります。

しかし、これも違うでしょう。交換要員として国家が認めることは、スパイであることを国家が認めることです。スパイの世界

ではそんなことはしません。窮地に陥ったスパイは見殺しにするのが、忍びの時代からの鉄則です。

では、なぜ——。

常識で納得のいく答えが残されていないとなれば、非常識の世界で探ってみるのも、何らかの示唆が得られるかもしれません。乱暴な証拠隠滅によって合理的な証明が閉ざされているからといって、踏み止まればかりでは、先への一步も開かれてはこないからです。

推測しうるのはみせしめ、です。それも当時の国家の乱暴さからくる強烈なみせしめ、です。それは当のレーン夫妻と宮澤弘幸にスパイの嫌疑があったから「みせしめ」にしたという段階を超えていて、嫌疑があってもなくても、いえむしろ嫌疑がなくていいのです。無実のほうがかえって与える衝撃がかさ上げされるからです。

対象は、仮想本物のスパイ、です。国はその気になったら「いつでもお前たちをひっ捕える。それは証拠はもとより嫌疑があってもなくてもだ」という脅しであり、布告です。ですから、判決が粗雑で非論理的であってもよく、むしろそのほうが脅しの効果があるといえるでしょう。

同時に、検挙、裁判、投獄を通してすべてを闇の中で行い、豪も世間に知らせようとしなかったのも、その故です。闇には闇を通じたほうが、よく伝わると考えたのでしよう。

口封じ

捜査段階からの一件書類は敗戦時のどさくさに隠滅されたというのが定説ですが、何時誰が何を隠滅したかの証拠が残っている

わけではありません。おそらくは裁判終結と同時に始末されていたと考える方が理にかなっています。生身の人間を獄につないでおくのですから、その根拠となる大審院判決の本体原本だけを残して、です。

こう解けば、懲役十五年の量刑にも説明がつきます。これは口封じ、です。闇の中で行われた一件の唯一の生き証人は受刑者です。臨終を自覚した宮澤弘幸が

「必ず回復して、北海道で何があったのかをあらいざらい書いて、出版する」

——と、声ふり絞った思いが、改めて胸に突き刺さります。

判決に示された「犯罪事実」が一步引いて軍機保護法上での国家秘密だとしても、その実際は国家を揺るがしたり軍事作戦を危うくする重罪にあたるものではありません。しかも判決は、同法上の「外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者(スパイ)」とは認定せず「他人」の扱いです。

「他人」に科せられる同法の罪の下限は「二年」ですから、「十五年」は不当判決を隠蔽するための口封じ以外の何ものでもないでしょう。

闇の深さ

ではもう一つの謎、畏を仕掛けたのはいったい誰なのか。国家とはいよいよ、国家という人間がいるわけではありません。特定の権力を得た人間が国家を装って国権を左右していること、忘れてはなりません。国家が不義を働くときの闇の深さを思い知らされるばかりです。

——以上はもとより推測です。裏付ける直接の証拠はなにもありません。また最初から仕組んだ畏なのか、それとも途中で何か

が起きて切り替えたのか、それもしれません。

しかし、紛れもない冤罪によって生身の人間が死に追いやられるまでの残虐に遭い、心まで壊され、その家族もまたゆうに半世紀を超す苦痛の人生を強いられ、社会が相互不信という歪を背負わされた事実は、どうすればいいのでしょうか。

少なくともそれが国家による乱暴な仕打ちだったことは拭いようもありません。

一件事実が証拠と共に消されたといつて、そこに止まっては思考も止まったままです。視点を変え、視点を立て、大枠において合理的に説明のつくものならば、そこから何を学ぶべきか、何をなさなければならぬかを考える、大切なことと思います。それが、この冊子の願う一歩です。

正の原義は征

正義という言葉に疑問を感じたこと、あるでしょうか。

本稿にあつて、国家の働いた不義を思い、世に正義はないものかと思ひ、ふと白川静の『字統』をみて驚きました。

正はもと征服の意。正が多義化、つまり多様に使われるようになってから、これを区別するために「征」の字が作られた。

義は羊と我からなり、我は鋸の象形、よつて羊に鋸を加えて犠牲（いけにえ）とするの意。

正の字だけで既に征服の意であるうえ、いけにえの義を加えて正義。征服し犠牲を強いる行為を正当行為とするがゆえに、正義とする。

征服支配こそ強者の正義。正義の語義が支配の仕方によって拡大され、のち（いま使われている）中正、正義の意となった。

正義の語に、征服と犠牲の意があつたとは思ひもしませんでし

た。しかし振り返れば、国家が正義をかざして犯した罪の深さは歴史が示しています。

いまさら正義に代わる言葉を創るのは至難ですから、正義は正義でいいのかもしれない。

しかし、往々、正義を欲しがるのは権力、強者の側で、そこから遠い者ほど正義の犠牲にされていること、これはやはり言葉の淵源にかかわっているのかもしれない。このことは知っておくこと大事です。

スパイと偵察

とはいいいながら、さほどわれわれ既成観念あるいは常識につかりきつて顧みることなく暮している、と愕然です。

重ねてもう一つ、

スパイ (spy) ってなんでしょう。

卑劣、裏切り、ついでに非国民。いずれにしても褒められた行為とは言えないようです。ですからスパイをやつたら糾弾され罰せられ、たとえ罪を認めて刑に服したとしても家族一族ぐるみで後々まで排除されて当然の存在となります。

では、偵察はどうでしょう。これも英語の spy の訳語す (act of spying)。決死の潜入によつて英雄となり、また白昼公然と他国領土内に無人機を侵入させて映像を盗み撮りしても国益と称えられています。

どこが違うのでしょうか。

国家が国家の意志によつて行い行わさせるのが偵察 (スパイ) であり、ゆえに正義となり、英雄となり、国をあげて称えられます。ですからその裏返しは国賊 (スパイ) であり、国家の意に背く行為として問答無用で糾弾され、ゆえに不正義・犯罪となるの

です。

公開質問

かつて一九八六年の秋、「スパイ防止法を支持する法律家の会」なる団体が結成されたことがあります。同法立法の動きに反対した日本弁護士連合会（日弁連）をはじめとする反対勢力の盛り上がりに対抗して結成されたらしく、日弁連宛に公開質問状を出しました。

「スパイ防止法は国家の存立そのものを守るのが目的である」
「（国民の知る権利も）国の安全と独立が確保されてこそ存立し得る」

「我々は祖国と同胞を裏切る、このような貴会の政治運動をこのまま放置することは、必ずや国の将来を誤り、我が国の安全、存立を危うくする結果を招来するものであると確信する」

——等々。かくまくし立てられると、半分くらい一理あるかなと思えてくるかもしれません。

混沌に視点

人は群れて生きる動物であり、群れを裏切る行為へは本能的に身構え、捕えて罰を与える、のかもしれない。

一歩引き、スパイを捕えるのは国を守る正義だとして、スパイ呼ばわりされた事件の千に三つは本当に国を裏切り、国を売るものだったのかもしれない。

人と人の間であれ、群れの中においてであれ、裏切りはいけません。本当に裏切ったのであれば、制裁を加えるのもまた正義なのかもしれません。

ですが、問題はここ先です。仮に厳正なるスパイ防止法が出来

たととして、それが厳正に運用されるかという点、限りなく否、です。スパイか否かを人が厳正に見分けるのは至難です。

そしてもつと問題なのは、この過程で限りなく冤罪をつくることです。千に三つを罰し、あるいは防止し得たとして、九九七の冤罪をつくるのがスパイ防止法の実相です。

宮澤弘幸を死に至らしめた軍機保護法が、それを証明して余りあります。軍機保護法は余りにも露骨な残虐法でしたが、スパイ防止を掲げる法律を作ろうとすれば、これを真似るよりほかにつくりようがないでしょう。

人と人であれ、群れの中であれ、裏切りのない関係を築くには共に信頼関係を養い、強くする以外にはあり得ません。制裁を加えたり、脅したりして防げるものではありません。

しかも国を守ると称して、どれほど多く国の中の信頼関係を壊してきたことか。心を壊してきたことか、この冊子の訴えたいことは、そこへ行きつきます。

□ □ □

混沌の中でも視点を立てて、そこから一歩を進むことが大事です。本会を立てるにあたって、改めて、そのことを考えました。

極めて特異な形で現れた冤罪事件の謎は謎としてとことん究明を続けると共に、この謎も含めて事件の真相を広く知ってもらふことで二度と冤罪を起させない世の中に、と願う次第です。

*以上、冊子『スパイ冤罪 宮澤レーン事件 真相を知ってほしい』の「あとがき」から修正、再録。原典中、対北大対応に言及の部分は本編収録「北大に求めた処置と責任」(99頁)と重複するので省いた。

第二部 資料

冊子『引き裂かれた青春』（山野井孝有） 55

講演録「戦時下の言論・思想弾圧」（荻野富士夫） 79

総括と決定（2015・2・23～2016・8・6幹事会決定） 85

冊子『北大に求めた処置と責任』 99

建碑に寄せられた意見 111

活動経過（2012・10・23～2018・1・22） 131

本会の資料目録は全て第三部（目録）に収録していますが、中で冊子『引き裂かれた青春』は本件全体像をコンパクトにまとめた資料であり、講演録『戦時下の言論・思想弾圧』は背景及び問題点を簡明・的確に網羅しています。そこで、運動の次なる展開に有用不可欠な文献として全文を再録します。明らかな誤認等は修正してあります。

登山時報

2013 **8** No.462

ウォーターウォーキング
身近な沢沿いを深山幽谷として味わう
自転車で100名山
中央アルプスを越えて恵那山から御嶽山へ

新連載
岳人・宮澤弘幸
「スパイ冤罪事件」
—青春を引き裂いた戦争—



冊子『引き裂かれた青春』は、山野井孝有が、月刊『登山時報』（2013.8～2014.1＝日本勤労者山岳連盟発行）に寄稿・連載した「岳人・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』—青春を引き裂いた戦争」を元に、本会冊子向けに書き改め、山野井孝有著・本会編として刊行した。これら冊子等を底本にして本会編・花伝社刊『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』が刊行されている。

今回収録にあたっては、その後判明した事実・知見に基づき、明らかな誤り等については正し、写真・添付資料については割愛した。

冊子『引き裂かれた青春』

山野井孝有・著

真相を広める会・編

第二回

「スパイ」とされた

宮澤弘幸

はじめに

「ザクザクザク……」。時々靴音を思い出す。それは山に向かう若者たちの登山靴の音ではない。65年前の少年時代に聞いた軍靴の音だ。

当時、登山を楽しむ若者たちの登山靴は軍靴に履き替えさせられ、ピッケルを持つべき手には銃を握らせられ、山の頂きへではなく戦場へと向わせられた。そして多くの山好きな若者たちがいのちを奪われ、再び登山靴を履き、ピッケルを握ることはなかった。

先の戦争でいのちを奪われた登山家は多い。西本武志・日本勤労者山岳連盟会長の著書『十五年戦争下の登山―研究ノート』には、戦争でいのちを奪われた登山家30



左から妹・美江子、父・雄也、宮澤弘幸、弟・晃、母・とく
＝1938年1月

0人が記録されている。

本号から、西本さんの著書には名前が記録されていないが、山が好きだった一人の若者の「奪われたいのち」を書く。

その若者とは、「スパイ」とされた北海道帝国大学の学生・宮澤弘幸（検挙当時22歳）

である。

戦後、治安維持法で投獄されていた人たちは終戦を境に逆転し、「英雄」として迎えられた。しかし「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、戦後もずっと知られることなくきた。それは終戦のどさくさに官憲自身が捜査記録等的一切を廃棄・隠滅したことによるが、もう一つの理由は家族らが固く口を閉ざしてきたからだ。

宮澤弘幸は「スパイ」にされたままであり、弘幸の父・母・弟は「スパイの家族」の汚名を着せられたまま亡くなり、唯一人残された妹は86歳の今も「スパイの家族」のままアメリカ・コロラド州ボルダー市に暮らしている。

その、宮澤弘幸の妹である秋間美江子さんが「スパイ」の汚名を晴らしてほしいと、事件後40余年にして立ち上がった。

再び登山靴を軍靴に、ピッケルを銃にさせられる時代にさせないために、この連載を読むみなさんも一緒に考えて欲しい。

開戦の日、問答無用の検挙

1941（昭和16）年12月8日の朝7

時、ラジオの臨時ニュースは日本と米英の開戦を報じた。

この同じ日に北海道帝国大学工学部2年目・宮澤弘幸(22歳)は、旧内務省指揮の一斉検挙によって、師である北大予科英語教師のアメリカ人ハロルド・レーン(49歳)夫妻らと共に「スパイ嫌疑」で検挙されたのである。

当時の北大では、外国人教師と学生の課外交流が盛んだった。北大構内にあった外国人教師用官舎に住むレーン宅などに学生や教師が集まり、登山や旅行の話などを外国語で楽しく語り合っていた。

宮澤弘幸もその一人だった。宮澤は優秀な学生で、公募論文「大陸一貫鉄道論」を発表、さらに「満鉄電化論」の執筆を準備していた時期でもあった。日本軍による南京大虐殺を報じる海外の新聞報道を聞かされても「天皇陛下の軍隊がこんな残酷なことをするはずがない。全部デマだ」と受け付けようとしなかった。どちらかと言えば、この時代の風を受けた愛国青年であり、海軍技術将校を目指していた。

一斉検挙ではレーン夫妻らのほか同家のお手伝いだった石上茂子までも検挙された。宮澤弘幸とハロルド・レーンは懲役15年、妻ポーリンは同12年の判決を受けた。上告したが大審院で刑が確定し服役した。

石上茂子は、宮澤ら三人が起訴される直

前まで勾留され、厳しい尋問の後、釈放された。レーン夫妻は1943(昭和18)年9月の第二次日米交換船でアメリカに送還された。

戦後1951年(昭和26年)レーン夫妻は再来日し、北大で教え、札幌の土となった。1960(昭和35)年ハロルド・レーンは国際平和・日米友好関係の促進への貢献に対し勲五等瑞宝章が贈られた。レーン夫妻は、事実上の名誉回復がなされたと言える。

宮澤弘幸は懲役15年で収監

宮澤弘幸の公判は1942(昭和17)年の夏の終わり頃、札幌地裁で始まった。検事は無期懲役を求刑し、地裁は暮れの12月に、懲役15年の刑を言い渡した。宮澤弘幸は上告したが、大審院は戦時特例法を盾に書面審理だけで上告を棄却し、懲役15年の重刑が確定した。

1943(昭和18)年6月、宮澤弘幸は網走刑務所に収監された。護送を知った宮澤の母・とくは東京から急遽札幌に行つて同じ車両に乗り、離れたところから息子を見守った。当時、札幌から網走までは長時間かかった。列車が止まると母親は列車の窓から熱いお茶を買った。出来れば息子にひと口でも飲ませたいの思いがあったからだ。だが叶わなかった。たったひと身

体に気をつけて」と声をかけることも許されなかった。

宮澤弘幸は網走刑務所の独房に閉じ込められた。一度入れられたら、ほとんど外に出ることはない。看守以外とは顔を合わせることさえ滅多にない。山に挑み、各地を飛び回っていた好奇心旺盛な宮澤にとって、それがどんな日々だったか、体よりも先に心が壊されていた。

食べるものも「米4麦6」の割合の主食が半分ちかく大豆混じりに変わった。副食は塩と漬物だけだった。冬は零下20度、30度になることもあった。この網走で宮澤弘幸は冬を二度過ごした。

こんな状態におかれた息子に「一目でも会いたい、背中をさすってやりたい、激励したい」と思い続けていた母・とくは月に一度、それもたった3分間の面会のために東京―網走を往復した。

テレビや映画での囚人との面会場面では互いの顔が見え、話すことができるように透明の仕切り面に細かい穴があいている。

だが当時は小さな枠しかなく、目だけしか見えず、言葉をかけることもできなかった。

小さな枠から見える息子の目だけを見て、息子が生きていることを確かめるだけだった。それでも母は網走に通った。妹・美江子さんも母と何度か一緒した。

終戦…衰弱しきって釈放

酷寒と粗食の網走刑務所での二年間の獄中生活で衰弱しきった宮澤弘幸は、1945（昭和20）年6月になって仙台の宮城刑務所へ移され、8月15日の終戦を迎えた。だが政治犯、思想犯は敗戦と同時に釈放されたのではなかった。宮澤らが釈放されたのは2か月後に近い10月10日で、GHQ（連合国軍総司令部）による超法規的処置によるものだった。

弾圧・冤罪の根拠となった「軍機保護法」等が廃棄されたのは、その3日後の10月13日、「治安維持法」は、さらに2日後の15日だった。ドイツでもイタリアでも政治犯はただちに解放されていた。

治安維持法で収監されていた人たちは、終戦を境に「犯罪者から英雄」に逆転した。だから刑務所を出る時には大勢の万歳で迎えられた。

宮澤弘幸を出迎えたのは、両親だけだった。宮澤と家族には「逆転」はなく、なおも宮澤弘幸は「スパイ」のままであり、家族は「スパイの家族」だった。戦後68年が経った今も妹・美江子さんは「スパイの家族」なのだ。

刑務所から出る時、母・とくが息子・弘幸に履かせようと思つて持参した靴は骨と皮だけの足には履けなかった。

美江子さんは、1987（昭和62）年、自民党が国会に再上程しようとしていた「国家秘密法」に反対する運動の集会で次のように訴えた。

「兄が刑務所から出てきた時は本当に薄い人間でした。草履も履けませんでした。親指と人指し指が痛くて履けないので、母は自分のお腰巻を切つて足の指に巻いたと言っていました。その頃わたしは女学校の教師をしていました。学校から帰ると、母に言われて兄の寝ている部屋に行くと、寝床に寝かされていた兄は頭と顔はありましたが、身体がないのです。それはべちゃんこの布団でした。足を見ると踵からつま先まで二本の骨だけでした」

「あなた方に」お子さんがいらつしやいますか。何人のお父さんがいらつしやいますか、あなた方のお子さんがそんなになつたらどうなりますか。皆さんのお兄さんがそうならどうしますか。皆さんの弟さんがそうならどうしますか。今自民党政府は『国家秘密法』を再上程しようとしています。これが通れば再び私たちの家族が味わった悲しい苦しいことが起きます。わたしの力は小さいです。『国家秘密法』に反対する力を持っているのは皆さんです。スパイという名の市民の犠牲を出してはならないのです」

宮澤弘幸は、刑務所を出てから1年半後

の1947（昭和22）年2月22日、他界した。

取調べ中の拷問と零下20度、食べ物も満足に与えられない刑務所で衰弱し、やがて結核を患い、登山靴ではなく藁草履を、ピッケルではなく病身を支える杖を握り、死が迫る中で「北海道で何があつたのかをあらいざらいい書いて、出版する」と言っていたが、ついにペンを握ることは果たせず、27歳の若さで、いのちを失った。正確には「いのちを奪われた」のだ。

私と「宮澤事件」との出会い

ここで、私になぜ「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と関わっているかについて記しておきたい。

1985（昭和60）年、私の息子・山野井泰史がアメリカ・ロッキー山脈での登山中に転落し、コロラド州ボルダー市の病院に搬送された。

その病院でボランティアをしていた秋間美江子さんが「英語を十分に話せない日本の青年が事故で搬入されたので来てくれ」と呼び出された。

秋間さんは、親身に泰史の面倒をみてくれ、「泰史は自分の身内のような気がする」といつて好感を持ってくれた。こうした縁で、私の一家と秋間美江子さんと夫・浩さんとの家族ぐるみの付き合いが始まった。

秋間美江子さんは秋間浩さんと結婚し、1965（昭和40）年からアメリカ・コロラド州に住んでいたが、初め、秋間美江子さんは兄・宮澤弘幸がスパイとして検挙・投獄されたことを口にするのではなく、私もまったく知らなかった。

1985（昭和60）年6月、通常国会の会期末になって、自民党の伊藤宗一郎議員ら10人が議員立法で国家秘密法を上程したが野党の反対で継続審議となった。同年12月の臨時国会でも野党が審議拒否を貫き、国会閉会とともに廃案となった。

しかし自民党は1986（昭和61）年になっても引き続き同法の再上程を企てていた。そのさなかの9月、所用で日本に来ていた秋間浩さんは、上田誠吉弁護士の著書「戦争と国家秘密法」と、10月から朝日新聞に連載された記事「スパイ防止ってなんだ」を読んで感銘を受け、帰ってから妻・美江子さんに日本の政治情勢を話した。そして、秋間浩さんは、宮澤弘幸が「スパイ」として不当に断罪されたことを、11月9日付の手紙で上田誠吉弁護士宛に書き、この事件をさらに深く解明して欲しいと訴えた。

その4か月後の1987（昭和62）年3月、浩さんの説得に応えた秋間美江子さんは東京で開かれた「国家秘密法に反対する女性達の集い」の壇上に立ち、5分間で、

兄・弘幸が検挙された日のこと、「スパイにされた者と家族の悲しい苦しみの人生」を語った。

兄・弘幸が検挙されてから45年後、家族による初めての公の場での発言だった。この年、秋間美江子さんはアメリカと日本を何回も往復し、全国各地を回った。当時、私が勤務していた毎日新聞社の大会議室で開かれた毎日新聞労働組合の集会でも100人を前に、「再び悲劇を繰り返さないため、マスコミのみなさん頑張ってください」と訴えた。

このような多くの人たちの危機感を持った行動の成果によって、国家秘密法案は再上程されることなく、鳴りをひそめるに至った。

宮澤弘幸の名誉回復を

それから25年が過ぎた2012（平成24）年秋、来日した秋間美江子さんは私の自宅にきて、思いつめた表情で「これまで71年間、『スパイの家族』として生きてきたが、私も85歳、兄・弘幸が遺したアルバムを北海道大学に寄贈して区切りをつけた」と涙を流しながら語った。

同年10月24日、秋間美江子さんは北海道大学を訪ねて、アルバムを寄贈した。同行した私は「秋間美江子さんの本音は、兄・宮澤弘幸さんの退学を撤回し、名誉を回復

して欲しいということだ」と補足し、北大に強く申し入れた。

この模様は当日のNHKニュースや翌日の北海道、朝日、毎日の各新聞が大きく報道した。

報道によって、秋間美江子さんのアルバム寄贈に込められた宮澤弘幸の名誉回復を願う気持ちを知った私の友人たちは、黙っていは「スパイ冤罪事件」の真相は広げられないし、北海道大学も名誉回復には応じないだろうと受け止め、組織的な活動を展開しようとして立ち上がった。

こうして2013（平成25）年1月29日に、札幌で「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が結成され、北海道大学に宮澤弘幸の名誉回復等をはかるよう申し入れた。

以後、回答を引きのばしていた北海道大学は、5月27日付で「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した「回答書」を「真相広める会」に送付してきた。しかし内容は、退学願、復学願等に関する新たに見つかった資料の提示だけであり、秋間美江子さんと「真相広める会」が求めている名誉回復に関する処置については一言もない。引き続き「真相広める会」の所期の目的実現に向かって、運動を展開していく方針である。

第二画

「スパイの家族」

——苦悩の日々

北海道帝国大学の学生・宮澤弘幸は1941年（昭和16）12月8日、太平洋戦争開戦と同時に襲った特高警察による一斉検挙で捕らわれ、スパイの嫌疑による拷問を受け、否認したが懲役15年の刑で極寒の網走刑務所に投獄された。

だが犠牲者は宮澤弘幸だけではない。家族もまた犠牲者だ。「スパイは国賊」の時代だったのだ。宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんは、スパイの家族の苦しみの始まりを次のように書いている。

兄・弘幸が逮捕（検挙）されたことは、知り合いの北海道通信局長から電話で知らされた。電話は「弘幸さんが逮捕された」それだけで切れた。

それから数日後、東京・代々木の家に突然目つきの鋭い男たちが現れた。家には私（14歳）と17歳の慶応大（予科）生徒の兄・晃の二人だけだった。両親は兄・弘幸が「逮捕された」と聞いて札幌

に出かけ留守だった。

私は足がすくんだ。男たちは無言で机や押し入れから物をつかみ、投げた。屋根裏に何か隠してはいないかと棒で天井を突っついて壊した。後に彼らが特別高等警察（特高）の刑事だったと聞いた。

この日から宮澤弘幸の妹・美江子さんも特高の尾行がついた。登下校や買い物時も常に「黒い影」が美江子さんにつきまとうた。

それを友達や近所の人に気づかれてはいけないと息を殺しながら暮らした。女学生らしい明るさもこの時から消えた。

妹・美江子さんは母親と共に何度か網走刑務所を訪れるために学校を休んだ。

先生に聞かれても「風邪で」と言っごまかしていたが、先生は「ずる休み」と見ていたようだ。「兄がスパイで刑務所にいる」との本当の理由は言えないからだ。校庭に立たされたことも何度もあった。

母は兄よりも苦しかった

秋間美江子さんは「厳しい拷問と刑務所での虐待を受けた兄・弘幸は苦しかったと思う。しかし一番苦しかったのは母だった」といつている。

この時代、どこの家庭でも、夫、息子、兄弟らの誰かを戦場に送りだしていた。

だからスパイは国賊だった。「スパイの家族」は「国賊の家族」と言われ「殺されかねない雰囲気」だった。

ひっそりと暮らしていてもうわさはどこからか広がり、逃げるように引越しを繰り返した。

銃後活動に人一倍励む

宮澤弘幸の母親・とく（当時48歳）は息子の検挙・勾留・投獄を知られまいとして、戦時体制を銃後で支える「大日本婦人会」の活動に、人一倍熱心に励んでいた。

「息子がスパイの濡れ衣で網走刑務所の獄中にいる」とは言えない母親・とくは、「支那（中国）か、南方の戦場に行っている」とごまかしていた。時には戦場の名を間違えてしまうこともあった。

母親・とくと妹・美江子は網走刑務所へ何度も足を運んだ。新幹線のない時代であり、網走への往復には時間とお金を使った。蓄えはどんどん減っていった。

何軒かあった家作も手放した。母親・とくの実家からはかなりの生活援助があったが、生活ぶりは厳しく、それ以上に厳しかったのは世間の目だった。

母親・とくは「美江子、絶対に落してはいけないよ」と美江子さんに日本酒の一瓶二本を持たせ、息子が服役する網走刑務所をたびたび訪れた。

当時は日本酒など中々手に入らない時代だ。息子の待遇を少しでも良くしてほしいとの母親の気持ちからだ。うわさで「看守に渡すと良い」と聞いていたからだ。

しかし、その効果はなかったようだ。ゴザに座らせられていた息子を小窓から見つけた時、母は「弘ちゃんは生きている」といつて涙を流して喜んだ。

「スパイ」の母・とくは、もう一人の息子・晃にも先立たれ、大きな支えであった夫も1956年(昭和31)4月14日、65歳で亡くし、悲しく厳しい老後生活を送った。

母親・とくは、しばらくは日本で一人で暮らしていたが、その後、80歳の時、ボルダールで研究生活を送る秋間浩・美江子夫婦のもとで一緒に暮らした。しかし、まわりがすべてアメリカ人の環境は、お年寄りには無理だった。

母親・とくは日本に帰国した。しかし年老いた母を一人にしてはおけないと思った秋間美江子さんは、ボルダールから遠くなく、日本人が大勢住むデンバーに、母親・とくの新たな生活の場を見つけた。

美江子さんが暮らすボルダールとは車で1時間の距離で、在米仏教会の建てたアパートで暮らすことになった。入居者は全員日本人。そこで長唄、裁縫などを教えて、「東京のご隠居さん」と親しまれていたが、息子・弘幸を忘れることはなかった。

当時81歳のとくは、29年前のあの日を思い、宮澤弘幸の命日に次のような手記を書いている。

宮澤とくの手記から(原文)

2月18日でした。付添の五十嵐看護婦さんが、一寸お母さんと呼んできてくれ、との事で私が二階へ行きベッドのそばへ行きましたらパッチリ目をあき、お母アさん、もう三日したら起きられるようになるから、と話しかけられ、私を喜ばせてくれましたが、私はうしろをむいて涙をふきました。

かわゆそうでかわゆそうでたまりませんでした。そうして二言、三言話をしてまたすやすやとねむってしまったが、それが最後の話となり、とうとう昭和22年2月22日午後二時前後でした。

父、母、晃、美江子、昭子、看護婦の五十嵐さん結城さん、などに見まもられて、29歳(注、数え年)を一期に長い旅立ちをしてしまひました。一しきり皆の泣き声がやむはづごさいませんでした。

ついつい三十余年たつてもきのふの如く此の悲しみはわすれませぬ。お父さんもうとうとう嫁ももたせず、かわゆそうな事をしたと、男泣きにすがって泣いて居ました。ほんとうによい子でした。弘ちゃん、ごめんさい。

1976年2月22日

デンバーでは、宮澤とくの人柄から多くの話し相手が出来た。

とくは日本ではなく、アメリカで初めて心を落ち着ける場を得たようだった。そして、デンバーで亡くなった。87歳だった。息子・宮澤弘幸がスパイ嫌疑で検挙されたから39年間の長い間「スパイ」の母親として苦しんだ宮澤とくの最期が、日本ではなくデンバーの地であったことは、幸せであったかもしれない。

妹・美江子の苦悩と結婚

宮澤兄妹の母親・とくの実家は横浜の商家で、比較的裕福だった。宮澤雄也と結婚してからも経済的援助は欠かさなかった。

そんな生まれ育ちの母親であったが、日本の女性として恥ずかしくないようにと、礼儀作法は美江子さんにもしつかりと教えていた。美江子さんのびのびと明るい女学生として成長していった。

しかし兄・宮澤弘幸が検挙されてから妹・美江子さんの人生は大きく変わった。兄の検挙を境に「スパイの家族」としての人生が始まった。両親留守の自宅に特高警察が踏み込み、学校への登下校にまで特高の黒い影が付きまといつた。そのうえ「スパイの家族」は戦後も続い

た。世間はまだ宮澤一家を「スパイだった」と白い目で見た。年頃を迎えた美江子さんは肩身の狭い生活を送っていた。

美江子さんには、結婚話がいくつもあつた。結婚となれば兄のことは隠しておけないと「スパイ容疑で網走刑務所に収容されている」と話すと、相手からは「この話はなかったことに」と言われた。「母は、わたしが兄のことでお嫁にもいけないことをすごく心配していた」と、何度も語った。

そんな美江子さんに手を伸べたのが、東大を卒業し、工学博士となつた秋間浩さんだった。

1950年(昭和25)、美江子さんは母・とくと北海道を旅行した。兄を偲んで網走刑務所の門前に立つた時、わずか3分の面会時間のために東京から何度も訪れて、この門をくぐつたことを思い起こして、母と二人で涙を浮かべた。

兄を偲ぶ北海道の旅だったが、美江子さんの「マリモを見たい」と言う希望で阿寒湖に行った。

そこで偶然出会つたのが当時の文部省電波物理研究所に勤務し、北海道で観測の仕事を終えて阿寒湖に来ていた秋間浩さんだった。

それがきっかけとなつて交際が始まり、「スパイの家族」であることをすべて承知の上で、「美江子さんは私が守る」と言つて

結婚した。

秋間浩さんとの出会いで、美江子さんの人生に光があつた。阿寒湖での出会いは偶然であり劇的だったが、それはきつと妹を思う兄が二人を引き合わせてくれたのだと、妹・美江子さんは今も思っている。

結婚して10年が過ぎた1965年(昭和40)、秋間浩さんは研究の場をアメリカ・コロラド州ボルダー市に移した。日本での業績がアメリカ商務省に認められて決断した。

そして秋間浩さんと妻・美江子さんは二人の子供とともにアメリカ永住を決意した。浩さんは、ボルダーの研究所でも研究活動を続け、数々の成果を上げている。

秋間浩さんは、結婚した後妻・美江子さんの心のどこかに「スパイの家族」の引け目があるのを感じていた。アメリカに研究活動の場を移したのも、そんな美江子さんを気づかつたことが、理由の一つだったのかも知れない。

前号で紹介したように、秋間浩さんは「スパイの家族」としての苦しみを抱き続けていた妻・美江子さんに、1987年(昭和62)に自民党が「国家秘密法案」再上程を策動する中、「美江子が口を閉ざしてはまた同じ悲劇が繰り返される」といって日本に送りだした。

秋間美江子さんを支え続けた秋間浩さん

は16年前デンバーで亡くなった。

多くの日本人を支えた美江子

86歳になる秋間美江子さんはアメリカ・コロラド州ボルダー市で病院、養老院などでのボランティア活動を50年にわたつて続けている。

そして1000人にもものぼる多くの日本の若者たちに自宅を開放してきている。

「なぜこのように大勢の若者の面倒をみるのですか」と聞いたことがある。「勉強好きな兄があのようなことで亡くなつた。だから頑張る若者には手をかしてやりたい。浩さんも黙って給料から若者の食事代をだしてくれていた」と答えた。

ボルダーの秋間家で世話になつた若者たちの中には、後に政財界で大物となつた名前もある。

その中の一人に「オブちゃん」がいた。1987(昭和62)年の秋、外務省主催の海外日系人集會に参加した秋間美江子さんに、一人のさえない男が「秋間のおばさん」と声をかけた。美江子さんには見覚えのない顔だった。外務省の役人に「あのひとだあれ」と聞くと「小渕外務大臣です」と言つた。

秋間宅に世話になつた政財界の大物たちは、秋間美江子さんが「スパイの妹」として苦しんできたことを知らない。「オブちゃん

ん」もだ。

若者の一人である私の息子・泰史は、大怪我をして面倒をみてもらった時の縁で、クライミングでアメリカを訪れる時はコロラド・ボルダーの秋間宅を何度も訪れた。

2002年(平成14)、息子・泰史と、泰史の妻・妙子が「植村直己冒険賞」を受賞した時も、自分の子供が受賞した事のように喜び、がんの手術後だったにもかかわらず痛み止めを飲みながらコロラドから授賞式に臨んでくれた。

「兄は山登りが大好きだった。それがスパイの汚名を着せられ、命を奪われ、二度と山に登ることができなかった。だから、泰史の受賞は嬉しい」と言ってくれた。

もう一人の兄の悲劇

秋間美江子さんの、もう一人の兄で、宮澤弘幸の弟・晃(あきら)について書いておきたい。

1943(昭和18)年10月21日、明治神宮競技場で、時の東條英機首相が閲兵し、出陣学徒壮行大会が行われた。

前日の朝日新聞朝刊は「慶応大学経済学部一年宮澤晃君は高らかに壮行の辞をのべる」との予告記事を掲載した。宮澤家では、弘幸のスパイ事件があつて日蔭の生活を送っていただけにことのほか喜んでいた。しかし、壮行大会の当日の朝日新聞

の夕刊には別の学生の名前が載って、宮澤晃の名はなかった。晃は家族に何も言わなかった。

晃は、兄が「スパイ」で検挙されていることが知れ、急遽交代させられたのだった。妹・美江子さんは、このことを晃の死後、知人からの話で知った。そして何も語らないで苦しみを胸に秘めていた兄を思っていた。

晃はその後、慶応大学から海軍航空隊に学徒志願し、戦闘機のパイロットになった。1945年(昭和20)8月9日、長崎に原爆が投下されたとき、被害状況を調査するための飛行で、放射能に汚染された上空を何回も飛んだ。

終戦直後、晃は海軍の命令でアメリカ占領軍総司令官マッカーサーが厚木飛行場に降り立った時の通訳の一員に加えられた。復員後は父親が勤めていた藤倉電線に就職していたが、その後三井物産に転職して結婚したが、1964年(昭和39)白血病のため40歳で亡くなった。

当時はまだ放射能と白血病との関係は明らかになされていなかったが、原爆投下直後の長崎の上空を何度も飛んだことによる放射能被曝が原因だと言える。

次兄・晃も長兄・弘幸と共に若くして戦争の犠牲になった。妹の美江子さんは戦争で二人の兄を亡くしたのだ。

今またこの悲劇が繰り返されようとしてゐる。登山を楽しめるのは平和だからだ。

「私たちのような悲しみと苦しみは二度と繰り返さないでください、日本の皆さん、平和を大事にしてください」――。

86歳の秋間美江子さんは、アメリカ・コロラド州ボルダー市で、心から願っている。

第三回

レーン夫妻と一女性の

苦難

前号までは北海道帝国大学の学生・宮澤弘幸とその家族の苦しみと悲しみを書いた。今回は、一斉検挙で宮澤と同じ日に検挙された同大学予科の英語教師だったレーン夫妻とその家族の苦難について書く。

さらに宮澤弘幸の恋人であつたある女性のことを紹介する。戦争につながる「スパイ冤罪事件」は、本人・家族だけに止まらず、事件とは直接のかかわりのない若い一人の女性の人生をも奪ったのだ。

軍役忌避の敬虔なクエーカー教徒

「スパイ冤罪事件」の非道が及んだのは宮澤弘幸と家族、そして日本人だけではな



かった。特高警察を動員しての一斉検挙によって宮澤弘幸らと共に獄に繋がれることになったレイン夫妻Ⅱ夫のハロルド懲役15年、妻のポーリン同12年Ⅱの苦難を紹介する。

夫ハロルド・メシー・レインは1892（明治25）年10月7日、アメリカ・アイオワ州タマで生まれ、キリスト教・クエーカー教団の建てたカレッジに学び、卒業した。

1917（大正6）年4月、アメリカ合衆国は第一次世界大戦に参戦し、選抜徴兵法が施行された。

神の戒律を守るクエーカー教徒として、いかなる理由、事情があつたとしても人が

人を殺すことは許されないし、加担もできない。

合衆国はそうした国民の居ることをふまへ「良心に基づく兵役拒否」の制度を設けていたので、ハロルドはこの制度によって、所定の社会奉仕を行うことで兵役を忌避した。

第一次大戦後、日本政府が大学教師を公募していることを知り、応募した。その赴任地が北大だった。のちに父ヘンリーも呼び寄せた。

札幌へ赴任後、住まいとして居候した先が、キリスト教の宣教師であるジョージ・ミラー・ローランドの住む宣教師館だった。やがて妻となるポーリンの父親である。

妻ポーリン・ローランド・システア・レインは1892（明治25）年12月7日、京都で生まれた。父ジョージはイギリス国教会に対立する組合教会派の宣教師で、各地を巡り、札幌では1896（明治29）年から伝道に努めていた。

ポーリンは同志社大学で学び、結婚し一女に恵まれたが、ほどなく夫は第一次世界大戦で戦死した。このため傷心の身を札幌の両親の元に移し、伝道を手伝っていた。

ポーリンは日本語が堪能だった。京都で生まれただけでなく、日本語での伝道を行ってきた。日常会話も日本語で暮らしてきた。

この習慣は、ハロルドと結婚（1922年Ⅱ大正11）したあとも引き継がれ、その子供たち（最初の夫・ウイリアムとの子をはじめ6人の娘たち）も日本語で育てている。

ハロルドもポーリンも温和で信仰心に篤く、隣人の困るのを放っておけない性格だった。

北大の外国人教師用官舎で一軒おいて隣に住んでいたイタリア人の北大医学部助手フオスコ・マライーニは「レイン家を訪問する人々は、『文化』を求めてというよりは、夫妻の素晴らしく温かい歓待と、あらゆる年齢、性別、階級、国籍、宗教、職業の人々に対する思いやりのある態度、そして総じて人間性に対する二人の深い理解に惹かれて訪れたのであった」と、ある友人の追悼集で回想している。

一言でいえば、聞き上手だったのだろう。信仰や信条をはじめ己を強く持ちながら、他人に押しつけることはなかった。

だから「心の会」（第一回参照）においても、会員たちは、立場によって分かれがちな時局からむ出来事を話題にすることはなかった。

それは「用心に越したことはない」という共通の意識が働いていたこともあったのだろうが、もっと深いところでの人材の育成を意識していたからだと思える。

看守も一目のポーリン

1941（昭和16）年12月8日、太平洋戦争開戦の日、特高は一斉検挙によってレーン夫妻とお手伝いの石上茂子を捕らえた。レーン夫妻の手元には当時11歳の双子の娘ドロシーとキャサリンがいた。二人が学校から帰っても両親は居なかった。双子の娘は米国の親族に送り届けられることになり、1942（昭和17）年6月、最初の日米交換船で海を渡った。

日本生まれの二人は英語があまり話せなかった。アメリカ人を両親にもつ二人なら当然英語を話せると思われるが、レーン夫妻は日本を自分の生涯の地と定めていたため北大生らと話すときには英語だったが、家庭では多く日本語を使っていた。

アメリカでの二人は初め英語があまり話せないため、いじめにも合ったようだ。

刑が確定し収監されていたレーン夫妻は1943（昭和18）年9月、二度目で最後の日米交換船でアメリカへ送還された。先に帰国してニューヨーク港で出迎えた娘たちは、白髪で衰弱した両親の余りに変わり果てた姿を見て気を失ったという。

ポーリンが勾留されていた大通拘留所で、一時一緒だった内田ヒデ牧師（小樽で検挙）は、看守たちから「あの方（ポーリン）はとても立派な人でした。ただスパイという

ことで警戒しただけで、人間としてなら、私らは及びません」と聞いたという。

このような人柄のレーン夫妻がスパイであったとは到底考えられないのである。

戦後、再び北海道大学へ

1950（昭和25）年の秋ごろ、北大ではハロルド・レーンをもう一度、英語教師として招こうとの声が上がった。戦後5年しか経っていない時点でそういう声が上がったという事は、レーン夫妻が、英語を教えるだけの先生ではなかったことの証明であるといえよう。

この話を聞いた夫妻は、札幌に残した友情がよみがえろうとしていることを心から喜んだという。

こうしてハロルドは1951（昭和26）年4月、北大英語教師として戻った。夫妻は船で横浜に着くと、しばらくの間、東京に滞在し、弔意の花束を手に東京の宮澤家を訪ねた。

だが、宮澤弘幸の両親は花束を拒んだ。両親は息子が有罪にされたのはレーン夫妻が罪を着せるようなことをしゃべったからだと強く思っていたからだ。

その後、上田誠吉弁護士の調査の中で、レーン夫妻が全公判を通してスパイ嫌疑を全面否認していたことがわかった。

後日、宮澤弘幸の妹・美江子さんは、レ

ーン夫妻が眠る札幌・円山の墓前で両親の非を詫びた。

再来日したレーン夫妻は「スパイ冤罪事件」については、ほとんど語ることはなかったが、妻のポーリンは「ただエピソードを語った。

「拘留所で洗濯係を命じられていた時、私は見覚えのある夫のシャツを見つけた。夫は生きていると直感した。そして、私も生きているわ」と知らせるために、自分の頭髪を夫のボタンにからめて戻した」と。

北大教師としてのハロルド・レーンは1960年（昭和35）に長年の英語教育の発展と国際平和・日米友好関係の促進に貢献したとして「勲五等瑞宝章」を授章された。

ハロルド・レーンは1963年（昭和38）8月7日、腸の手術中の医療事故で亡くなった。70歳だった。

「レーン先生御夫妻謝恩記念事業会」が募った基金を基に「レーン記念奨学金」が設立され、英語の成績が優秀でレーン夫妻の理想にふさわしい学生に奨学金が与えられ、現在も続けられている。

妻ポーリンは1966（昭和41）年7月16日、夫の後を追って亡くなった。73歳だった。

レーン夫妻の「スパイ」としての判決はいまも確定したままだ。大審院判決は、再審請求して無罪を勝ち取らない限り、その

罪は消えることはない。

また北海道大学が、自校の教師が「スパイ」として検挙・懲役にされた冤罪に関して、大学としてとった大学らしからぬ対応を謝罪し、同じ非道を二度と起こさせない決意を表明したとも聞いていない。

しかし北大が戦後再び英語教師として迎え、死後もレーンの名前を記した奨学金制度を維持し、日本政府がレーンの業績を讃えて叙勲したと言うことは、事実上の名誉回復を為したと評価してよいと、私は思っている。

レーン夫妻は今、天国で、教え子・宮澤弘幸が今もって「スパイ」と断罪されたままであり、北海道大学が明確に謝罪していないこと、86歳の妹・秋間美江子さんが、アメリカ・コロラド州で、兄・弘幸の冤罪が晴れることを一日千秋の思いで待っていることをどう思っているだろうか。

◇

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」の代表・幹事ら6人は、今年（2013年≡平成25年）6月25日、三上隆・北海道大学副学長と会い、本会の「申入書」に対する回答と、宮澤弘幸に関する再調査結果の説明を受けた。

同副学長は、再調査の結果については詳しく説明したが、宮澤弘幸に対する大学としてとった誤った対応への謝罪と北大とし

ての総括については明言を避けた。

しかし、「宮澤事件を風化させない」ことを約束し、「このような悲劇を繰り返さないため、二度と戦争を起こさせない」ことでは一致した。

翌26日午前、有志で、札幌市の円山墓地にあるレーン夫妻のお墓にお参りした。

繁る夏草に囲まれた墓碑に花を供え、「スパイ冤罪事件の真相を広め、二度と起こさせないための私たちの歩みは遅いが、この歩みを止めることは決してない」と報告し、北海道大学OBである山本玉樹・本会代表と刈谷純一幹事が、北大寮歌「都ぞ弥生」一番を熱唱、献歌した。

同じ日の午後、札幌市内で開いた「真相を広める会」の拡大幹事会では、いまもレーン夫妻を知る北大OBから、宮澤弘幸とともに、レーン夫妻の苦難の真相を合わせて広め、かつ顕彰していくべきだとの強い意見が出された。

引き裂かれた愛

宮澤弘幸には、高橋あや子（1924年≡大正13年3月15日生）という恋人がいた。

高橋あや子は医師を目指し、東京女子医専への進学を考えていた。父は警察官で、北海道・小樽の水上警察署の署長だったが、在任中に病死した。父の病死で高橋あや子

の家の生活は苦しくなっていた。

宮澤弘幸は高橋家の近くに下宿していた。二人のきっかけは、高橋家の人たちもアイヌ民族に対する関心を持っていたことを宮澤弘幸が知ったことによる。

高橋あや子は結局、東京女子医専への進学をあきらめ、北大医学部に設けられた臨時医学専門学校を目指すことになり、宮澤弘幸が高橋あや子の受験勉強をみることになった。いまで言う家庭教師だった。

1941（昭和16）年春頃から二人は急速に親しくなった。

宮澤弘幸が高橋あや子を友人に紹介する時「この人は私の大事な人です」と言うのを聞いて、あや子は弘幸の強い愛情を感じとっていた。

宮澤弘幸はこのころ海軍の委託学生の試験に合格し、一カ月45円の手当をもらうようになった。北大卒業後は海軍の技術将校になる道を考えていた。そして正式に海軍に入隊したら結婚するつもりでいた。

宮澤弘幸の母親・とくはこの年の11月に、札幌に来て、弘幸と共に高橋家を訪れた時、高橋あや子に赤いしぼりの帯どめを贈った。宮澤弘幸が特高に睨まれていることは、札幌警察署の山浦署長からの注意で知られていた。山浦署長は高橋あや子の父が水上

警察署長の時の部下であったことから何かと、高橋家のことに関心を持っていた。11

月に入ってから再度山浦署長から注意があった。

12月4日、高橋あや子は腎盂炎で高熱を出し北大医学部の付属病院に入院した。12月7日、宮澤弘幸は何も知らずに高橋宅を訪れてあや子の入院を知らされた。

宮澤弘幸はその日の午後高橋あや子を見舞った。白い封筒を取り出し氷枕の下に差し込んで、「お金が入っている。翻訳で僕がかせいだ綺麗なお金だから安心して使ってね」と言っって病室を出て行った。

その時のことをあや子は「なぜかあの時の弘幸さんの後姿はさびしげだった」と語っている。封筒には70円入っていた。

宮澤弘幸が一斉検挙で特高に捕らわれたのは高橋あや子を見舞った翌日だった。

その後、弘幸の両親は北大総長に救いを求めたが聞いてもらえなかった。北大生・宮澤弘幸の受難にあまりにも冷淡な北大に、母親・とくは高橋あや子の母親・マサと手を取り合っって泣いた。

高橋あや子が退院したのは12月末だった。宮澤弘幸が特高に検挙された時、あや子の母親・マサは、あや子に「弘幸さんのことをどう思っているの」と聞いた。これに、あや子は「考えていない」と答え、マサを驚かせた。

宮澤弘幸の刑が確定して網走刑務所に送られ、親族だけに面会が許されることにな

った時、高橋あや子は「形だけでもよいから入籍させてほしい。妻として面会でできれば翌日には籍を抜いてもよいから」と母親・マサに詰め寄ったが、母親は取り合わなかった。

宮澤弘幸が宮城刑務所を出て1年経った1946（昭和21）年の9月、宮澤弘幸から高橋あや子の母・マサ宛てに毛筆の手紙が届いた。

戦後、高橋あや子と家族は宮澤家を探したが、当時の東京は焼け野原であり、そして宮澤家は「スパイの家族」を隠して転々と住まいを替えていたため、探し当てることが出来ないでいた。

宮澤弘幸からの手紙は「今は病気で療養中だが、社会復帰できるように努力していきます」との簡単な内容だった。

高橋あや子との再会を望んでいたことは間違いない。しかし宮澤弘幸はあや子に会うことなく、1947（昭和22）年2月22日に27歳の若さで亡くなった。このとき、あや子は23歳だった。

独身で通した生涯

高橋あや子には、何回も結婚話があったが、宮澤弘幸を忘れることが出来ず独身を通した。弘幸の学生服を着た写真を財布に入れていたが、盗難に遭っってその写真も失った。

高橋あや子は1955（昭和30）年、30歳の時、札幌の地を去った。

1987（昭和62）年12月、62歳になった高橋あや子は、新聞広告で『ある北大生の受難』（上田誠吉弁護士著）を見て購読した。宮澤弘幸の苦難の人生が書かれていた。

高橋あや子は上田弁護士に「これからも国家秘密法反対の運動を続けてください。第二の弘幸さんを出さないためにそして言論の自由を守るために」と手紙を書いた。

1988（昭和63）年1月10日、仙台のハリスト正教の教会で上田誠吉弁護士は、高橋あや子、照子の姉妹に会い、二人の長い長い苦難の話聞いた。

2011（平成23）年5月、東日本大震災被災者に医療支援活動をするアメリカの医師団20人の通訳として秋間美江子さんは宮城県気仙沼にいた。あまりの寒さに耐えられず、仙台の高橋あや子を訪ねてセーターなどを譲って貰った。

2013（平成25）年3月、秋間美江子さんから私に「高橋あや子さんが2月に亡くなった」と電話があった。89歳の生涯を独身で通した高橋あや子の最期について、妹の照子さんは「肺がんと分かっってから1週間、亡くなる10日前には姉妹で温泉に行った」と語った。その照子さんも2014年に亡くなった。

先の戦争で300万人のいのちが奪われた。だが奪われたいのちの数倍、数十倍も人間が、生きて悲しく辛い思いをした。それが戦争なのだ。

第四回

フォスコ・マライーニと 宮澤弘幸

2013（平成25）年の夏は異常気象だった。

日本列島は猛暑に加えて大雨で大きな被害が出た。一方、福島原発事故現場の放射能汚染水漏れが連日報道されている。震災・猛暑・大雨は天災だが、原発事故は人災だ。

ところが内閣総理大臣・安倍晋三は、天災対策を手抜きする一方で、最悪の人災だった「原発」の再稼働を企み、外国へのセールスにも忙しい。ブレイキの効かない欠陥車を外国に売ろうとしているのと同じではないのか。

さらに昨年12月の総選挙で過半数を取った自民党の安倍政権は、国防軍を保持し集団自衛権行使を目指して、憲法改悪を公

然と掲げ、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の元凶であった「軍機保護法」を「特定秘密保護法」と改称して制定しようとする動きを強め、再び戦争への道に踏み出そうとしている。

この安倍政権の「異常」を見逃すならば再び「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」が起きる。

私は戦争を体験し、宮澤弘幸らの悲劇を身近に感じてきた者として、この「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を一人でも多くの人々に知って欲しいとの決意を込めて、この連載を続けたいと思う。

今回は、北海道帝国大学で宮澤弘幸の7歳上の岳友であり、戦後、宮澤の家族以外でたった一人だけ宮澤に会って激励したイタリア人フォスコ・マライーニと宮澤弘幸の交友と苦しみを紹介する。

その前に一つだけ、お断りしておく。宮澤弘幸とマライーニは登山が共通項だ。だから登山についても書かねばならない。

まして本誌は登山専門誌だ。そして私は息子・山野井泰史が中学から登山を始めてから今日まで、息子の命の先にある登山と常に向き合ってきた。だから私は決して登山に無関係ではない。

しかし私は登山自体への知識はない。三年前に、山へ登る息子・泰史と向き合った30数年間を書いた『いのち五分五分』（山

と溪谷社）を出版したが、その時、泰史から「親父は登山を知らないのだから、登山に関することは書くな」と言われた。

その通りである。だからここでは山登りが大好きだった戦争犠牲者である二人の友情を紹介する。

師弟・岳友だった二人

フォスコ・マライーニは、1912（大正1）年11月15日、彫刻家の父と小説家の母の長男としてイタリア・フィレンツェで生まれた。

登山家・文化人類学者・日本研究者・写真家として多くの実績を残している。

マライーニは、1938（昭和13）年、国際学友会の奨学金を受けて北海道帝国大学医学部の助手（無給）として妻子と共に来日した。その頃の様子について、マライーニは、ビデオ「レーン・宮澤事件」も一つ一つの12月8日」の中で次のように語っている。

「北大でアイヌの研究をするために札幌に着いた。レーンさんがホテルに来て、初めて会った。とても親切な夫婦だった。クリスマスの前、レーンさんのおかげで4軒ある大学官舎の一つに入った。となりは反ヒトラー、反ナチのヘルマン・ヘッカー、アメリカのレーン夫妻、ドイツのドクター・クレムプで、近くにフランス人の太

黒マチルド夫人がいた。この国際的に面白いグループが中心になって、1939（昭和14）年6月、太黒マチルド夫人宅で『心の会』が発足した。一週間に一回、レーンさんの家かヘツカーさんの家か私たちの家に集まった。一年半くらい続いた。宮澤弘幸は初めから参加していた」

この時期に先立つ1937（昭和12）年7月、日本軍は盧溝橋事件を機に中国侵略戦争に突入し、泥沼化させ、政府は1938（昭和13）年4月には国家総動員法を公布して、国民を戦争体制に組み込んでいった。そんな時代が背景にあっても、好奇心旺盛な宮澤弘幸と7歳年長のマライーニは、登山に、アイヌ研究にと交流を深めていった。

次に、記録に残っている活動を記してみる。

1940（昭和15）年2月の『北海道タイムス』（『北海道新聞』の前身の一つ）に、フォスコ・マライーニと宮澤弘幸連名による「雪小屋（イグルー）実験手記」が連載△マライーニと自転車で北海道の中央部から南部を旅行（日高・二風谷のアイヌ集落など訪問）△9月、マライーニと日本北アルプス穂高・槍に登る。

宮澤弘幸はこの時期からマライーニが京都大学のイタリア語教師に転ずる1941（昭和16）年4月までの半年間、マライー

ニの借家（北大構内の官舎からの移転先）に居候していた。

イタリア降伏で敵国人に

京都で、宮澤弘幸の検挙を知ったマライーニは、宮澤の無実を固く信じ、宮澤と冬山登山で愛用していた寝袋を留置場に差し入れるため北大時代の共通の友人に頼んだ。

マライーニの祖国イタリアは、ドイツ、日本とで「三国同盟」を締結していた。だから英米系の外国人教師が教職を追われる中で、イタリア人マライーニは日本の大学で教壇に立つことが許された。

しかし、実際には既に特高は同盟国人であっても「外国人はみなスパイだ」として監視の目を光らせており、マライーニも身辺に監視の目が迫っていることを感じていた。

1943（昭和18）年9月、イタリアが連合国に降伏すると、一転して同盟国から敵国人となった。マライーニ一家は、レーン夫妻とは違って懲役刑を科されたわけではなかったが、敵国者として名古屋の「強制収容所」に収容された。

収容所に閉じ込められたイタリア人16人は、苦痛、飢餓、虐待に対して抗議のハンスト（食事を拒否し抗議）を行った。そのうえマライーニは特高の前で指を切り落し、これを特高に投げて「イタリア人は嘘

つきではない」と叫んだ。

いったん敵国人となると、スパイ冤罪のレーン夫妻らと同じような弾圧を受けたのだ。

マライーニは日本が敗戦となった後の1946（昭和21）年にイタリアに帰国したが、1953（昭和28）年、日本の文化映画制作取材のために再び来日した。

苦難の体験を強いられた日本だったが、日本への偏見を持たず、むしろ親愛の念は戦前よりも深まっていたという。

日本との関係では、1970（昭和45）年の大阪万博では、イタリア館の副館長を務め、1972（昭和47）年札幌・冬季オリンピックの際には、イタリア選手団役員として参加し、日本通のイタリア人として活動した。

この間、1958（昭和33）年2月、イタリア山岳会会長からカラム登山隊への参加要請を受けたマライーニは登山許可取得に奔走したが、希望する峰々は既に他隊に許可されていた。それでも申請を続け、ようやくガッシュヤールム4峰（7080m）の許可を得、自らも登山隊員の一人として参加。さらに1959（昭和34）年には登山隊長としてサラグラール（7350m）に初登頂した。

マライーニは2004（平成16）年イタリア・フィレンツェで91歳で亡くなった。

宮澤弘幸が北大生のころ、妹のように可愛がったマライーニの娘・ダーチャはイタリア文学界で知られた作家である。

事件を最初に世界へ伝えた

私は、「宮澤・レーン事件」を冤罪として告発し続けた上田誠吉弁護士とも何度か会っている。

最後は1997(平成9)年2月22日に、宮澤弘幸の五十回忌に合わせた「秋間浩さんを偲ぶ会」が宮澤家の菩提寺である東京・新宿の常圓寺で行われた時だった。

その時、上田弁護士は私にも「山野井さん、宮澤事件は決して忘れてはならないことです。今度じっくり話し合いましよう」と語った。この連載を引き受けたのも上田弁護士がこのひとことがあったからだ。

上田弁護士はマライーニについて書いている。同弁護士の著書『人間の絆を求めて―国家秘密法の周辺』(1988年11月・昭和63年7月・花伝社刊)から紹介する。

1987(昭和62)年秋、上田弁護士夫妻は、アメリカ・コロラド州ボルダー市の秋間夫妻を訪れ、一緒にボルダーの商店街を楽しんでいた。その時、古本屋をのぞいていた秋間浩さんが突然「マライーニさんの本があります」と声を上げた。

この町でマライーニの本に出合う偶然に4人は驚いた。

本の題名は『ミーティング・ウィズ・ジヤパン』(原題『オレ・ジャポネジ』の英訳刊)

マライーニはこの序文の中で、次のような宮澤弘幸への献辞を書いている。

「私は、宮澤弘幸の名を落とすわけにはいかない。彼は私のもっとも親しい日本の友人の一人です。また登山と研究の仲間であつたが、日本の軍国主義体制の、愚かしい、そして捉えようのない残酷さのために、その短い命を落したのであつた。弘幸は、世界に向かって偉大な価値をもつ日本人の心のもっとも高貴な一面を代表していた。今日の西欧の我々よりは古代ギリシヤ人達がいよほど深く理解することができるような、美というものに対する鋭い感受性、その人生に対する情熱的な取り組み方、人間に対するだけでなく、チベット人のいうように「心あるもの」も「心のないもの」も、すべてのものごとに対する深い親愛感などがそれである。そして日本人の性格の中にひそむもう一つの側面、それは何百年にもわたつてその美質と相いれないなかつた、粗野で暴力的で、そして蒙昧な側面が宮澤に對しておそいかかつたのであつた。私は弘幸の事件を支配したのが、この日本人のもつ後者の側面であつたということが、不条理な運命のもたらした悲惨であつたことを希むものである」

続けて上田弁護士は「このイタリアの碩学が、不幸な日本の旧友に對して、早くも1957(昭和32)年に最大級の賛辞を呈していたことを知って、私は心温まる思いがした。そして同時に、故宮澤弘幸の悲惨な事件を最初に世界にひろく伝えたのは、ほかならぬマライーニだった」と書いている。

衰弱した宮澤弘幸と再会

マライーニは、1946(昭和21)年1月に宮澤弘幸と再会した時の様子を同著で次のように書いている。

戦後の宮澤弘幸の言動を描いた文章は、母親・とくの遺した手記を除くと、このマライーニの叙述以外にはないという。文中「ヒロ」とは宮澤弘幸のことである。

「収容所から保釈されたあと私はアメリカ軍に雇われて、アメリカ軍に就職しようとする日本人求職者と面接する仕事に携わっていた。アメリカ軍の給料は高かつたので求職者はいつも長い列をつくっていた。ある1月の寒い朝、私が事務所の椅子に座っていると、ドアのところろに一人の老人の影を見たように思った。私がもう一度見なおすと、影は私に挨拶してきた。そのとき私はこの人の姿になにか親しいものを感じたが、しかしどこかが変わり過ぎていて、私には理解できなかつた。その人は遠慮勝

ちに私の前に来て、そして小さな声で「あなたにはマライーニさんですか」「はい、あなたはどなたですか」「影の人は、周囲に気をつかいながらいった。

「お仕事の邪魔になってはいけません。あとで外でお待ちします。私はヒロです」

「ヒロ！ヒロ！」私は不意を打たれて彼の名前を繰り返すことしかできなかった。なんと変わり果ててしまったのか。彼はまだ23歳か24歳か（注26歳が正しい）でしかなかったはずなのに50歳台の人のように見えた。彼には歯がなく、黄色い肌をして、そしてむくんでいた。それは太陽から隔離されて、ながく刑務所に拘禁されていた人に特有のものであった。……彼は知識へのあくなき渴望を持ちそのうえ登山家であった。彼は私が北海道で得た最初の友人の一人でありこの北のはずれの地までしばしば冬山やスキーを共にした仲間であった。このように魂の抜けた様な状態が彼の身に起ろうとは……」

マライーニは宮澤弘幸を近くの喫茶店に誘った。宮澤弘幸は「生きて帰れるとは思わなかった」と、4年間の拘禁生活の飢餓と極寒のひどい仕打ちについて語った。

マライーニは、結核を患い長く生きられないことを宮澤弘幸は知っていたようだと感じた。

マライーニは「正式に裁判を受けたのか」

と尋ねたが、宮澤弘幸は「裁判は受けたがそれは茶番だった」と答えた。

「翌日、政治的訴追の犠牲者の問題を扱う事務所のアメリカ軍の責任者のところに連れていった。弘幸の申し出は温かく受けられ、弘幸が再出発できるように、更に適切な医療が受けられるように、補償金を得るよう努力したが、間もなく宮澤は咯血し亡くなった」

マライーニは「彼は軍国主義による専制のもう一人の犠牲者であり、そして正確かに彼にふさわしい謙虚な、そして静かなやり方における勇者であった」と結んでいる。マライーニは間もなく帰国したが1954（昭和29）年に再び来日し、宮澤弘幸の母親・とくと東京・新宿の常圓寺で弘幸の墓に手を合わせた。

◇ 著書『ミーツイング・ウィズ・ジャパン』で宮澤弘幸を讃えてから37年経た後の1993（平成5）年12月に制作されたビデオ『レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日』の中でも、マライーニは次のように語っている。

「彼（宮澤）は英語が上手でフランス語も習っていた。宮澤君もレーン夫妻も良く知っていた。決してスパイではなかったです。両方とも政治関係はなかったです。レーン夫妻は大変強い深いクエーカー教徒で

した。宮澤君は強い愛国者だった。南京事件の話になって家で（虐殺の資料を）見せたら、彼は「これは嘘だ。プロパガンダだ」と怒ったんですね」。

日中戦争の影が重苦しくなってくる時勢にあっても、工学部学生として、外国人との交流を重ね、軍隊とも真つ正面から向き合い、将来は海軍の技術将校になることを目指していた愛国青年・宮澤弘幸の青春が浮かび上がってくる。

◇ 釈放後、宮澤弘幸に会ったマライーニは、「私たちは抱き合って泣きました。今でも……本当に恐ろしかった。栄養不良で顔がむくんでいた。歯がなくなっていた、髪もなくなっていた、恐ろしいことだ」と絶句しながら語っている。

◇ 宮澤弘幸が1945（昭和20）年10月に釈放されて1947（昭和22）年2月に命を落すまでに会った北大関係者はマライーニただ一人であった。

宮澤弘幸は釈放された後も北大に対して強い怒り、不信を抱いていたことは間違いない。なぜなら両親が北大総長から受けた仕打ちを聞いていたであろうし、検査され勾留された状態で退学願を「書かされ」、釈放後の復学手続きも形ばかりであったと、私は思っているからだ。

北大は、宮澤弘幸が事実上獄死してから66年経った今、「スパイ」とされた事件が冤罪であることが明らかになっているにも関わらず、北大がとった学問の府にあるまじき対応を謝罪しようとしていない。今からでも遅くはない。北大は今なお「スパイの家族」として苦悩している宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんに謝罪すべきだ。フォスコ・マラーイーニと宮澤弘幸の青春もまた、戦争によって引き裂かれたのである。

【注】『ミーティング・ウイズ・ジャパン』は原題（イタリア語）が『オレ・ジャポネジ』で、日本語訳『随筆日本』（松籟社刊）が出ているが、当時はまだ把握されておらず、本稿での引用部分は、上田誠吉著の上田訳によっている。「茶番」など意識もみられる。

第五回

宮澤弘幸「スパイ断罪」

は冤罪である

内閣総理大臣・安倍晋三が「安全だ」といって海外へ売っている「原発」がほとんど安全検査の行われていない輸出であるこ

とが新聞で報道された。また東京オリンピック招致では「放射能汚染は完全にブロックされている」と嘘をついている。さらに「福島は東京から200キロも離れている」といって、いまだに自分の家に戻れない福島の人たちを逆なでし、置き去りにしている。そして「オリンピック東京開催」に日本中は万歳して大騒ぎした。

日本は、先の戦争で対戦国だけでなく多くの人たちの命を奪った。広島と長崎に落とされた原爆で一瞬にして数十万人の命を失っている。そして二年前の「原発事故」さえ忘れてしまう国民なのか。

しかし決して忘れてはいけないことがある。戦争終結後68年経ったいまも「スパイの家族として」悲しい辛い人生を歩んでいる人がいる。

2013（平成25）年10月15日に開かれた臨時国会で安倍政権は「特定秘密保護法」の上程を進めている。政権与党の公明党も少し中身を変えさせただけで賛成の意向を明らかにしている。

宮澤弘幸らを一齐検挙した「軍機保護法」が、当時の議会で抜本改定論議された時、暴走に歯止めをかける付帯決議や軍・政府による答弁がいくつも残されたが、改定成立後はすべて無視された。

私はこれまで4回にわたって「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」による悲劇を書い

てきた。この大本である軍機保護法の再来である「特定秘密保護法」が成立すれば、宮澤弘幸とその家族やレーン夫妻らを襲ったのと同じ悲しみと苦しみ、あなたとあなたの家族に、私と私たちの家族の身にかかる。

それが「特定秘密保護法」だ。だから法案の中身が少し手直しされたとしても本質は変わらず、国民の目を耳を口をふさいで、宮澤弘幸に懲役15年を科して網走刑務所に閉じ込めた、あの「悪法」と全く変わらない。

宮澤弘幸は戦後、GHQ（連合国軍総司令部）による超法規措置によって釈放されたあと、再会した岳父（前回記述）マラーイーニに対し「裁判は茶番だった」と語ったという。そして、その後伏した死の床にあつて「北海道で何があったのかをあらいだらい書く」と言いつつ、27歳の若さで命を落とした。落としたというよりは奪われたのである。

旺盛な好奇心に監視の目

北海道帝国大学の学生、宮澤弘幸がなぜ検挙され、懲役15年の刑を科され、極寒の網走刑務所に投獄されたのか……。

宮澤弘幸は好奇心旺盛で、機会があれば何でも見聞きし、どこにでも出かけた。軍主催の軍事講習等にも積極的に参加した。

旧満州（現・中国東北部）にも出かけた。これらでの見聞の多くは『北海道帝國大学新聞』や『北海タイムス』（現・『北海道新聞』の前身の一つ）、などに掲載されている。

山登りが好きな宮澤弘幸は、北大に席をおく研究者であり登山家でもあるイタリア人マライーニと共に北海道だけでなく本州の穂高などにも登り、さらに、二人は自転車で北海道を駆け巡った。こんなオープンな青年がなぜスパイなのか

私たちは旅行をすれば、そこでの見聞や体験を屈託なく話す。これは日常生活であたりまえのことだ。だが「外国人を見たら“スパイ”だと思え」と叩き込まれた人たちの目には違つて見えるのだ。

外国人教師と北大生の交流の場であった「心の会」が特高警察に目をつけられたのは、当時9歳だった私にも分かる。「壁に耳あり障子に目あり」と小学校でも教えこまれ、街中の電柱等に「外国人はみなスパイ」のポスターが貼られていた異常な時代だった。

この事件が冤罪であることは全貌を調べた故上田誠吉弁護士らによつて外郭が明らかにされている。そして北海道大学も、2012（平成24）年10月24日に同大を訪れた宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんに対し、当時の新田副学長は、上田弁護士の調査を

引いて「冤罪であることはすでに明らかにされている」と言明している。私ともう一人の会の代表・山本玉樹もこの席に同席した。

NHKテレビや新聞各社も取材していた場所で「冤罪」を認めながら、北大はいまだに宮澤弘幸らへも、遺族である86歳の秋間美江子さんにも謝罪していない。

私が代表を務める「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が、この事件の真相を広く知ってもらうための二冊のパンフを作った。『スパイ冤罪 宮澤・

レーン事件 真相を知ってほしい』（A5版112頁）と『宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一番・大審院判決の条条検証と批判』（B5版130頁）を読めば、この事件が裁判所ぐるみの国家権力によつて仕組まれた冤罪であることがよくわかる。

この事件の捜査・裁判記録は大審院判決などごく一部を除いてほとんどが終戦時に廃棄された。8月14日の閣議で外交文書を含むすべてを廃棄することを決定、同18日には市町村にも通達された。

「外務省の裏庭では三日三晩煙が絶えなかった」とも伝えられている。役人は自分の身を守る時にはこのように記録を廃棄した。

三日三晩煙が絶えなかったのは地方の役所でも同じだった。多くの命を奪った記録

は真夏の太陽をも覆った。そして事実も消し去った。

だが思わぬところで廃棄を免れた資料もある。旧内務省の警保局外事課が内部資料として編集した「厳秘 外事月報 昭和十八年二月分」の中に一審判決の主要部分が書き写されて収録されていた。これは上田弁護士が収集した資料の中にはなかった新たな発見であり、事件の構図を掘り起こすうえで大きな手がかりとなる。以下は、これらの文献をもとに検証してみた。

これが「スパイ」の容疑

戦後の1994年（平成6）、事件から半世紀にして発見された札幌地方裁判所の判決文（写し）によると、北大生・宮澤弘幸がスパイと断じられた事柄は、

- ① 大学の幹旋による夏季労働実習で行った旧樺太（現ロシア領サハリン）大泊町の海軍工事現場で見たたり聞いたりしたこと
- ② 同現場の係員から紹介されて訪れた樺太・上敷香の海軍飛行場の工事現場で見聞したこと
- ③ 札幌通信局長の幹旋で便乗した灯台船で巡航した樺太および千島列島の灯台などで見聞したこと
- ④ 樺太の海軍大湊要港部が催した軍事思想普及講習会に参加して学び知っ

たこと

⑤ 陸軍の千葉戦車学校での機械化訓練講習会に参加して学び知ったこと

⑥ 満支方面（現・中国の東北部および中国中央部）を旅行した折に見聞したこと

——などで、これらを探知、あるいは知得し、レーン夫妻に漏泄したと決めつけて軍機保護法違反と断じている。

しかし、①は文部省が行った「学生勤勞奉仕隊」の一環であり、学友数名と共に行ったもので、全員が同じ見聞をしているのに、宮澤弘幸以外は検挙もされていない。

②は、かねて関心のあった先住少数民族を国策で一か所に集めた殖民集落「オタスの杜」を見学するために行ったのが一番の目的。

③は、札幌通信局長が宮澤弘幸の父とかねて知り合いだったことから実現し、北大からの推薦も受けて便乗したもの。

④は、おそらく国を守る気概から申し込んだもので、当然に、厳しく身元調査がなされたに違いない。

⑤は、同じく陸軍が催し陸軍が参加を認めたもの。

ちなみに宮澤弘幸はこのあと海軍委託学生試験を受けて合格（月45円の手当て支給）しているから、陸海軍の両体験を経て海軍に親近感をもったのだろう。卒業後は

海軍の技術将校を目指していた。

⑥は、国策会社「南満州鉄道」が公募した学生論文に入选し、その褒賞として招かれた「満鉄招聘学生満州調査団」の一員としてのもの。また海軍委託学生として便乗を許されて軍艦に乗って上海まで航海したおりの中国旅行等だった。

このように宮澤弘幸の行動はすべて正々堂々のものであり、スパイの影など微塵もない。

判決自体も、その動機を「夫妻の歓心を購はんが為」という、重罪を科すにはまるでそぐわない次元に止めざるを得ない判示になっている。

誰の目にもスパイとは見えない一番明らかな事例は、③の中の一例にされた「北海道根室にある海軍飛行場」の存在だ。

この飛行場は、世界航空史で名高いリンクドバーグが1931年（昭和6年）に水上機で北太平洋を横断し、根室港に飛来した翌年に造られたもので、その後新聞記事にも載り、公然周知の存在だった。

米国海軍武官に案内

さらに驚く資料も見つかった。

1934年（昭和9年）8月4日付で、海軍大湊要港部が北海道庁根室支庁らに対し、米国海軍武官の「根室飛行場見学」に適切な便宜をはかるよう求める通知を出し

ていた。

宮澤弘幸が検挙される7年前に米国の海軍武官二人を「丁重」にお迎えし、ご案内するように通知されていたのである。

しかも、大審院判決の中に引用されている「上告趣意書」によると、宮澤弘幸が根室飛行場の一件を知ったのは、灯台船を降りて札幌に帰る列車の中で、たまたま乗り合わせた人が問わず語りに話したのを聞いたに過ぎず、この経緯を判決も否定してはいない。

従って、これをもって「根室飛行場の存在」が秘密であって、これを探知して漏泄したと断じるのは、こじつけでありデッチあげだ。公然周知の飛行場も軍が「秘密だ」と言えば「秘密」なのだ。

軍機保護法は1899年（明治32年）に公布された古い法律だったが、盧溝橋事件の起きた1937年（昭和12年）に、新法と云える内容に抜本改定された。

このときの議会審議で多くの時間をさいたのは、誰が「秘密」と決めるのか、その「秘密」の範囲をどこまでとするか、さらに適用する範囲をどこまでとするか、という歯止めの議論だった。

これに対して軍および司法当局は繰り返して「秘密の決定は陸海軍大臣が省令を以て行うが、その秘密は軍の最高指揮にかかわる高度のものであり、不正不法の手段でな

ければ探知し得ないものであり、これを不正不法な手段によって探知し漏泄した者だけを罰する」という趣旨の答弁を行い、それらを基にして

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当たりては須く軍事上の秘密なることを知りて是を侵害する者のみに適用すべし」(原文は旧仮名遣いの片仮名表記)

——という付帯決議をつけることによって可決成立させた。

無視された「歯止め」

ところが、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」をみれば、これら歯止めがすべて無視され、国民を取締る悪法として独り歩きしていることが明らかになる。

秘密の範囲が、公然周知の根室飛行場にみられるように、とても「高度」とは言えないものにまで押し広げられ、列車の中で乗り合わせた人が問わず語りに話したのを聞いた」という、全く不正不法の手段を伴わない行為にまで罰の対象を押し広げている。これだけでも、「事件」が国家によって仕組まれた冤罪であったと証明することが出来る。

一斉検挙によって宮澤弘幸と同じ日に検

挙された北大英語教師のレーン夫妻は、敬虔なキリスト教徒であり、中でも夫のハロルドは戒律に厳しいクエーカー教徒として「いかなる理由、事情があれば、人が人を殺すことはできないし、加担もできない」と、第一次世界大戦のおりには「良心に基づく兵役拒否」の制度を使い、所定の社会奉仕を勤めることで兵役を忌避した。このことを考えてもハロルドが人を殺し合う戦争のためにスパイ行為を行うはずがないことは明白である。

このようになんらやましいことのない人間を罪人に仕立てるのは拷問しかない。暗黒警察の密室の中で行われた拷問を個別に証明することは難しいが、作家・小林多喜二が取調べ中に殺害されたように、生死にもかかわる。このため、宮澤弘幸の弁護士・斎藤忠雄も、形だけでも容疑を認めるよう説得したほどだ。

こうして起訴され、裁判に付された「事件」は、拷問による自供調書の他には何の客観的証拠も証言も提示されていない。従って有罪と断じた判決文にも「犯罪」を証明する論証すらなく、「秘密」を「探知」するにあたって不正不法の行為があったとの判示もない。一言でいえば、一方的に容疑を並べた起訴状と同じ判決文があるだけである。

そのうえ裁判はすべて非公開で行われた。

「秘密」が傍聴人らによって外に漏れるのを防ぐためとされ、また戦時特例法によって、弁護権も制限され、手続きも端折られ、判決の内容及び被告らに周知徹底されなかったと推定される。

控訴審も同じ特例法によって省略され、上告された大審院も検事の意見を聞いただけで、公判を開くことなく書面審理で「棄却」と断じている。まさに宮澤弘幸が言う「茶番」であり「暗黒裁判」だった。

もし上田誠吉弁護士がいまも存命だったら「再審」に踏み切っただろうと私は考える。

秘密保護法は丸ごと阻止を

いま国会に上程されようとしている「特定秘密保護法」はまさに軍機保護法の焼き直しであり、それは安倍政権が進めている憲法改悪——戦争放棄の「9条」を改悪することと深くかかわっている。先の戦争で宮澤弘幸等が「スパイ嫌疑」で捕らえられることによって「見ざる聞かざる言わざる」の世の中に変えられていったのと何ら変わらない。

法律とは時の権力者によってどのようなでも運用されてしまう。時には「憲法」もだ。日本国憲法は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と明記しているにもかかわらず、日本の軍事力は世界17位

にランクされている。自民党をはじめ憲法改定論者は「実態に即した憲法に」といい、まさにその実態づくりを走っている。それが政治家のやり方だ。

東京大空襲で家族を失いそれを訴えた「ガラスのうさぎ」(220万部)の著者高木敏子さんは、秋間美江子さんと私の共通の知人だ。この三人が会った時の二人の言葉は私を忘れない。

高木敏子さんは「もし憲法9条改悪が国会に上程されるようなことがあったら私は家族が反対しても国会に座りこむ」と語り、秋間美江子さんは「私のような苦しい悲しい家族を二度と繰り返してはいけません。そのためには何度でも日本に来ます。街頭にも立ちます」と語っている。

今は集まることも、話す事も、書く事も自由だ。この時こそ「戦争は嫌だ」「特定秘密保護法」反対を叫びたい。自由に山の頂に立つためにも。

【注】本稿は「特定秘密保護法」が安倍政権与党の自民・公明両党による強行採決によって2013(平成25)年12月6日に可決される前に執筆した。

第六回

登山・スポーツを否定する戦争への道を許すまい

最終回は、「戦争と登山・スポーツ」について、私の思うところを記したい。なぜなら、登山情報誌である本誌が72年前の「スパイ冤罪事件」を連載することに違和感を持った読者がいらつしやると聞いたからだ。この連載を準備していた頃、「秘密保全法」(当時の呼称)の法案化が画策されていた。そして2013(平成25)年10月15日開会の臨時国会で正体を露わにした「特定秘密保護法」は、岳人・宮澤弘幸が検挙された「軍機保護法」と弾圧法規である治安維持法を上回る国民の耳、眼、口をふさぐ悪法であることが暴露され、ジャーナリスト、法律家、作家、労働組合など広範な人々と団体が、「断固廃案に」と立ち上がった。宮澤弘幸の家族でただ一人残された妹・秋間美江子さん(86歳)は、新聞、テレビの取材で「日本の皆さん、二度と私たち家族が経験した苦しみを繰り返してはなりません。『秘密保護法』に反対してください」とアメリカ・コロラド州ボルダーから訴えた。

連載の第一回で「軍靴の靴音が近づいてきた」と書いたが、この半年で「軍靴」はすぐ後ろにまで迫ってきた。登山・スポーツを誰からも干渉されずに楽しむことが出来る平和な世の中であってほしいと願い、連載のまとめとしたい。

岳人精神を貫いた宮澤弘幸

宮澤弘幸は「何でも見てやろう、何でもやってみよう」という知的好奇心旺盛な青年だった。

比較的恵まれた家庭環境で育ち、幼少から弟妹と英語の個人教育を受け、府立六中(現新宿高校)では、5年間皆勤、器械体操、水泳が得意で柔道初段。

1937(昭12)年、北海道帝国大学予科に合格して札幌へ。その直後の7月、日中戦争(盧溝橋事件)へ突入、翌年四月には国家総動員法制定と一気に戦時色が高まった。しかし宮澤弘幸は勉学とスポーツに生き生きとした挑戦を続けた。

1938(昭和13)年、生涯一番の理解者となるフオスコ・マライニーが北大医学部の助手に就いて以降は、一緒に雪小屋(イグルー)実験、自転車で北海道日高・二風谷のアイヌ集落などの旅行、日本アルプス穂高・槍登山などに行った。

また同時期、満鉄招聘満州調査団の一名として旧満州(現中国東北部)を旅行し、

千葉県習志野の陸軍戦車学校の機械化訓練講習会に参加し、海軍委託学生の試験に合格し、海軍から月45円の手当をもらった。通信省の灯台船「羅州丸」に便乗して千島列島・樺太巡りにも行った。

文武両道にわたって青春を謳歌した宮澤弘幸の北海道での日々はどこに日本という国に不信を持つ邪悪なスパイ心が潜んでいるというのだろうか。マライニーとの交友がもつと進んでいたなら、宮澤は優れた岳人として名を残していたに違いない。

オリンピックと政治・戦争

平和の象徴としてのオリンピックも政治と戦争と決して無関係ではない。1936（昭和11）年の第11回ベルリン・オリンピックは、それまでの都市主催から一転し、ドイツの独裁者ヒトラーは国家主催として開催し、ナチス宣伝、戦意高揚の場として最大限に利用した。

次いで1940年（昭和15年）の第12回は日本の東京で開催されることになった。しかし日中戦争のため、軍部の開催反対で日本が返上して中止、第13回のロンドンは、第2次世界大戦で中止となった。

戦後の第14回オリンピックはロンドンで開かれた。しかし1980（昭和55）年の第22回モスクワ・オリンピックは、ソ連のアフガニスタン侵攻に反発した多くの国

がボイコットし、日本も参加しなかった。モスクワを目指していた柔道の山下泰裕、マラソンの瀬古利彦など多くの若者の夢が奪われた。2020年オリンピック東京開催招致にあたって安倍首相は「放射能汚染水はブロックされている」と大見えを切ったが、今も「放射能」は垂れ流しだ。

一方、臨時国会では、国家安全保障会議設置法案とセットで秘密保護法案を成立させようとしている。その先には、集団自衛権行使を明確化し、さらに憲法を改悪しようという画策し、戦争する国へ一歩二歩と近づけようとしている。

戦争をする国にしようとしている安倍首相に、オリンピックを招致する資格があるだろうか。自衛隊を国防軍にして、地球の裏側まで派遣すると公言し、もし実際にアメリカの手先となって戦争に参加する日本になったとすれば、東京オリンピックをボイコットする国が出る可能性もあるのだ。東京オリンピックは平和でなければ開催も成功もしない。だからこそ、スポーツを愛する人々は、何よりも戦争と戦争へ繋がる道に対しては、敏感でなければならぬと思うのだ。

過ちを繰り返してはならない

登山でも例外でない。先の戦争でヒマラヤ登山はもちろん国内の登山もほとんど禁

止された。西本武志・労山会長の著書『十五年戦争下の登山―研究ノート』によれば、戦争は登山を愛する多くの登山家、学生、社会人を戦場に引きずり込み、いのちを奪った。さらに登山界の指導的立場の人達と組織が戦争に加担したことが明らかにされている。

先の戦争では、作家も画家もすべてが天皇のために、お国のためにと協力させられた。問題は戦後、これらの人たちが戦争に加担したことに口を拭ってそれぞれの分野で指導的立場にいたことである。大事なことは過ちを反省し糾すことだ。

同じ敗戦国であるドイツは、戦後ナチスの国旗・国歌を廃棄し、1985（昭和60）年5月8日、ヴァイツゼッカー大統領はドイツの敗戦40周年にあたって連邦議会で「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目となる」と演説した。そして今も「戦争犯罪人には時効はない」としてナチスを追及し処罰している。こうした自国の誤った歴史を謙虚に反省している姿勢が、ヨーロッパのかつての敵国から信頼を得ているのだ。

翻って日本はどうか。開戦時に東条内閣の商工大臣であり、戦後A級戦犯とされた岸信介は復権して総理大臣にまでなった。今その孫・安倍晋三首相は嘘をついてオリンピックを招致し、再び戦争への道を画策しているのだ。そして国民に「君が代」日

の丸」を強要し、隣国である中韓両国から歴史認識を問われるというありさまなのである。

登山・スポーツを否定する戦争への道は、絶対に許してはならない。

映画「アイガー北壁」を観て

2010（平成22）年4月に日本で公開されたドイツ映画『アイガー北壁』（2008年制作）を観て、私は、死に直面する登山家の映像とともに、ナチス政権がスポーツを政権維持のために利用したことの方に、改めて関心を持った。

『アイガー北壁』は、ベルリン・オリンピック直前の1936（昭和11）年の夏、ナチス政権の威信を示すために、未踏のアイガー北壁にドイツ人登山家が初登頂することを求め、登頂に成功した登山家には、オリンピック「金メダル」を与えると呼び掛けたことをテーマにした山岳映画だ。

ナチス政権の呼びかけに多くの国から登山家がアイガー北壁に押し寄せた。ナチス嫌いの2人の兵士（登山家）と、ナチス党員の登山家2人の二組が北壁に挑戦した。その4人は雪崩、吹雪、強風の中で過酷な闘いを繰り広げた。

一方、金持ちと政治家、そして新聞記者たちは、夜は麓の豪華なホテルで食事し、

ダンスに興じ、昼間はホテルのテラスから望遠鏡で2組の登山家の登攀競争を眺めていた。

ナチス政権の政治的野望に巻き込まれた登山だったが、困難の中で相手方の登山家を救うため、吹雪と零下数十度のなかで4人は身を寄せ合いながらなんとか生きて帰ろうとした。そこにはナチス政権の思惑はなく、困難を乗り越える登山家としての仲間精神があった。そして次々にいのちを落していった。

「登山だって政治（国のため）とは無関係ではない」というナチス政権の政治家。

「栄光（登頂）か悲劇（死）でなければ記事にはならない」と冷やかに語る新聞社の幹部。

困難に挑戦する登山家を描くとともに、登山を自己の目的のために、最大限に利用した政治家と新聞を告発した映画だと私は受けとめた。

いま、新聞社とテレビ局は、駅伝、マラソン、高校野球、ラグビー、サッカーと多岐にわたってスポーツを支援している。そのほとんどは戦争で中断された歴史をもっている。

再びこうしたスポーツが中断しないことを祈りたい。そのためには二度と戦争をしないことだ。

新聞はかつて戦争に加担した苦い歴史を

持つ。新聞社・テレビ局は、単に企業イメージのアップや、販売部数拡張・視聴率アップの手段とするのではなく、「スポーツを育成するとともに、平和を大事にする」役割を果たす先頭に立つべきだ。

戦中のスポーツ・登山

日本の古来スポーツの代表的なものに剣道と柔道がある。野球をはじめスポーツの多くは外国からのものだが、剣道と柔道は日本古来のスポーツとして奨励され、日中戦争―太平洋戦争中は、国民の精神向上運動としての一翼も担われた。

中学から大学では、人殺しの武術である「銃剣術」も必修科目で、この完全実施を監視するために、学校には軍隊の「将校」が配属された。今でこそ、柔道・剣道は、日本古来の伝統スポーツとして位置づけられているが、当時は、まさに戦争に勝つための武道であり、精神教育としての「皇国武道」だった。

日本の登山の歴史の中で、登山も戦争に巻き込まれた。太平洋戦争が始まると、大学生は軍需工場に動員されるか、学徒出陣で戦場に駆り出された。スポーツで身体が鍛えられた多くの学生たちは真っ先に戦場に送られて戦死し、二度と山に登ることはなかった。

太平洋戦争時代、「贅沢は敵だ」「欲しが

りません、勝つまでは「パーマネントはやめませう」「足りぬ足りぬは工夫が足りぬ」との官製スローガンが、国民を戦争協力と耐乏生活に追い込んだ。登山も贅沢の対象となり、抑圧された。

1945(昭和20)年、終戦を迎えて学園に戻った若者によって、山岳部をはじめ、さまざまなクラブ活動が次々と再開された。また登山は働く若者たちにとっても、魅力的な活動として急速に広がった。今のような週休2日制とか大型連休とは全く縁遠い時代だったが、多くの若者たちは登山を楽しんだ。

休みが日曜日1日だけの若者たちは、土曜の夜行列車で中央線沿線とか上越の山に出かけた。新宿駅、上野駅のホームは大きなリュックを背負った若者があふれていた。夜行日帰り登山だ。そして月曜にはまた元気に勤めに出かけたものだった。

働く若者たちの登山熱が高まる中で、1960(昭和35)年に、勤労者のための「日本勤労者山岳連盟」が、「スポーツは文化であり、国民の権利である」と宣言して、設立された。

5項目の「指針」の最初には「登山は、人類が創造したすぐれた文化であり、自由と平和、ヒューマニズムとフェアプレーの精神を生命とするスポーツである。登山はあらゆる種類の暴力や大量殺戮、自然を

根底から破壊する戦争とは無縁でなければならぬ。この見地に立った登山運動は諸国民の間の好ましい交流を促し世界平和に貢献する」とある。

私が尾瀬の「燧岳」や、山梨の「三つ峠」などに出かけたのもこの時期だった。2010(平成22)年、「労山」は創立50周年を迎えた。この記念行事であらためて「平和」を確認した。

世界のスポーツ環境にも目を

日本では登山をはじめさまざまなスポーツが全盛だ。しかし今のヒマラヤは、安心して登山が出来る状態ではない。ネパールのカトマンズの街角には銃を構えた兵士が立ち、パキスタンのカラコルムの山々でもインドとの国境近くでは絶えず大砲がなり響いていると聞く。

さらにパキスタンの一部ではアルカイダ討伐の名目で銃声が絶えることがない。最近の報道ではアメリカ軍の無人機が大勢の一般の人たちの命を奪っている。無人機は、遠隔地にいる兵士によってコンピュータ画面の上で操作されている。恐ろしくなる。

パキスタン北西辺近郊の難民キャンプには戦火を逃れてきた約130万人が暮らしている。国内の民族紛争で登山隊が入国出来ない

い事もある。

こうして振り返ってみると、「戦争とスポーツ」「平和とスポーツ」は、常に真剣に考え、立ち向かうべきテーマであることを再認識する。

『アイガー北壁』鑑賞を機会に、登山をはじめ、スポーツをする自由と権利を守ることが、戦争に反対し平和を守る闘いであることを訴えたいと考えた。

11月中旬、息子・泰史は久しぶりにわが家に泊まった。翌早朝、韓国に出发するためだ。今回の韓国行きは何かの賞にノミネートされているためらしい。本人はもとより賞には関心はない。久々に韓国の友人たちとのクライミングが楽しみのようだ。

春のアンデスやヒマラヤと多くの外国の山に登って来た息子は一番「平和」を感じていると思う。



日本勤労者山岳連盟がこの連載の機会を与えてくださったことに、心から感謝します。また西本武志会長の著書『十五年戦争下の登山―研究ノート』を参考にさせていただきました。『登山』が発足時の「指針」を大事にして、ますます発展することを期待しています。ありがとうございます。

講演録 戦時下の言論・思想弾圧―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える

小樽商科大学教授・荻野富士夫

今年（2015年）正月明けの新聞各紙で、目を疑う見出しが飛び込んできました。特に朝日新聞（1月19日付）には「生命線」という言葉が1面を飾っていました。中谷防衛大臣がアフリカ東部・ジブチにある自衛隊・海外基地で、記者団に「ソマリア沖は日本にとって『生命線』であり日本商船の安全を考えると引き続き活動は必要だ」との主旨で語った記事の見出しです。生命線という言葉はいろんな意味で使われ、例えばサッカーで「このラインが生命線」などと使われたりしますが、ここでの使用は明らかに軍事的意味を持った言葉です。

さらに2月10日付の紙面では、ODA政府開発援助大綱の閣議決定がなされ、「日本にとつての『国益』に有効である」と、公然と「国益」という言葉が出てきて、これにも大変驚きました。これはまさに安倍政権の「積極的平和主義」の向かう方向がここにあるのではないかと思っています。

「生命線」「国益」で戦意高揚へ

私が、この「生命線」や「国益」という言葉に反論したのは、先の戦時中、戦意を高揚させていった1930年代に、この言葉が盛んに使われていたことによります。一番使われたのは満蒙の「生命線」で、1931年、満州事変の少し前ですが、当時の松岡洋介衆院議員が協調外交を軟弱外交と批判する中で「満蒙生命

線」という言葉を使い、それが一気に「まさに生命線」だという人々によって飛びつかれ、広く使われるようになっていきました。これらの動きが一般国民の戦意を沸騰させていったことを年代推移の中で考える必要があります。「戦意」を分析すると敵愾心、愛国心であったりしますが、満州事変から敗戦までの推移をたどりますと日中戦争全面化、対米英開戦前までは国民の80%より低いレベルでした。この時代は大正デモクラシーと重なります。

国際的には第一次世界大戦があり、数千万人の犠牲者を出し、あまりにも大きい被害を反省し、国際連盟が作られます。大きな流れとしては軍縮条約を結ぶ、あるいはパリの不戦条約を結ぶというのが1920年代の国際的な大きな流れになってくる。日本もそれなりに歩調を合わせ、この段階では戦意は低い。満州事変でナショナリズムが、マスコミの影響もあり急に沸騰しますが、一般国民の戦意は80%くらいで、太平洋戦争での99%に比べると低いものでした。

太平洋戦争でも具体的には小林多喜二の反戦活動などがあり、100%には達していません。満州事変の後でも、二・二六事件など軍のクーデターなど国民の反感が強まり、戦意が下がっていったと思います。

日中戦争では、最初は蒋介石の国民党政権との戦争は3か月で終わると国民に宣伝していました。当時言われたのは「けしから

ん支那を懲らしめる」と。なぜ懲らしめるのかというと、彼らは排日運動、抗日運動を行っていた。抗日運動を懲らしめるために戦争を起こしたと、子供だましのような宣伝をしています。

ところが蒋介石は、当時の首都は南京でしたが、南京を日本軍に占領されても、そこで南京大虐殺が起こるのですが、その後も重慶で抵抗を続けます。そうなると、さらにもっともらしい宣伝をしなければならなくなり、「東亜新秩序の建設」という言い方をします。国民を戦争に動員するには理屈を付けなければならぬ。しかし戦局の停滞、長期化、泥沼化などで国民の戦意はまた下がっていきます。

そこで対米英開戦。真珠湾攻撃、マレー半島の攻撃が12月8日に奇襲作戦として行われ、「大戦果があった」となって、ほとんどの国民が盛り上がりつついくこととなります。政府が組織もしないのに提灯行列が各地で起こり、小樽でも起こりました。むしろ政府の方がこれを抑える手立てをとっていません。

その一方で、99%以外の、ごく僅かな個人の反戦的言動、共産党は弾圧されていますし、個人的抵抗に対しては弾圧が加えられていきます。

そして開戦の12月8日には、反戦の予防措置として共産主義者や、同様の考え方を持っているとみなされた人、あるいは宮澤・レーン事件がらみの防諜容疑者など、開戦以前からリストアップされていた人たちが一斉に検挙されます。この日、防諜容疑者は111人が全国で検挙され、その中でも宮澤・レーン事件は最も刑の重い事件になっていきます。

99%の戦意が下降気味になるのはサイパン島を失った時点です。これはサイパン島からB29が一気に日本本土を攻撃できることを意味します。それまでは日本の空に一機たりとも入れないと

豪語していたのが、爆弾を雨あられのように落とされ「ああダメなんじゃないか」と考える人たちが増え、戦意が落ちて行くことになりました。やがて地方都市も空襲になり、沖縄戦が行われ、同年8月の戦意は25%となりました。

実は、これは、25%も戦意がある、いや25%しかない。当時の政府、天皇、為政者にとっては25%しかないと考えなければなりません。このまま行けば革命が起こるかもしれないと恐れました。一方アメリカではもう少し戦争は長引くと考えていた。原爆も広島、長崎に投下した後も、次々落とすと予告ビラを落とすとしてくるわけです。さすがに天皇や政府の指導者たちは、もはや25%くらいの戦意で行けば国そのものが崩壊し、まさに国体の崩壊だと手を打ったのだと思います。

以上前置きが長くなりましたが、今日は三つのことをお話ししようと思います。一つは軍機保護法、二つ目は宮澤・レーン事件が大学という学問、思想の場で起こりましたので、当時の学問、思想をめぐる状況はどうなんだということ、三番目は宮澤・レーン事件についての幾つかの論点についてです。

軍機保護法について

軍機保護法は、日清戦争を経て、次はロシアだとなり、対ロシア軍拡路線を進める中で、そうなると思秘情報、軍事情報が増えてくるので、それを守るために必要だとして成立したものです。

注目されるのは世論です。ロシアとの戦争で、ロシアに日本の情報を漏らすのですから、ロシアのスパイを「露探」と呼び、これが新聞にも出てくるわけです。例えば高橋門三九という人が検挙され、3週間ほどで判決という拙速裁判だったので、当時の『東京朝日』の記事では、傍聴人がワイワイと押しかけ、入口

の柵を破壊するほどの騒ぎとなり、「被告の罪科定まり其理由説明せらるるや傍聴席より安過ぎる、安過ぎるの声起こり、廷丁の制止もきかず一同ワツと人並打たせて前面へ乗出したる時には被告の顔色蒼白を呈し縮み上つてふるえ至りしは甚だしき醜態と見られたり」という騒ぎです。

新聞がセンサーシヨナルに

新聞自体が開戦ということで沸騰している。この事件がよく示していると思います。ところがこの軍機保護法は、以後ほとんど使われなくなり、統計上から何件適用されたのか、調査しても断片しか分からないような形で凍結状態になっています。

それが、日中戦争に突入する1930年代になると息を吹き返してきます。軍機保護法を強化し改正しようとする動きがあり、意図的に思えるのですが、軍機保護法事件が急に増えてくる。新聞記事もセンサーシヨナルなものになってくる。

「怪外人に操られ、情報集めに暗躍、軍機保護法を犯す一味、警視庁に検挙さる」といった具合で、スパイ天国だとの印象を振りまいている。しかも「軍機を探る細胞網『海と空』社に鉄槌」という事件では、全国から45人を摘発しながら、事件としては不起訴にしている。アドバルーンをパツと上げ日本はスパイ天国であるという世論を作っておいて、役割を果たしたのち不起訴にしてしまうということです。

1937年第70議会へ軍機保護法改正案が提出されます。これは改正後に宮澤・レーン事件にも適用されるのですが、最高刑を死刑まで定めたものです。しかし新聞は、ここでは何も触れていない。こういう形で世論操作が行われ、議会では一度廃案になります。第71議会で再提出され可決しています。

杉山陸相は「殊に時局の關係は至急本法案の成立を必要とする次第でありますので、何卒速にご審議ご協賛あらんことを切望する次第であります」とスピード審議を要請しています。

この時には、取締りの網を非常に広げることになるから、一般国民もひつかかることになるから慎重な適用をということで付帯決議を付ける形で成立しています。当時の陸・海軍大臣も実際に運用するに当たっては慎重にやると言っています。

いまの特定秘密保護法もそうですね。慎重にやるからといって信用できない。スパイ防止ということで、これを担当するのは特高警察の中の外事警察という所です。それと憲兵隊が担当するということになります。この憲兵隊の中でさえ数年間の適用状況を見ると、あまりにもさまつな事に適用が及んでいると指摘して通牒している文書さえあります。

判決の多くは罰金1000円(現在の50万円位)とか、有罪判決にも執行猶予のつくようなものです。つまり改正の意味は「スパイがあなたのすぐそばにいる」とセンサーシヨナルに訴えかけるところにあるのです。

国民防諜と言っていました。普通の記念写真やスナップ写真でも港が写ったり、要塞が見えたりするとひっかかる。街の屋上から俯瞰して撮った写真ですらダメということ。またデパートでの防諜展とか各地で防諜機関が作られ防諜団、防諜委員会や防諜懇談会なども組織されていました。

最近の新聞で特定秘密保護法の取扱者のニュースが出ていますが、防衛省が非常に多い。その防衛産業の民間従事者の特定秘密保護法の取扱者として審査されたということがありますが、戦車や戦闘機を作ったりする三菱、日立がなっていると思います。おそらくそういう所では現在も特定秘密保護法が出来る会社や

地域ぐるみで防諜委員会などが作られていると思われれます。また各省庁にも作られていると思われれます。

大学における思想統制

次に、宮澤・レーン事件は大学の中で起きたもので、思想統制はどのように進んでいったかについて考えてみます。

一つは1935年の天皇機関説事件など、思想弾圧、学問弾圧が1930年代の後半に起こってきます。現在で言えば植村さんの北星の問題です。この問題なども連ねて考える必要があると私は考えています。

天皇機関説事件が起こると、政府は国体明徴、日本精神闡明を打ち出し、教学刷新が大流行になってきます。大学から天皇機関説という、それまで認められていた、むしろ主流であった学説が追放されます。入れ替わり国体学とか日本学という講座が開設され、教学刷新評議会が設置され諮問・答申ということになります。

その先に小学校を国民学校に変えるということも打ち出されてきます。文部省は『国体の本義』という本を出版するなど、この種の膨大な出版物が教科書や教材として使われました。

旧制中学から旧制高校に進学する際の面接では国体の本義についての理解度を問う出題もあり、この考えを述べなければ面接に通らないということで、受験生は丸暗記するようになってくる。

もう一つは、この時期には学内の学生運動、社会主義、共産主義で核となるような学生運動は潰されていますが、少しでも芽が残っていると全体で抑え込んでいくわけです。

1937年、思想を扱う「教学局」という文部省の外局ができ、その長官がこのように述べています。「共産主義思想」の「芝(せん)除」と「共産主義運動の温床とも云うべき個人主義及びこれに

胚胎する諸思想」の排撃、そして「日本精神を根本として実践に重きを置き、国民的性格の涵養に力を注ぐ」ことを打ち出しています。

また教学局は『臣民の道』を刊行し、国民の必読書として250万部も出されています。そこでは自我功利の思想を排し、国家奉仕を第一義とする国民道德の確立による世界的使命の完遂、ここでは大東亜共和国の建設となっていますので、それを教育の中に位置付けていくこととなります。

例えば忠孝という、「天皇に忠、親に孝」と国体の本義では並列し、両方とも同じ価値があるとされていましたが、『臣民の道』では忠の方がはるかに高いとされ、この国家の考え方が国民、特に学生に押し付けられたわけです。この状況に北大も置かれていたということになります。

宮澤・レーン事件の思想的背景

次に、三番目ですが、きょうご参加のみなさんは、事件の概要、経過については既にご承知としますので省略します。

最初に、レーンさん夫妻が監視されていたことについて。ハロルド・レーンさんは「外事要注意人」(北海道全体では9人)としての外事警察の監視を受けていました。『外事月報』(1939年9月)によると、「平常米國武官と往来連絡する等の行動」で常に注視され、長女を「社交術習得の為」に札幌グランド・ホテルに就職させたのも「真意」は「来往外国人との連絡に利用」することにあるとして、ホテル側に長女を「解雇」させています。

また札幌地裁のハロルド判決文の中には「支那事変の勃発するや同事変を目するに我國の反人道的侵略行為なりと妄断し、同事変の推移に伴う日米国交の動向より兩國の開戦を予想するに至り

し」とあり、また在日米大使館付武官からの要請を受け「爾来外国又は外国の爲に行動する者に漏泄する目的を以て、自宅に出入りする学生等を懐柔利用し、または新聞、地図を精査し、或は距離測定器付自転車をも以て札幌市近郊のハイキングを爲し、軍事上の秘密を探知せんこと」を企画したと記されています。

次に、宮澤弘幸さんの思想について。堅田清司さんという「北海道社会文庫」を主宰されている人が、その86号に宮澤弘幸さんのアイヌ研究について紹介しています。この分野の専門家から北方文化研究の若手研究者として期待されていたことが分かります。

宮澤さんの思想が垣間見えるものに『北海道帝國大學新聞』への寄稿があります。「満州をめぐって」と「戦車を習ふ」の二つがあつて、一部を抜粋してみますと、前者では「有史以来始めての大規模な海外発展策についての具体的方法上幾多の反省すべき根本問題が身近にある／然し元來が何物をも拒まぬ大抱擁力を持った日本民族の前途は決して悲観はしない……要するに私は偉大な日本人の行動力に期待して安心する……全亜細亜の変革には異常な長時間を要するのは勿論である。我々は此の点をよく自覚して各自の本分に則つて臣道を実践して皇道の發揚に努めなければならぬ」とあり、後者では「曠野の両端から数百の戦車が天地を轟かしながら縦横に砂塵と共に突進する時は本当に地獄に居るやうな感じである静寂な天地を一瞬に阿修羅場と化する戦争とは何と偉大な現実であらう、斯う考へざるを得なかつた」と、書かれています。

宮澤の思想は判決認定の対極

宮澤さんはこういう考え方を持った方だつたと思ひますが、大審院判決では「レーン夫妻に心酔して親交を重ぬるに及び、漸次

其の感化を受け極端なる個人主義思想及反戦思想を抱懐するに至り、遂に我国体に対する疑惑乃至軍備輕視の念を生ずるに至つた」と断定し懲役15年の重い刑を科しているわけです。

宮澤さんの思想は、この判決の認定の対極にあつたと言ふべきです。個人自由主義思想というところは判定できませんが、反戦思想とか我国体に対する疑惑ないし軍輕視の念というのは、満州体験とか、あるいは戦車に実際に乗り戦車戦を実験し経験したことと関連すると対極にあつたと私は思ひます。

満州国、民族協和への期待、願望ゆえに現状は中々そうなつていないことに対して批判する、あるいは全アジアの変革者として日本を捉えて確信している。だから現状ではそれに連なつていないからということに批判する。そして戦車の時で言えば軍隊や戦争への素朴な信仰というのが読み取れ、自然ではないかと思ひます。そもそも軍事演習への積極的参加を、多くの学生の中でしているということ。当時の学生、青年の中では立派な体格をしていまして、それに伴つて強靱で旺盛な行動力、それを支える頑健な肉体、精神の持ち主だつたと思ひます。

さらに国家主義、アジア主義的な方向に大きく傾いていた訳ではないけれども当時の学生、青年にとつて言えば、それほど特異な存在ではないけれども、そちらの方へ踏み出している。戦争ということに対してむしろ積極的な学生であつたと思ひます。

私は、今回はこの二つしか見ていませんが、大審院が判断するような反戦思想あるいは我国体に対する疑惑とか、軍備輕視の念というのは宮澤さんを評価する全く逆のものと思ひます。

次に、拷問です。拷問は、どこでも日常的に行われていたのですが、宮澤さんは拷問によつて強制されたことを公判廷で述べた。レーンさんも同様に述べていますが、公判で暴露したんですね。

「警察検事廷ニ於テハ強制セラレテ 恰カモ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知セント企テタルカ如ク供述シタレトモ ソハ真意ニアラス又事実ニアラスト公判ニ於テ供述」と上告趣意書にあります。

しかし大審院判決は「被告人カ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知シタル事実ノ証憑極メテ明白ニシテ、記録ヲ精査スルニ 原判決援用ニ係ル被告人ノ供述カ 係官ノ強制ニ基ク虚偽ノモノト認ムヘキ何等ノ根據アルヲ見ス」と、簡単に否定しているわけです。

秋間美江子さんは兄が釈放され戻ってきたときに、いかに拷問が酷かったかを聞いており、それは『引き裂かれた青春』（花伝社刊）にも書かれております。

当時の特高の事件で、拷問が日常茶飯事であったことは、北海道の生活綴方教育連盟事件における松田文次郎の獄中メモをはじめ、多くの証言で明らかになっています。（本会注・本講演でも生々しい事例が多く明かされていますが、本稿では割愛させていただきます。）

なぜ、拷問なのか。小林多喜二は「拷問をするというのは、一般にお巡りさんと慕われているお巡りさんが一度殴ると拷問意識にかえっていった」と書いていますが、これは本質を言っていると思います。

特高というのは自分たちの仕事は国家存立の根本であって、社会全体の安寧秩序を直接破壊攪乱せんとする不穏奇矯の社会運動を防遏排除する。そういう重大な役割を持っているので国体の護衛に携わることを無上の光栄なんだと。特高こそ天皇陛下の警察官の最たるものとの自負を持ってと教育され、抵抗する者に向かうわけです。いわば国体に歯向かう者への暴力は道德的にも正当視、拷問による自白強要も当然視されたわけです。

最後に、宮澤さんに科された懲役15年を、どう考えたらよいの

かということ。大審院判決の中でも弁護側の主張が綿密に書かれており、一審判決があまりにも重すぎると8点にわたって展開していますが、判決は一顧だにせず棄却するわけです。いくら考えても分からないのが、この15年の意味なんです。一つ思い浮かぶのは、満鉄調査部事件というのがあり、この中に思想清浄という考え方がありました。

思想清浄とは何か——「将来その人の精神または思想が、行動を起こす可能性に対して未然に懲罰するという、予防的な措置でしかなかった」、「今はもうやれないことは、こちらが百も承知している。しかしこの国家非常の時局に銃後を固める当局としては、将来万一の点から見ると、お前たちの抗弁する態度自体が大いに危険なのだ、行為にたいしてだけ罪を問われると思うのは間違いだ。すすんで服罪して同胞の警戒心をたかめることが求められるのだ」と、そういうことを憲兵隊でも検察庁でも放言しておりました。

つまり洗い流すということですね。思想を洗い流すということ、つまり宮澤さんの場合も自供する時に抵抗したこともあったと思います。宮澤さんは戦争についてはどちらかといえば肯定的見解ですから、それがスパイだと言われれば抵抗すると思います。これに厳罰を科す。それから12月8日の非常処置という形での日米スパイ網に鉄槌を下す、そういう意気込みがあったと思います。これで終ります。ご清聴ありがとうございました。

*以上、2015年12月6日の本会主催「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」（札幌）での講演から書起こしⅡ文責・本会事務局。会報14号から再録。

総括と決定

(2015・2・23) 2016・8・6 幹事会決定

「活動総括」は、2015年2月23日の幹事会（東京・千代田区ひまわり館で開催）で全会一致、承認、決定した。前年12月7日の札幌集会「宮澤・レーン事件 秘密保護法廃止市民集会」を機に、「今後の運動の規範ともなる総括が必要」と提起、以来、全幹事によるメール交換等を活用しながら議論を深め、2015年2月22日（宮澤弘幸の命日）の東京・常圓寺（菩提寺）集会を念頭に事務局長の手元で取りまとめ、「中間総括」として報告した。以来、本会の「活動総括」として定着している。

結成以来の活動総括

|| 2015・2・23 幹事会決定 ||

一、活動実績と成果

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以下「真相を広める会」）はこの2年間、持てる力を最大限發揮して活動してきました。それを踏まえて、今後の運動をどう進めていくのかを検討する必要があります。そのためには、これまでの活動を自ら検証し総括することが必要です。

「会則」第2条（目的）は「本会は、北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糾

し、北海道大学に退学撤回による名誉回復を求めるとともに、二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」とあります。

要約すれば、「冤罪事件を糾す」「名誉回復を求める」「秘密法制阻止」の3つの目的を掲げていますので、これにそって、成果と課題、さらには展望について検証し、まとめることにします。

① 「冤罪事件を糾す」活動

この課題の核心は、「宮澤・レーン事件」の真相を究め、世に広く伝えることにあります。これは本会発足の核心中の核心課題であり、発足と同時に取り組みました。

本会には、「活動経過」（別稿）で詳述しているように、山野井孝有、山本玉樹の両代表をはじめ、長年、この課題に携わってきた有志が多く、また両代表が宮澤弘幸の遺族である秋間美江子さんと深く強い親交を持っていたことから真相解明に近づき得る環境にあり、加えて新聞社に携わった経験をもつ会員も少なくなく、最大限の取り組みを可能にしました。

この結果、本件冤罪究明の先達である上田誠吉弁護士没後の空白を十分に埋め、新しい発見・発掘に基づく新しい理解を得ることも可能となり、その成果を世に発信しています。

本来なら、真相を究め尽くし、十分な検証を行い、過不足なく取りまとめた上で発信する、というのが手順かもしれませんが、本会取組みでは、これを同時に、あるいは前後しながら注意深く

進めたのが、もう一つの特徴と言えます。

それは、暴走する安倍政権の下で「秘密法制阻止」が現在進行形の課題となっていたこと、「名誉回復」の取組みが関係者の高齢化の下で待ったなしになっていったことから、当然の選択であり、難しい取組みではあったけれども、この面での要請にも十分応えることが出来ました。

この結果、形ある成果としては、

『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』（2013・2・22刊、3000部）

『宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判』（2013・10・10刊、1000部）

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のとった処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂』（2014・2・22刊、3000部）

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」引き裂かれた青春』（第1刷 2014・2・22刊、3000部。第2刷 2014・7・1刊、2000部）

花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（2014・9・5刊、初版1500部、うち広める会責任販売500部）

――となって結実しています。

中でも、花伝社刊は、先立つ4冊子の集大成であるだけでなく、上田誠吉弁護士らの著作をはじめとする先達の成果の精華部分を取り込み、判決文の全部を収録するなど、本件冤罪を糾す「決定版」として自負できる公刊となっています。これら刊行物はすべて国立国会図書館に収蔵されており、今後、同様運動に携わる人材、研究者にも十分資するものとなっています。

また、これら刊行物は、計11号に及んでいる『会報』を含め、

本会主催の集会をはじめ各種集会で本件冤罪の真相を知ってもらう重要資料としての役割を果たし、さらに広く連帯する諸団体・個人にも紹介されて「真相を広める会」活動の重要な一翼を担い続けております。（↓補注①）

② 「名誉回復を求める」活動

この課題は、北海道大学に対して、北大生・宮澤弘幸に対する大審院判決は冤罪であったとの認識を得させ、北大生としての名誉を回復させ、宮澤弘幸に代わる遺族に謝罪し、責任を明確にさせ、一連の事件の重みを風化させることのない措置を取らせることにあります。

これも、「活動経過」で経過を詳述していますが、北大は当初、2012年10月の秋間美江子さんのアルバム寄贈を受け入れて終わりにする方針だったと想定されます。ところが「真相を広める会」が結成され、北大の責任を問う「申入書」が突きつけられたことで再検討を開始しました。その結果見つかった退学願を秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明しましたが、この説明は、北大の責任回避の姿勢が色濃いものでした。

しかし、その中でも北大は「二度と戦争を起こさせない」「事件を風化させない」ことを確認、また引き続き2014年5月の交渉では、冤罪であったことを認め、「宮澤賞」創設を提起しました。

これらは、ばらばらの断片的な発言であり、きちんとした文脈での意思表示でもありません。しかし一連のやり取りの中の重要な言葉遣いであることは否めず、これらは本会の追及、取組みがあればこそその意思表示と受け止めることができます。

課題は、こうした北大の一連の対応を本会運動として、どう評価し、今後何をなすべきか、です。これは次の「未達成及び課題」

の項で検証することになりますが、「成果」及び「否定」材料として個別列挙しうる項は以下の通りです。

- ・「真相を広める会」の結成と運動によって、北大が対応を変えてきたことは事実です。2・26申入れの際は物置部屋での対応でしたが、6月交渉では正式会議室へ。6月交渉では拒否反応を示した写真撮影も一年後の交渉では承認しました。
- ・2001年の「北大の125年」で十数行の紹介をするまで、60年間無視してきた宮澤事件について、再調査して 秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明し、2014年5月の交渉では「宮澤賞」創設と関連資料の整理・公開、百五十年記念誌では正史に位置付ける等を約束しました。これは、北大が宮澤事件に正面から向き合うことを表明したとともに、遺族に対する誠意を示したと評価できると言えます。
- ・北大大学図書館は、宮澤事件に関する資料の整理を進め、2012年には上田弁護士遺族寄贈の宮澤・レーン事件関係資料の目録を制作しています。「真相を広める会」からの資料閲覧請求にも誠実に応えています。
- ・一方、遺族に対する謝罪と責任の明確化については、依然として踏み込んできていません。これを変えさせていくために何をすべきか、展望はあるのかについての分析・対策が必要です。
- ・秋間美江子さんは、昨年5月に離日する際、成田空港で山野井孝有代表に「天皇陛下が謝罪しないのに北大が謝罪するわけはないかも知れませんか」と語ったとのこと。この秋間さんの気持ちをどう受け止めるべきでしょうか。
- ・「心の会の碑」（仮称）建立への協力は、理由も示さず「応じることはできない」の一点張り回答にとどまっています。

――などが挙げられます。（↓補注②）

③ 「秘密保護法制阻止」の活動

暴走安倍政権が国会に上程した「特定秘密保護法」は、残念ながら2013年12月6日に可決成立し、一年後の2014年12月10日に施行となりました。これをもって本会が発足当初に掲げた「秘密保全法の立法策動を阻止する」目的は達成されずに閉ざされたこととなります。

しかし、この課題はいまなお現在進行形です。連帯する諸団体・個人が「適用させない運動」「法を廃棄させる運動」として継続しています。

本会は一貫して訴えてきた「秘密保護法は軍機保護法の再来である。その具体例として『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を知ってほしい」は広く浸透し、今後とも、運動の大きな意義として存在するであろうこと間違いありません。

具体的な活動は数多くありますが、中でも、名古屋に拠点をおく「秘密法反対全国ネットワーク」に参加したことによって、国内はもろろん国連レベルでの動きまで瞬時に得られるようになり、逆に、本会の訴えがより深く広く広がるチャンネルとなつていきます。4種類のパンフレットと花伝社刊『引き裂かれた青春』が果たしている役割は既に触れたところです。

また本会活動を通し、マスコミとの接触で生まれた成果も小さくありません。今回、NHKが制作した『兄はスパイじゃない――北大生の妹73年の苦闘』は1993年制作のビデオ『レーン・宮澤事件―もうひとつの12月8日』に匹敵する内容を含んでいます。さらに朝日、毎日、北海道、東京、共同通信等の若い記者たちが、

「秘密保護法制阻止」ならびに「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の発掘と報道にあたった努力も評価されるべきです。

④「三大目的に次ぐ」活動

(イ)「心の会の碑」(仮称) 建立運動

建碑運動は2013・12・7幹事会(札幌)で「記念碑建設運動」として提起されました。冤罪事件を闘い抜いた宮澤弘幸らの顕彰については、北大への「申入書」でも提起していましたが、この枠組みを超えるより広範な顕彰碑をより広範な呼びかけによって実現しようというものです。

ここから、在札幌幹事を中心に具体化が進められ、二人の元北大総長ら六人を呼びかけ人として立てることで実を結び、幹事会決定を経て、2014・2・22常圓寺集会アピールで『心の会』の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑『心の会の碑』(仮称)の建立を期し、広く賛同を求める」と明記し、公に一步を踏み出しました。

さらに、建立予定地としては、「心の会」の主な活躍舞台であった北大構内・外国人教師官舎跡がベストであると想定し、2014・5・7北大交渉の席で、建碑敷地無償提供の協力を要請しました。「心の会」は、国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしたいとの仲間であり、かつ札幌農学校以来の教育思想である真理に倚って立つ自主独立の自修心が息づいていましたから、現北大とも十分に意義を共有できると判断したことによります。

同時に、六人の呼びかけ人の名で広く「賛同者」を募ったところ、2014年12月末現在で409人もの多くの人が賛同しています。この中には札幌市長や北大名誉教授をはじめ社会的に知ら

れた人から、一般市民、もちろん北大OB、全国にまたがる広範な賛同者が含まれています。

このような運動としては、時機を得た有意な運動となつて裏付けられたと言つていいでしょう。ところが北大当局は、本会の申入れに対し、なしのつぶてを重ねたあげく、同年10月30日付山口佳三総長名で理由も示すことなく『心の会の碑』(仮称)の建立にかかる要請につきましては、応じることが出来ませんので、ご了承願います」との文書を送付してきました。

これに対しては到底納得できないとして、11月10日付文書で再回答を要請し、以後も電話による問い合わせを含め、誠意ある回答と話し合いの場を設けるよう再三申し入れていますが、何の対応も得られない状況となっています。(↓補注③)

(ロ) 北星学園大学「マケルナ会」活動支援

2014年10月6日、池澤夏樹(作家)伊藤誠一(元日弁連副会長)内田樹(神戸女学院大学名誉教授)氏らが呼びかけて、「北星学園大学を応援しよう 負けるな北星の会(略称マケルナ会)」が結成され、以下のように行動を呼び掛けています。

北海道札幌市の北星学園大学に「非常勤講師の植村隆をやめさせなければ爆破する。学生を痛い目に遭わせる」という脅迫状が複数届き、電話やメールの攻撃も続いています。元朝日新聞記者の植村さんは1991年、韓国の元日本軍慰安婦のつらい体験の告白を記事にし、一部から批判されています。議論は言論の自由ですが、脅迫や業務妨害は犯罪です。植村さんの高校生の長女は氏名、写真をネットでさらされ「自殺に追い込む」と脅かされています。長男の高校の同窓生は人違いされ、ネット

に写真と実名入りで「売国奴のガキ」「自殺しろ」と書かれまし
た。ひどい人権侵害です。

植村さんの講座は留学生対象の「国際交流」で、慰安婦問題
ではありません。学生が何を学ぶか、大学が誰を講師にし、何
を教えるかは、学問の自由、大学の自治です。神戸と大阪の二
つの大学でも同様の問題が起きました。これは自由と民主主義
に対するテロです。

北星学園大学を応援するため、思想信条、立場を越え、「自由
と民主主義を守る」というこの一点で協力し、共に行動しまし
よう。

植村隆・元記者は、朝日新聞在籍当時、宮澤・レーン・スパイ
冤罪事件を積極的に報道した一人です。また北星学園大学は、田
村信一学長はじめ、岩本一郎、小野有五、佐々木隆生の各教授、
大友浩・元北星学園大学学長ら多くの方々が「心の会の碑」(仮称)
建立の「賛同人」に名を連ねておられます。

このような連帯の意と共に、同会「呼びかけ」にもあるように、
「自由と民主主義を守る」という一点において本会運動と一致共
有されることから、共に支援連帯の実をあげております。

(↓補注④)

(ハ) 宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求

この課題は、本来なら本会運動目的の第一に据えられるべき課
題です。宮澤判決については、実妹である秋間美江子さんが健在
で、請求要件を満たしています。

しかし、卑劣な国家権力の手によって「証拠」となりうる捜査
資料をはじめ重要「証拠」のほとんどが破棄されており、現行法
制上ほとんど不可能となっています。

この中で、会員の一人から法律上の書式に則った再審請求の提
起があり、2014年11月7日付事務局長発メールによって全幹
事会メンバー宛に「宮澤弘幸不当判決に対する再審請求について」
の提起を行いました。幹事からは賛否両論の意見が出され、また
弁護士である会員らの見解も照らし、慎重に事前精査につとめま
した。

再審請求は、国家権力によって引き起こされた宮澤冤罪事件を、
国家権力によって間違いであったことを認めさせることであり、
冤罪事件勝利の核心となる運動です。従って、その可能性が一分
でもあるならば、「真相を広める会」としても追求すべき課題であ
ることは当然です。

しかしながら、今回一件では、法的可能性、運動の構築につい
てより精査する必要があると判断されるので、本会としては結論
を急ぐことなく当面留保すべきであると決めています。

(↓補注⑤)

二、未達成と課題

① 「冤罪事件を糺す」活動

冤罪を糺し、真相を広める活動は、四つの冊子と花伝社刊の公
刊で大きな一段落ですが、全て果たせたわけではありません。信
頼できる記録は極めて少なく、多くは「伝聞」によっており、「伝
聞」には真実が込められている半面、往々思い違いや思い込みと
も紙一重で、精査しきれない危うさを伴っているからです。今後
とも新事実の発掘と同時に、既にある「事実」の精査・見直しも
大事な課題となります。

レーン夫妻は生涯通じて「事件」に寡黙であり、宮澤弘幸にし
ても「足取りと意識」の面で、なお不確かな部分が残されていま

す。

さらに、再審請求も未達成課題です。本会は、重要証拠のほとんど全てが国家権力の手で破棄されたという状況の中で、なお歴史的事実として真相に迫るという認識から、あえて裁判上の再審請求を主要目的としては掲げていません。

しかし、法律上の冤罪証拠の発見を最初から諦めたわけではなく、捜査・公判記録を含め、重要資料が思わぬところに埋もれている可能性は否定できません。現に、宮澤弘幸の最後の肉声記録と思われる記録がマライーニの膨大な著作の中の一ページに埋もれていたのを見つけ出すに至っています。これは宮澤弘幸の足取りと意識にかかる発掘で、冤罪証拠に直接つながる発見ではありませんが、取組みの姿勢としては共通していると考えます。

もちろん、再審となれば、本会だけで取り組める課題ではありません。これは人的にも資金的にも本会の力量・体力を大きく超える全国レベルの弁護士・支援組織をたてての運動が求められます。したがって「未達成」を掘り起こせば限りなく深く広くなりますが、本会としては、このような視点をも踏まえて、今後とも不断に耳目を立て続けることが課題であり役割と考えます。

(↓補注⑥)

②「名誉回復を求める」活動

宮澤・レーン事件を冤罪と認識し、「二度と戦争を起こさせない」との共通意識のもとで、「事件を風化させない」と明言し、「宮澤賞」創設を含む学内顕彰事業を約束するならば、当然その先には過去現在に至る不明・責任を明らかにして謝罪する、これが常識であり、論理的な帰結にはなりません。

ところが、北大は、この最後の二文字「謝罪」だけは頑として口にしません。さらに昨年(2014年)5月以降は「門」も固

く閉ざしています。本会の「申入書」から「宮澤賞」創設に至る北大の一連の言動・姿勢についてはさまざまな評価がありますが、こと「謝罪」の二文字については未達成です。

したがって、今後一番の課題は、北大の「謝罪」になります。もちろん、北大は本会の「申入書」について、条条にそった回答は一度もしていません。この観点からは未達成は一つ二つでありませんが、一連の流れからは「謝罪」に絞られると考えます。「謝罪」の意を明らかにすれば、ばらばらに現れた一連の言動の行間も繋がってくるからです。

なぜ、謝罪を拒むのか。「謝罪」の中身にどんな意味を込めているのか。これも明らかにしていません。手がかりも示していません。これが明らかになれば、達成に向けた糸口も見えてきますが、北大の姿勢は、昨年の5月以降、いよいよ頑なになるばかりで、これが現状です。

半面、非を追及し崩す取組みが限界にあることも冷静に見極める段階にあると思います。追及すれば追及するほど頑なになるという悪循環のきらいがあり、追及しようにも追及の場さえ持ち得ない状況が既に一年に及ぼうとしています。

これは結果として建碑運動にも影響を及ぼしています。もともと「心の会の碑」(仮称)建碑運動は本会活動の枠を超えた、より広範な運動として提起し、多くの賛同も得ているもので、「謝罪」追及とは別建てなのですが、北大からは絡めてとらえられていると思われまます。

これは本会運動としても矛盾を抱えることになります。結果として、右手で追及し左手で握手を求めるといふ関係になっており、課題解決にとって望ましい形とはなっていないからです。現状が手詰まりであることをしっかりと認識して、今後の取組みを考える

段階にあり、これが課題となります。

③「秘密保護法制阻止」の活動

この活動は現在進行形であり、今日までの実績がすべて成果、明日からの課題がすべて未達成ということになります。

「知る」ということ、「忘れない」ということ、「諦めない」ということ、したがって、「伝える」ということが如何に大事か、この取組みで篤く学んだことです。国会前の連続集会は、あらゆる媒体や機縁を通じての口コミが原動力になっています。出来ることに出来ることをする、この不断の意識が現在進行形を支える大事な力になっており、これは「心の会」が育んだ「自主独立の自修心」とも重なります。

運動は不断に繋がりながらも新たな段階に入っています。既に施行阻止までの短期集中的な取組みとは違う段階に入っています。この全体の流れの中で、本会として何をどう担うか。中長期的な先を見据えた議論を固めながら、当面する状況・課題に取り組んでいくこととなります。(↓補注⑦)

三、運動の体力と展望

本会は、冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸の遺族・秋間美江子さんの思いを知り、この思いに一貫して寄り添い支援してきた山野井孝有さん、そして山本玉樹さんの思いに強く共鳴する中で発足しました。誰もが自ら手を挙げての参加であり、互いに互いの意見信条を尊重して侵さず、活動のほとんどを自らの手弁当でこなし、運動の凸凹も他人のせいにすることなく自らの責めで乗り越えてきています。

これは、ほとんど「心の会」そのものと言っていいでしょう。両代表の頭文字をもじって、「ワイワイコンビのもと、出来る人が出来ることを出来るときに楽しくやろう」を合言葉にして、この集積が、いまに至る数々の成果を積んできました。

もちろん、故・上田誠吉弁護士はじめ、多くの先達が1980年代から遺した集積が基盤となったこと、忘れません。運動には波があり、大きく寄せては引き、引くことによって次の波を引き起こす、時空を超えた連帯を強く実感させられます。

1980年代の運動を知る秋間美江子さんが健在で、今回も自ら運動の先頭に立たれたことも感銘です。さらに言えば、秋間美江子さんを決意させた夫・秋間浩さんの存在も忘れてはなりません。経過に即して言えば、運動の発点は、1986年11月9日付で上田誠吉弁護士宛てに投函された秋間浩さんの一通の手紙からだったともいえます。

秋間美江子さんは当時、「私は昔の出来事を、本当にコンクリートで固めたように密閉してしまつたのです。……ぐらぐらした気持ちになつていたときに、浩さんが大きな支えになつてくれて、……だから本当に支えになつたのは浩さんで、もし私が一人でここにいたら、いえそれは昔の事ですから放つておいてくださいと言つたと思うんです」(ビデオ「レイン・宮澤事件」もう一つの12月8日)と感慨込め語っています。

本会発足以来の経過は、ここの二、三年の秘密保護法制をめぐる激動と、その中で本会の果たした分担の重さが改めて実感されます。いま三大課題の一つ、北大を対象とした「謝罪」追及をめぐる手詰まりも、この流れの中で見直すことが大事です。

運動は、動いているときは当面の取組みに集中して共有できませんが、停滞すると考え方や思いの差が自ずと表に出てきます。こ

れは避けるべきではなく、きちんと議論することで共有点を見つけて出し、次の取組みにつなげるべきと思います。

「謝罪」追及にしても「きちんと頭を下げるまで追及すべきだ」から「謝罪の言葉はないが、実質、謝罪に近いと読める」まであり、また頑なな原因究明でも「押せば覆せる」「話せば理解される」から「原因は文科省権力にあり、国家権力の転換、あるいは北大自身の大学改革が起きない限り無理だ」という見方まであります。

したがって取組み目的でも「非をとことん追及し、大学改革が必要なら改革させて姿勢を変えさせるまで追及の手を緩めない」から「目的は名誉回復であり、その実が得られれば北大の姿勢は問わない。まして北大に大学改革を求めるのは、本会の運動とは次元が違う」まであります。

この落差はきついものがありますが、率直に、忌憚なく議論すれば共通部分を確認して共有することは可能と考えます。運動にあつては、一致部分を以て方針とし、不一致部分は互いに尊重し合つて納めるのが原則だからです。

同時に組織の実態もきちんと見直しておくことが大事です。本会は入退会自由であり、2015・1・1現在324人です。うち2014年10月以降の入会は11人であり、当面ほとんど増えるという状況にはありません。

また、退会・死亡者が3人出たほか、「会報等送付不要」としている方が4人いるなど、すべての会員が関心を持ち続け、行動に参加していただく状況にないことも事実です。これも運動が動いているときは増えるが、ある程度「目的」が達成されて一服感があれば入会動機も静まる道理でしょう。

本会の場合、新入会者が減るといふことは、そのまま会財政にも直接影響します。一般収入は入会金のみであり、あとはカンパ

に頼るほかありません。したがって従来から出費は極力切り詰め、手弁当を通例とし、また事務局寄留先である千代田区労協の施設・便宜をはじめ、会員個々の友誼・便宜先をフルに活用することでしのいできています。

このような本来、短期・急場の体制を正常にするには、会則を改正して年会費を創設するなど対応が必要ですが、これも現実には難しい状況にあると言わざるをえません。

加えて会員の意識の動向にも微妙な差異が窺われます。建碑の提起にあたっては、六人の呼びかけ人を立て、その名で改めて会員にも呼びかけましたが、「賛同者」となって応じたのは、173人に止まっています。

全会員宛に賛同呼びかけを送り、「会報」で賛同者氏名と意見を知らせても、賛同した会員は全会員の53%です。会員中には「碑まで建てることはない」あるいは「建てない」と考える人が相当数いるということ、これは無視できません。

今後の活動展開にあたっては、以上の当面の課題と同時に、本会自体をどう位置づけるかを検討しておく必要があります。具体的には、80歳を超えた両代表はじめ高齢者集団が年々さらに高齢化集団となっていくからです。このまま長期に運動を継続・発展させることが運動体力において可能かどうかです。

といって「真相を広める会」の名称・組織のまま一気に代表・幹事を新しい世代に交代していくのは短絡であり、現実的ではありません。なぜなら本会は、この項冒頭で述べたように秋間美江子さんと、山野井、山本兩代表という文字通り真相を知り、伝えるキーマンがあつての「真相を広める会」だからです。

これは胸の内の大きな課題であり、タブーにしきれものではないと思います。この意味において、本会が一定の総括をしよう

段階に達したとき、一定の区切りをつけて、次に起こるのであろう運動の波に引き継ぐ。そういう展開も視野に入れておくことが大事だと思います。手詰まりを前に、覚悟を新たにしておくことが大で付言しました。継続は力ですが、逆に、波から波へ伝えることで運動を強くした歴史例も少なくありません。有意に幕を引くことは、前を向いての決断になります。

本会は「戦争への道を許してはならない。そのため『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を糺し、広める」との一点で一致して活動をスタートさせました。この初心に立ち返って当面の課題を克服し、先の展開を見据えることが求められます。

◇補注◇

補注①【会報等の発行】

会報は、第14号(2015・12・20付)まで発行し、2015年12・5幹事会決定(本「別冊」14ページ参照)で停刊。しかし必要不可欠な情報の伝達を確保するために、不定期・限定的ながら、可能な手段として事務局の責任において『会報号外』を発刊。2016年7月までに号外①(2016・3・30付)、号外②(2016・5・8付)、号外③(2016・6・7付)、号外④(2016・6・25付)、号外⑤(2016・8・6付)、号外⑥(2016・8・15付)を制作・発行している。

冊子(パンフレット)類は、既刊『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のつた処置と責任』(2014・2・22付)の続編として、5冊目の冊子『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』(2015・12・8付)≡本会ホームページで公開)を制作・発行。

このほか手軽に配布できる単発リーフレットとして、北大新入生向けに『北大生の皆さんへ』(2015・3・31付)、広く一般対象に『二度と許すまじ! 秘密保護法・戦争法は廃止せよ!』(2016・4・6付)を制作・発行している。

補注②【名誉回復を求める活動】

宮澤賞関連、および「心の会の碑」(仮称)建立に関する本「総括」後の経過は、冊子『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』に全貌を記録。

補注③【「心の会の碑」(仮称)建立運動】

2015の2・23幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建定期成会を立ち上げる」と決定。これに基づく手だてを尽くしたが、条件整うに至らず、2015・12・5幹事会では建定期成会の立ち上げを断念し、建碑賛同署名運動も中断、今後の推移を見守ることに決定した。(本「別冊」14ページに決定全文を収録)

この間、賛同者署名は2016年1月12日現在で1159人に達し、同日北大への要請書(建立敷地の提供再度要請)にも添付している。建立運動一連の経過は、冊子『北大に求めた処置と責任』(2015年12・8刊)に過不足なく記録・検証されている。賛同署名と共に寄せられた「意見」は本「別冊」にその一部を収録(28ページ参照)

補注④【北星学園大学「マケルナ会」活動支援】

植村隆さんの身分は、北星学園大学と本人との話し合いで、2

016年度の講師契約は結ばず、同大学と提携する韓国の大学で客員教授に就任することになり、2016年3月、赴任した。

植村さんは、「捏造」と断定して報道した櫻井よしこと出版社に対して謝罪と損害賠償を求めて札幌と東京で提訴。4月22日、札幌で初公判が開かれた。以降、札幌と東京で引き続き裁判傍聴をはじめ支援を継続している。

補注⑤【宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求】

再審問題については、本「別冊」の「1943年5月27日を忘れない」の項で、事務局取りまとめの論考を収録(20ページ参照)

補注⑥【冤罪事件を糺す活動】

真相が未だ究明され尽くしていない一斉検挙時の状況については、本「別冊」の「1941年12月8日のこと」の項に事務局取りまとめの論考を収録(19ページ参照)

補注⑦【秘密保護法制阻止の活動】

秘密保護法阻止の活動は、そのまま戦争法阻止の活動と一体となって取り組まれ、その経緯は本「別冊」の「活動経過」の項に追加収録(47ページ参照)

*以上、「総括と決定」(「決定」は95〜98頁)は本会の歴史的
文書となるので、原文どおり収録した。したがって、参照ペ
ージの数字も原典中のもので、本編ページとは一致しない。
また、本稿中「活動経過」(別項) 85頁は、本編「活動
経過」(131頁)をもって代える。本編は、本項原典を基
に補強、再編、追加している。

補注①については、会報停刊後、「事務局たより」を発行、2016年8月6日以降、2018年1月22日まで19号を発行している。

補注②、③については本編当該項(99〜129頁)で収録している。

補注④については、マケルナ会が2016年10月31日に「北星学園大学と市民をつなぎ、民主主義を根元のところで支える貴重な実践だった」と総括して解散した。しかし東京と札幌で起こした裁判の支援は継続し、本会からも傍聴・集会活動に連帯している。

補注⑤、⑥については、引き続き集会・行動日活動に、会の「のぼり」を立てて連帯し、その模様はそのつど「事務局たより」に記録し、報告している。

総括後の取組みと決定

2・23 「活動総括」は、発足以来2〜3年間の活動を総括すると同時に、活動の先行きについても自己検証し、「運動の体力と展望」を取りまとめている。以来、本「総括」を踏まえ、不断の活動を重ねるとともに、その延長線上で、手弁当方式を活動方針とする2015・12・5幹事会決定、さらには、この決定をより実態に即して運用する活動体制を2016・7・22〜8・6持回り幹事会の合意によって決めている。冤罪事件の真相をさらに広く浸透させることによって秘密保護法・戦争法の廃棄につなぐ運動を息長く継続する決意を新たにしたものであり、身の丈にあった形で今後とも活動を存続する確固とした決定である。

《活動方針》

「真相を広める会」の旗を高く掲げ

秘密保護法、戦争法廃止へ手弁当で継続

|| 2015・12・5幹事会決定 ||

1、活動継続の具体的な方針

1、安倍暴走政権を打倒し、秘密保護法、戦争法を廃止させるためには、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広範に広め

ていくことが不可欠な課題である。従って、困難はあっても2・23総括を踏まえて、「真相を広める会」は毅然として存続させる。存続することに意義がある。

2、幹事・会員個々の体力・気力に応じて、励まし合いながら「無理のない活動」に手弁当で取り組むことを基本とする。

3、これまで継続してきた活動については、以下の方針で取り組む。

① 幹事会開催、「会報」発行等の組織的活動は中断する。

② 12・8札幌、2・22東京での集会は、その都度、支援団体等呼びかけ実行委員会を立ち上げて取り組む。

③ 秘密法反対全国ネットワークとの連携は継続する。

④ ホームページは必要に応じて事務局で更新していく。

⑤ 幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する。事務局はそれを記録し必要に応じて幹事間に連絡する。

2、「心の会」(仮称) 建立について

2・23幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建立期成会を立ち上げる」ことを決定した。以後、在札幌の幹事が中心になって取り組んだ建碑賛同署名は1000人を超えた。これは意義あることだが、これをもってしても北大の姿勢を変えさせるには至らず、碑建立の敷地提供に協力する回答を得られていない。

以上の現状を踏まえるならば、建立期成会の立ち上げは困難と判断せざるを得ず、これを断念する。よって6氏呼びかけ人に対しては碑建立の条件が整わないこと、建碑賛同署名運動を中断することを報告し了承を求める。賛同者へは何らかの形で報告する。

1000人を超える賛同署名と付記された意見については、最

善最適の方法で北大総長宛に届け、建碑実現へ高まる熱意を伝える。

また、今後本会の目的と重なる新たな動きが起きた場合には、本会の成果を引き継ぐこともありうる。

3、その他

2・23幹事会決定の「活動総括」「活動経過」については、その後を補足。同総括が提起している12・8の真相究明や再審問題については究明の一助となる論考を取りまとめ、建碑に対する賛同者の意見、花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』の索引作成と合せ、『会報』別冊として発行し、本会ホームページに掲載する。取りまとめ・取扱いは事務局長に一任する。

*2015・12・5現在の会員数324人。同年12月末時の会計収支残高(推計)は、146、786円

《今後の活動体制》

全員が一会員に戻り

運動の存続を原点から確かなものに

Ⅱ2016・8・6幹事会合意による決定Ⅱ

本決定は、事務局長提案(2016年7月22日付)を基に、郵送による持回り幹事会において原案通り合意確定した。提案送付時点の幹事会総数11。同意7、不同意2、未着2。未着は棄権と

みなし同意多数による合意をもって8月6日付で決定とした。

事務局長提案(幹事会決定)

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」今後の活動体制について

① 「真相を広める会」事務局は、昨年12月の幹事会決定に基づき、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相をさらに広め、安倍暴走政権ストップの闘いに貢献することを目指して、事務局が中心になって手弁当で活動を継続してきた。

しかし7月参院選結果等を踏まえ、今後とも引き続き宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める活動を続けるには、昨年12月の幹事会決定に基づき、より実態に沿った無理のない形でゆるぎなく継続していくことが大事であり、それに見合った体制に組み替えていく必要がある。

② 組織活動を停止して以降、事務局が中心になって会則目的の実務を推進してきた実績を踏まえて、会則の組織体制に関する第7条、第8条を停止し、幹事会はいったん解散する。ただし、「真相を広める会」は存続させ、手弁当活動と対外的な窓口として事務局を継続する。

何故なら、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を宣伝し、関心を持つ人々への窓口として、情報発信、パンフレット・花伝社刊の在庫管理と販売活動が必要である。

同時に、秘密法反対ネットワーク等との連携・情報交換、ホームページの更新など実務は継続する必要がある。さらには将来の

再興に備えて情報を整理・備蓄しておくことも大事だからだ。

③ 「事務局」は引き続き千代田区労協に置かせてもらう。組織体制停止に伴い、事務局長、次長は廃止し、連帯して責任を負う同列の事務局要員を置き、「真相を広める会」の旗を掲げての活動、会報号外の発行、HP更新など、「会則」の精神に基づいた活動を手弁当で継続する。代表、幹事は置かない。事務局要員は、福島、根岸、水久保とし、事務処理・連絡等は福島が担当するが、幹事各位から希望があれば、一律に同列事務局員として参加していただく。また短期的に随時参加していただくのも歓迎する。

なお、活動内容は、定期的にまとめて元代表・元幹事に報告する。これ以降の「真相を広める会」としての活動に関する責任は、すべて事務局員が連帯して負う。

④ 1月24日に札幌で結成された「宮澤・レーン事件を考える会」が、「真相を広める会」の成果を發展させて活動することは歓迎し、評価することは既に表明し、事務局長としては若干のカンパもした。北大OBを中心に、札幌の地で、大いに活動を展開していただきたい。「真相を広める会」として、個々の会員が可能な限りの支援を惜しまないものと予感している。

ただし、「真相を広める会」の成果を継承し」と謳っている以上、本会との関わりでは正確・妥当であってほしい。本会を引き合いに出すときは、会報、パンフ、花伝社刊など成文化された文物に限り、出典を明示して正確に引用するよう、2016年2月8日付事務局長から代表幹事宛の祝辞の中で要請した。

当面する12・8札幌集会は、昨年12月の幹事会決定に基づき実行委員会方式による開催を呼びかけるが、在札幌会員の意向を最大尊重する。「考える会」から具体的な申し入れがあれば、実行委員会の中で検討されることになる。

⑤ 以上を事務局長提案とし、幹事会メンバーの同意を求める。その上で、この方針も含めた「会報別冊」をまとめる。内容は昨年12月幹事会で確認された以下の項目(会報を追加)とする。取りまとめ・取り扱いは事務局長に一任されている。全文をホームページで公開するとともに、「真相を広める会」の活動を歴史文書として残すために、最低必要部数を製本して、幹事メンバー並びに北大大学図書館等に送付する。

「会報別冊」掲載項目は以下の通り。①活動総括・活動報告(本方針を含む最新版)②12・8真相糾明にあたっての方向性③再審問題④建碑賛同者意見⑤活動経過⑥報道目録、巻末⑦花伝社刊「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」索引

事務局長提起 (2016・7・22付)

去る参院選、一見、安倍暴走政権を迫認する結果となりました。しかしながら、北海道、秋田を除く東北、長野、山梨、三重、そして沖縄の地方区で、野党統一候補が勝利したことは、大きな自信となります。

安倍政権がごり押しするTPP、沖縄米軍基地の辺野古移設など、極めて具体的な暴挙に対しては明確な抵抗・反対の意思を集められるということですが。

結果が出た時、一瞬がっかりしましたが、「負けてたまるか!」です。

参院選では、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める宣伝活動で、安倍政権打倒の闘いに貢献することを目指して、取り組んできましたが、終わった今、「真相を広める会」の今後の活動体制について、虚心に見直すまたとない機会だと考えました。

申し上げるまでもなく、戦後も長く「スパイの家族」の汚名を着せられ、苦闘を続けてこられた秋間美江子さん、そして30余年にわたって宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」告発を続けて来られた山野井孝有、山本玉樹両代表に共感して結成した「真相を広める会」の3年余にわたる活動は、秘密保護法反対から戦争法反対闘争の中で、スパイ冤罪事件のもつ残酷さを訴えることが予期以上にできたと考えます。

闘いと運動の評価は、自らが自己満足で行うものではありませんが、80歳を超えた、秋間さん、山本さん、山野井さん先頭にされた皆さんが、告発資料を編集・発行し、行動し、訴えてきた活動は、誇り得ることであつたと、これは確認したいと思えます。

去る6月30日、山本玉樹代表が、87歳を迎えられました。そこで、「真相を広める会」3年余の活動をまとめた「活動記録」を作成し、誕生日記念として贈らせていただきました。そして仕上げてみて、この「活動記録」は、幹事会のみなさんと共有すべきであると考え、コピーを同封させていただくことにしました。幹事会のみなさまの努力を共に讃えるプレゼントとしてご笑納ください。

さて「真相を広める会」の今後の活動体制です。昨年（2015年）12月幹事会以降の経過を踏まえるならば、その実態を虚心に受け止めるべき時と痛感しました。幹事会決定では、「幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する」となっていました。結果として事務局員以外からの報告はほとんどありませんでした。

思いはあっても、個々の事情から動くには至らない。半面、そのギャップから心理的な、あるいは建前の上からの自責の念で精神的な負担が重くなっている。そんなふうに使われてなりません。

そこで「幹事会の開催、組織的活動の中断」という幹事会決定をさらに一歩、より実態に合わせて進め、いったん幹事会を解散するのがよいと考えます。共に建前上の負担を外し、全員が一会員に戻ることで、会の存続をより確かなものにするということです。

一見、後ろ向きに思えるかもしれませんが、2・23幹事会決定の「活動総括」を踏まえ、12・5幹事会の決定に基づくならば、無理のない身の丈にあつた自然体で最善の選択だと確信しています。

存分にご検討いただき、同封のハガキにて、7月31日までに、ご同意の返事を賜りたく、よろしくお願いいたします。

◇補注◇

「宮澤・レーン事件を考える会」

本会へは、2016年2月5日付で「発足のご連絡とお願ひ」が、「宮澤・レーン事件を考える会 代表幹事 唐渡興宣 山本玉樹 相馬述之」名で届いている。札幌に事務局を置き、2016年1月24日発足とあり、添付された会則によると、「会の目的」の中に「(本会の) 活動の成果と課題を継承し」とある。

事件発生の札幌の地で北大OBをはじめ、関係者が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に関して、新たな組織を結成したことは、戦争法を強行成立させ、今また憲法改悪を狙う安倍政権に立ち向かう運動発展と、宮澤弘幸を守ることができなかった北大の責任追及と、建碑敷地提供を求める運動のために、大いに歓迎すべきことであり、事務局長名で祝意を届けている。また事務局長個人でカンパも届けている。

冊子『北大に求めた処置と責任』

―冊子『真相を知ってほしい』補訂第二版

はじめに

本冊子は、既刊『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』補訂版（2014・2・22発行）の続編として、補訂版後の動きを検証すべく編纂したものです。

中で、宮澤記念賞に関しては、本会が2013年2月22日付で北海道大学（北大）当局に申し入れた基本要請（要求）に対する「回答」の形をとっておらず、実際にも学内賞に拠った北大内事業としての側面が濃くみられますが、経緯において実質かわっておりしますので、あえて分離することなく、「回答」として扱うことにしています。

また「心の会」建碑に関しても、ここでの北大との関係は、建立敷地の無償提供を要請するという関係に限られており、基本要請（要求）で北大に求めている「処置と責任」とは次元を異にしますが、包括的意味合いにおいて「回答」として扱うことにしています。

なお冊子の表題は既刊の「北大の求めた処置と責任」から「北大に求めた処置と責任」に変えました。既刊においては北海道帝國大學の求めた処置の解明と責任の追及に重きを置いていたのに比し、今回は国立大学法人・北海道大学として果たすべき処置と責任に主たる視点を置いて編纂したことによります。既刊の略称を「既補訂版」とします。

一連の回答は、文書、対面（口頭）、のほか、電話による問い合わせ

合せへの実質的な回答も含め、計十回にわたっておりませんが、その内容は、宮澤記念賞以降、とりわけ乏しく頑なで、実質、門戸を閉ざしていると受け止めざるをえません。しかしながら、そのような姿勢が許されるわけもなく、引き続き北大当局の翻意を促し、先の戦争から今日に至る北大としての社会的責任を踏まえた、正面からの回答をなすよう強く求めております。

2015年12月8日

名誉回復と全資料の公開と生涯顕彰を

本会が北海道大学（北大）に求めたのは、北大生・宮澤弘幸に関わる「退学撤回による名誉回復」と、関連する「全資料の公開」等、および生涯顕彰にあたっての連携である。これは、それぞれ本会会則の第2条（目的）第4条（事業）1項、同4項に基づく取組みであり、2013年2月22日付の北大総長宛「申入書」によって公開要請している。

以後の経緯については本会冊子『北大の求めた処置と責任』（2014・2・22刊）、本会編『引き裂かれた青春』（2014・9・5花伝社刊）によって詳述されているので重複しないが、2015・2・23幹事会での「活動総括」においては、

「（北大が）宮澤レーン事件を冤罪と認識し、『二度と戦争を起させない』との共通意識のもとで、『事件を風化させない』と明

言し、『宮澤賞』創設を含む学内顕彰事業を約束するならば、当然その先には過去現在に至る不明・責任を明らかにして謝罪する、これが常識であり、論理的帰結」

——だと位置づけたうえで、

「今後一番の課題は、北大の『謝罪』になります」と方向づけている。

つまり、「申入書」の条条に対応する直接の「回答」はなされていないものの、当該明言から実質上、名誉回復がなされた状態にあり、その駄目押しが「謝罪」だとの認識である。ここでの「謝罪」の対象は、当の宮澤弘幸が故人であるから、その意を受け継ぐ遺族（実妹・秋間美江子さん）ということになる。

一方、この異様ともいえる頑なさの中で、「宮澤賞」（正式には宮澤記念賞）は、一連の流れとは脈絡ないかのように、突然提示されてきた。外国語の習得に優秀な成績を残し、かつ国際親善の精神にふさわしい北大生を対象に毎年授与し、以て「優れた語学力と国際親善の精神を備えた学生であった」宮澤弘幸を長く記念したいとの趣旨である。

これは一見して、矛盾した対応だ。まるで右手で信頼回復を拒みながら、左手で親善を求めているとわかっていい。

この矛盾の故だろう、提示の仕方も率直さを欠いていた。直接本会に提示するのではなく、宮澤弘幸の実妹である秋間美江子さんに提示し、提示したという事実を本会に知らせる——という不細工で不愉快な小細工に拠っている。

本会としては、宮澤弘幸の生涯顕彰を会則で謳い、北大に対する申入書でも、「宮澤弘幸ら冤罪に屈しなかった関係者一同の顕彰」を要請しているが、今回記念賞の提示は、本会申入れへの回答とはなっておらず、本質においても本会が要請している顕彰と

は性格を異にしている。

しかしながら、この不細工な小細工には、北大がとってきた一連の姿勢と同じものが過不足なく現れているので、その一部始終を含め、一連の経緯を「北大に求めた処置と責任」の枠組みの中で、そのまま検証していくことにする。

◆「宮澤賞」の制定経過と問題点

宮澤賞の提示は、2014年2月21日、北海道大学大学図書館の助教が持参した二通の文書によっている。一通は秋間美江子さん宛てであり、もう一通が本会あてで、これには

「秋間美江子様へ別紙のとおり文書を送付いたしましたので、ご参考まで、貴会にもお知らせいたします」

——とあった。別紙というのは、秋間さん宛ての文書と同文で、賞創設の経緯と概要が書き込まれている。

つまり、形の上では本会を対象外としながらも、実際には無視しえないことから、提示の内容は正確に伝えておく、ということのようだ。

持参した助教は、宮澤弘幸にかかる学内文書の収集・調査に直接かかわった研究者で、三上隆副学長が調査結果をアメリカ・ボルドー在任の秋間さんに伝えたおりにも同行、また、同結果を北大構内で本会に説明したおりにも同席していたから互いに顔見知りの関係にある。

折から本会は、東京・新宿の宮澤家菩提寺の境内にある常圓寺ホールで「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」を開催（2月21日）しており、集会には秋間美江子さんも参加していたことから、その門前で手渡そうと待ち受けていたのだという。

もちろん、門前で受渡しを済ませてさよならとはならず、会場

ホールの別室で秋間さん共々口上を聞き、文書を開封して質疑も交わしている。しかし本会に対しては建前上、あくまで非公式な対応であり、これが北大の偽らざる姿勢だったと言える。

そこで、本会としてもここでは建前にこだわり、改めて提示の内容等について正式に説明を求める場を設けるよう要請し、二か月余を経た同年5月7日、秋間さん同席のもと北大構内で開かれることになった。北大当局と直接向き合って話し合いの席につくのは、2013年5月に次いで、これが2回目となる。

この席では、建前を超えて意見を交わすこととなり、宮澤弘幸とレーン夫妻らにかかる事件が冤罪であったことを北大として認め、かつ風化させることなく後世に伝え続けることを明言し、また二度と冤罪を引き起こさせないという意味で戦争を起こさせない世の中にしていくよう願うことでも一致を得た。宮澤記念賞についても、毎年の授与の際、賞創設の由来について語り継ぐことを約束している。

賞授与の対象は、英語以外の外国語習得において優秀な成績を収めた者としている。これは既設の賞に「レーン記念賞」があつて、この賞がレーン夫妻に由来し、英語を要件としていることから、「宮澤記念賞」では英語以外を要件としたという。

「レーン記念賞」の創設は、もともとレーン夫妻の教え子たちが、ハロルド・レーンの北大退官（1963年）に際して、既に札幌永住を決めていた夫妻に「住宅を贈ろう」と始めた募金に遡る。これは相応の資金を集めたのだが、その直後にハロルドが病没し、追うようにポリーン・レーンも長期入院の末亡くなったことから、折角の資金が宙に浮き、紆余一転、記念奨学金の創設を視野に北大へ全額寄託されるはこびとなった。

この経緯から、両賞は姉妹賞にも似た関係として定着しうる可

能性も開かれる。北大には、折からの大学の特徴づけに絡めて国際化・グローバル化を志向する流れがあり、その一環としての思惑も窺われるが、秋間さんに異存なく、本会としてもあえて不同意とすることもない。2015年度から実施されている。

ところが、実際に授与された経緯をみると、当会に説明した内容とは違い、創設の由来も社会的意義もそぎ落された単なる学内賞の態様となっていることが分かった。そこで創設に関わった広義の一員として「意見」を明らかにすべきだと判断、文書をもって申し入れると共に、今後の対応を見定めることにしている。

◆「心の会の碑」（仮称）に対する北大の姿勢

この「宮澤記念賞」とは別に、「真相を広める会」としての顕彰活動には、「心の会の碑」（仮称）建立の提唱があり、その敷地提供を北大に要請している。この限りにおいては、お願ひする立場にある。もちろん共有共益の連携関係にあるとの認識だ。

「心の会」（ソシエテ・デュ・クール）については別項にまとめである（11頁【資料①】）が、宮澤弘幸ら有志の北大人らが共に学び人間形成を成していくうえでの基盤となった談論風発の会であり、直接「冤罪事件」にかかわっているわけではないが、より広い視野に立つての記念碑にとの提唱である。

提唱の発端は、本会会則第4条（事業）に「宮澤弘幸の生涯を顕彰し」と謳っているところであり、創立総会（2013・1・29）を前にした幹事会（準備会）でも「顕彰を具体化する上で碑を建てるのは意味があり、石は長期記憶に役立つ。北大構内に建てられればベスト」と提起している。

以来、冤罪事件の真相を究め、広める活動を展開する中で、右の「心の会」の存在が明らかになるなど、顕彰すべきは宮澤弘幸

に止まるものではないと認識され、加えて、北大構内には、「心の会」活動の舞台となった外国人教師官舎の跡が小さな林となって残っていることも知れ、また創立総会で代表になった山本玉樹の構想「北大ユマニスムスの碑」が再認識されて、次第に具体化への機運が膨らんだ。

この機運がさらに広がったのは、北大からの最初の対面回答(2013・6・25)を受けて開かれた拡大幹事会(会員有志らの自由参加による集会II 6・26)での議論で、ここでは議論の質も幅も大きく広がった。

中でも、本会の名称に「宮澤弘幸」だけが織り込まれていることに違和感が表明され、「活動対象をレイン夫妻らに広げるべきだ」と、つまり「顕彰の対象を広く捉えよ」との卓見があり、また「北大全体の世論が大事だ」「北大OBを中心に」などと、本会の枠を超えた運動の広がりを目指す意見が注目された。

こうした機運を受け、札幌集会「もうひとつの12月8日」を前にした幹事会(2013・12・7)では、初めて建碑が正式議題となる。既に広範な運動の必要性は共通理解となっていたから本会の目的や取り組みの枠を超えることに異論はなく、

「北大OBをはじめ関係者、市民等に広範に呼びかけて『記念碑』建設運動を開始する」

——との基本方針が決まった。

この方針に基づく具体化は在札幌の幹事が担い、札幌では翌2014年2月5日に検討会を開いて

- ① 碑のタイトルは仮称「心の会の碑」とする
- ② 北大の中に建立を目指すために広く関係者を呼びかけ、期成会のような組織をつくる
- ③ その会には北大に影響力のある人の参加を呼びかける

——との素案を取りまとめた。

これは、東京・新宿(常圓寺ホール)での「宮澤弘幸追悼・顕彰2・22のつどい」を控えた2月幹事会でそのまま了承され、直ちに同集会の「アピール」にも織り込まれ、当面する三本柱の一つとして、以下のように明記されている。

第3 戦前、北海道大学で外国人教師と学生とが交流・研鑽を培った「心の会」の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑「心の会の碑」(仮称)の建立を期し、広く賛同をもとめる。

引き続き、期成会発足に向けての具体的な準備は在札幌の幹事が担い、折から札幌で開いた「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民のつどい」(2014・5・6)を前に、次の四人から建碑運動の「呼びかけ人」を引き受ける同意を得た。

丹保憲仁(北大元総長)、中村睦男(北大元総長)、後宮敬爾(札幌北光教会牧師)、加藤多一(童話作家)の四氏で、さらに本会代表の山本玉樹、山野井孝有の二人が加わり、六人が「呼びかけ人」となつて、広く建碑運動の賛同者を募ることになる。同時に、建期成会が成立するまでは、本会が「呼びかけ人」の実務を代行する事実上の事務局を担うことになった。

六氏の名による「呼びかけ文」(2014・5・6付)では

- ① 「心の会」では、国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしたこと
- ② そこでは、札幌農学校以来の教育思想である真理に倚って立つ自主独立の自修心が息づいていたこと
- ③ その舞台であった北大構内の外国人教師官舎跡の林の一隅に「心の会の碑」(仮称)を建てるべく、北大当局と

交渉すること

④ その上で、建定期成会を発足させ、平和を願う多くの人たちに建碑への理解と協力・賛同をもとめていくこと
——などを謳い、先の「市民のつどい」で、全会一致採択されており（13頁【資料②】）、これが建碑運動の基本文書となっている。

続いて翌7日には、北大との2回目となる対面交渉がもたれた。元々は、先の「宮澤記念賞」についての正式説明を受ける場として開かれたものだが、特に議題を制限していたわけではないから、基本申入れに関連する一連の問答が交わされ、この場としては忌憚なく展開した。

その流れの中で建碑についても言及、前日の「市民のつどい」での空気も伝え、敷地の無償提供について口頭で申し入れている。一連の「回答」は必ずしも納得いくものではなく、顕彰の具体化についてもあいまいさを残していたが、大局において受け容れてよいと決断、「宮澤記念賞」と合わせ「心の会の碑」の建立がなれば、車の両輪のごとく、顕彰の実が上げられると判断した。

ところが、議題が建碑問題に及んだ途端、北大（三上副学長）の態度は一転して頑なに戻り、

「現時点では（建碑は）考えていない。北大としてはおそらく応じる状況にはないと思う。一般的に碑は建設当初は大きな関心と呼ぶが、時間が経つと碑の意味が伝わっていかない。

宮澤賞は毎年、宮澤事件について直接学生に語り贈るので、これが最善と判断した。それに、みなさんがいう外国人教師

官舎跡地は大学執行部の管理地ではない。別の部門が管理している」

と、答えている。

この日の流れから言っても、後ろ向きな応答だが、最初の手合わせということで、受け止め、

「碑は、北大OB、市民等に全国的に広く呼びかけて建設する。

戦争に反対し宮澤・レーン事件を忘れない運動として継続し受け継いでいく碑にしていく方針だ。碑建立については、北海道大学としてぜひ理解していただきたい」

と、申し入れている。

この問答を受け、本会としては、賛同者を募る運動に一層の思いで取り組むことに決めた。同時に、北大に対しては5月28日付で改めて文書による敷地提供の申入れを発送している。

賛同者呼びかけへの反響は殊の外だった。実質二か月の間に350人余の快諾を得るに至り、この中には北大の現職・経営委員、名誉教授から札幌市長と影響力ある賛同者も名前を連ねている。また添付意見欄にもぎっしり書き込まれ、これら意見等は本会・会報（第10号）に収録しているが、それによってまた賛同者が増えるという成果をもたらしている。（この取り組みは、2015年10月時点で、1000人を越えている）

半面、北大からは文書での申入れにも回答の気配がない。そこで、9月末の時点での賛同者名簿を作成し、改めて協力を要請する申入書（9月30日付）を添え、北大の窓口である総務課を訪れ、課長補佐（佐藤浩司）へ直接手渡しした。

この時点での北大の対応は見るからに冷やかで、申入書を持参した本会代表（山本玉樹）らを門前に待たせたまま、屋内に

招き入れることもなく、申入書・賛同者名簿を受け取るやくるり背を向けている。

あげく、ようやく10月30日付で、「回答」が郵送されてきたが、中は一枚の用箋に、

「本年9月30日付け文書で申入れのありました『心の会の碑』（仮称）の建立にかかる要請につきましては、応じることができませんので、ご了承願います」とあるだけ。

麗々しく大判の公印「国立大学法人北海道大学総長印」が押された総長名の文書ながら、文字通り一片の断り文であり、断る理由も何も記述されていない。9月30日付申入れでは「話し合いの場を設けてほしい」旨も要請してあったが、これにも無視を通してている。

以来、本会としては、節々に文書または口頭（電話）で翻意を促し再回答を要請してきているが、経緯は以下の通りであり、はかばかしくないのが実情となっている。

■再回答要請書を郵送（2014年11月10日付）

↓回答なし

■電話にて問い合わせ（12月3日）

↓「10月30日付で回答書を送付しましたが、大学側といたしましては回答した通りで、新たな回答はしません」

■「心の会の碑」（仮称）に関する交渉申入れ（12月11日付）
↓回答なし

■「心の会の碑」（仮称）建立に関する再々申入書（2015年3月5日付）

↓回答なし

■電子メールにて問い合わせ（3月23日）

↓回答なし

■電話にて問い合わせ（3月26日・総務課宛）

問（福島清事務局長Ⅱ以下同）再々申入書に対する回答を3月末日までにいただけるか。

答（佐藤浩司課長補佐Ⅱ以下同）北大としては、昨年10月30日付文書でお知らせした通りである。

問 応じられないということか。

答 そうだ。

問 応じられないのは、話し合いに応じないのか、敷地提供に応じられないのか、両方なのか。

答 両方だ。話し合いにも、敷地提供にも応じられないということが正式の返事だ。

問 それは北大としての正式な態度か。

答 そうだ。

問 宮澤賞についてはどうか。

答 昨年8月、大学として正式に決定した。これから授賞学生の選考をはじめ、6月に表彰式を行う。

問 秋間さんにはお知らせしたか。

答 ……。 （知らせることは考えてもいない様子）

問 こちらからの電話で答えたが、31日までに文書または何らかの方法で回答する予定はあったのか。

答 ……。

問 どういう方法で回答するつもりだったのか。

答 いま電話いただいたのでお答えした。なお私は人事異動で交代する。後任は吉田年克だ。

問 誠意を持って回答して欲しいと要請しているのに、これが正式回答であるというなら残念だ。今後については、追って連絡する。

■ 「心の会の碑」（仮称） 建立申入れについて（4月20日付）
↓ 回答なし

■ 三上隆副学長との話し合いの場を設定してほしいとの申し入れ（10月23日付FAX）に対し、
↓ 「応じられません」（11月7日付吉田課長補佐との電話）

北大の対応は、このように頑なで、事実上、門戸そのものを閉ざそうとさえしている。この間、本会としては、会の「活動総括」（2015・2・23）をふまえ、建碑運動の仕上げを担う「建立期成会」を遅くとも2015年11月末までに立ち上げる——などの方針を決めたが（2・23幹事会決定）、北大の非協力にあつては停滞を余儀なくされ、2015・12・5幹事会で同期成会立ち上げを断念した。

この間、本会としては、全体的に情勢を検討し直す中で方向を見出さなければならぬと判断、

① 秘密保護法廃止をはじめ、安倍政権の暴走阻止のために、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を広める活動はますます重要になってきている。従つてこの活動をさらに推進する。その活動を通じて本会の団結をさらに固めていく。

② 北大構内での建碑は極めて困難な状況にある。

③ 建碑方針については、北大の峻拒を踏まえた運動再構築が必要になっている。従つて原点に戻つて整理整頓し、遅くも今年11月末までに一致協力の道筋をつける。

④ この間、2・23幹事会後の取組みについて、真相を広める活動を中心に据えて、実施しうるものは実施していく。具体的には事務局長のもとで調整する。

——の四点を確認、賛同者数を1000人超に伸ばすなど運動成果を上げたが、壁にあつた現状を変えるに至らず、建立期成会断念に伴い、「呼びかけ人に対しては碑建立の条件が整わないこと、建碑賛同署名運動を中断することを報告して了承を求める。賛同者へは、何らかの形で報告する」——などの方針を決定。現状をふまえ、今後は手弁当で運動することになっている。

【資料①】

「心の会」（ツシエテ・デュ・クール）について

1939（昭和14）年6月8日、北大・新渡戸通りに近い太黒マチルド宅に寄つた16人で発足した。この時に撮つた写真が残つていて、11人までの顔と名前の一致が確認されている。

参加が確認されているのは、太黒マチルド、ヘルマン・ヘッカ、ハロルド・レーン、ポーリン・レーン、クローラ、フォスコ・マライーニ、トパーチア・マライーニ、大條正義、松本照男、武田弘道、瀧澤義郎、宮澤弘幸。残る4人のうち1人が中国人だったことも推定されている。

【注】本編1頁の右面に写真掲載。

実は、「心の会」についての、まとまった文献・記録は残っていない。確かなのは、大條正義と松本照男からの聞き書き（札幌弁護士会・郷路征記弁護士による）、フォスコと松本による武田弘道

への追悼文(『武田弘道追悼集 会議は踊る―ただひとたびの』ミネルヴァ書房刊)の当該記述、および同じ情報源によると思われる弁護士・上田誠吉著『ある北大生の受難』(朝日新聞社刊)の当該記述などで、必ずしも全貌を伝えるものとはなっていない。

中で、はつきりしているのは、当時、外国人教師用官舎(現在、北大構内東端の雑木林)に住んでいた教師たちが、相互に親睦篤く、また学生・生徒たちに向け開放的だったことがある。

◇
ヘッカーはドイツ人のドイツ語教師で、毎週金曜日の午後は自宅を開放し、個人授業を行っていた。単にドイツ語を教えるだけでなく、ドイツ古典によってドイツとドイツ文化を熟っぽく語ることで人気だった。出身がフランス国境に近い南部だったからフランス語も母国語同然で、求める者には両国語を教えることが出来た。ただ、ナチス・ヒトラー政権へはあからさまな嫌悪を隠さず、ヒトラーに同調する者を激しく批判している。

レーン夫妻も来る者拒まずで、自宅には絶えず誰かが出入りしていた。ハロルドは敬虔なクエーカー教徒で、第一次世界大戦では兵役を忌避、そんなことがあって国外に職を求めたのかもしれない。ポーリンは宣教師の娘で、日本で生まれ育った。最初の夫は第一次大戦で戦死している。夫妻とも信仰、信念は強く、しかし他人に押し付けることはなく、面倒見はよかった。

フォスコが留学生として北大に来たときも、たまたま教師用官舎に空きがあったことから当局と掛け合い、入居の面倒をみている。追ってフォスコも医学部解剖学教室に無給助手の身分を得て官舎の住人となった。妻トパーチア、長女ダーチア共々、日を置かずしてレーン家とは家族ぐるみとなる。レーン夫妻にも双子の末っ子を含む六人の娘たち(上4人は在アメリカ)が居た。

フォスコの北大での留学テーマはアイヌ民族の種族的起源にかかわる研究だったが、何にでも関心を持ち何にでも才能を発揮する達人で、周囲は、写真家で登山家で旅行家で文化人類学者で等々と思いい紹介している。スキーを通じて武田、松本らと気心が合い、松本の紹介で宮澤弘幸も加わり、写真、登山、旅行と学生らに与えた影響は大きい。

マチルドはフランス人で、旧制・小樽高等商業学校(現・小樽商科大学)のフランス語教授として教鞭をとりながら、いまでいう母子家庭を切り盛りしていた。大條正義が手弁当の塾「アテネ・サッポロ」を開いたときには顧問を引き受けている。

◇
学生・生徒の方で中心となっていたのが、この大條正義、あるいは武田弘道たちで、自然発生的に寄り集まってきた談論風発仲間に「心の会」の名を冠したのも大條正義だった。先にあげた郷路征記の聞き書きでも松本照男が「大條の発案」といい、当の大條も「わたしだったかもしれない」と言っている。

大條正義は、松本照男、宮澤弘幸らの二年先輩で、一年休学・留年のうえ、1941年に工学部電気工学科を卒業している。休学は進路に迷って、この間、東京のアテネ・フランセでフランス語を学んでいる。そんなところから *La Societe du Coeur* (ソシエテ・デュ・クール) とフランス語をもって名づけたのだろう。ちなみに、大條自身は、日本語名は「せつさ会」だと言っている。切磋琢磨の切磋と、フランス語の *cest ca comme ca* をかけたものだ、と。ただ、これは意味が通らない。単なる語呂合わせなのか、それともフランス語の方の意味を考えると、真意は見えてこない。だがまあ、フランス語に強く惹かれた当時の若者たちの空気はそれとなく伝わってくる。

苦学生のクロール（ユダヤ系ドイツ人で数学、量子力学の研究者）は「貧乏学生組合」と呼び、ハロルドは各母国語の頭文字を採って並べ「FIDMAG」と名付けている。

もう一つちなみに、当時の北大生は、自分たちの学んだ成果を学びたくても学べない人たちに手弁当で還元する気概を持っていた。先の「アテネ・サッポロ」もその一つで、大條の呼びかけに松本が右腕となって応じ、宮澤弘幸も助教に就いている。

◇

大條によると「心の会」の守るべき決まりはただ二つで、

① 仲間同士は、何処で会っても母国語以外で話すこと

② 会場持ち回りで二か月に一回はパーティを開くこと
——だった。

松本によると、ティパーティーのようなものだったといい、またフォスコによると、回数はどうも少し頻度があり、それぞれが自分なりのテーマを決めて母国語以外で発表するのが決まりだったという。要は外国語習得を共通基盤に談論風発の気を養う、という雰囲気だったと想像すればよいのだろう。

もちろん、外国語を学ぶにあたっては、ヘッカーの教え方に見られるように、それぞれの言葉を紡いできた文化と歴史を学び合おうのだから、自ずと目は広く開かれ、器は深く磨かれて人間形成につらなっていく、という循環になる。

おそらく、これら若き群像を見守る外国人教師群には、かつて建学期にクラーク博士がもたらした資質である、自主・独立の自修心と同質の気風が脈打っていて、若き群像との見事な相乗効果をもたらしたに違いない。人種、国籍、思想、信条を超え、教師、学生、生徒の立場をはずして異文化を学び、人間力を養い、表現を豊かにする、そういう集団に育っていたと思われる。

このような集団を当時の治安当局が見過ごすはずもなく、太平洋戦争が迫るにつれ、常時監視の対象にされてもいた。外国人教師用官舎は四戸並んでいて、東側からマライーニ、ヘッカー、レオン、クレンムプと住んでいたが、東側の通りを隔てた商家の二階には特高のアジトが置かれていた。

大條正義によれば「外国人と付き合うことが警察に警戒されることなどの考え方は全くなかった」と言っているが、これはたぶん強がり半分で、フォスコによれば「政治、戦争、軍国主義、平和などのホットな問題には触れられなかった」と漏らしているから、やはり、この方が実際だったと思われる。

したがって、この時期に、「心の会」が存在していたこと自体がほとんど奇跡であり、クラーク建学以来の北大の奇跡がしっかりと根づいていた証左ともいえる。

発足にあたって、学生たちから相談を受けたハロルドは「簡単に会を作るが永続するもの少ない」と諭したといい、それだけに戦時下ぎりぎりまで頑張ったのだと思われる。いつも洗い立ての詰襟のボタンをはめた大條に、弊衣破帽ながらおしやれもはめ武田、さまざまな個性が切磋していたのは確かなようだ。

大條は卒業後、陸軍の短期現役を志願し、戦後、弁理士として独立。武田は予科（医類）卒業後、京大・哲学に転じ著名な哲学者となったが65歳のとき転倒事故がもとで急死している。

◇

会発足の記念写真は、『武田弘道追悼集』のフォスコの文に添付されており、これが公表の最初と思われる。シャッターを押したのが誰かは分からない。もし、当時、自動シャッターが開発されていれば、フォスコが三脚据えて仕掛けたのかもしれない。

【資料②】

建碑にかかる基本文書

《6人の「呼びかけ人」による呼びかけ文書》

仮称ながら碑名を「心の会の碑」と名付けて建碑を提起した由来・背景を端的に伝え、運動の方向性を明示したことで、本件運動が依拠する基本文書となっている。

「心の会の碑」(仮称) 建立にご協力を

「宮澤・レーン」スパイ冤罪事件」のような出来事を二度と起こさせないために

呼びかけ人

丹保 憲仁(北海道大学元総長)
中村 睦男(北海道大学元総長)
後宮 敬爾(札幌北光教会牧師)
加藤 多一(童話作家)
山本 玉樹(真相を広める会代表)
山野井孝有(真相を広める会代表)

1941年12月8日、アジア・太平洋戦争開戦の日、北海道大学工学部2年生宮澤弘幸さんは、アメリカ人教師レーン先生御夫妻と共に軍機保護法違反すなわちスパイ容疑で検挙され、その後3人とも懲役15年などの重い刑を科せられました。

根室の海軍飛行場のことなどは誰もが知っている事実であるにもかかわらず、「軍機」を「探知」し「漏泄」したからというのです。いわゆる「宮澤・レーン」スパイ冤罪事件」であり、他に

北大助手ら3名の者も続けて検挙され有罪とされました。

レーン先生御夫妻はその後1943年に日米交換船で帰国、戦後1951年北大に復帰して多くの学生に平和への願いを伝え、札幌の地で亡くなりました。

北大生のみならず他大学の学生や多くの市民たちが、レーン先生御夫妻の温かい人柄と無私の施しに大きな感銘を受けたのでした。一方宮澤さんは、恐らくは拷問と脅迫の中、北大生としての誇りを胸にスパイの容疑を否認しつづけましたが、やむなく退学に追い込まれ学問研究の途を閉ざされてしまいました。

敗戦後1945年10月に釈放されたものの、過酷な拘禁がもとで衰弱、病身となり、1947年に27歳の若さで亡くなりました。アメリカ在住の実妹秋間美江子さんは兄の名誉回復を強く望んでいます。

戦時中、北大で教鞭をとったレーン先生、ヘッカー先生、太黒マチルド先生、マライーニ先生ら外国人教師を中心に、多くの学生たちが彼らのもとに集りました。その集りはいつしか「ソシエテ・デュ・クール(心の会)」とよばれるようになりました。

彼等は国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしました。日米開戦に踏み切った政府は、自由な精神と人間性にあふれたこの集まりを恐れたのです。

ここには、札幌農学校以来の教育思想である真理に倚って立つ自主独立の自修心が息づいていました。この精神こそ、クラーク先生から内村鑑三・新渡戸稲造・宮部金吾らへ、そして多くの卒業生へと誇り高く受け継がれてきたものであり、人間性を否定する戦争を根底において拒否する思想でした。

私たちは北大構内の外国人教師官舎があった林の一隅に「心の

会の碑」(仮称)を建て、「スパイ冤罪事件」の犠牲者の名誉を回復し、レーン先生をはじめとする外国人教師と宮澤さんらの非戦・平和の営みを顕彰したいと考えています。それこそが、再びあの痛ましい事件を引き起こさせない誓いのシンボルとなるものだと考えます。

今私たちは「心の会の碑」(仮称) 建立期成会の結成を準備しています。北大当局との交渉を進め碑建立の条件が整った時点で期成会を発足させ、同窓会など関係者はもちろん、平和を願う多くの方々に、広く碑建立への「ご理解と」協力をお願いする予定です。皆様のご賛同を心よりお願い申し上げます。

2014年5月6日

連絡先

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

【資料③】

《呼びかけ6人の実務代行から賛同者への報告》

建碑運動を呼びかけて、ほぼ一年がたち、その到達点と現状を報告し、先行きを明らかにした事実上の「中間総括」となっており、発足時「呼びかけ文書」と並ぶ基本文書となっている。

☒ ☒

「心の会の碑」(仮称) 建立にご賛同いただいた皆様へ

経過報告と今後の方針について

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

事務局長 福島 清

本会は、昨年5月、北海道大学構内に「心の会の碑」(仮称)の建立を期し、広くご賛同を呼びかけた丹保憲仁・中村睦夫・後宮敬爾・加藤多一・山本玉樹・山野井孝有六氏の実務代行を務める事務局でございます。

以来、今年4月15日現在で502人の皆さまからご賛同いただきましたこと、心から感謝申し上げますと共に、いまに至るも、建立期成会結成に至っていないこと、深くおわび致します。

建碑の対象である「心の会」(ソシエテ・ドユ・クール)は、若き北大生と外国人教師たちが、国籍や立場を超えて人間的な交流を深め、学問の真理追求の精神を育んだ場でありました。それは太平洋戦争の前夜に至るまで続けられ、そのゆえに国家権力によって不当にも狙い撃ちされ、同会の一員であった宮澤弘幸とレーン先生夫妻が検挙され冤罪の被害者となりました。

これが国家権力による冤罪であることは、現北大当局も認めるところであり、「心の会」の教室でもあった外国人教師の官舎跡が雑木林となっていることから、建立地として最適であると考え、昨年9月30日には354人(当時)の賛同者のお名前と共に敷地の提供を文書にて北大当局へ要請致しました。

今年「戦後70年」です。戦後70年を回顧することは、同時にあの悲惨な戦争がなぜ引き起こされたかをも、合わせて直視するべきです。その視点にたった時、日中戦争下でかつ太平洋戦争直前の時期、北海道帝国大学で外国人教師と学生たちが真に心を開いて交流を重ねたことの意義、極めて大きなものがあると考えます。

安倍政権下で国民を再び戦争への道に引き込む策動が強行されている今こそ、「心の会」の精神を広く社会に訴えるべきであると考えます。

ところが、北大当局は同年10月30日、何らの理由をも示すことなく「応じることはできない」と一片の文書にて拒み、その後再三の話し合い要請にも応える姿勢をみせず、今年3月26日、直接電話にて問い合わせたところ、「10月30日付文書の通り」と頑なで、取りつく島もない対応でした。しかも、こちらから問い合わせなければ回答する用意さえしていない有様だったので。

このような現状から「北大構内の外国人教師官舎のあった林の一隅に『心の会の碑』（仮称）を建てる」との約束を実現するのは極めて困難な状況にあるとご報告せざるをえません。

したがって、本件事務局であると同時に、建碑運動を最初に提起した本会といたしましては、いま一度整理整頓し直したうえで今後に当たりたいと考えております。その折には、改めてお願い致したく思いますので、なおしばらくお時間を頂きたく、お願い申し上げます。

北大は、この間、その一面において「二度と戦争を起こさせない」（事件を）風化させない」との認識を示すとともに、昨年5月7日の話し合いの席上では「宮澤事件は冤罪であった」ことを正式に認め、外国語習得にすぐれ国際親善の精神にふさわしい学生に授与する「宮澤賞」の創設を宮澤弘幸の遺族・秋間美江子さんと私たちに約束しました。

しかし、その半面では自大学の学生であって宮澤弘幸を守ることが出来なかったことに対する謝罪と責任明確化には応えず、また建碑には応じないなど、ちぐはぐさが露わで、真意を窺いかねる現状にあるのも事実です。

「真相を広める会」としては、こうした現状をもふまえ、呼びかけ人のみなさまと共に今後に対処して行く考えでおります。賛

同者のみなさまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

2015年4月20日

*以上、補訂第二版から収録。原典では、北大との間でやり取りした全文書の写しを添付収録しているが、これらは割愛した。参照ページの数字は原典中のままで、本編ページとは一致しない。

北大との関係は、以来進展なく途絶えたままとなっている。宮澤賞についても受賞者の名前がホームページに載っている程度で、記念行事も風化をさせない活動も行われた気配がない。レーン賞も図書券程度に縮小されているようだ。

建碑に寄せられた意見

「心の会の碑」（仮称）の建立賛同者は、2016年1月12日現在で1159人に達しており、意見も寄せられている。その中から公開の了承を得ている分を紹介する。（順不同）

味村隆史・1961年北大文卒

再び、先輩（宮澤弘幸）の悲劇を繰り返さぬためにも、必要と思いません。

姉崎洋一・北大特任教授

大学に「碑」建立スペースを無償で提供させる（その意味で大学に謝罪させることになる）。このようなことが二度と起きない（起こさせない）ような姿勢を示さざるべきだと思います。

和 孝雄・1961年北大農卒、北大名誉教授

民主主義、人権、平和を尊重し、守るため、そして北海道大学のためにも、是非「心の会の碑」の建立、それも外国人教師官舎跡への建立を強く希望します。

泉 定明・1967年北大経卒

「心の会」は、建学以来の外国人教師との自由で独立した人格として交わり、良きものを吸収するという精神のあらわれであり、北大で過ごした青春“を持つものの誇りであり、継続してゆくべきものでしょう。それが、このことを理解できない狭い視野で政策を推し進める者により、無残にもつぶされたのが「宮澤・レーン事件」です。この「良き建学の精神”が潰されたことを、後世の学校関係者にも伝えていくために「心の会の

碑」の建立を求めます。

伊藤セツ・北大経院了、昭和女子大名誉教授

私もレーン先生に英会話をお習いした一人です。それなのに宮澤さんのことも何も知らずに生きてきたことを想い、今できることをしたいと思います。

「真相を広める会」の活動に敬意を表し、「心の会の碑」建立に賛同します。

小野有五・北大名誉教授、北星学園大学教授

つまらない、あるいはもう撤去すべき石碑の多い北大キャンパスに、ぜひとも建てるべき碑であると思います。よろしくお願ひいたします。

諸富 隆・北大名誉教授

素晴らしい企画です。心から賛同致します。「心の会の碑」の建立は、自由の精神を大切にす北海道大学の歴史の豊かさを示すものになると思います。

神沼公三郎・北大名誉教授

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件、イールズ闘争事件、アイヌ遺骨問題、ここ数年の教職員賃金引下げ、非正規雇用職員の労働条件を低位にとどめている事態、北大教職員組合に対するたび重なる不当労働行為など、どれをとっても北大のブラック・ユニバーシティ（BU）性は明らかである。そんな北大がBUの汚名を全面的にそそぐために、まず宮澤・レーン・スパイ冤罪事件について、故・宮澤弘幸氏の名誉回復を行い、「心の会の碑」

の建立に謙虚に、かつ前向きに対応する必要がある。

酒井誠一郎・1959年北大農卒、元北海道新聞記者

戦後70年。「平和」が怪しくなっています。この企画の実現に、本当に微力ながら応援させていただきます。

佐藤太勝・弁護士

私は昭和38年に北大教養でレーン先生に英語、太黒マチルド先生にフランス語の会話を授業を受けた者です。レーン先生の最後の授業でした。レーン先生は何も語る事がなく、私は上田誠吉弁護士著作ではじめて宮澤事件のことを知った次第です。「碑」建立については大賛成です。最近の状況をふまえるならば、北大当局は土地無償提供はもちろんのこと、率先して宮澤事件の真相をひろめていくべきものと思います。

西村 清・1963年北大経卒

安倍政権のもとで「戦争する国」への動きは、多面的に進められています。北大で学んだ者として、二度と宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」を引き起こさせないためにも、大学当局に猛省して貰い「心の会の碑」を建立することは重要だと思っています。

羽部朝男・北大理学研究院教授

北大にとって大切な問題だと思っています。多くの学生にこの事実を知ってほしいと思います。語り継がなければいけない問題だと思っています。

前田次郎・1968年北大経卒

当局の弾圧にもめげず、国際的な友情と信頼を貰った宮澤さんたちの行為こそ真の「積極的平和主義」と言えるでしょう。このような蛮行を繰り返させず、事件を語り継いでいくシンボルとして、「碑」の建立を実現させたいと思います。

松崎道幸・1975年北大医卒、道北勤医協旭川北医院院長

思想の自由をおかしてはならないという決意の象徴として北大に碑を建てる事が、未来を確かなものにすると考えます。

梁田政方・1950年北大法中退、元日本共産党中央委員

心から賛同します。私は北大がイールズ闘争で大学の自治と学問の自由を守ることに一つの大きな役割を果たし得たことを誇りに思っています。その北大に「心の会の碑」がつくられることは、とても嬉しいことです。実現にむけてともに努力しましょう。

吉田栄一・1971年北大農卒、私立高校講師

宮澤さん、レーンさんのことを知らずに卒業しました。「心の会」には、本当の国際交流があったと思います。クラーク像とともに、多くの人が訪れるところになってほしいと思います。

吉田徹也・北大名誉教授

現在の状況を考えるとき、極めて重要な意義深い企てだと、心から賛同致します。

石井明典・1961年北大経卒、元銀行員

「碑」が良いかどうか判りませんが、建立の経緯 e t c を記してください。大学としての責任も記されていると、なお良いと思います。北大関係者が今後とも戒めとして心に刻むことのできる碑をお願い致します。時代はそこまで逆もどりしています。

居城舜子・北大経院了、元常葉学園大学教員

よろしく願います。大学院在学中に太黒マチルド先生のお宅にうかがって仏語を習っておりました。戦中のことを少しお話しされていた事を覚えております。大変だっただろうと思うとその時思ったのでした。でも詳しくはお話になりませんでした。当然ですが、でも当時の事がよみがえってきます。

岩崎俊夫・1979年北大経院了、立教大学経済学部教授

二度とこのような冤罪が起こることのないよう、「碑」を建立する意義は大きいと思います。

近 昭夫・1962年北大経卒、静岡大学、九州大学名誉教授

大賛成です。我らが愛する北大がかつてあったことを今後にも忘れないように記憶に残すためにも、また北大は過去の過ちを率直に認め、将来にわたって同じ過ちをおかさないことを明言するほどに、寛大な大学であることを公に示すためにも、大学当局が率先して事に当たってほしいと思います。北大の卒業生皆が、そのことを熱望していると思います。

斉藤修治・1960年北大経卒

「建立地の無償提供」に踏み切れない学校当局は、文科省を意識しているからでしょう。民主主義教育を破壊しつつある文科省に対し、教育を国家から取り戻す運動の一環としても、この運動を推進することに賛同致します。

佐々木隆生・北大名誉教授、北星学園大学教授

フオスコ・マライーニさんの関係もあって、以前より関心を持ってまいりました。碑の建立ができることを心よりお祈りしています。

佐藤市雄・1967年北大経卒、元会社員

宮澤さんの冤罪を完全に晴らすことと、レーン先生初め外国人教師の方々の示された理想を多くの人に広めるために賛同します。

田部 徹・1967年北大経卒

国際性と永遠平和の誓いを表現する碑名を期待します。建立碑の募集は口数毎で行った方がよいと思います。

田中章義・1957年北大経卒、東京経済大学名誉教授

「心の会」に集っていた外国人教師と学生たちは、クラーク、内村、新渡戸らの国際的人道主義の伝統が、困難な戦時下でも受け継がれていたことを身を持って示してくれました。この北大の伝統を新しい学生たちへ伝えるために、記念碑は大変有効だと思います。

田村一郎・1962年北大哲院了、鳴門教育大学名誉教授

皆さんの長い間のご苦勞が稔り、宮澤弘幸さんの冤罪事件についても一定の方向が出だしたことを歓迎いたします。宮澤さんやレーン先生の心の支えになっていた「心の会」の碑を、元外国人官舎の在りました北大構内に建てることにはもちろん大賛成です。具体的な方向が出ましたら、応分の協力をさせて頂きます。大変でしょうが引き続きのご努力をお願いします。

成島辰巳・1973年北大経修了、元大阪学院大学

この運動が平和を愛する人々の心に広く届くことを願っています。

山口博教・1974年北大経卒、北星学園大学教授

北大の歴史で同じことを二度と繰り返さないよう、記憶にとどめるため、必要です。

鈴木秀一・北大名誉教授

「碑」の建立、賛成です。また文書館年報に宮澤・レーン事件について、論文の形で掲載されることを望みます。山本玉樹さんあたりに是非御執筆願いたいと思います。

藤田正一・元北大副学長

本来ならば、北大自身が自らこの碑を建立し、「二度とこのようなことを繰り返させません」と誓うべきだと思います。あくまでも北大が協力したという形にすべきです。上田弁護士のお息子さん副学長のうちにぜひ実現しましょう。

井上勝生・元北大教員

ご尽力に感謝。クラークとか新渡戸氏とか前面にたてる必要があるのでしょうか。アジアとの向きあい方で厳しくとらえる見方があります。宮澤・レーン事件の背景としても趣旨文に皆さんが共鳴されるものが要請されると思います。

石山聖晴・国立釧路工業高等専門学校教授

北大在学中、レーン先生があのようなひどい経験をされたことは全く知りませんでした。ビデオは幌向地区の卒業生の間で大きな反響を呼んでいます。是非「心の会の碑」の建立を実現したいと思います。

武田晃二・北大教育院卒、岩手大学名誉教授

宮澤弘幸さんは東京に生まれ恵まれた家庭で、読書、器械体操、水泳、柔道などに打ち込み、旅行が好きな快活な少年として成長しました。また、父の勧めで大学は工学部に進むが、その後は法学部に入って将来は外務大臣になりたい、という夢を抱いていたとのことです。北大時代はさぞかし充実した意義ある生活をしていたことでしょう。その生活と夢を無惨にも打ち砕き衰弱死させた元凶こそ当時の政治であり軍機保護法だったので

す。

私は井上勝生氏が書かれた文章を通して、戦後、宮澤さんが「日本の教育制度を十分に修正し、以て日本の民主主義化に資し度い」という意向を持っておられたことを知り、教育学を専攻してきた者として深い感動を覚えました。また、高校時代、英語の時間にはポーリン・レーン夫人から「通りで、トンネマーパ」という看板を見たけどどんな意味？」と冗談を話されていたことをはつきりと覚えています。

宮澤・レーン事件を知って私の人生をあらためて奮い立たせて

いただきました。

横倉友子・北大卒

現憲法に明示されている精神的自由がない時代、宮澤弘幸さんは卑劣な権力による攻撃に負けることなく闘ったこと。戦後生まれの私は、宮澤さんの良心を受け継ぐことの大切さを学びなおしています。

藤原真由美・弁護士

秋間美江子さんがお元気なうちに是非「心の会の碑」が建立されますよう、北大の更なる御協力をいただきたいと願います。

橋本左内・牧師

1959・4・1〜61・3・31、札幌北光教会の伝道師であつた私は、教員であるポーリン・レーンさんに親しく導いて頂きました。またハロルドさんとお交わりも頂くことができました。

秘密保護法を葬り去るためにも「碑」を市民に広く訴えることができる所に建立することを希望します。

西村満津子・元毎日新聞北海道発行所労組書記

いつの世も、安心して学べるように。無限の可能性を秘める若者、その未来を奪う権利は誰にもありません。二度と宮澤君のような事が起きない為にも、この碑の一日も早い建立に賛同します。

清水裕二・北海道公立学校職員

現在の情勢は、全く時代背景がそっくりです。早く政権交代の準備と実現をしなければならぬと考えます。打倒安倍内閣！

松永ひさ子・元介護職

権力による酷い人権・人名の侵害をあらわす大きな具体例として宮澤事件を語り継いで行きましょう。

宮田 汎・治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟北海道本部長

みなさんの尽力で、ここまで運動をすすめられ、具体的な形で成果をあげられたことに敬意を表します。みなさんのご奮闘は私たちの運動を励ます大きな力になっています。ともに頑張りましょう。

長崎美代子

「心の会の碑」という名称をどなたにもわかりやすいものにしていただきたいと思います。説明文も明解なものをそえてください。

松島和幸・千代田区労協幹事、東京

宮澤弘幸さんを陥れたその若い命を奪った者達と全く同じような勢力がうごめき、その時代を「取り戻そう」としている今、この運動の重要性はますます大きくなっている。

河部寛美・地方公務員

北海道大学が正式に「冤罪」を認めたと伺って嬉しかったです。特定秘密保護法は強行採決され、またまた暗雲が。二度と宮澤さんのような時代の犠牲者をうまないことを祈っています。

山田善二郎・日本国民救済会顧問

北大が宮澤さんの冤罪を認めたこと、喜んでいきます。立派な「碑」が建立されるよう願ってやみません。

持田 勝

日本人の心に正義・真理・希望の灯をかかげ、植えつけてくれた伝統ある大学・北大は、今もその精神は息づいております。とすれば宮澤弘幸氏の名誉を回復し、重んずるという事は、同時に北大の名誉を重んずる事を内外（国際的）に公表することであります。Wクラーク師も、内村鑑三、新渡戸稲造その他多くの同大学の学士らの心に叶うだけでなく、その精神の礎を再

認識されることとなりましょう。これが「真の和解」ということです。

小林 昇・元総理府労連副委員長

「心の会の碑」建立呼びかけに賛同します。一日も早く建立されることを願います。二度と戦前のようなことが起こらないようにしたいと思います。

秋間達雄・元高校教師

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」によって執筆、編集された「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」（花伝社発行）が刊行されました。その内容は軍事機密法違反として「真理に生きる学生を逮捕し、でたらめな口実で犯罪者に仕立て上げていく構図です。

高齢者の中には書籍を敬遠される方もいるので、私は右書籍に頼って小冊子で宮澤弘幸事件を取り上げ簡潔に軍機保護法をとおして秘密保護法の一部を明らかにすることにしました。軍機保護法と秘密保護法両者には法的構造に共通したのを見ることのできるからです。

軍機保護法は国民の前には「秘密の範囲」を明確にしながら、実際には抜け道をつくって無制限に範囲を拡大し、特高の弾圧をほしいままにしたのです。

現代の秘密保護法も「特定秘密保護法」とあるが、無制限に拡大される恐れを感じます。

安倍政権は、集団的自衛権の行使により、徴兵制による国防軍の創設、核兵器の保有によって軍事国家として完結するという構図を描いているものと考えられます。そのため国民への抑圧、統制を必要とし、その手段として機能するのが、秘密保護法です。

民主主義を圧殺する「戦前回帰」の悪法を絶対許すわけにはゆきません。日本は平和か戦争かの道の岐路に立っているからです。(小冊子「あとがき」より)

浅里慎也・北星学園女子中学高等学校校長

レーン先生のお嬢様たちが本校の卒業生でありました。学園としての答えは出ておりませんが、本校としては微力ではありませんが、運動の主旨に協力させていただきます。

阿部敏夫・札幌北光教会委員、北星学園大学元教授

貴会と札幌北光教会との連帯をさらに強めて行きたい。

石田明義・弁護士

歴史的事実の解明と現代社会への問いかけに尽力され、前進をちかづけていることに敬意を表します。青年の志をくじいた歴史の汚点を明らかにし、その汚点を少しでも輝くものに、飛躍できるという希望がみえるものにして欲しいと思います。

岩間忠廣・北海道歴史教育者協議会会長

1970年から2009年まで、北海道高等学校の社会科の教諭をしておりました。先輩の英語教師・松竹谷智は学生時代、レーン先生のお宅をしばしば訪れて学んだと聞いております。そのほかに北明先生を中心に「動く社会科」を数回、生徒5〜6名を引きつれて、北海道高校ゆかりのある地を歩くフィールドワークをやったことがあります。円山のレーン夫妻のお墓に2回は行っていきます。呼びかけ人のお一人の山本玉樹先生には、以前からいろいろな行動・運動にご一緒させていただいています。

昨年12月、安倍内閣は「特定秘密保護法」を成立させ、現在チエック機関のあり方やどのように秘密指定するかなど詰められつつありますが、チエックがうまく機能するとは思えません。

この間、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、新聞等に問題提起をしてみました。碑の建立に賛成いたします。

金子 勝・立正大学名誉教授

北海道大学が、過去の反省を踏まえて、「平和と真理の大学」として生きようとするならば「無償提供」を進んで受け入れるべきであると考えます。

坂口 勉・元北海道教育大学教授

建碑実現の後の維持——特にその精神・理念の維持・継承まで見通した建立運動を期待、望みます。

新海雅典・カトリック神父

私も以前から「レーン・宮澤事件」に強い関心を抱き、戦時中の軍国主義下における傷ましい弾圧事件として、その真相明と被害者の名誉回復を強く望んで参りました。また戦時中我々札幌教区長として働いていた平和思想家のラウレンチオ戸田帯刀神父が、獄中のレーン夫妻を訪問し、励まし、又残された家族の面倒をみた事も記憶しております。その戸田帯刀神父も札幌時代「造言飛語罪」で逮捕され、三カ月の獄中生活を余儀なくされ、そして横浜に転勤された後の1945年8月18日、すなわち終戦の日の3日後、憲兵によって射殺されるという「平和の殉教者」の道をたどりました。

私たちは「碑」の建立運動をとおして、これらの「歴史の真実」に改めて光を当てる」ことで、今の世が再び戦争への道を歩まぬように、強く監視してゆきたいと思えます。

榎葉悦郎・静岡県平和委員会理事

今また忌まわしい過去の日本への回帰の動きがあるなか、あの時代に「スパイ」の濡れ衣を着せられ、命を奪われた前途有為の若者が居たことを広く永く後世に伝えることは、極めて大切

なことだと思えます。

殿平善彦・一乗寺住職

多くの方々と共に成功させましょう。今、必要な時代への警鐘として。

津田光輝・元大学教授

「心の会の碑」建立の呼びかけ人に元北大総長のお二人が参加されたことは、運動にとつて大きな前進です。宮澤弘幸さんの冤罪をはらし、名誉を回復するためにも北大構内に「碑」を実現したいものです。宮澤弘幸さんの妹さんの秋間美江子さんの悲願だと思います。協力は惜しみません。

橋本 進・ジャーナリスト、横浜事件を語り伝える会会員

自由、人権、民主、平和——豊かな未来を築いていくためにも、たしかに「歴史の認識」が共有されねばなりません。過去、現在の正負の体験が正しく心に刻まれて、考察が深められていくなかで、将来の展望が開けます。「心の会の碑」建立に賛同いたします。

私たちがその再審請求を支援した「横浜事件」は、太平洋戦争下、最大規模の思想・言論弾圧事件でした。国家権力は反戦・非戦の思想（あるいは気分）をもつ者に狙いを定め、拷問を加え、事件を捏造しました。大量検挙のなかで4名の獄死者、1名の保釈直後死者を出しました。宮澤・レーン事件と構造・経過はほとんど同じです。国家犯罪を告発し、人権回復をはかるための再審裁判は、第1次〜第4次、24年の歳月を費やしました。その間の2008年5月、事件発端の舞台となった、富山県泊町旅館「紋左」の敷地内に「泊・横浜事件端緒の地」碑が建立されました。地元の治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・富山県本部や、横浜事件再審裁判を支援する会会員の呼びかけ

によるものです。呼びかけに応えた人は、地元はもちろん、東京、神奈川県ほか全国にひろがりました。以来、碑は反戦、平和、人権を願う人びとの心のよすがとなり、またそうした運動の呼びかけの礎となっています（碑のほかに、事件と裁判の資料展示コーナーもある）。地元関係者も来客をここへ案内して事件を語ったり、富山で集会をもったグループが見学にきたりします。碑はもちろん事件のすべてを物語るものではありません（碑文の文字数は限られる）。しかし見る人が事件を知り、歴史認識を深めていくよすがとなるものです。「歴史の記憶」共有の契機となるものです。

特定秘密保護法、集団的自衛権……、「戦争する国」への暴走が始まっているいま、「非戦・平和の営み」の顕彰、人権・平和への誓いのシンボルとしての碑建立は、大きな意義を持つものです。

畑田重夫・日本平和委員会代表理事

「碑」建立の企画に積極的な支援・賛同の気持ちを表明します。まだまだ「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」そのものを知っている人が少ない現状だけに、この企画が持つ意義は非常に大きいと思います。ぜひ全国的な心ある人たちの力でこの企画を実現したいものだと思います。私自身は今年91歳で、戦前戦中の治安維持法や国防保安法が果たした恐るべき役割を身を持って体験しているだけに、「宮澤・レーン事件」によせる関心は人一倍大きいわけです。微力ですが、私に出来る限りのことはさせていただきます。

増本一彦・弁護士

2013年、特定秘密保護法の成立が強行されました。この法律はかつての軍機保護法、要塞地帯法など戦時「秘密保護」法

制の一切を包括しており、権力的に国民を抑えつける悪法です。宮澤・レーン事件は、歴史の大切な教訓となった冤罪弾圧事件です。

私は治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の活動をしておりませんが、無辜の人々を罪に陥れたこの事件と時代を後世に遺すためにも、皆さんの運動を支持させていただきます。そして、宮澤さん、レーンさんなどを重い刑に処した当時の腐った司法が再来しないように、努めたいと思います。

松竹谷智・北海道柔道整復専門学校講師

建立についての趣旨に賛同いたしますが、趣意書の文面にある6行目の「……復帰して多くの学生に平和への願いを伝え、……」のくだりは、「……復帰して多くの学生や市民に平和の願い（心）を持つて接し、……」のようにしていただきましたかと思えます。といいますのは、私はレーン先生ご夫妻が昭和26年に札幌に戻って来られてからお亡くなりになるまで、お交わりをいただきましたが、一度も戦争に関わる話を聞いたことはありません。それだけ平和への強いお気持ちを持っておられたと思います。私の気持ちを述べさせていただきました。

第二次世界大戦には多くの北大生（現役・卒業生）が心ならずも戦禍に巻き込まれたことでしょう。宮澤氏の場合、戦後69年の今に至るまで世間の注目を集めているのは、特異なケースであり、極めて不幸な出来事であります。現在も事件の本質は解明されておりません。しかし、宮澤氏の潔白がわかった時点で北大の対応に問題があったと思ひ、残念です。

峯廻攻守・溪仁会札幌円山病院名誉院長

特定秘密保護法案、武器輸出三原則の破棄、そして憲法9条の実質的壊憲につながる集団的自衛権行使などなど、暴走する安

倍政権に「NO」を突きつけるためにも、「心の会の碑」の建立には、多大なる意義があり、それがまた宮澤弘幸君と恩師レーン御夫妻の名誉回復の証しとなると考えます。

森賢一・元日本平和委員会事務局長

「心の会の碑」建立の趣旨に賛同し、宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を名古屋とその周辺で広める活動を微力ながら進めます。まず「引き裂かれた青春」の内容を普及し募金を募ります。文中マライーニ一家が「敵国者として名古屋の『強制収容所』に収容されていた」と記述されていることも私の心にとどめ、力を尽くします。運動の成功を祈念します。山本玉樹先生によるしく！

浅田喜久子・主婦

心より賛同させていただきます。呼びかけ人の中に北大OB総長がお二人おられますが、山口佳三氏は現総長でいらつしやいますよね。宮澤事件の真相を広める会の方々も再三折衝しておられるのに未だ回答がないのも解せません。戦前・戦中・戦後を通して此の国の体質を思わない日はありません。昭和5年生まれの身にとりまして、フェアな心と政治体制を心より希いませす。

石賀田鶴子・JAL不当解雇撤回裁判原告団

東京で秋間美江子さんのお話を伺わせて頂く機会がありました。とても感動しました。言わなければいけないことは言う！行動しなければ！と思った時は行動する！勇気をいただきました。私は室蘭の出身で62歳です。JAL不当解雇撤回裁判の資料にも目を通して頂けましたら嬉しいです。

磯貝佳身・元毎日新聞中部印刷工

賛同します。大学当局が文科省の動向を気にして、すぐにOK

を出さないかも知れませんが、頑張ってください。

市川八郎・元毎日新聞

私事ですが、私の家の近くに捕虜收容所がありました。小学校6年生の頃だったと思いますが、母に「いも」をふかしてくれと頼みました。收容所の「ゴミタメ」に車座で座って、ゴミの中に「みかんの皮」を食べている捕虜に「ふかしたイモ」を風呂敷ごと投げ込んでいました。また「柿」や山の中にある「グミ」なども投げ込んでいました。

ある日、母が駐在所につれていかれ、3人の刑事に殴られているのを見て、子供用の自転車で鶴沼に駐屯している父に知らせに行きました。父は小学校の先生ですが、予備将校でした。昭和19年に近衛師団に入隊、相模湾米軍上陸阻止部隊長でした。「銃後を守る家族がいるから命をかけて毎日戦うことが出来る」と言つてサイドカーで部隊に帰っていきました。82歳になつて過去を振り返ると、人間、最後に残るのは、その人の人柄です。どのような時代でも良い人柄の人がいるのですが、宮澤さんは不運でした。悲しい限りです。收容所長は横浜裁判で死刑となりました。心の会の碑、建立呼びかけ人の皆様、ありがとうございました。山野井さんよろしく。

今井昴司・元会社員

「心の会の碑」建立、ご苦労さまです。呼びかけ人に北大元総長の名前が二人、記されていることは素晴らしいことです。現総長の山口佳三氏が明言しないのは、文科大臣等関係者に気を使い、躊躇しているだけだと考えます。

たとえ総理大臣が反対しても、現役北大総長として決断する！その決意を強く促し、偉大な功績を残された方々の世界を認識させれば、必ず同調していただけると確信しています。

大田宣也・日本中国友好協会副理事長

「戦争をする国」に急傾斜する世相の中で、これに反対するために、そして後世に語り継ぐために、立派な碑の建立を期待します。

大橋真樹・日本国民救援会札幌西支部事務局長

新渡戸稲造（顕彰）、遠友夜学校（記念館設立）等々、ともに協力し合つて、地球的視野の碑ができたらいいですね。

小山内道子・元北海道教育大非常勤講師Ⅱロシア語

碑の建立は大切な事業ですが、それだけに特化・集中せず、引き続き秘密保護法の恐ろしさ（宮澤青年の人生との関連で）を訴え、廃止運動も併行してやることが大切だと思います。

栗原一郎・毎日新聞記者

国民の広い議論もなく「秘密保護法」が造られ、内閣の考えひとつで「集団的自衛権」行使が可能が許される、恐ろしい社会です。今日、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件のような出来事を二度と起こさない」この運動は極めて重要です。心より賛同します。宮澤さんらの「思い」・非戦・平和の誓いを「碑」として大学敷地内に建立して頂けるなら、未来に向かって「北大の誇り」となることでしょう。

国府谷よし子・元道立衛生研究所勤務

戦前・戦中のあまりにも理不尽な国民抑圧の中でも持つて行きようのない怒りが湧いてくる問題に、今更ながら怖さを感じます。何のお力にもなれないと思いますが、出来る事があります。たらお伝えください。何卒お元気で御活躍下さいよう心より期待しております。

小森順江・元国立国会図書館職員

私は戦後生まれなので、戦争の実情は知りません。国家権力で

罪のない個人の一生を台無しにし、死に至らしめ、家族には迫害の辛さを味あわせておきながら、戦後何の謝罪も補償もしなかった政治家に怒りを感じます。その事を忘れなないために少しは「碑」の建立が役立てば良いと思います。

柴川悦子・元会社役員

若い方々が、平和で人権が守られる社会が如何に大切であるかを、戦争が直接的にも間接的にも悲惨なことを知るためにも、碑建立に賛同いたします。永年にわたり、苦しみと悲しみに耐えて来られた秋間美江子様がお慰められると信じます。

竹市年伸・元毎日新聞地方版編集長 中部

賛成です。北大が目指してきた国籍や立場の違いを認め合いなから学問を追求してやまない「北大の心」を残すべきだと思うからです。

茶原正士・いなざわ九条の会事務局長、愛知県

暗黒の世を再び許すな！ 反省なくして未来はありません。北大のみなさんとも歩もう。

津田秀一・作家

秘密保護法に反対する（少なくとも懸念する）意思も表現して頂きたいと思います。

寺沢玲子・元日本ヒマラヤ協会常務理事

あの大変な時代に国籍を超えて人としての心を通い合わせた方々が北大に存在した証として、そして冤罪事件を忘れる事のないよう、碑の建立に賛同致します。何と言っても人間はほとぼりが冷めると忘れる動物です。碑の存在は重要です。

中原章雄・元東京簡裁調停委員

直接的には北大の歴史の重要な一部を形成するものを示すことになりませんが、さらに広く深くは、日本・世界に関連する碑で

もあると考えますので、完成後には、例えば、ヘッカー先生のご子孫などにもお知らせしておけば、碑や史料館の文献などを閲覧することも可能となるでしょう。

福山瑛子・元しんぶん赤旗記者

心の会の碑の名称は一考を要すると思います。（記事を書く時、心の会の説明をしなくてはならないので）。宮澤・レーンの名前を入れたものにしてはどうかと思いますが。

真木枝里子

秋間美江子様のお話をお伺いするたびに、スパイのレッテルを貼られた終わりのない苦しみの日々を思うと、この世にまかり通る不条理さに怒りを覚えます。一刻も早く穏やかな日々が訪れることを心から祈念しつつ「心の会の碑」の建立の実現をお祈り申し上げます。

丸山重威・ジャーナリスト、元共同通信・関東学院大教授

ごくろうさまです。大切な仕事だと思えます。大学が大学らしくあるためにがんばりましょう。

皆川真知子・公立学校教員

北海道を代表する大学として、道民からも信頼されています。札幌農学校以来の教育思想を示すためにも当局の尽力をお願いしたいと切に思います。場所はもう決まっているのかとも思いますが、北大でたくさんの方が行くような場所がベスト。目立つ場所に。碑の成り立ちが初めて来られた人にもわかるようにしていただきたい（特に事件のこと、二度と繰り返してはいけないこと）。碑をかこんで年に一回くらい集いを持って欲しい（例えば12月8日、8月15日）。北大キャンパスには観光客や市民がたくさん訪れると聞いています。看板などあったらいいですね。

山勢哲三・元毎日新聞

碑建立の主旨に賛同します。是非とも成功させ、「心の会」の精神を永遠のものにしましょう。

山本有次郎・日本国民救援会東京都本部副会長

北大構内の一隅に「心の会の碑」を建立することが出来たなら、それは二度とこのような悲劇は繰り返さないという、学内外の多くの人々の思いが結実したものであり、同時に北大の歴史にまたひとつ新たな輝きを与えるものとなるでしょう。

能瀬和彦・1970年北大文卒、社会保険労務士

自由と平和を尊ぶ北大の地に宮澤さん、レーン先生の名誉を回復する碑を建立して下さるよう、切に要望します。

工藤俱子・教員

名誉回復を願っています。

三根厚子・函館市

戦争につながる安保法制は絶対通すわけにはいきません。再び宮澤さんのような犠牲を出さないために。

坂下 凱・元公立高校教員、函館市

キナ臭い情勢の中、このような冤罪事件をくり返さないためにも、顕彰碑を北大用地内に作られる事を望みます。

山根仁美・保育園園長、札幌市

北海道の学問の最高峰である北海道大学は歴史の事実を後世に伝える使命があるのではないのでしょうか。

柴野邦子・保育園園長、札幌市

このようなことが二度と起こらないように、ぜひ北大に碑をたて、未来に伝えてください。

長谷川信子・札幌市

頑張ってください。応援します。

相河栄治・札幌市

碑の建立に賛同し、その実現の一助にと署名します。

村上龍子・岩見沢市

先年度、北大で妹さんのお話を聞きました。

遠藤勇蔵・私教組役員、石狩市

安倍首相は「環境の変化」をいうが、彼自身が変化を作り出している。過去の歴史を深くつかむ上でも、この運動の発展が重要と思う。

山根泰子・札幌市

高崎裕子弁護士が選挙の訴えに宮澤さんの事を入れていましたので、印象深く覚えています。再びあのような事件を繰り返してほしくない。

坂本正勝・元地方公務員、札幌市

実現しましょう。

迫 修・函館市

安保法制は批判的メディアを「つぶせ」ものを言えない時代を再び許すのか？ いま問われています。みんなで声を上げることが大切です。

府金孝見・元教員、岩手県

特定秘密保護法、そして戦争法案の審議、衆議院採決と戦争への道を歩んでいるようだ。戦争の悲劇を繰り返さないためにも建立を！

岩本秀司・私立高校非常勤講師、岩手県

戦後70年という節目の年に全国に発信して進められているこの運動は、極めて時宜に合った運動であり、強く賛同します。そして、宮澤・レーン事件のような冤罪を作り出してきた戦前レジームへの回帰を強めている安倍政権に断固たるNO！を突

き付けていきたいと思えます。

渡辺正樹・元教員、奈良市

毎年、卒業記念号の冊子に「レーン記念賞」の受賞者の氏名が載っていたが、今度のパンフレットで初めて宮澤弘幸さんの件、詳しく知りました。

村中千廣・道上川郡鷹栖町

アイヌの人たちへの遺骨の返還もお願いします。

岡部信枝・元中学校教員、釧路市

人類の歴史は人権発達の歴史と信じたい。

佐藤美保子・札幌市

報道を見るにつけ心を痛めておりましたので、賛同させていただきます。

陶山秀昭・1973年北大理卒、元帯広市役所

良識ある北海道大学であれば、現在の憲法を無視して戦争法案を推進しようとする政府に対する歯止めとして「心の会の碑」の建立を許可されると信じます。

北川保雄・元新聞記者

私は既に現在、警察・自衛隊・公安調査庁など国の権力とその機関によって監視され続けています。昨年暮れには特定秘密法が制定され、かつての治安維持法を思い起こす。新聞が検閲の下に発行され読者の知る権利が奪われかねません。「心の会の碑」を闘いの拠りどころとしよう。

阿部紘司・札幌市

基本的人権、民主主義、国民主権、学問の自由を守りましょう。

伊藤正晴・教員、札幌市

ぜひ建立してください。宮澤・レーン事件を知ることができ、

とても勉強になりました。

小沼紘美・札幌市

是非、実現させてください！

佐藤真奈美・保育士、札幌市

平和のために、子どもたちの未来のために、建立していただきたいです。

松原 清・団体役員、札幌市

悲劇は二度と繰り返してはなりません。戦争立法は廃案にすべき。

喜多村喜美江・札幌市

歴史を広く北大のみなさん、関係者のみなさんに知っていただくために、おおいに賛成します。私も初めてこの事件を知りました。レーンさんを尊敬いたします。宮澤さんの名誉の回復と切望いたします。

浦野徳子・札幌市

是非建立を。応援しています！

狩野 廣・元教師、札幌市

旧制中学3年で海軍志願中終戦、戦時中の言論統制の厳しさを体験しております。このようなことがあつてはならないと思っています。

橋本順子・元教員、札幌市

ぜひ建立を！

上田純子・札幌市

「碑」建立についての北大の態度は知りませんでした。ぜひ実現したいですね。

渡辺美恵子・札幌市

心の会の碑、建立できる事願います。

野原安雄・元教師、札幌市

再び暗黒政治に逆戻りさせぬためにも建立を！

藤村俊子・札幌市

さんせいします。

芦田睦子・札幌市

小さくともこの事件の大事さをいつまでも伝えるものであつてほしい。

佐藤泰子・札幌市

北大構内につくること。

縄野裕子・札幌市

平和のシンボルとして、建立を応援しています。

秋間 実・東京都立大名誉教授、神奈川県逗子市

よびかけの趣旨に心から賛同します。北大当局が心を開いて誠実が対応をしてくださることをねがいます。

小沢絳美・札幌市

記憶・記録を後世に残し、伝えるために是非々と存じます。

宮澤弘幸氏の実妹・秋間美江子さんのお元氣なうちに実現しますよう願います。

松尾みつ子・札幌市

ぜひ北大の中に建ててください。

小沼 武・札幌市

大賛成です！

古矢 旬・北大名誉教授、札幌市

森先生よりお知らせさせていただいておりながら、返信を失念しており、失礼いたしました。数日前、北大が「碑」の建立を拒否したことを報道で知り、思い出しました。まさかと思っていた事態ですが、北星学園大学の事件といい、危機的な状況かと存じ、

あわてて返信申し上げるしだいです。遅ればせでもことに申し訳ございませんが、賛同の方々の末に連なることお許しくださいますよう。

笹森行周・11年北大院了、日本山妙法寺僧侶

同じ悲劇を二度と繰り返さないためにも、歴史を直視する姿勢が大学側に求められていると同時に、学生さんたちにも人生を考えるきっかけにしてほしいと考えます。

新国久男・札幌市

今のアベ内閣により、ますます「戦争」に近づいています。このままでは、またいつ「宮澤・レーン」事件のようなことが起こりかねません。それを防ぐためにも「心の会の碑」は必要です。頑張ってください。

江部靖雄・全損保OB、札幌市

建立呼びかけ趣旨に全面的に賛同。北大が謝罪し、碑の建設を是非実現。支援惜しみません。

櫻井佳子・元保育士

このような事件があつたことを忘れないように。また若い人々にもぜひ知っていただきたいので、「碑」の建設に賛同します。

歌代 功・元北海道放送、札幌市

賛成。

柳谷マサ子・札幌市

碑の建立は歴史の真実を埋もれさせないためにもぜひ実現させたいです。

若月久美子・元中学校教員、札幌市

北大が「碑」の建立を拒否したことを知って、本当に残念で情けなく思っていました。

河村公隆・北大特任教授

賛同いたします。

岡本哲軌・勤務医、北広島市

宮澤賞の創設を樂しみにしています。戦争に参加しないためにも「心の会の碑」を建立しましょう。

大我晴敏・1970年北大理卒、元会社役員

歴史的事実、ましてや冤罪事件を形にせず実質的に無かったこととする現北大当局は、自らの大学存在意義を否定しているものです。

歴史を直視し忘れないため「碑」の建立が行われるよう求めます。

赤坂京子・札幌女性問題研究会、札幌市

戦争は、宮澤さんのような前途有為な素晴らしい青年を逮捕・拷問・拘留して殺すという事を伝えて欲しい。

跡部紘三・大阪府豊中市

支持します。

結城千草・1950年北大教養部入学、医師

賛成します。

三宅 勲・札幌市、元コープさっぽろ職員

是非建立させたい。

国吉昌晴・1966年北大教卒、中小企業団体役員

このようないまわしい、悲惨な事件を二度と引き起こしてはなりません。そのためには、北大関係者の皆さん、さらには、広く社会全体に、歴史の真実として語り継ぎ、問題の本質を認識する努力が必要です。その象徴となる「碑」の建立が急速に進むことを願っております。

横倉友子・元法律事務所事務員、札幌市

「宮澤・レーン事件」は過去の問題ではなく、現代の問題でも

あると(安倍政権の暴走を見て)確信するこのごろです。

自由な精神、真実を求める学問への情熱を育むためにも「心の会の碑」の建立を強く望みます。

柳谷睦夫・札幌市

歴史を逆行させないためにも、ぜひ「碑」を建立して下さい。

西尾達雄・特任教授

歴史的事実を次の世代に正しく伝える必要があります。「碑」建立はそれを象徴するものです。ぜひ建立されることを期待します。

守屋 淳・北大大学院教育研究院教授

なぜ北大当局が、土地提供を拒むのか、理解できません。皆様の活動は、特定秘密保護法があり、安保法制が問題になっている今、きわめて重要な意義ある活動だと思えます。

吉田憲幸・元地方公務員、札幌市

学問・大学の自治を守ることが当然であり、反省の碑は当然のことと考えます。

原田敏幸・元高校教員、札幌市

碑設立の趣旨に大いに賛成です。北大は北大の教育の基本の部分に「心の会」に流れる高い精神が脈々と受け継がれる事をむしろ誇りに思うべきだと思う。

事件について本を読んだ後に感じた事は次の2点である。①事件が当時の政府が推し進めていた暗闇の恐怖政治の下に起こった事とは言え、北大が彼を守り得なかった不甲斐なさ。学校は学生を一言の弁護もせず官憲に引き渡した事を恥ずべきだと感じた。②戦後すぐに米軍占領下に直に行動を起こし、戦時下に行われた自学の学生に対する不正な弾圧の糾明に学校当局は当たると共に、即時彼の復学への手続きをすべきであった。遺族

に名誉回復を求められても不承不承の感あり。

山下信行・札幌市

建立賛成。

平野時英・元世田谷区立小学校教員

賛成です。北大の姿勢は今だに治安維持法体制を支持している
とんでもないものですね。がんばりましょう。

勝俣明夫・埼玉県川越市

秘密保護法は廃棄すべきだと思います。頑張りましょう！！

佐藤のり・埼玉県川越市

宮澤弘幸氏の銅像を作っていたべきだと思います。

菊池雅子・保育士、埼玉県ふじみ野市

心から応援いたします。なにかありましたら、微力ですが、お
手伝います。今の政治は恐いです。いつの間特定秘密保護
法ができて、国民は何も知らされていません。

折井 暁・立川革新懇事務局長

安倍政権の「侵略」を認めない歴史認識が問題になっています。

それは国内の弾圧行為についても同質とと思っています。

藤元理津子・東京都葛飾区

戦争のむごさは人間を人間として見なくしてしまう。宮澤弘幸
さんの冤罪をなんとしても晴らさなければいけません。そして
子や孫に伝えます。

古川太亮・東京都羽村市

今後の平和の為に必要と思います。

西沢 堅・東京都練馬区

このような事件を若い人達に残すためにも碑を作ることに賛同
します。

笠原純子・東京大学図書館職員

碑としてこの事件を後世に伝えることは良い方法と思います。
「わだつみの碑」を構内に建てさせない東大の態度も共通して
おり、難しいかもしれません。

大橋 晃・1966年北大医卒、医師

秘密保護法や集団的自衛権行使容認など、再びきな臭さがたち
こめる今、この北海道の地で起こった宮澤・レーン事件を後世
に伝えるための碑の建立は大変意義のあることと考えます。

北大出身者としても、1980年代まで事件について殆ど知ら
なかったことを恥ずかしく思います。可能な限り若い人達に伝
えていきたいと思っています。

加藤幾芳・北大名誉教授

是非建立して欲しい。

長倉靖剛・北大職員

北大の悲劇を繰り返さないためにも、是非「碑」を建てる方が
よいと思います。

佐々木直樹・北大名誉教授

今だからこそ是非！北大に！

松林 洋・教員

建立は北大が歴史を総括するため必要だと思います。

原田 守・1969北大理卒、元高校教員

心より賛成します。今、日本はどこに向かうのか大変心配です。
宮澤・レーン事件は古くて新しい事件です。碑の建立により平
和な日本が実現することを願っています。

増子捷二・1965年北大理卒

建立のよびかけに強く賛同します。呼びかけ人に元総長が名を
連ねている事も敬意を表します。北大の態度は許せません。更

に多くの賛同者を増やすと同時に、期成会を発足して下さい。
瀬尾英幸・護憲ネットワーク北海道共同代表、石狩市
是非、北大構内に建てるべし！

土岐由起子・福祉保育労組道地本元書記長、札幌市

今の時期だからこそ意義があると思います。

渡辺陽子・韓国語講師、札幌市

胸が痛みます。そして今現在これから、そのような理不尽な世の中になっていく大きな懸念があります。過去の貴重な教訓の証として建立に賛同します。

浦部浩行・元教員、札幌市

権力の弾圧を記憶するために大切な活動だと思います。

鈴木澄江・江別市

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広めていただくことは、現在と未来のすべての人々に「平和と人権」は、自らの考えや行動がなくては得られないことを知っていたいただくために必要であり、特に宮澤さんが選び親しんだ現地である北海道大学の校内から発信することに意義を感じます。

貫井 進・マスコミ労働者、札幌市

過ちを繰り返さぬための証しになると思います。

中村由紀男・元電器会社エンジニア、長沼町

歴史を刻み、より多くの人に知らせるためにも、ぜひ実現してください。

川上和幸・江別市

歴史を風化させないために必要だ。

中垣克久・彫刻家、東京都新宿区

ごく当たり前の観光的な碑にならないようにお願いします。素敵な彫刻を！ 石の碑でもいいのですが、2〜300年しか持

ちません。ブロンズは約1000年は原型を保ちます。耐久性のある作品を作ることのできる本場の彫刻家を選出することに行き着きます。慎重な審査をよろしくお願いします。

本田明子・札幌市

レーン先生夫妻は1951年に北大に復帰し、一応名誉は回復されたと思います。一方の宮澤弘幸さんは、北大当局が何の弁明もせず、戦後も無視したまま忘れ去られようとしています。遅きに失しているが、北大は今こそ宮澤さんの名誉を回復するために「碑」を建て、後世に語り継いでいくべきと思います。

阿部奈々・当別町

私はこの出来事を忘れたくないのです。私たちの未来の子供たち、方々にも伝えていきたいのです。もう二度と繰り返させないためにも、碑を建ててもよいのではないのでしょうか。

斉藤 哲・北海道被爆者協会、札幌市

国家による人権弾圧で、20代の大切な時期を奪われた、元同じ大学の学生のための記念碑を建てることに何の問題があるというのでしょうか。

平真知子・北海道被爆者協会事務員、札幌市

北大で起きた事、北大生の人達に知らされる為には、口コミ、文章より「碑」の方があると、目についていいと思います。

千葉 喬・団体役員、札幌市

がんばってください。

日下康夫・元教員、札幌市

この時代だからこそ、率先して学問の府がしっかりとした態度を表明しなければならぬ。

井上浩二・札幌市

形として残すことは、きわめて大事なことと思います。

小久保和孝・一般社団法人札幌農業同窓会代議員

北大は公式に第二次大戦による犠牲学生（戦死、動員等による方を含む）を、収録・公表していない。このことも一本の柱として運動に含める必要がある。戦争責任の大学としてのけじめに「心の会の碑」は、大衆的運動展開なくして国有地の利用は勝ち取れない！

この中で碑名は大衆的に決定してゆくべきである。地方議会決議、国会議員動員まで進み、国有地利用が実現する。勿論その前後に各政党決議決定による賛同が必要である。

佐々木忠・1973年北大（院）農卒

ぜひとも碑を実現させたいのです。過去の誤りを反省し、未来を展望すること。これを忘れると、人間は人としてまともな生活はできません。

竹田定好・元北大課長補佐、札幌市

冤罪事件を許さない北大としての決意を後世に伝える証とすべきと思います。宮澤さんは優秀な北大生であり、一人の普通の軍国青年であったとしか考えられません。

武田 泉・元北大環境科研、北教大札幌校

北大の宮澤賞創設の意図が異なった所であり、反省や謝罪が不十分なことがよくわかりました。「碑」の建立まで何度でも要請していくことが必要だと思います。

谷井利明・北大理卒、札幌市

学問の自由、大学の自治、基本的人権、平和・民主主義を守り、発展させるため、誓いのシンボル建立に向けて取り組みをすすめます。

中川 彰・1979年北大文卒、高校教員

北大在学中、レーン奨学金をいただきました。そのころは、宮

澤・レーン事件の詳細も知らず、深い意味も理解しておりませんでした。本年5月、北大にいらした秋間美江子さんの感動的なお話を聞き、何としても北大に碑を建立したいと考えました。よろしくお願ひします。

間宮正幸・北大教員

歴史の記憶を形にとどめるものとして。

切明澄枝・札幌市

北海道の最高学府として、自由の精神を高らかに誇るためにも、是非碑建立にご同意していただきたい。

工藤一成・「札幌郷土を掘る会」事務局長

一般市民には、未だ未だ周知されていないと思います。今の時代とよく似た状況だという事で意味があると思います。

返町賢治・札幌市中央区山鼻地区民生委員

宮澤・レーン事件をいつまでも語り継ぐ為に、建立することに賛同いたします。

高橋春枝・札幌市

1951年生です。今日のしゅうかいはとても学びの多いものでした。有難うございました。

大東亜戦争で叔父が戦死、父は厚木で終戦を迎えました。戦死した東太平洋では英語を話せた人が日本軍に殺された事実もあったそうです。戦後70年になろうとして、レーン・宮澤事件や戦争の全体像を知りたいと思います。学校教育では学んだ記憶がありません。

中島重夫・札幌市

「平和と自由」「学問の自由」は民主主義の始めである！ 北大としても、学問校として全一致して取り組むべきことと考える。

中村 充・地方公務員、札幌市

建立することによって、何をどのようにしたいのか明確にし、北大との交渉をがんばってください。また公的な土地を使用する場合、維持管理できるかも重要と考えます。

水越貴俊・元JR北海道、札幌市

北大の地に平和を願う碑を是非建立して欲しいと思います。秋間美江子さんの存命中に建立されることを期待します。

勝又敏夫・毎日新聞OB、神奈川県伊勢原市

宮澤さんの非業の死、秋間さんたち家族の無念さを思うと胸が痛みます。今また日本を危険な道へとつき進む動きを許さず、この碑建立と宮澤さん冤罪事件の真相を多くの人に広げましょう。

服部康夫・京都市

「平和でこそ登山ができる」精神でがんばりましょう。

植村 滋・北大准教授

戦前以後戻りするかのような機密保護法の廃止と、憲法に違反する安全保障関連法案の廃棄を指すとともに、平和な世の中と人権を何よりも大切にする北大の良心を占めるシンボルとして、記念碑が建立されることを願っています。

武藤 順・1955年北大法卒

教養部の時にレーン先生の講義に参加し、またレーン先生宅にも良く訪問しました。

野崎健美・1958年北大農卒

デモも集会も禁止したり、処罰することも可能になった特定秘密保護法を廃止するためにも、建立に賛成です。

大山綱夫・1962年北大文卒

賛同します。

佐々木梓・北海道河東郡

安保関連法案が憲法をないがしろにしたまま、そして国会としてあるべき議論が不条理なまま一人歩きしていることに抗議いたします。おとなが、こどもが、学生が、学者が、労働者が、文化人が、二度と戦争をしない決意を心にかたく結び、平和を求めている今だからこそ、心の会の碑建立を強く望みます。

柳川慶子・女優、東京都世田谷区

毎日新聞で北大生「スパイ冤罪事件」を読み、はじめて知りました。

高木博志・京大教員、元北大教員、京都市

宮澤青年と北大で交友のあった人類学者フオスコ・マライーニも、創設時の京大イタリヤ語学文学講座で教えたが、収容所に入れられ抵抗します。戦時下の人々の営為に学びたいです。

佐藤俊明・1970年北大文卒、函館市

戦後70年の節目です。北大はきちんと謝罪すべきです。

岸 甫一・1972年北大文卒、函館市

再び戦争による悲惨な歴史を繰り返さないために、北大はもろろんのこと、広く社会的に「心の会の碑」建立は意義のあることです。最近の政治には危機感を感じます。

岸 伸子・上川郡美瑛町

国籍、立場の違いという垣根をこえた共同が大切であると考えてきました。「心の会の碑」に私の願いを託します。

橋本和幸・1975年北大薬卒、函館市

戦争は、人生をだいなしにしてしまいます。個人の人生を尊重しません。二度とこういうことが起きないよう歴史に接し、心

に誓うことは大切なことです。

橋本喜久子・1973年北大薬卒、函館市

つましくも、平和に暮らす国民の生活を一変させるのが戦争です。悲劇を繰り返さないために「心の拠りどころ」を建立しましょう。

阿部和保・函館市

建立運動に協力します。

俵 浩治・1956年北大文卒、函館市

かつての過ちを二度と繰り返さないために。その記憶を忘れず、ご本人の名誉を回復するために。賛同いたします。

吉野敏明・函館市

わずかですが、建立運動にも協力いたします。

伊藤文彦・1959年北大理卒

再びこのような事件を繰り返さないために、この記念碑の建立の早期実現に心から賛同します。

紺谷克孝・1969年北大法卒

ぜひ実現し後世にその事実を継承させていただきたい。

中野守成・元高校教員、函館市

歴史をきちんと見ないでフタをすると、学問の展望が見えなくなると思います。

寺田 保・元教員、函館市

戦中、憲兵による庄迫を身に沁みて感じています。

上原道代・元教員、北斗市

宮澤さんのような冤罪事件を二度とおこさせないように、多くの人に運動を広げて、知らせてほしい。

佐久間睦夫・函館市

ぜひとも名誉回復を期待します。

鈴木則夫・函館市

宮澤氏の名誉回復を祈念します。

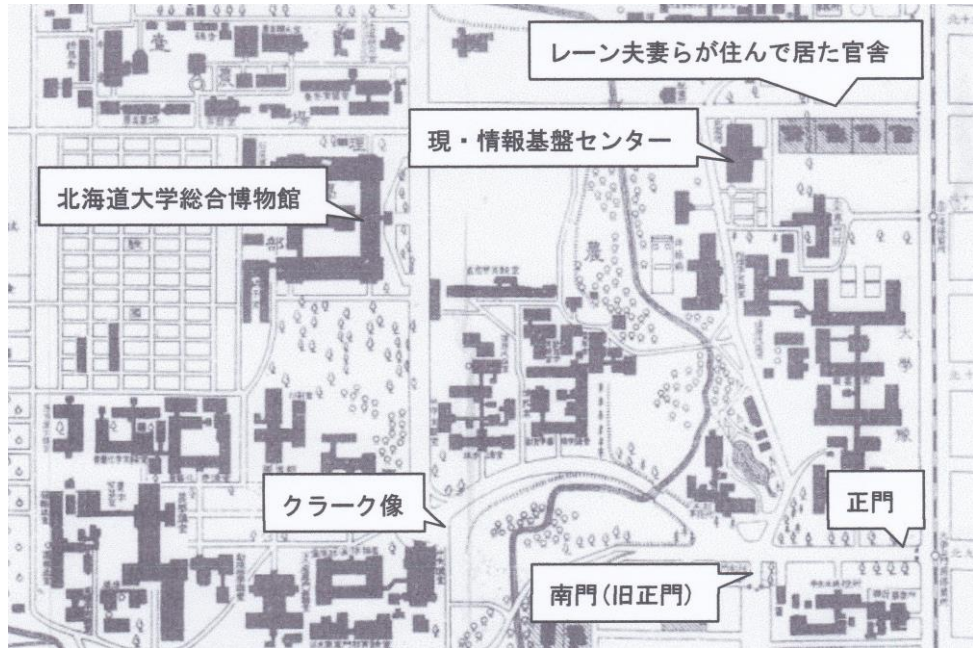
堺 章芳・札幌市

建立して多くの人がこのことを知る機会にしてほしい。

土屋博嗣・札幌市

建立して欲しいものです。

*以上、会報別冊『真相を究め広める取組み 軌跡と展望』からそのまま再録した。建碑に向けた取組みは一服したままだが、寄せられた意見の一つひとつは、建碑活動だけに止まらない運動全体にわたる思いが込められており、本会活動の到達点を裏書きするものとなっている。次なる展開への有用不可欠な息吹として全文をそのまま再録した。



1939（昭和14）年当時の北海道帝国大学平面図（一部）。

右上のレーン夫妻らが住んでいた官舎跡は、いま雑木林になっており、顕彰碑は、この中に建てるのがベストと北大当局に敷地提供を申し入れた際に提案している。官舎跡から市電（戦後廃止）の通りを越えて2、3分のところに「心の会」発祥の地もある。

活動経過

(2012・10・23) (2018・1・22)

◆2012年

10・23 「秋間美江子さんを囲む夕べ」(札幌市内レストラン) 出席者〓秋間美江子、山野井孝有、井上勝生(北海道大学名誉教授)井上高聡(北大大学文書館)山本玉樹(北大元講師)井上雄一(北海道新聞記者)岩本勝彦(弁護士)郷路征記(弁護士)庄司清彦(NHK記者)沼田勇美(北大総合博物館)坂本和昭(坂本商事社長)同友子夫妻、刈谷純一(毎日新聞OB)根岸正和(同)伊藤直孝(毎日新聞記者)

10・24 秋間さんと山野井が北海道大学へ宮澤弘幸のアルバムを贈呈し、宮澤弘幸の名誉回復を要請する。北大側は新田孝彦副学長、白木沢旭児教授が応対。山本同席。北大は「資料を集め、調査したい」と回答するにとどまった。朝日、毎日、北海道各新聞とNHKが取材、NHKは夕刻ニュースで、新聞は25日付で報道。



10.23「秋間美江子さんを囲む夕べ」



2012/10/24



10.24 北海道大学に宮澤弘幸遺品のアルバムを寄贈する秋間美江子さん。左は山野井孝有さん

11・12 「悲劇を繰り返させないために―秋間美江子さん・山野井孝有さん 北海道大学訪問報告会」(東京・新宿〓常圓寺ホール) 30人参加。運動組織結成準備を提起。

11・24 「松本善明著『謀略』梁田政方著『三鷹事件の真実にせまる』合同出版記念のつどい」(東京・武蔵野スイングホール) 山野井が宮澤事件を訴える(福島清同席)

12・8 「新聞OB九条の会『お話と望年の夕べ』」(東京・文京区民センター、40人) 山野井が宮澤弘幸スパイ冤罪事件について訴える(大住広人、福島同席)

12・8 「宮澤・レーン事件の真相究明と名誉回復を求める会」(札幌・エルプラザ) 山本が講演。

◆2013年

1・24 「新聞労連春闘臨時大会」(文京区民センター) 山野井が宮澤スパイ冤罪事件を訴える(福島同席)

1・29 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成、発足(札幌・エルプラザ、30人)。会則を決め、代表に山野井孝有、山本玉樹、幹事に大住広人、刈谷純一、坂本和昭、寺沢玲子、橋本修二、事務局長に福島清、事務局次長に根岸正和、水久保文明

12・16 第46回総選挙。各党新議席〓自民394、民主57、維新54、公明31、みんな18、未来9、共産8 ↓ 12・26 第二次安倍内閣。



1.29「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成集会



2.23「宮澤弘幸追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」



2.26 北大へ「申入書」を手渡すが、窓口担当者は物置同然の部屋で対応



4.13 新聞労連 JTC 記者研修会で問題提起する山野井孝有代表



5.28 北大から届いた「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書の封筒

を選任。結成後、第1回幹事会。

1・30 北海道教職員組合、北海道新聞労組など訪問して「真相を広める会」結成を説明し協力要請（山野井、山本、大住、水久保、根岸）

2・4 「会報」第1号（真相を広める会）結成、会則他決定など掲載）

2・22 持回り幹事会で、佐伯浩・北大総長への秋間、山野井・山本両代表連名の「申入書」を確認、決定。

2・22 パンプ「スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい」発行、3000部。

2・23 「宮澤弘幸追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」（新宿・常圓寺ホール、66人）泉澤章弁護士、「秘密保全法」情勢を問題提起

2・26 山野井・山本両代表、根岸事務局次長が、佐伯浩・北大総長あて「申入書」（全文は「会報」第2号に掲載）を太田裕美総務課長補佐に手渡す。当初、三上隆副学長が会うと連絡してきたが、直前に「都合悪くなった、郵送を」と連絡。態度変更には抗議するとともに

に直接手渡すことにしたものの、手渡す場所は、物置同然の部屋だった。北大の姿勢を物語る対応。その後、三上・副学長が再調査を指示した模様。

3・1 「会報」第2号（北海道大学へ「申入書」手渡す、宮澤弘幸さん追悼・顕彰、秘密保全法を考える集い）常圓寺ホールなど）

3・2 京都弁護士会主催シンポジウム「私たちの知る権利が危ない！秘密保全法制の危険性と問題点（京都弁護士会館階大ホール）大任幹事、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」について問題提起発言。

4・3 北大、秋間さんに「宮澤弘幸の退学願が見つかつた、情勢が大きく変わった。ポルダリに向いて説明したい」と連絡。秋間さんが山野井代表に電話で報告。

4・13 新聞労連第34回JTC記者研修会（文京区男女平等センター）山野井代表が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」について問題提起。大任幹事と東海林智・毎日新聞社会部記者が秘密保全法阻止の重要性を訴える（福島同席）

4・14 山口佳三・北海道大学新総長宛に、（秋間さんへの説明は）申入書への回答に至る説明なのか、情勢が変わつたとは何か、について説明を求める「質問書」を送付。

4・17 「会報」号外（新たな事態、北海道大学に「質問書」送付など）

4・18 山口総長宛に「糾明書」送付。退学願が発見されたことを毎日新聞が報道したこと、の真意を糺すとともに2・26申入書に対する回答を要請。

4・23 福島事務局長から北大・太田総務課長補佐にFAX。「退学願は個人情報だから秋間美江子さんに説明する」との見解に、秋間さんが北大に対して「私宛説明の前に申入書に回答されたい」とFAXしたことを受けての対応を要請。

5・2、7・23 福島事務局長が太田課長補佐に回答日を示すよう電話。北大は「検討中」

5・15 福島事務局長から山口総長宛に「対面回答の日時」を決めて連絡を求める文書を「配達証明・速達」で送付。



6.26 上=レーン夫妻墓参(円山墓地)。
下=拡大幹事会(札幌)



7.6「安倍壊憲で、日本はどうなる？」集会



10.3「安倍政権でどうなる私たちの人権」
シンポジウム



10.5「女性九条の会学習会」で訴える
山野井孝有代表

- 5・23 太田総務課長補佐から福島事務局長に「27日にお知らせ文書を発送する」と電話。
- 5・27 北海道大学・山口佳三総長名で、「真相を広める会」代表宛に「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書と退学願等7文書を送付との連絡。
- 5・28 山口総長名両代表宛の「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書が速達・特定記録便で届く。同日、福島事務局長名で「お知らせ文書には、申入書で指摘した北大の責任に関しては一言も記されていないことは不誠実」と指摘した上で、再度回答を要請する「申入書」を速達で郵送。
- 5・30 三上副学長と井上北大大学文書館員がコロラド州ボルダアの秋間さんを訪問し、「真相を広める会」に送付してきた文書と同じものを手渡し、説明。
- 6・4 『秘密保全法×盗聴法』危険な社会！
- 6・4 シンポジウム(東京・渋谷勤労福祉会館。大住、福島)「真相」パンフ30部宣伝
- 6・12 「会報」号外(北大、秋間美江子さん)
- 6・25 北大当局と交渉。北大側「三上副学長、井上大学文書館員、辻邦章・総務企画部総務課長、太田同課長補佐。「真相を広める会」
山野井、山本両代表、大住、刈谷幹事、福島事務局長、根岸同次長。北大は、再調査の結果、新たに確認されたとする退学願等4文書と既に確認されていた学籍簿等3文書について説明。話し合いの中で「二度と戦争を起こさせない」で一致。「真相を広める会」は引き続き、謝罪と総括を要求。幹事会。
- 6・26 レーン夫妻墓参(山野井、山本、大住、刈谷、福島、根岸)。夫妻の墓前に献花後、山本、刈谷両北大OBが北大寮歌「都ぞ弥生」を献歌。午後、「拡大」幹事会(札幌・20人)結成集会以降の活動を中間総括し、①北大の謝罪と責任追及②秘密保全法阻止——の活動を展開することを報告、承認。
- 6・26 山口総長宛に6・25交渉結果を受けて、なお不明な点を糺す「申入補充書」送付。
- 7・6 マスコミ九条の会緊急集会「安倍壊憲で、日本はどうなる？」(明治大学。福島)
- 7・7 「会報」第3号(宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」で北大が「対面回答」、北大の謝罪と総括」引き続き要求。北大の対面回答経過と「回答文書」解説など)
- 7・11 緊急集会「自民党憲法改正草案徹底批判」(文京区民センター。山野井、福島)
- 7・21 第23回参院選。各党新議席「自民115、公明20、民主56、みんな18、共産11、維新9、社民3、生活2、その他5
- 9・10 「会報」第4号(「秘密保護法」阻止)
- 10・10 シンポジウムなど)
- 9・12 「週刊金曜日」、都教組、高教組などへ10・10集会への取材と参加要請オルグ(山野井、福島、水久保)
- 9・16 「特定秘密の保護に関する法律案」に対する意見(パブコメ提出)内閣官房内閣情報調査室宛。
- 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」。提出意見「72年前の1941年12月8日、北海道帝国大学生・宮澤弘幸



10.10「秘密保護法阻止 10.10 シンポジウム『この道はいつか来た道』(東京)



10.13「秘密保護法阻止 10.13 札幌集会」(札幌)



12.8「もう一つの 12月8日・札幌集会」(札幌)

- と同大学英語教師・レーン夫妻が軍機保護法違反で逮捕された事件の真相を知っていますか。軍の施設等を外国人に漏らしたという理由でしたが、当時の国民みんなが知っていたことばかりでした。『何が秘密なのか』と追及すると『それが秘密だ』というのです。つまり、権力によって気にいらぬ国民は誰でもスパイに仕立て上げたのです。「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、特定秘密保護法案に反対します」
- 10・3 「安倍政権でどうなる私たちの人権―監視・管理・統制が進む社会―」10・3 シンポジウム(全労連会館。福島)
- 10・5 女性九条の会学習会「憲法九条の現状と私たちの課題―集团的自衛権・沖繩・領土問題―」(明治大学。山野井、福島)
- 10・10 山口北大総長宛に「回答要請書」送付。
- 10・10 「秘密保護法阻止 10・10 シンポジウム『この道はいつか来た道』(東京・110人) 臺宏士・毎日新聞社会部記者が秘密保護

- 法情勢を基調報告、北村肇・週刊金曜日」発行人、西本武志・労山会長らが報告。幹事会。
- 10・10 パンプ「宮澤・レーン事件「冤罪の構図―一番・大審院判決の条条検証と批判」発行。1000部。
- 10・13 「秘密保護法阻止 10・13 札幌集会」(札幌・50人) 岸本和世・日本キリスト教団牧師、今橋直・自由法曹団弁護士、新海雅典・日本カトリック教会神父が基調報告。
- 10・13 「会報」号外(秘密保護法は軍機保護法の来た道)
- 10・23 「会報」第5号(秘密保護法は丸ごと断固阻止! 東京シンポジウム、札幌集会で決議など)
- 11・22、23 「青年劇場スタジオ」結」、「明日、あなたもスパイにされる!」をテーマに朗読。
- 10・25 政府、特定秘密保護法案を閣議決定し国会に上程。
- 10・26、27 参議院国家安全保障特別委員会委員全員宛に、「秘密保護法は徹底審議の上廃

- 案にすべきである」との要請を、福島事務局長、水久保次長名でメールとFAXで送信。
- 11・26 「ジャーナリストは秘密保護法と日本版NSCに反対する」集会(明治大学。福島、水久保)「会報」第5号と11・8付大阪発行の「朝日新聞社会面」記事を配布。
- 11・30 「若葉町九条の会」で「戦時中のスパイ冤罪事件と今日の特定秘密保護法案」について報告(東京・立川市。福島)
- 12・6 参議院、特定秘密保護法を可決、成立。
- 12・7 幹事会(札幌) 奥井登代さん幹事に選任。
- 12・8 山口北大総長宛に「再回答要請書」送付。
- 12・8 「もうひとつの12月8日札幌集会」(札幌・120人) 齋藤耕弁護士が「秘密保護法の危険な本質と運動の課題」を提起。
- 12・20 「会報」第6号(秘密保護法廃棄と「記念碑」建設など)

◆2014年



1.24「秘密法反対全国ネットワーク」結成記者会見(参院議員会館)



2.22 秋間美江子さんが出席して「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」(東京)



5.6「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民集会」(札幌)



3.11 秋間さん毎日放送ラジオで訴える

1・24 「秘密法反対全国ネットワーク」結成記者会見(参議院議員会館。山野井、福島)

1・24 「国家安全保障局」発足(局長・谷内正太郎)

2・22 山口北大総長名で本会宛に「秋間美江子様への文書送付」を通知する文書を提示(井上北大学文書館員が新宿・常圓寺に持参して、秋間さんと山野井・山本代表同席の場で提示したもの)。幹事会。

2・22 「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい―悪夢を再来させる秘密保護法を許さない」(東京・140人) 山野井代表が基調報告、前日帰国した秋間さんが「『がん』より国の政治の方が怖いのです」と訴える。岸井成格・毎日新聞特別編集委員が「秘密保護法の危険性と安倍政権の暴走」、戸塚章介・新聞O B 九条の会事務局長が「憲法九条を守り秘密保護法廃棄への運動をどう構築するか」で講演。山本代

表が「心の会の碑」(仮称) 建立運動について提起。

2・22 パンフ「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』引き裂かれた青春」(登山時報所載改訂版) 第1刷発行。

2・22 パンフ「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』北大のとった処置と責任―冊子『真相を知ってほしい』補訂」発行。300部。

3・5 「会報」第7号(秘密保護法廃棄への輪を広げようなど)

3・8 「川越平和集会」(埼玉。山野井)

3・10 持回り幹事会で北明邦雄さんを幹事に選任。

3・11 秋間さん、毎日放送ラジオ番組の取材をうけ、スパイ冤罪事件を訴える(毎日放送東京スタジオ。山野井、福島)

4・1 「防衛装備移転三原則」閣議決定

4・6 秘密法に反対する全国ネットワーク第1回全国交流集会(名古屋・ウイルあいち。大住、福島)

4・17 「会報」第8号(秘密保護法廃棄へ各

地で自覚的運動など)

4・30 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会ホームページ開設。
<http://miyazawa-lane.com/>

5・1 札幌メーデー(中央区中島公園5・6集会でビラ500枚配布(山本、奥井、根岸))

5・3 札幌憲法集会以チラシ500枚とパンフレット販売(北明)

5・6 「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民集会」(札幌・240人) 秋間さんが「スパイの家族の苦しみ」を訴え。齋藤耕弁護士が「秘密保護法施行阻止から廃棄への運動」について問題提起。「心の会の碑」(仮称) 建立運動を提起。拍手で承認。

5・7 北大当局と交渉。北大側〓三上副学長、井上大学文書館員、佐藤浩司・総務企画部総務課課長補佐。「真相を広める会」側〓秋間、山野井・山本代表、大住、奥井、刈谷、北明、寺沢各幹事、根岸、水久保事務局次長。秋間さんが宮澤弘幸のアルバムを寄贈。北大は「宮澤事件は冤罪である」ことを認め、「宮澤賞」



5.7 秋間美江子さんと「真相を広める会」が三上隆北大副学長に宮澤弘幸の遺品アルバムを贈呈して交渉



7.5、6 秘密法反対全国ネットワーク第2回全国交流集会(大阪)



9.30 山本玉樹代表、北明邦雄幹事、根岸正和次長が「心の会の碑」(仮称) 建立賛同署名を北大窓口担当者に手渡す



11.7「秘密保護法の廃止を求める市民集会」(浦和)で講演する山野井孝有代表

- (仮称) 創設を提起。秋間さんと「真相を広める会」は、冤罪であることを認めた上での「宮澤賞」創設に同意。しかし謝罪と責任明確化は引き続き追及すると通告。さらに「心の会の碑」(仮称) 建立に協力を要請したが北大は明言せず。幹事会。
- 5・21 「会報」第9号(「スバイの家族」の苦しみ訴える 5・6市民集会など)
- 5・28 山口北大総長宛に建碑敷地提供を要請する「要請書」送付。
- 6・1 「何が秘密かそれも秘密」『宮澤・レイン事件』DVD上映と講演(治安維持法同盟八王子支部大会、東京・八王子労政会館。福島)
- 7・1 パンプ「宮澤・レイン」『スバイ冤罪事件』引き裂かれた青春(登山時報所載改訂版) 第2刷発行。
- 7・1 安倍内閣、集団的自衛権行使を閣議決定
- 7・5、6 「秘密法反対全国ネットワーク」第2回全国交流集会(大阪。大住、福島)

- 8・ 「千葉市若葉9条の会」(山野井)
- 9・5 花伝社刊「引き裂かれた青春」戦争と国家秘密」発行。
- 9・20 治安維持法国家賠償要求同盟立川昭島支部準備会「宮澤・レイン事件」学習会(立川 RISING)ホール。福島)
- 9・27 「川越九条の会」(埼玉。山野井)
- 9・30 「心の会の碑」(仮称) 建碑敷地提供を求める「要請書」に賛同した340余人の署名を山本代表、北明幹事、根岸次長が北大窓口担当者に手渡す。
- 10・6 「負けるな北星!の会」設立、池澤夏樹さんら43人が呼びかけ(札幌市)
- 10・8 「川越原爆展実行委員会」(山野井)
- 10・30 山口北大総長名で山野井・山本両代表宛に『心の会の碑』(仮称) 建立について」と題して「本年9月30日付け文書で申し入れのありました『心の会の碑』(仮称)の建立にかかる要請につきまして、応じることができませんので、「ご了承願います」との文書が届く。

- 11・1 「会報」第10号(「心の会の碑」(仮称) 建立賛同者350余人に・北大に全面的協力を再度申入れなど)
- 11・7 「秘密保護法の廃止を求める市民集会」ほとんどに怖い秘密保護法(あなたも逮捕されるかもしれない)「山野井・代表が講演(浦和・さいたま共済会館、130人参加、主催・埼玉弁護士会、共催・日本弁護士連合会、関東弁護士会連絡会)(福島同席)。
- 11・10 山口北大総長宛に、建碑敷地提供拒否の理由を質す「再回答要請書」を送付。
- 11・30 「西岡九条の会発足10周年記念の集い」(札幌西岡福祉地区センター)山本代表が「学びの権利と平和」クワーク博士の理想を「継いで」と題して講演。
- 12・3 根岸次長が佐藤総務課長補佐に電話で回答を要請、佐藤補佐は「10月30日付回答の通りで新たな回答はしない」と返答。
- 12・6 強行採決から1年、秘密保護法施行するな! 12・6大集会(日比谷公園。福島)
- 12・6〜7 「秘密法反対全国ネットワーク」



12.6「秘密法反対全国ネットワーク・第3回全国交流会」



12.7「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会」



2.22「宮澤弘幸追悼・顕彰 2.22 のつどい」



2.22 「北海道大学在京 OB 交流会」

第3回全国交流会」(文京区民センター。福島、水久保)

12・7 「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会」安倍暴走政権はこの国をどこへ? (北大学術交流会館。170人) 山本代表が基調報告、齋藤耕弁護士が「宮澤・レーン事件から考える特定秘密保護法」について講演し問題提起、山野井代表が戦争体験を報告。幹事会。

12・10 秘密保護法施行

12・11 山口北大総長宛に「心の会の碑」(仮称)に関する交渉申入れ」を送付。

12・14 第47回総選挙。各党新議席は、自民291、民主73、維新41、公明35、共産21、その他、計475

12・12 「新聞OB九条の会 望年の夕べ」(文京区民会館)で、福島事務局長が、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の概要を報告して「2・22のつどい」参加を要請。

12・18 「会報」第11号(安倍暴走政権はこの国をどこへ! 「宮澤・レーン事件、秘密保

護法廃止市民集会」(開くなど)

12・20 シンポジウム「報道の自由、学問の自由、大学の自治を考える」北星問題の根底にあるもの」(札幌市)

【2015年】

1・5 「北海道歴史教育者協議会冬の全道教育研究集会」で、宮澤事件・建碑賛同署名訴え(エルプラザ。北明)

1・13 「新聞OB九条の会幹事会」(新聞労連書記局)「2・22のつどい」に参加要請(福島)、在札幌幹事懇談(エルプラザ。5人)

1・31 「集团的自衛権の閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピールの会 第2回講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(北大、約100人。北明)

2・17 J C J緊急講演会「慰安婦報道、ねつ造ではない」(文京区民センター、福島)

2・22 「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を! 宮澤弘幸追悼・顕彰2・22のつどい(新宿・常圓寺ホール)95人参加。清水雅彦・日本体育大学教授が「秘密保護法が与える市民生活の影響」あくまでも廃止を求めて」をテーマに講演。

2・22 北海道大学在京OB交流会(東京・新宿ニューシティホテル。山本、山野井、北明、奥井)

2・23 幹事会(東京・千代田区ひまわり館)「活動総括」など決定。

3・5 山口佳三・北大総長宛に「心の会の碑」(仮称)建立に関する「再々申入書」を速達・親展で郵送。コピーを三上副学長、佐藤総務課長補佐に普通郵便で郵送。

3・5 建碑呼びかけ人6氏に福島事務局長名で「呼びかけ人会議」開催の要請手紙を郵送。

3・8 国際女性デー・函館地区集会講演会(函館市・亀田福祉センター) 神田健策・弘前大学名誉教授が「レーン・宮澤事件と特定秘密保護法」戦争に引き裂かれた北大生の家族」



3.24 労山「登山者サロン」で講演する
山野井孝有代表(東京)



「北大生の皆さん、全国の皆さん」へ
「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の
真相を訴えるリーフレット



4.8 北海道大学入学式で新入生にリーフレットを配布した山本玉樹代表(左)と幹事、会員のみなさん



5.9「憲法記念日を祝う集い」(川越市)で講演する山野井孝有代表

- と題して講演。
- 3・17 「会報」第12号(「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を! 宮澤弘幸追悼・顕彰2・22のつどいなど)
- 3・22 福島事務局長から佐藤総務課長補佐宛に、3月5日付「再々申入書」に対する回答要請のメール送信。
- 3・24 労山「登山者サロン」で山野井代表が「平和憲法があぶないー私の戦争体験」宮澤・レーン・冤罪事件にもふれて」講演。28人参加。建碑賛同呼びかけに12人が賛同署名(福島)
- 3・26 佐藤総務課長補佐に、電話で「再々申入書」への回答を求める。「昨年10月30日付文書回答と変わらない」と回答。
- 3・31 北大入学式へ向け、リーフレット「北大生の皆さん」作成。
- 4・4 「北海道の大学・高専関係者有志の会」主催集会で、建碑賛同呼びかけ(山本、奥井)
- 4・8 北大入学式で新入生にリーフレット配布(山本、北明、奥井登、奥井、河道)
- 4・13 北大関係者(工学部教員、組合、科学者会議等)と今後の運動について意見交換(山本、根岸、刈谷、奥井、北明)
- 4・15 北大生協へ、書籍販売、リーフレット設置、賛同署名、学習会等の取組みについて要請(北明、奥井)
- 4・20 山口北大総長宛に山野井・山本代表名で、建碑敷地提供への回答申入書を送付。
- 4・21 吉田年克・新総務課長補佐に福島事務局長名で窓口確認文書を送付。
- 5・1 「第86回メーデー北海道集会」に横断幕を掲げて参加(中島公園自由広場、3000人。山本、奥井、北明、会員多数)
- 5・3 「ピーアンビジャス9条の会・北海道第3回例会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(高校教職員センター、50余人。北明)
- 5・5 自衛隊違憲判決(1973・9・7)を勝ち取った闘いの地長沼町で北海道平和委員会等主催の「長沼馬登山登山・交流会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(30数人、山本、奥井、北明)
- 5・9 「憲法記念日を祝う集い」宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を知っていますか? 特定秘密保護法の問題点を考える」で山野井代表が講演(川越・クラッセ。福島)
- 5・14 安倍内閣「戦争法案」を閣議決定
- 5・15 在札幌幹事懇談(エルプラザ。5人)
- 5・16 「札幌地区カトリック正義と平和委員会主催中野晃一氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え、パンフレット販売(カトリック北一条教会。奥井)
- 5・25 「会報」第13号(9条は人類の宝・日本国民の誇り 許すな壊憲・「戦争法案」)
- 6・2 「キリスト者平和の会主催戦後70年集会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(北海道クリスチャンセンター、約40人。山本、根岸、北明)
- 6・4 衆院憲法審査会で自民党推薦の長谷部恭男早大大学院教授含む3人の憲法学者が法案を「憲法9条違反」と指摘。
- 6・16〜30 フォスコ・マライーニ展(イタリア文化会館。福島、寺沢)



8.6「秘密保護法廃止、12.6 忘れない6日行動」に「真相広める会」の幟を掲げる



8.29「戦争と平和を考える講演会」(札幌)



8.30「戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会 10万人・全国 100万人行動」。北大在京OB.新聞OB九条の会のメンバーと参加(東京)

- 6・17 「札幌中心街職場9条の会主催外岡秀俊氏(建碑賛同者)講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(奥井)
- 7・4 山口北大総長宛に山野井・山本代表名で、「『北海道大学宮澤記念賞』についての意見」送付。
- 7・16 「戦争法案」衆議院通過、参議院へ
- 7・17 吉田総務課長補佐に福島事務局長名で、宮澤賞について会員に報告するために①授賞式の内容②授賞学生10人の氏名などを知らせて欲しいとFAX。
- 7・23 「市民による『敗戦70年談話』を創る実行委員会主催西山太吉氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(エルプラザ。奥井)
- 7・25 「医療9条の会北海道主催伊勢崎賢治氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(奥井)
- 7・26 「とめよう！戦争法、集まろう！国会へ！」7・26国会包囲行動」(福島)
- 7・30 「真相を広める会」の幟完成。札幌、東京で各2枚保管。

- 8・2 北海道大学教員有志が「安全保障関連法案の廃案を求めます」の声明発表。声明文中に「私達の先達が不当に逮捕・監禁されました。その中に北海道大学の宮澤弘幸(工学部学生)、ハロルドとポリーリン・レーン夫妻(英語教師)がいたことを、私たちは痛みをもつて思い起こします」
- 8・6 「秘密保護法廃止、8・6『12・6忘れない6日行動』(衆議院第二議員会館前)。福島事務局長が「真相を広める会」の幟を初めて掲げて、事件の概要を訴える。
- 8・7 レーン夫妻墓参(札幌・円山墓地。山本、刈谷、奥井、北明)
- 8・8 「札幌市琴似・山の手9条の会主催戦争法反対小森陽一氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(西区区民センター、約150人。北明)
- 8・25 「日本ジャーナリスト会議(JCCJ)北海道支部主催青木美希氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(奥井)

- 8・29 「戦争と平和を考える講演会『この美しい地球を何時までも』平和・九十歳歳の巨木画家の訴え、再び許すまい『ある北大生の受難』(北大遠友学舎クラーク講座・主催、北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・協賛、北大学術交流会館)山本代表が一繰り返すな 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と題して講演。(山野井、刈谷、根岸、福島、奥井、北明)
- 8・30 「戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会10万人・全国100万人行動」。東京・日比谷公園会場で北大OB、新聞OBのみなさんと交流(山野井、福島、会員多数)
- 8・31 幹事・橋本修二さん死去。
- 9・1 在札幌幹事懇談(エルプラザ。5人)
- 9・5 「戦争法案を許すな」講演会(京都府勤労者山岳会、京都登山者9条の会・共催、京都府中小企業会館)で、山野井代表が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から考える」と題して講演。
- 9・19 参議院本会議、戦争法を可決。成立



9.19 安保法案廃棄パレード「私たちは戦わない」(札幌)



12.6 「特定秘密保護法廃止! 安保法制=戦争法廃止! 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」(北大学術交流会館)



2.22 宮澤弘幸七十回忌墓参。北大OBら約30人が墓前に花を手向けた



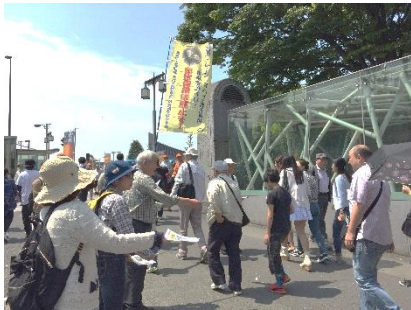
3.29 戦争法施行抗議国会包囲総行動

- 9・19 「戦争をさせない北海道総がかり行動実行委員会主催の戦争法認めない抗議パレード」に真相を広める会幟と横断幕を持って参加(山本、奥井、北明、会員多数)この前後にも戦争法反対集会・パレードにも参加。
- 10・1 防衛装備庁発足
- 10・22 在札幌幹事懇談(エルプラザ、5人)
- 10・23 吉田総務課長補佐宛てに福島事務局長名で、建碑賛同署名が1000人を超えているので、手渡した上で敷地提供を要請するため、11月10日までに三上副学長との面会設定を要請するFAXを送付。
- 11・5 在札幌幹事懇談(エルプラザ、9人)
- 11・7 福島事務局長が吉田総務課長補佐宛てに、10・23要請への回答を電話で求めたところ、三上副学長との面会には「応じられない」、同氏も了解の上でのことかとの問いには「答えられない」と一方的に電話を切る。
- 11・22 「日本科学者会議北海道支部主催講演会」で山本代表が「宮澤・レーン事件が現在に問うているもの」と題して講演(北大農

- 学部。北明)
- 11・30 北大構内で12・6集会チラシとリーフレット配布(奥井、北明、北大職員)
- 12・5 幹事会(札幌)。今後の活動方針等を決定。「真相を広める会」の旗を高く掲げ、秘密保護法、戦争法廃止へ向け、手弁当を旨とした活動方針を、「心の会の碑」については現状を踏まえ、建立期成会の立ち上げを断念したうえで、今後を見守る。
- 12・6 「特定秘密保護法廃止! 安保法制=戦争法廃止! 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」(北大学術交流会館。120人)。荻野富士夫・小樽商科大学教授が「戦時下の言論・思想弾圧―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える」と題して講演。
- 1・12 「心の会の碑」(仮称) 建碑敷地提供を求める「要請書」に賛同した1159人の

【2016年】

- 署名を再度の要請書に添付して、山本代表、根岸事務局次長、北明幹事が北大窓口担当者に手渡す。
- 1・30 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟世田谷支部学習会で「弾圧が戦争を先導する―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件と秘密保護法・戦争法」学習会。福島事務局長が講演。
- 2・22 宮澤弘幸七十回忌の墓参。正午から午後4時まで事務局が東京・新宿の菩提寺「常圓寺」境内で案内に立ち、三々五々、三十人余が参加。北大OB・OG有志が別会場で「戦争法・秘密保護法廃止を―宮澤・レーン事件を忘れない―宮澤弘幸の命日につどう北大OB・OGのつどい」を開く。「真相を広める会」からも山本代表ら6人が参加。
- 3・19 「戦争法廃止・安倍政権の暴走許さない! 日比谷集会」(東京・日比谷野外音楽堂)に「真相を広める会」の幟を持って参加(伊藤、福島、水久保)
- 3・26 「原発のない未来へ! つながろう福島! 守ろういのち! 全国大集会」(東京・代々



5.1「第87回メーデー」札幌(上)と東京(下)でリーフレット「スパイ冤罪を二度と許すな！戦争法廃止！」を1100枚宣伝。



5.3「憲法集会」(東京臨海広域防災公園＝有明)



6.5「戦争法廃止！安倍内閣退陣！6.5総がかり行動」

- 木公園)「真相を広める会」の幟を持って参加(福島、水久保)
- 3・29 戦争法施行抗議国会議事堂包囲大集会に37000人(水久保)
- 3・30 「会報号外①」発行(諸集会など参加状況の写真主体の報告)
- 4・6 リーフレット『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」二度と許すまじ！秘密保護法・戦争法は廃止せよ！』発行。幟と合わせ、集会参加の折に手渡しするために。
- 4・22 植村訴訟札幌地裁初判(山本、根岸傍聴参加)
- 4・24 治安維持法犠牲者国賠同盟立川・昭島支部学習会(立川)で、福島事務局長が宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を訴える。
- 5・1 第87回メーデー。札幌と東京でリーフレット「スパイ冤罪二度と許すな・戦争法廃止」1100枚を配布して宣伝(札幌＝根岸、東京＝水久保、福島)
- 5・3 憲法集会(東京臨海広域防災公園＝有明、水久保、福島、北大OB)

- 5・8 「会報号外②」発行(第87回メーデー、リーフ1100枚配布)
- 6・5 「戦争法廃止！安倍内閣退陣！6・5総がかり行動」(国会周辺。水久保、福島、北大OB)
- 6・7 「会報号外③」発行(戦争法廃止！安倍内閣退陣―6・5総がかり行動、4万人が参加)
- 6・25 「会報号外④」発行(沖縄、怒りを結集した6・19大集会水久保レポート)
- 7・11 第24回参院選(自民121、公明25、民進49、共産14、おおさか維新12、日本の心3、社民2、その他15)
- 7・16 「戦後70年の曲がり角で―レーン夫妻を語る」(札幌＝「宮澤・レーン事件を考える会」日本基督教団札幌北教会共催)山本、北明、奥井、水久保参加。
- 7・22 福島事務局長が「今後の活動体制」について提案を取りまとめ、全幹事会メンバーに提起。提案受け持回り幹事会。

- 7・28 「新聞OB九条の会 講演と納涼の夕べ」(東京・文京区民センター)に、福島ほか参加。スパイ冤罪事件を訴え。
- 8・1 植村訴訟で、原告・植村隆さんらが本会事務局を訪れ支援要請。山野井、福島、水久保が応接。
- 8・3 植村訴訟第6回口頭弁論(東京地裁)山野井、福島、水久保が傍聴。
- 8・6 事務局局長提案を持回り幹事会で原案通り決定。
- 8・6 「会報号外⑤」発行(植村訴訟第6回口頭弁論＝東京地裁ほか)
- 8・15 「会報号外⑥」発行(本会・今後の活動体制ほか)
- 9・16 「事務局たより」第1号(憲法改悪阻止・戦争法廃止！9・19総がかり行動へ)
- 9・22 「事務局たより」第2号(戦争法廃止を！国会前に23000人)
- 10・21 「事務局たより」第3号(安倍政権の暴走、断固阻止へ！)



2.22 宮澤弘幸追悼・頭彰墓参



3.16 お茶の水駅頭宣伝行動



4.6 共謀罪反対日比谷野音集会



11.3 国会包囲大行動

11・21 「事務局たより」 第4号（南スーダンへの自衛隊派遣反対）

12・8 「事務局たより」 第5号（12月8日を忘れない）

12・1 「事務局たより」 第6号（12月8日を忘れまい、宮澤弘幸墓参）

12・14 第47回衆議院選挙（自民291, 公明35、民主73、維新41、共産21、他14）

12・21 「事務局たより」 第7号（植村隆さんへの「捏造記者」攻撃を許さない!）

【2017年】

1・22 「事務局たより」 第8号（共謀罪は国民弾圧凶暴装置だ!）

2・22 宮澤弘幸頭彰・追悼墓参、30人参加
◇「北大OBOGのつどい」（常圓寺祖師堂ホール、40人参加）。

2・10 植村裁判・札幌訴訟第6回口頭弁論、（根岸）

2・16 「事務局たより」速報（有楽町マリオン前で「共謀罪」反対宣伝行動）

2・24 「事務局たより」 第9号（「共謀罪・戦争法」と「格差・貧困」は同根! 野党と市民の共闘、今こそ）

3・16 千代田総行動。JRお茶の水駅頭で、共謀罪反対リーフ宣伝（福島、水久保）

3・25 「事務局たより」 第10号（安倍政権「共謀罪」法案を国会提出、成立阻止へ決意新たに行動を!）

4・12 植村裁判・東京訴訟第8回口頭弁論、報告集会（福島、水久保）

4・14 植村裁判・札幌訴訟第7回口頭弁論（根岸）

4・22 「事務局たより」 第11号（共謀罪断固廃案! 辺野古の米軍基地建設許すな!）

5・17 「事務局たより」 号外（共謀罪緊迫! 強行採決許すな!）

5・24 「事務局たより」 第12号（共謀罪断固廃案! 参院は根性を!）

6・6 「事務局たより」 号外（「共謀罪」参院法務委の採決強行阻止!）

6・8 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟第38回全国大会（お茶の水・福島）

6・11 「事務局たより」 号外（止めよう! 辺野古埋立て、共謀罪法案は廃案に!）

6・14 「事務局たより」 号外（共謀罪廃案! 安倍改憲NO!）

6・15 参院本会議「共謀罪法」可決成立↓7・11 施行

6・20 「事務局たより」 第13号（国民弾圧・冤罪捏造凶器の「共謀罪」適用させず、本質暴露し、断固廃止!）

7・7 植村裁判・札幌訴訟第8回口頭弁論、報告集会（根岸）

7・11 「事務局たより」 号外（「共謀罪」施行抗議 7・11国会議員会館前行動）

7・12 植村裁判・東京訴訟第9回口頭弁論、報告集会（福島、水久保）

7・20 「事務局たより」第14号（共謀罪廃止・安倍政権打倒へ力強く「えんれい草」グループの活動報告・伊藤陽一）

8・20 「事務局たより」第15号（安倍政権打倒へ声を！行動を！監視社会とメディア…共謀罪後の言論の自由とは）

9・24 「事務局たより」第16号（断固、安倍暴走政権打倒―9・19国会前大集会）

10・22 第48回衆議院選挙（自民284、公明29、立憲55、希望50、共産12、維新11、社民2、無所属22）

11・4 「事務局たより」第17号（憲法改悪“発議”断固阻止！）

12・8 宮澤弘幸が検挙された日。墓参（常圓寺・水久保、渡辺、山口、赤羽、福島）◇「事務局たより」第18号（76年前、開戦と弾圧の嵐が襲った―12月8日を忘れない！）

12・19 「安倍9条改憲を許さない、安倍内閣の退陣を要求する12・19国会議員会館前行動」（福島、水久保他）

12・21 「事務局たより」第19号（安倍9条改憲NO！安倍内閣は退陣を！意気高く！2018へ）

【2018年】

1・6 植村裁判支援「付度を笑う自由を奏でる―2018新春トークコンサート」（成城ホール）東京世田谷区。事務局員ほか会員）

1・19 「19日を忘れない 国会議員会館前行動」（福島。水久保他）

1・22 「安倍9条改憲NO！他1・22国会開会日行動」（福島、水久保他）◇「事務局たより」第20号（安倍壊憲阻止へ 総行動だ！宮澤弘幸顕彰・追悼墓参のご案内）



12.8 宮澤弘幸が検挙された日。墓参。



12.19 27回目の「19日を忘れない」国会議員会館前行動



2018.1.22 通常国会開会日行動

第三部 目録

全資料目録 145

新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録 164

本会刊行目録 170

本稿・全資料目録は2017年2月10日に草稿第一版を発表し、以来多くの人の目を通していただき、2017年5月10日の草稿第二版を経て本稿に至ったものです。絶対を期しながらも過信は許されませんので、今後ともお気づきの点、下記事務局に一報いただきたくお願い致します。なお、本稿を引用なさる際にも必ず原典にて確認くださるよう申し添えます。

国民弾圧・戦争への凶器

~~秘密保護法
戦争法
共謀罪法~~

即刻廃止せよ!

千代田区労働組合協議会
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

国民弾圧・冤罪捏造の凶器となる――

“共謀罪”断固反対!

衆議院採決強行に抗議

参議院は徹底審議で廃案にせよ!

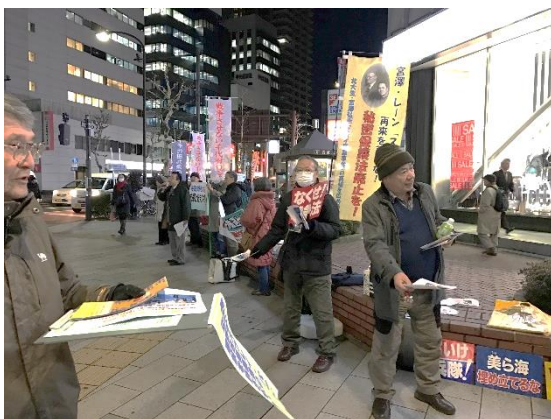
憲法施行70年。憲法を擁護すべき最高責任を負っている首相が、破壊し続け、いまだ明文改憲まで広げる事態が、かつてあったらどうか。加えて“共謀罪”。テロ対策、オリンピック対策、国連越境組織犯罪防止条約のため等々の言い分はすべて破綻している。にも関わらず衆議院法務委、衆議院では採決を強行するという暴挙を犯した。“共謀罪”は無制限・無制限の国民弾圧・冤罪捏造装置である。何としても“共謀罪”の成立を阻止すべきである。

まだ参議院がある。“共謀罪”粉砕の声は、全国で高まっている。参議院審議で廃案にさせるとともに、憲法改憲・沖縄米軍基地建設阻止のために、断固として闘いを継続しよう!!

共謀罪、NO!

千代田区労働組合協議会
chyla-kr@f8.dion.ne.jp TEL:03-3264-2905
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
<http://miyazawa-lane.com/>

2017年の共謀罪法阻止闘争では、千代田区労働組合協議会との連名でビラ・リーフレットを作成し、神田神保町交差点、有楽町マリオン前、JRお茶の水駅前、さらに集会などで、約1万枚を宣伝しアピールした。



2017年1月19日
神田神保町交差点宣伝行動



2017年2月15日
有楽町マリオン前でアピール

全資料目録

目次

冤罪の被害者

ハロルド・メシー・レーン／
ポーリン・ローランド・システア・レーン／
宮澤弘幸／渡邊勝平／丸山護／黒岩喜久雄／
石上茂子

*この項は本編12頁13頁と重複につき省略

- 【1】 冤罪の発生
- 【2】 冤罪の判決書
- 【3】 警察・司法の記録
- 【4】 全体像に迫る著作
全体像に迫る著作／上田三著作／
真相を広める会冊子／関連論考・記事・記録
- 【5】 上田誠吉旧蔵宮澤・レーン事件関係資料
- 【6】 軍機保護法
軍機保護法／軍機保護法の解説・検証・論考／
軍機保護法関連法規／その他関連法規等／
戦後復活策動及び現行法規等
- 【7】 冤罪ないし弾圧の検証に係る論考・文献
- 【8】 冤罪ないし罪状の検証に係る文献
- 【9】 事件の背景および人物像に迫る著作・文献
その一／その二
- 【10】 親族交友関係等の聞き取り・書信・断章
- 【11】 戦後の主な新聞記事
- 【12】 創作
- 【13】 北大・公式文献
- 【14】 北大・公開展示
- 【15】 北大・宮澤弘幸の身分等に係る学内記録
- 【16】 宮澤弘幸の遺した著作・記録
- 【17】 北大人による論考
- 【18】 北大から真相を広める会宛公文書
- 【19】 真相を広める会の集会和講演とアピール
- 【20】 真相を広める会の記録・文献
- 【21】 資料・文献の保存・展示施設

【1】冤罪の発生

①「外諜容疑者一斉検挙」Ⅱ『昭和十六年中に於ける外事警察概況』（内務省警保局外事課作成内部文書↓後出）の「戦時特別措置関係」の項中「三 外諜容疑者一斉検挙」に「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げつゝありたるが、十二月八日午前七時以降 司法及憲兵当局と緊密な連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」（原文は旧仮名旧漢字）と記録されている。

②「きのう払暁一斉検挙」Ⅱ『北海タイムズ』（現『北海道新聞』の前身紙の一つ）1941・12・9付朝刊。主見出しは「スパイ網一挙に覆滅」。本文は6行。あとは「内閣情報局発表」をそのまま掲載（原文は見出しとも旧仮名旧漢字）

【2】冤罪の判決書

①大審院判決Ⅱハロルド、ポーリン、宮澤弘幸の分につき各判決書の原本が最高裁判所（↓「最高裁」と略記）に現存。

簿冊「昭和十八年五月分四冊の四 刑事判決原本 大審院」

宮澤弘幸Ⅱ昭和十八年（れ）第二二六

ハロルドⅡ昭和十八年（れ）第二二七

ポーリンⅡ昭和十八年（れ）第二二八

弁護士・上田誠吉（↓上田弁護士）が右簿冊から当該判

決書の原本複写を入手（1987・1・26）。現在、北海道大学図書館（↓北大図書館）に収蔵されている。

同複写のコピーが「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（↓真相を広める会）の事務局（↓真相事務局）に収蔵されている。（↓「北大図書館蔵」「真相事務局蔵」と表記）

ほかに『大審院刑事判例集』（第二三巻）、『思想月報』（一〇二号・昭和十八年四月、五月分Ⅱ司法省刑事局思想部）にも宮澤判決の一部が収録されているが、伏字、および省略が多く、検証・研究文献としては価値あるが、判決記録としては不完全。（当該部分複写を北大図書館蔵）

②一審（札幌地裁）判決Ⅱ渡邊勝平、丸山護の分については各判決の原本が札幌地方裁判所（↓札幌地裁）に現存。（原本複写を北大図書館蔵、真相事務局蔵）

ほかに、ハロルド、ポーリン、宮澤弘幸、黒岩喜久雄、および渡邊勝平、丸山護の分については内務省警保局外事課によって書き写され（↓「書写」）、内務省部内資料として印刷された文書（『外事月報』昭和十八年二月分に所載）が現存。ただし証拠、罰条にかかる部分は省かれている。（同月報の当該複写部分を北大図書館蔵、真相事務局蔵）

【3】警察・司法の記録

①『外事月報』（『厳秘 外事月報 昭和〇年〇月分 No. 内務省警保局外事課』Ⅱ諜報（スパイ）事案等を扱う外事警察の月間活動を選別記録し、部外厳秘で限定配布し

た冊子（B5判簡易印字印刷）。これの「昭和十八年二月分」に宮澤弘幸らの一審判決の書写が収録されているのを荻野富士夫・小樽商科大学教授が発見。1938年8月分から44年9月分までの復刻合本・全11巻が不二出版から刊行（1994・6）されている。（国立国会図書館に収蔵↓「国会図書館蔵」）

②『外事警察概況』（『厳秘 昭和〇年中に於ける外事警察概況 内務省警保局』）⇨右『月報』等を基に年間の外事警察活動を編集・収録した同様部内冊子で、個々には正確を欠く部分もあるが、外事警察活動の概略を追うことが出来る。同じく全8巻の復刻合本が龍溪書舎から刊行（1980年7月）されている。（国会図書館蔵）

③『思想月報』（『昭和〇年〇月 思想月報 第〇號 取扱注意 No.〇 極秘 司法省刑事局思想部』）⇨1934年7月から44年6月までの復刻合本（『昭和前期思想資料第一期』所収）が文生書院から刊行されている。（国会図書館蔵）

④『特高月報』（内務省警保局）⇨複製版が政経出版社から（1973年）、総目次集が文生書院から（1968年）、『特高警察関係資料集成』（第30巻・荻野富士夫編）が不二出版から（1994年）刊行されている。（国会図書館蔵）

〔4〕全体像に迫る著作

〈イ〉全体像に迫る著作

①『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』⇨真相を広め

る会・編・花伝社刊（2014・9・5）。本件・冤罪事件の全貌解明の先駆けとなる上田弁護士の三著作（『戦争と国家秘密法』ある北大生の受難⇨人間の絆を求めて⇨および本会編・刊の五冊子（後出）などを底本に、先行成果を継承し、新たに判明した事実や理解・知見を基に、事件の全体像を明らかにする決定版となるよう編纂・刊行。全判決および主罰条である軍機保護法の全文収録。（国会図書館蔵、真相事務局で頒布）

〈ロ〉上田三著作

①『戦争と国家秘密法―戦時下日本でなにが処罰されたか―』⇨上田誠吉著・イクオリティ刊（1986・2・5第一刷、1986・3・20第二刷）。秘密法および秘密法制の全体像と問題点を全て洗い出した労作。「国家秘密のうちそと」の項中「3 公知と秘密」で宮澤弘幸の事件を具体例として取り上げ、これを読み込んだ宮澤弘幸の義弟・秋間浩が上田弁護士に本格解明を訴える手紙を送ったことから、本件の全面展開となった。（国会図書館、北大文書館、各蔵）

②『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕―』⇨上田誠吉著・朝日新聞社刊（1987・9・28第一刷、1987・11・20日第二刷）。第二刷には、マライーニの著作発見の件が追い込み記述されている。版權が著者側に移り、花伝社から復刻版刊行（2013・4・10第一刷）。（国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵）

③『人間の絆を求めて―国家秘密法の周辺―』⇨上田誠吉著・花伝社刊（1988・7・20）。新装版（201

3・5)も刊行。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

へハ)真相を広める会冊子

①『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』|| 同会編・刊(2013・2・22)。花伝社刊『引き裂かれた青春』の底本。略称・第一パンフ。▽第一部「スパイ冤罪を知ってほしい」▽第二部「北大における外国人教師」(寄稿・山本玉樹)▽第三部「秘密保全法への道を許さない」(寄稿・東海林智)▽第四部「冤罪家族の七十一年」(寄稿・山野井孝有)。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

②『宮澤・レーン事件 冤罪の構図』|| 同会編・刊(2013・10・10)。花伝社刊『引き裂かれた青春』の底本。第二パンフ。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

③『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」 引き裂かれた青春 「登山時報」所載改訂版』|| 山野井孝有著・同会編・刊(2014・2・22第一刷、2014・7・1第二刷)。第二刷では巻末「正確に伝えたい特記事項」部分を外している。

本冊子は、真相を広める会・山野井孝有が月刊『登山時報』に寄稿した原稿を基に、掲載後、新たに分かった事実・理解を加えて再編集。花伝社刊『引き裂かれた青春』の底本。・第二パンフ。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

④『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のとした処置

と責任 冊子「真相を知ってほしい」補訂』|| 同会編・刊(2014・2・22)。第一パンフ発行後の展開を収録。北大との交渉展開、交わした文書・連絡等の全てを収録。花伝社刊『引き裂かれた青春』の底本。第四パンフ。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

⑤『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任 冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』|| 同会編・刊(2015・12・8)。第四パンフを全面見直し、同パンフ刊後の展開を加え、再編集した決定版で、花伝社刊『引き裂かれた青春』の底本。第五パンフ。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

へニ)関連論考・記事・記録

①「岳人・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』―青春を引き裂いた戦争―」|| 山野井孝有・月刊『登山時報』(日本勤労者山岳連盟編・刊)に寄稿連載(2013年8月号〜2014年1月号)。(真相事務局蔵)

②「国防保安法とスパイ事件―なにが処罰されたか―」|| 上田誠吉・月刊『文化評論』(1986年1月号・新日本出版社刊)所載。この論考が牽引となって『戦争と国家秘密法』に着手。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

③『核時代の国家秘密法』|| 上田誠吉著・大月書店刊(1987・1)。(国会図書館蔵)

④「スパイ防止ってなんだ 新聞週間を機に」|| 『朝日新聞』朝刊連載(1986・10・12〜21、計10回)。(①②④)で宮澤弘幸の事例を冤罪の視点から、新聞記事として初めて取り上げる。上田弁護士の見解も織り込

む。(国会図書館、北大文書館、真相事務局、各蔵)

⑤「北方の『国家秘密』―『スパイ』にされた青年たち」
|| 上田誠吉・月刊『文化評論』(1987年10月号)所
載。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

⑥「ドラマの終幕・コロラドへの旅―『ある北大生の受
難』余話」|| 上田誠吉・月刊『文化評論』(1988年4
月号)所載。この旅でマライーニの未邦訳著作が見つかり、
これが牽引となって『人間の絆を求めて』の刊行に
着手、「上田三著作」が揃う。(国会図書館、北大文書館、
各蔵)

⑦ビデオ発刊「レーン宮澤事件―もうひとつの12月8
日」|| ビデオプレス刊・発売(1993・12)。演出・
秋元健一。(北大文書館、真相事務局、各蔵)

⑧テレビ報道「スパイの妹と呼ばれて」73年目の宮澤・
レーン事件|| NHK北海道クローズアップ(2014・
6・28放送)

⑨テレビ報道「兄はスパイじゃない」北大生の妹73年目
の苦闘|| NHK地方発ドキュメンタリー(2014・
7・15全国放送)

⑩ラジオ報道「秘密」今 明らかになる ある大学生の
死|| 毎日放送(大阪) 報道特別番組(2014・3・
31放送)

【5】上田誠吉旧蔵宮澤・レーン事件関係資料

上田弁護士(1926〜2009年)の遺族(妻・圭子)
が北大に寄贈(2011・11・29)した同弁護士の

手元資料。北大文書館・井上高聡(現・准教授)が上田
弁護士本人の仕分けを基に整理して「目録」を作成。同
文書館の年報第7号(2012年3月)に所載。全11
10点。

▽1 宮澤・レーン事件関係判決書の原本複写。

▽2 ノート・原稿ファイル|| 「高橋あや子聞き取り」
など

▽3 資料ファイル(1)〜(16)|| 上田弁護士宛て
秋間浩書簡などの書簡多数、宮澤雄也戸籍謄本などの基
礎資料、黒岩喜久雄聞き取りなど関係者聞き取りメモ、
「ある北大生の受難」構成案などの構想、草稿、メモ、
写真、その他。(北大文書館蔵)

【6】軍機保護法

〈イ〉軍機保護法

①軍機保護法(1937年改正)|| 官報第三二八五號(昭
和十二年八月十四日土曜日)に所載。1937年3月9
日貴族院可決。同年8月7日衆議院可決(付帯決議付)、
同年8月13日公布、同年10月10日施行。(国会図書
館蔵)

②軍機保護法・付帯決議|| 官報號外「昭和十二年八月八
日衆議院議事速記録第十三號」に所載。(国会図書館蔵)

③軍機保護法・議會審議録|| 第七十回帝國議會の貴族院
先議で可決し衆議院に送付したが、衆議院解散(三月三
十一日)で審議未了となり、第七十一回帝國議會で貴族
院再可決の上、衆議院でも可決▽第七十回帝國議會貴族

院議事速記録第九號・第十四號(帝國議會貴族院議事速記録63)収録。東京大学出版会刊)▽第七十回帝國議會貴族院軍機保護法改正法律案特別委員會議事速記録第一號(第六號(帝國議會貴族院委員會速記録昭和篇61)収録。東京大学出版会刊)▽第七十回帝國議會院議事速記録第三十二號(帝國議會衆議院議事速記録68)収録。東京大学出版会)▽第七十一回帝國議會貴族院議事速記録第三號・第五號(帝國議會貴族院議事速記録63)収録。東京大学出版会)▽第七十一回帝國議會貴族院軍機保護法改正法律案特別委員會議事速記録第一號(帝國議會貴族院委員會速記録昭和篇64)収録。東京大学出版会)▽第七十一回帝國議會衆議院議事速記録第七號・第十三號(帝國議會衆議院議事速記録69)収録。東京大学出版会刊)▽第七十一回帝國議會衆議院軍機保護法改正法律案委員會議録第一回(第六回(帝國議會衆議院委員會議録昭和篇82)(国会図書館蔵)

④軍機保護法海軍施行規則(海軍省令第二十八號) 規則は省令で制定。1937年10月7日付。39年8月21日付(同省令第二十號)、同年12月21日付(同省令三十八號)、40年10月31日付(同省令二十二號)、41年3月付(同省令第八號)でそれぞれ一部を改正。官報のほか、『戦時、軍事法令集』(国書刊行会・1984年刊)にも収録されている。(国会図書館蔵)

⑤軍機保護法陸軍施行規則(陸軍省令第四十三號) 1937年10月7日付。39年12月12日付(同省令五十九號)で一部を改正。官報のほか『戦時、軍事法令集』に収録。(国会図書館蔵)

〈ロ〉軍機保護法の解説・検証・論考

- ①『軍機保護法』 日高巳雄著・羽田書店刊(1937・12・15) 日高は陸軍省書記官・法務官。(国会図書館蔵)
- ②『改訂 軍機保護法』 日高巳雄著・羽田書店刊(1942・2・20) (国会図書館蔵)
- ③「研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点」(防衛研究所紀要 第14巻第1号 防衛省 2011・1・12) 林武・和田朋幸・大八木敦裕。(国会図書館蔵)
- ④「軍機保護法の運用を顧みて」 伊達秋雄(当時・最高裁調査官)・月刊『ジュリスト』(有斐閣1954年6月号) 特集「秘密保護に関する法制」への寄稿。日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法にからむ特集記事。(国会図書館蔵)

〈ハ〉軍機保護法関連法規

- ①『戦時・軍事法令集』 現代法制資料編纂会編・国書刊行会刊(1984・3・20) (国会図書館蔵)
- ②戦時刑事特別法 法律第六十四號(1942・2・24)、同改正法律 第五十八號(1943・3・13)
- ③要塞地帯法 法律第五號(1899・7・15)
- ④軍用資源秘密保護法 法律第二十五號(1939・3・25)
- ⑤陸軍刑法 法律第四十六號(1908・4・10)
- ⑥海軍刑法 法律第四十八號(1908・4・10)

- ⑦ 国防保安法 法律第四十九號 (1941・3・7)
- ⑧ 治安維持法 法律第四十六號 (1925・4・22)
- ⑨ 国家総動員法 法律第五十五號 (1938・4・1)
- ⑩ 戦時特別措置
- ⑪ 帝国国策遂行要領
- ⑫ 「防諜参考資料 防諜講演資料」 内務省警保局外事課編 (1941・4) (国会図書館蔵)
- ⑬ 「防諜関係法令集」 司法省刑事局編・清水書店刊 (1941・7) (国会図書館蔵)
- ⑭ 「講話録 特輯(戦時法令解説)」警察講習所編・刊 (1942・11・26)

〈二〉その他関連法規等

- ① 『戦時行刑実録』 戦時行刑実録編纂委員会編・財団法人矯正協会刊 (1966・3・31) (国会図書館蔵)
- ② 収容者食糧給与規定 戦時飢餓下にあつて、刑務所服役者に給する食糧は一般配給量を上回つてはならないと、いう発想で生まれた規定 (1943・8)
- ③ 政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書 といわゆる「GHQ指令」(連合国軍総司令部)。超法規命令としての強制力があつた。(国会図書館蔵)
- ④ 思想犯受刑者の釈放に関する通達(司法省刑事局長)
- ⑤ 勅令 議会審議を経ない天皇大権による法令。GHQ指令による軍機保護法などの廃止も、法手続のうえでは勅令に拠つた。

〈ホ〉戦後復活策動及び現行法規等

- ① 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法
- ② 防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律(案) 1982年7月
- ③ 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案(通称・国家秘密法、スパイ防止法) 1985年12月、審議未了で廃案。
- ④ 防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案(自民)。国会上程に至らず。1987年2月
- ⑤ 特定秘密の保護に関する法律(特定秘密保護法) 2014年12月10日施行
- ⑥ 安全保障関連法(戦争法) 2016年3月29日施行
- ⑦ 改正・組織的犯罪処罰法(共謀罪法) 2017年7月11日施行

〔7〕冤罪ないし弾圧の検証に係る論考・文献

- ① 『北の特高警察』 荻野富士夫著・新日本出版社刊 (1991・10)。(国会図書館、北大文書館、各蔵)
- ② 『特高警察体制史 社会運動抑圧取締の構造と実態』 増補新装版 荻野富士夫著・せきた書房刊 (1988・11)。(国会図書館、北大文書館、各蔵)
- ③ 「戦時下の言論・思想弾圧」 荻野富士夫・講演録(真相を広める会『会報』第14号)。(真相事務局蔵)
- ④ 「社会運動取締管見」 安井英二・『警察研究』(1931年7月)に所載。(北大文書館蔵)
- ⑤ 「アメリカ東京総領事館調査報告書」 外事課が入手したものを『外事警察概況』昭和十六年分に収録(当該

分を北大文書館蔵)

⑥「大槻ユキに関する消息」 富森虔児が福島清らに宛てた書信。大槻ユキに関する消息は「北海道社会文庫通信」(後出)にも断片あるが、極めて乏しい。(真相事務局蔵)

⑦学徒出陣 、『朝日新聞』 1943年10月20日付朝刊。宮澤弘幸の弟・晃(当時・慶大生)が壮行の辞を述べる式次第になっていたが、直前になって差し替えられた。弘幸の弟と分かったことによる。

⑧レーン夫妻娘解雇 、『外事月報』 1939年9月分によると、札幌市内のホテルでアルバイトすることになっていたのを、要監視対象者の娘であることから、外事警察の差し金で解雇した。(当該分は真相事務局蔵)

⑨『十五年戦争下の登山―研究ノート』 西本武志著・本の泉社刊(2010・8)。(国会図書館蔵)

⑩『網走獄中記』 村上国治著・日本青年出版社刊(1970)。(国会図書館蔵)

⑪『博物館 網走監獄』 重松一義著・網走監獄保存財団刊(2002・1・10)。網走刑務所の歴史をはじめ全てが分かる。(国会図書館蔵)

『昭和史全記録』 毎日新聞社刊(1989・3・5第一刷)。(国会図書館、真相事務局、各蔵)

⑫『戦時下の北星女学校』 同校スミス・ミッション・センター編・響文社刊(2007・3)。キリスト教弾圧が生徒にも及んでいたことが手記によって証言されている。(国会図書館蔵)

⑬『北光教会 七十年の歩み』 『七十年の歩み 札幌

北光教会創立70周年記念1896〜1966』同教会編・刊(1966・10・2)。戦時中のキリスト教会の有ようを自己批判込め検証している。同教会の宣教師を務めたポーリンの父ジョージ・ミラー・ローランドと妻ヘレン・グッドリッジの事績にも触れている。(国会図書館蔵)

⑭「敗戦前後における公文書の焼却と隠匿」 吉田裕著・青木書店刊(1997・7・25) 『現代歴史学と戦争責任』のV。内務省はじめ各省庁、地方官庁での状況を詳細に検証している。

⑮論考「1941年12月8日 スパイ冤罪・宮澤弘幸検挙時の検証」 大住広人・真相を広める会ホームページに掲載。(真相事務局蔵)

【8】冤罪ないし罪状の検証に係る文献

①『日米交換船』 加藤典洋 鶴見俊輔 黒川創ら談・著・新潮社刊(2006・3)。開戦時に相手国にいた外交官、抑留者らを相互に第三国の港に運び交換した経緯を公文書を基に記録したもので、レーン夫妻の乗船経緯にも詳しい。冤罪事件の概略も項を設けて収録(国会図書館、北大文書館、各蔵)

②『第二次交換船 帝亜丸の報告』 青木ヒサ著・前田書房刊(1944・3・20)。レーン夫妻らが横浜港で乗船しインド・ゴア港でアメリカ・ニュージャージー港から来たグリップフォルム号の乗船者と相互に乗り換え。著者はアメリカからの送還者で、レーン夫妻とは逆

のコースになるが、日記体の船内体験・見聞録は交換船の状況、雰囲気をよく伝えている。(国会図書館蔵)

③『燈臺船 羅州丸』 齋藤謙蔵著・東晃社刊(1942・7・15)。宮澤弘幸が便乗した船の来歴に詳しい。(国会図書館蔵)

④根室海軍飛行場の見学の件公文書 Ⅱ「大要機密第二七一號の二」昭和九年八月四日付、(海軍)大湊要港部副官発根室町長他宛。件名は「米國海軍武官根室飛行場見学の件通知」。根室町長の昭和九年八月六日付受領印が押印されている。(根室市の郷土史家・近藤敬幸が発見、原本複写所蔵、コピー真相事務局蔵)

⑤『根室千島両國郷土史』 本城玉藻編・1933年刊。根室海軍飛行場の竣工記録所載。(国会図書館蔵)

⑥『根室要覽』 根室町発行(1934年版)。根室海軍飛行場の記述所載。(根室市の郷土史家・近藤敬幸所蔵)

⑦「根室千島鳥瞰図」 Ⅱ『根室日報』社が1934年に発行した絵葉書で、根室海軍飛行場の全景が入っている。「引き裂かれた青春」に複写掲載。(コピー真相事務局蔵)

⑧「北緯五〇度線の旅―サハリン少数民族との交流を求めて」 Ⅱ田中了・月刊『世界』(岩波書店)1988年7月号所載。田中了はウイルトタ協会事務局長。宮澤弘幸が訪ねたオタスの森についてルポしている。(国会図書館蔵)

⑨「北東方面海軍作戦」 Ⅱ防衛庁防衛研究所戦史室編。上敷香飛行場など記載。(国会図書館蔵)

⑩北東方面陸軍作戦 Ⅱ防衛庁防衛研究所戦史室編。北千島要塞など記載。(国会図書館蔵)

⑪「ニッポン号世界一周」 Ⅱ『東京日日新聞』(現・毎日新聞)1939年8月27日付朝刊。根室海軍飛行場が国民公知の存在だったことが知れる。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

⑫「北千島新風土記」 Ⅱ『朝日新聞』1941年7月17日から計8回連載。軍施設のある北千島の風物がそれなり報じられている。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

【9】事件の背景および人物像に迫る著作・文献

〈イ〉その一

①『武田弘道追悼集 会議は踊る ただひとたびの』 Ⅱミネルヴァ書房刊(1985・7・27)。武田弘道は「心の会」創立の一員で、北大予科から京都大学に入学。同大教授となったが、事故死。フォスコ・マライーニらが寄稿、「心の会」の追想が記されている。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

②『フォスコの愛した日本 受難のなかで結ぶ友情』 Ⅱ石戸谷滋著・風媒社刊(1989・6・15)。フォスコの動静を通して、宮澤弘幸と「心の会」の消息、そして軍国日本の様相が織り込まれている。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

③『白聖館の人たち』 Ⅱ村田豊雄著・これの花詩社刊(1969)。村田豊雄は北大工学部書記(会計係、戦後に事務長)。戦前・戦中の北大をめぐる人模様が随想風に描かれ、宮澤弘幸らが検挙された前後の風聞・伝聞も織り込まれている。はじめ『北工会誌』に連載。(北大文書館蔵)

- ④『随筆日本 イタリア人の見た昭和の日本』|| フォスコ・マライーニ著・岡田温司監訳・松籟社刊(2009・11)。北大生・宮澤弘幸と最も濃密な交友関係にあったイタリア人留学生(北大医学部無給助手・宮澤ら検挙時は京都大学イタリア語科教師)。京大赴任までは自宅に宮澤弘幸を下宿させている。第二章「東京、世界の交差点沈黙に語りかける」で、鋭く温かく書き込んでいく。戦後・釈放後の宮澤弘幸の肉声を記録した文献として、おそらくは唯一と思われる。原題(イタリア語) Ore giapponesi (1956年刊) 英語訳刊 Meeting with Japan (The Viking Press 1960刊・エリック・モスバッヒア訳)。(国会図書館蔵)
- ⑤「PASSEROTTO 半世紀前の札幌の思い出」|| マライーニ『武田弘道追悼集』への寄稿の表題。
- ⑥「私の日本体験」|| フォスコ・マライーニ・季刊『国際交流』(77号1997・10・1 国際交流基金刊)に寄稿(肩書・フィレンツェ大学名誉教授)。(国会図書館蔵)
- 冤罪事件との直接かかわりはなく、このほかマライーニの著作には▽『アイヌのイクバスイ』(アイヌ民族博物館刊1994年・イタリア文化協会東洋研究書第一巻)▽『チベット―そこに秘められたもの』(理論社1958年刊)▽『ヒマラヤの真珠』(理論社1956年刊)―など。
- ⑦「番外 フォスコ・マライーニ人物伝」|| 北大山岳部ホームページ。Fosco Maraini (1912~2004年)
- ⑧『ダーチャと日本の強制収容所』|| 望月紀子著・未来

社刊(2015・3・10)。ダーチャはマライーニの長女で作家。(国会図書館蔵)

⑨『国家秘密法に反対する市民集会「宮沢事件の真実」(札幌弁護士会主催)記録集』|| 同弁護士会編・刊(1962・10・) 発言録、寄稿、聞き書き、手記など収録。

⑩「もう一つの12月8日(1987・12・6の放送から) 落合恵子の ちょっと待って MONDAY」|| JOAR文化放送発行(1988・3・31)。松本照男、上田誠吉、秋間美江子が各寄稿。(北大文書館、真相事務局、各蔵)

⑪「H・ヘッカー来訪者録」コピー|| 1938~1942年分。ヘルマン・ヘッカーは北大予科のドイツ語教師で、「心の会」の創立会員。自宅官舎にノートを常備し、来訪者が自由に書き込んだ。(北大文書館蔵)

⑫「ヘッカー追悼特集」|| 雑誌『北大季刊』(北大季刊刊行会刊。1969年31号で廃刊)に「退官記念講演」(28号)「追悼特集」(30号) 所載。(国会図書館蔵)

⑬「フジクラにかかる人ありき」『ある北大生の受難』を読んで || 加賀谷誠一・藤倉電線社内誌『フジクラ』(1988年3月号)に所載。加賀谷は同社社長。宮澤弘幸の父親は同社工場長。(北大文書館蔵)

⑭「宮沢弘幸君との悲しきふれあい」|| 大條正義・『東京エルム新聞』(東京エルム会刊。2004年廃刊)の323号と324号に「上」と「下」で掲載。(国会図書館蔵)。
大條正義は宮澤弘幸の先輩で、「心の会」の命名者。予科時代の宮澤弘幸と下宿を共にしている。

⑮ 「遠友夜学校の新渡戸精神を継承―半沢洵」 梶田博昭著・『百折不撓物語』(地域メディア研究所刊2005・12・8) 所載(国会図書館蔵)。

⑯ 『札幌弁護士会百年史』 同史編纂委員会編・同弁護士会刊(1983・7・28)。宮澤弘幸の弁護士の人だった斎藤忠雄弁護士の業績、特高対応の背景などを知ることができる。(国会図書館蔵)。

〈ロ〉その二

① 『バビロン女囚の記』 内田ヒデ・『ホーリネス・バンドの軌跡 リバイバルとキリスト教弾圧』(昭和キリスト教弾圧史刊行会編・新教出版社1983・9刊)に収録。同会牧師で、戦時キリスト教弾圧で札幌拘留所に留置されていたとき、ポリーンらと出会い、当時の消息を記している。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

② 『日本を映す小さな鏡』 オール・マイナー著・吉田健一訳・筑摩書房刊(1962・6・30)。オール・マイナーはレーン夫妻の四女バージニアの夫。GHQ(連合国軍総司令部)要員を経て帰国後アメリカ・プリンストン大学教授。原題はA Little mirror of Japan レーン夫妻の検挙された前後の消息、時代の様相が家族の回想を基に織り込まれている。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

③ 『スキヤンダラスな人びと―レーン夫妻スパイ事件と私たち』 岸本羊一著・新教出版社刊(1991・7)。キリスト者の視点からキリスト者への戦時弾圧を告発している。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

④ 「レーン先生のことなど」 植木迪子・『北海道教育大学附属中学校同期会通信2015年』 所載。植木はヘッカー宅に同居していた瀧澤義郎の娘。当時の官舎の様子がよくわかる。冊子『戦後70年の曲がり角で―レーン夫妻を語る』(後出)に転載されている。

⑤ 「北星学園創立百周年記念とレーン家の娘たち」 常田二郎・新聞『基督教世界』(基督教世界社刊・1987年10月10日)に所載。常田二郎は牧師。(北大文書館蔵)

⑥ 『北星学園百年史』 同学園編・刊(1990・7)。北星学園はアメリカ人宣教師が1880年に前身を創立し、一貫して女子教育に実績を重ねると共に、札幌と周辺在住の外国人らと共に文化交流の場を設けてきている。(国会図書館、北大文書館、各蔵)

⑦ 『戦後70年の曲がり角で―レーン夫妻を語る』 同名の集いの記録冊子(主催の「宮澤レーン事件を考える会」が学習資料No.2として編・発行。同会、真相事務局各蔵)

▽講演録「レーンご夫妻の愛した北大、そして札幌」 レーン夫妻らの詳細な略歴も添付(松竹谷智)

▽寄稿「レーン夫妻に関する新聞の記事から」 札幌市公文書館保存の新聞スクラップの中から戦前、戦中、戦後の記事を発掘して、全文添付(河道前伸子)

▽同「交換船での出会い レーン姉妹と岩手の宣教師一家」 交換船での体験、見聞などを綴った宣教師夫妻の著書『嵐の中を』『やくそく』、および宣教師が検挙された当日の新聞記事などを紹介(吉田栄一)

▽同「レーン夫妻の感謝状―1944年3月の新聞記事」
|| 戦争中に日米交換船で出国後に札幌に届いたとされる
不思議な手紙の顛末(岸本和世)

▽ほかに丹保憲仁、田中豊、相馬述之、笠巻明弘、越智
さと子、安井はるみ、大山綱夫、水野直治、橋本邦江、
指方信平、刈谷純一、向井承子らの談、寄稿。

⑧レーン夫妻感謝状の記事|| 『北海道新聞』(1944・
3・12朝刊3面)「忘れられぬ恩情 スパイ事件のレー
ン夫妻から 切々片假名の感謝状」。夫妻が日米交換船で
出国後、収監されていた札幌大通刑務所支所(拘留所?)
の所長宛に各々送ったとされる感謝の手紙が掲載されて
いる。届いた経路、経緯とも不明だが、内容から推して
偽書と断じることができない。(コピー真相事務局蔵)

⑨『嵐の中を』|| コーネリア・R・シュレーヤ、ギルバ
ート・W・シュレーヤ著(三原圭子訳)・日本基督教団出
版局刊(1991・6・10)。第一次日米交換船で帰国
したレーン夫妻の双子の末娘の船内での様子が書き込ま
れている。(国会図書館蔵・盛岡大学に英語版蔵)

⑩『やくそく』|| ギルバート・W・シュレーヤ著・岩手
日報社刊(1980・11)。同じく日米交換船での様子
が書かれ、添付の写真には双子の姉妹も写っている。(岩
手県立図書館蔵)

⑪『新岩手日報』(1941・12・9) || 朝刊3面にギ
ルバートが検挙される前日(12月8日)の動静にかか
る記事があり、当時の状況、心境も読み取れる。(コピー
真相事務局蔵)

⑫『岩手福音宣教百年史』 || 岩手カトリック宣教再開百

年祭実行委員会刊(1974・6・3)。ギルバート宣教
師らの受難について、検挙、取調べ、拘留所の状況を含
め詳細に記録されている。(岩手県立図書館蔵、国会図書
館蔵)

⑬「特高にスパイと呼ばれても―英語教師ポーリン・レ
ーン」 || 梶田博昭著・『百折不撓物語』(地域メディア研
究所刊2005・12・8) 所載(国会図書館蔵)。

【10】親族交友関係等の聞き取り・書信・断章

①秋間美江子 || 聞き手・上田弁護士。書簡往復も多。(北
大文書館蔵)▽集会へのメッセージ(真相を広める会『会
報』第5号収録)▽発言録「がんより国の政治が怖いの
です」(同『会報』第7号)▽発言録「スパイ家族の苦し
み」(同『会報』第9号)

②大條正義 || 聞き手・郷路征記(弁護士・札幌弁護士会)。
1987年6月18日札幌弁護士会に収録。(北大文書館、
真相事務局、各蔵)

③松本照男 || 聞き手・郷路征記(弁護士・札幌弁護士会)。
1987・6・18札幌弁護士会に収録。松本は上田弁
護士との書簡往復も多。「心の会」創立の一員。(北大文
書館蔵)。山本玉樹宛て書信(2015・6・18)でレ
ーン夫妻関係のメモ、写真コピーを「真相を広める会」
へも提供。

④滝沢義郎 || 上田弁護士宛て書簡(北大文書館蔵)

⑤マライーニ || 上田弁護士宛て書簡(北大文書館蔵)

⑥武田ひろ子 || 聞き手・岩本勝彦(弁護士・札幌弁護士

会)。電話による。(北大文書館蔵)

⑦ 小沢保知⇨上田弁護士宛て書簡(北大文書館蔵)

⑧ 高橋あや子⇨聞き手・上田弁護士。書簡往復も多。(北大文書館蔵)

⑨ 田中しづ⇨上田弁護士宛て書簡(北大文書館蔵)

⑩ 黒岩喜久雄⇨聞き手・上田弁護士。書簡往復も多。(北大文書館蔵)

⑪ 内田ヒデ⇨聞き手・上田弁護士。(北大文書館蔵)

⑫ 石戸谷滋⇨上田弁護士宛て書簡(北大文書館蔵)

⑬ 荻野富士夫⇨上田弁護士宛て書簡(北大文書館蔵)

⑭ 高村淑子⇨レーン夫妻のドロシー、キャサリンと遊んだ記憶について、『毎日新聞』寄稿欄「女の気持ち」(2013・10・21)に投稿。

⑮ 「フオスコ・マライーニさんから聞く」⇨札幌弁護士会1987年5月1日。(北大文書館蔵)

⑯ 「斎藤先生に聴く」⇨1987・2聞き手・岩本勝彦(弁護士・札幌弁護士会)。(北大文書館蔵)

⑰ 札幌弁護士会『会報』⇨

【11】戦後の主な新聞記事

① 「スパイ防止ってなんだ」⇨『朝日新聞』連載。既出。

② 「宮沢事件 46年ぶり問い直す」⇨『北海道新聞』夕刊(1987・7・3)(当該記事分・北大文書館蔵)

③ 「国家秘密法への警鐘 宮沢事件」⇨『朝日新聞』夕刊(1987・7・2)。(北海道版は7・6付・北大文書館蔵)

④ 「宮沢事件 不幸な家族もう二度と…」⇨『北海道新聞』(1987・7・8、当該記事分・北大文書館蔵)

⑤ 「46年前の宮沢事件」⇨『毎日新聞』(1987・7・21)(北海道版、当該記事分・北大文書館蔵)

⑥ 「レーン・宮沢事件から70年」⇨『北海道新聞』(2011年12月5日付から5回連載)。(当該記事分・北大文書館蔵)

【12】創作

① 「小説スパイにされた北大生・宮沢弘幸」⇨福山瑛子著・季刊誌『季論21』2016夏号に所載(同編集委員会刊2016・7・20)。登場人物には実名を用いながら展開は創作のいわゆる実名小説。(国会図書館、真相事務局蔵)

② ビデオ「構成劇エルムに寄せて」⇨作・演出は乳井有史。同名の「構成劇と講演のつどい」(宮澤・レーン事件を考える会、ピーアンビシヤス9条の会・北海道共催2016・12・11)での上演を収録。

【13】北大・公式文献

① 『北海道大学創基八十年史』⇨1965年刊(国会図書館、北大文書館、各蔵)

② 『北大百年史』通説・部局史⇨1982年7月、2080年3月刊(国会図書館、北大文書館、各蔵)

③ 『北大の125年』⇨2001年3月刊(国会図書館、

北大文書館、各蔵)

④『写真集 北大125年』(国会図書館、北大文書館、各蔵)

⑤『北大百二十五年史』(2003年12月刊(国会図書館、北大文書館、各蔵))

⑥『北大時報』(北大・広報課)『榆蔭』(北大・附属図書館)『瓔珞』(北大・教養部) 学内誌。宮澤弘幸旧蔵アルバム受贈(時報704号・2012年11月)、レイン文庫・レイン記念賞(時報520号1997年7月、榆蔭45号1977年10月20日、瓔珞20号1981年10月)など、動静を拾うことができる。(北大文書館蔵)

【14】北大・公開展示

①北大総合博物館・展示 簡単な経緯を記したパネル。
②北大百年記念館・展示 北海道大学沿革史 展示の中に宮澤・レイン冤罪事件にかかる一画を設けている。

【15】北大・宮澤弘幸の身分等に係る学内記録

- ①豫科学籍簿(1938~1941年)
- ②工學部学籍簿(1941~1947年)
- ③退學願(1942年4月1日付)・退學指令書議案書 原簿名「入學退學休學卒業ニ關スル書類自昭和十七年至昭和十九年」
- ④第四百二十七回教授会(1942年5月7日付) 原

簿名「教授会記録 昭和十七年度北海道帝國大学 工學部」

⑤復學願(1945年12月8日付)・復學指令議案書 原簿名「退學休學入學卒業關係自昭和二十年四月至昭和二十一年」

⑥死亡届(1948年1月31日付)・休退學許可伺 原簿名「休學退學復學伺簿 昭和二十三年度以降」

⑦第五百五十五回教授会(1948年3月11日付) 原簿名「教授会記録 昭和二十一年度北海道帝國大學工學部」

*以上、原本乃至原本複写は北大文書館に所蔵。真相事務局にもコピー蔵。

【16】宮澤弘幸の遺した著作・記録

- ①「大陸一貫鉄道論」 南満州鉄道株式会社(満鉄)が学生・生徒向けに公募した懸賞論文に、受賞後、手を加えた著作を同社発行の『満鉄グラフ』(1941年5月号~8月号)に連載。(北大文書館蔵)
- ②「満州を巡つて(一)」 『北海道帝國大学新聞』第241号(1940年11月12日付) 2面に掲載。以下「満州を巡りて(二)」 旅行メモより 『北海道帝國大学新聞』第242号(1940年11月26日付) 4面、「満州を巡りて―旅行メモより」 『北海道帝國大学新聞』第243号(1940年12月17日付) 4面に連載。(北大文書館蔵)
- ③「戦車を習ふ」 『北海道帝國大学新聞』第251号

- (1941年6月10日付)2面に掲載。(北大文書館蔵)
- ④ 詩作「真理は時に嘆く」||『櫻星會雜誌』(北大予科文芸部)第四十六号に掲載。(北大文書館蔵)
- ⑤ 山の詩、ほか一篇。(表題のみ北大文書館蔵)
- ⑥ 女性観ノート||『北大文芸』(1938年11月)(表題のみ北大文書館蔵)
- ⑦ 弁論・演題||「宗教に対する一私見」(1938年弁論部例会)「美を見凝めて」(1938年6月15日春季札幌公開講演会)「不思議な話」(1938年8月20日)「27日夏季巡回講演会」「人間の問題」(1940年2月10日予科実科合同講演会)いずれも『北海道帝国大学新聞』に掲載。(北大文書館蔵)
- ⑧ 雪小屋(イグルー)実験手記||宮澤弘幸、マライーニ連名で『北海タイムス』掲載(1940・2・4〜5)
- ⑨ 十勝連峰縦走記録||『北海タイムス』に掲載(1940・3・24、25朝刊に上・下)
- ⑩ 写真アルバム||北大予科入学(1937年4月)以来、宮澤弘幸が学内外で撮影、あるいは撮影された写真を整理し、克明に説明・所感を添記したアルバム。遺族(実妹)・秋間美江子が二度にわたって北大に寄贈(2012年10月24日、2014年5月17日)。北大文書館で収納。
- ⑪ 「心の会」発足記念写真||原稿の所在は不明。印刷されたものでは『武田弘道追悼集』に掲載されているのが、一番古いと思われる。太黒宅で撮影され、会の発足時の全員が写っている。『引き裂かれた青春』にもコピー掲載(34ページ)

- ⑫ マライーニ帰国時の記念写真||原稿の所在は不明。印刷されたものでは『フオスコの愛した日本』掲載が最初。『引き裂かれた青春』にもコピー掲載(118ページ)。マライーニと家族、宮澤弘幸と父・雄也、弟・晃らが写っている。1946年2月16日の撮影で、宮澤弘幸はこの一年後の1947年2月22日に死去。
- ⑬ 留学希望||『朝日新聞』朝刊一面コラム「天声人語」(1946・1・25、1946・2・6)にアメリカ留学を素材にした世情寸評を掲載、宮澤弘幸を匿名で揶揄している。北大文書館年報第9号に全文転載。(北大文書館蔵)

〔17〕 北大人による論考

- ① 逸見勝亮「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考―北海道大学所蔵史料を中心に―」||『北海道大学大学文書館年報』第5号(2010・3・31)所載。肩書は文書館・館長。事実関係を調べたうえで北大としての対応に初めての論及。宮澤弘幸の学籍簿、教授会記録、レーン夫妻との北大教師契約、文部省当局との往復文書等の原本写しを収録。(北大文書館蔵)
- ② 井上勝生「戦時下、時代に棹さした北大生宮澤弘幸再論;逸見勝亮氏『宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考』評」||『北海道大学大学文書館年報』第6号(2011・3・31)所載。肩書は北大名誉教授。「評」とあるように、逸見論考の資料解釈に対する批判が主体。(北大文書館蔵)

③ 井上高聡「研究ノート 工学部学生宮澤弘幸の在学について」Ⅱ『北海道大学文書館年報』第9号（2014・3・31）所載。肩書は大学文書館員（現・准教授）。逸見論考以後に見つかった学内文書・記録類、および宮澤弘幸の北大生としての学業、課外活動等を記録した文書・記録類、宮澤弘幸が『北海道帝國大學新聞』等に寄稿・掲載された作品・論考等の写しなど関係文献を全収録し論考。（北大文書館蔵）

④ 『治安維持法』下の北大生の抵抗運動Ⅱ河野民雄編著（真相事務局蔵）

⑤ 「北海道社会文庫通信」Ⅱ堅田精司編著。簡易印刷・限定配布の冊子。577号に大槻ユキ、1017号に大瀧ユキ、1057号に渡邊勝平、ハロルド・レーン、丸山護、黒岩喜久雄、1062号にレーン、1110号に宮澤弘幸の消息がある。（真相事務局蔵）

〔18〕北大から真相を広める会宛公文書

① 「故・宮澤弘幸に係る件について」Ⅱ2015（原文は平成25）年5月27日付、国立大学法人北海道大学総長 山口佳三名。真相を広める会代表宛て。

「故・宮澤弘幸氏に係る件について、工学部において、宮澤氏が在学された当時の書類を調査し、下記の公文書を新たに確認いたしましたことをご報告いたします」として、退学願ほかの写しを特定記録・速達で送付。（既出・宮澤弘幸の学内記録に同じ）

② 「故・宮澤弘幸に係る回答要請の件について」Ⅱ20

15（原文は平成25）年12月5日付、国立大学法人北海道大学総長 山口佳三名。真相を広める会代表宛て。

「2013年10月10日付文書で申入れた宮澤弘幸に係る回答要請の件については、6月25日の交渉で伝えた以外に付言することなし」との内容。簡易書留・速達で送付。

③ 「秋間美江子様への文書送付について」Ⅱ2016（原文は平成26）年2月18日付、国立大学法人北海道大学総長 山口佳三名。真相を広める会代表宛て。

「秋間美江子様へ別紙のとおり文書を送付いたしましたので、ご参考まで、貴会にもお知らせいたします。」として、創設する賞に宮澤弘幸名を冠することに了承を求めた文書を同封して送付。

④ 『心の会の碑』（仮称）建立についてⅡ2016（原文は平成26）年10月30日付、国立大学法人北海道大学総長 山口佳三名。真相を広める会代表宛て。

「本年9月30日付け文書で申入れのありました『心の会の碑』（仮称）の建立にかかる要請につきましては、応じることができませんので、ご了承願います。」との内容。根岸正和・真相を広める会事務局次長宛て。簡易書留で送付。

*以上各文書と本会から北大宛発信の公式文書、FAX、電話交信記録等は、「北大に求めた処置と責任―冊子『真相を知ってほしい』補訂第2版」に全文を掲載し、ホームページで公開している。（真相事務局蔵）

【19】真相を広める会の集会と講演とアピール

- ① 2013・1・29 「結成集会」（札幌） 〓 活動方針「宮澤弘幸さんの名誉回復と秘密保全法阻止へ」
- ② 2013・2・23 「宮澤弘幸追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」（東京） 〓 講演「秘密保全法をめぐる情勢」（泉澤章・弁護士）▽寄稿「秘密保全法への道を許さない」（東海林智・元新聞労連中央執行委員長 〓 本会冊子「スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい」2013年2月刊所載）
- ③ 2013・10・10 「秘密保護法阻止シンポジウム この道は、いつか来た道」 〓 集会資料（論考）「秘密保護法は軍機保護法がきた道」 〓 『会報』第4号、2013・10・13付号外に収録）▽アピール「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許すな」 〓 『会報』第5号収録）▽秋間美江子のメッセージ 〓 『会報』第5号収録）
- ④ 2013・10・13 「この道は、戦争への道！ 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許すな！ 秘密保護法阻止 札幌集会」 〓 決議「再び宮澤・レーン事件の悲劇を許さず、戦争への道を開く特定秘密保護法案、憲法改悪に断固反対する決議」 〓 『会報』第5号収録）
- ⑤ 2013・12・8 「もうひとつの12月8日札幌集会」 〓 声明「憲法破壊・日本を戦争する国に変える秘密保護法案の強行可決に厳重に抗議する」 〓 『会報』第6号収録）
- ⑥ 2014・2・22 「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい―悪夢を再来させる秘密保護法を許さない」（東京） 〓 講演

「秘密保護法の危険性と安倍政権の暴走」（岸井成格・毎日新聞特別編集委員）▽講演「憲法9条を守り秘密保護法廃棄への運動」（戸塚章介・新聞OB9条の会事務局 長）▽訴え「がんより国の政治の方が怖い」（秋間美江子）▽アピール「悪夢再来の秘密保護法を許さない」（以上、『会報』第7号収録）

- ⑦ 2014・5・6 「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民集会」（札幌） 〓 アピール「北海道大学は宮澤弘幸の名誉を回復せよ」 〓 『会報』第9号収録）
- ⑧ 2014・12・7 「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会」（札幌） 〓 講演「宮澤・レーン事件から考える特定秘密保護法くこの国はどこへ向かおうとしているのか？」（斎藤耕・弁護士） 〓 『会報』第11号収録）▽アピール「今こそ戦争への道許さぬ決意を固めよう」 〓 『会報』第11号収録）
- ⑨ 2015・2・22 「戦争への道許さず、秘密保護法廃止を！―宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」（東京） 〓 講演「秘密保護法が与える市民生活への影響―あくまでも廃止を求めて」（清水雅彦・日本体育大学教授） 〓 『会報』第12号収録）▽アピール「戦争への道を許さず、秘密保護法廃止を！ 安倍政権の暴走を阻止するために全力をあげよう！」 〓 『会報』第12号収録）
- ⑩ 2015・5・20 決意表明「9条は人類の宝・日本国民の誇り 許すな壊憲・戦争法案！」 〓 『会報』第13号収録）▽論考「戦争法案と一体の国民弾圧治安立法 盗聴法・刑事訴訟法改悪を許すな」（福島清） 〓 『会報』第13号収録）

① 2015・12・6 「特定秘密保護法廃止！ 安保法制Ⅱ戦争法廃止！ 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」(札幌)Ⅱ講演「戦時下の言論・思想弾圧」(荻野富士夫・小樽商科大学教授)(既出、『会報』第14号収録)▽決議「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さず、安倍政権の憲法破壊の一切の戦争法の破棄を要求する決議」(『会報』第14号収録)

【20】真相を広める会の記録・文献

① 『会報』Ⅱ第1号(2013・2・4)Ⅲ第14号(2015・12・20)、会報号外①(2016・3・30)Ⅲ会報号外⑥(2016・8・15)。全号収録合本も刊行。

② 『会報別冊』Ⅱ『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 真相を究め広める取組み 軌跡と展望』2016・8・15刊。

▽総括と決定(会発足以来の活動総括と節々で行った活動の方向性を決める全決定)

▽1941年12月8日のこと(宮澤弘幸が検挙された状況の真相究明を目指す論考)

▽1943年5月27日を忘れない(この日付は宮澤弘幸の上告が棄却された日。再審請求に関する論考)

▽建碑に寄せられた意見(北大構内に「心の会」活動の顕彰碑を建てようと呼びかける本会の提起に寄せられた賛同者の意見集)

▽活動経過(本会発足以前の2012・10・23か

ら2016・8・15までの全記録)

▽新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録(2012・10・24Ⅲ2016・2・24の本会活動とかかわる主な報道の目録)

▽花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』索引(本書刊行時に間に合わなかった索引と若干の編集後記追加)

③ 『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 活動記録と資料集』Ⅱ右の『会報』『会報別冊』と第5パンフ『北大に求めた処置と責任』を「資料集」として合本・製本した。

④ 冊子Ⅱ既出

⑤ リーフⅡ随時、発行。

▽「真相を広め、秘密保護法を廃棄するために」(2014年)

▽「北大生のみなさん、全国のみなさん」(2015年)

▽「二度と許すまじ！」(2016年)

▽「共謀罪 断固反対！」(2017年)

▽「共謀罪 断固反対！」連名版(同)

⑥ 『事務局たより』Ⅱ第1号(2016・9・16)から随時発行・継続中。

⑦ コラム「冤罪忘れるな！」(『事務局たより』連載)

心の会・発祥の地／冤獄・札幌拘留所跡／冤秘・根室海軍飛行場／冤源・内務省一斉検挙／冤犠・天使病院(修道会)／冤庄・マライーニ在日墓／冤裁・師走に一審判決／冤宿・北大生として／冤弾・札幌北光教会／冤狙・開かれた北星学園／起訴・解約・除籍の春／冤罪仕上げた大審院判決／幼な子別離の送還／夏休み労働実習に穿

／連々と生き、逝った青春／弄ばれた交換船の救出／G
HQ 超法規令で釈放／米大使館の帰国勧告を忌避／日米
開戦で一斉検挙／好奇・活発の日々、暗転

⑧ ホームページ (<http://miyazawa-lane.com/>) = 『会報
別冊』発行後の活動を随時掲載。

⑨ 事件関連の現地写真 Ⅱ 北大構内・外国人教師官舎跡▽
マチルド太黒宅跡▽宮澤弘幸下宿跡▽北星学園▽北光教
会▽天使病院▽レーン家墓地▽宮澤家墓地▽マライーニ
墓地▽札幌拘置所跡▽網走刑務所旧正門▽内務省跡▽裁
判所跡（いずれも真相事務局蔵）

【21】資料・文献の保存・展示施設

北海道大学総合博物館

Ⅱ 北海道札幌市北区北8条西5丁目北大構内

北海道大学百年記念館

Ⅱ 北海道札幌市北区北8条西5丁目北大構内

北海道大学文書館

Ⅱ 北海道札幌市北区北8条西5丁目北大構内

札幌市公文書館

Ⅱ 北海道札幌市中央区南8条西2丁目

札幌市資料館

Ⅱ 北海道札幌市中央区大通西13丁目

国立国会図書館（東京本館）

Ⅱ 東京都千代田区永田町1の10の1

国立国会図書館（関西館）

Ⅱ 京都府相楽郡精華町精華台8の1の3

新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録

2012年秋、秋間美江子さんが兄・宮澤弘幸のアルバムを北海道大学に贈って以来、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞はじめ各紙と民主団体機関紙誌、TVではNHKが、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件とその真相を広める活動について報道した。

とりわけ安倍政権が秘密法・戦争法の動きを強めてからは、その危険性を暴露する事例としてスパイ冤罪事件関連の報道を重ねている。

戦争を知らない世代の記者たちが、こうした冤罪事件があったことを知り、関心を強くして報道にあたったことに感謝するとともに、激励したい。その意味を込め、一連の報道の目録をまとめておく。

◆2012年

- 10・24 NHK北海道ニュース「秋間美江子さん北大訪問へ」
- 10・25 北海道、朝日、毎日各紙北海道版「秋間美江子さんの北大へのアルバム寄贈と名誉回復申し入れを報道」
- 11・2 NHK「おはよう日本」「宮澤・レーン事件 北大生・失われた青春」
- 11・26 十勝毎日新聞「かちまい論題」「宮澤・レーン事件」(坂本和昭)
- 12・21 『新聞OB』「秘密保護法阻止ス

パイ冤罪事件 宮澤弘幸さんの名誉回復を」(福島清)

12・30、2013・1・6合併号 ほつかい新報「秘密保全法の阻止は急務―北大生宮澤弘幸さんスパイ冤罪事件を考える」

◆2013年

- 1・13 毎日新聞北海道版「北大レーン・宮澤事件 広がる再検証の動き」(伊藤直孝記者)
- 1・15 月刊『不屈』(治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟北海道版)「宮澤弘幸さんのスパイ冤罪事件を訴える12・8札幌で集会」
- 1・29 NHK「北海道ネットワークニュース845」「宮澤・レーン事件で名誉回復を」
- 1・30 朝日新聞北海道版「レーン・宮澤事件 名誉回復へ市民団体 北大生の退学撤回要求」(植村隆記者)
- 1・30 北海道新聞「早期の名誉回復誓う―レーン・宮澤事件 団体が設立集会」
- 2・2 しんぶん赤旗北海道版「旅行話でスパイ冤罪 懲役15年 真相広める会札幌市で設立」
- 2・7 十勝毎日新聞「宮澤さんの名誉回復を―スパイ疑惑事件、真相広める会集会」
- 2・15 月刊『不屈』付録「軍機保護法で懲役15年の極刑 全くの冤罪 宮澤弘幸さん

27歳で落命」(宮田汎)

- 2・20 しんぶん赤旗東京版「戦前の北大生スパイ冤罪事件、23日に集会開催」
- 2・22 北海道新聞「まど」「スパイの汚名」(井上雄一記者)
- 2・24 北海道新聞「退学撤回 名誉回復を―宮澤弘幸さん事件『真相を広める会』北大に26日要請」
- 2・24 しんぶん赤旗「秘密保全法許さない―北大生スパイ冤罪事件で集会」
- 2・26 十勝毎日新聞「退学処分撤回申し入れ確認―宮澤弘幸さん追悼の集い」
- 2・27 北海道新聞「退学撤回 北大に要請―スパイ冤罪 故宮澤さん支援者」
- 2・27 毎日新聞北海道版「レーン・宮澤事件 名誉回復と謝罪を―支援団体、北大に申し入れ書」(伊藤直孝記者)
- 3・1 『週刊金曜日』「宮澤・レーン事件の真相広める会、北大に申し入れ書」(片岡伸行記者)
- 3・1 山岳雑誌『岳人』「冤罪に倒れた岳人、宮澤弘幸」(寺沢玲子)
- 3・15 『新聞OB九条の会ニュース』「宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』真相を広める会が発足 パンフレット発行、ぜひ読んでほしい」(福島清)

- 3・31 『東京フレンド』第28号 、「北大のレーンさんを知っていますか？」
- 4・6 毎日新聞東京版 、「戦中スパイ疑獄」レーン・宮澤事件』『秘密保全』危険性知って— 弁護士ら名誉回復へ活動」（東海林智・伊藤直孝記者）
- 4・18 毎日新聞北海道版 、「レーン・宮澤事件 北大生の『退学願』発見—副学長、遺族に報告へ」（伊藤直孝記者）
- 4・19 北海道新聞 、「冤罪・レーン・宮澤事件—退学願あつた—北大、遺族に連絡」
- 5・1 『極秘通信』（秘密保全法に反対する愛知の会ニュース）、「『軍機漏えい』のどっち上げ—宮澤・レーン事件を忘れるな」
- 6・1 毎日新聞北海道版 、「北大復学願は『兄の字』—スパイ冤罪事件、米在住の妹話す」
- 6・26 北海道新聞 、「レーン・宮澤事件、きよう活動報告会」
- 6・26 毎日新聞北海道版 、「スパイ冤罪、北大が報告書作成へ、復学願など新事実踏まえ」（伊藤直孝記者）
- 6・27 北海道新聞 、「北大の責任明確化をレーン・宮澤事件、市民団体が報告」
- 6・27 毎日新聞北海道版 、「冤罪防止を図る北大と意思一致 レーン・宮澤事件集会で幹事側報告」（伊藤直孝記者）
- 9・16 しんぶん赤旗1面「潮流」 、「宮澤弘幸スパイ冤罪事件を紹介」
- 9・25 平和新聞 、「秘密保護法、軍機保護法に再来許さない」山野井孝有代表インタビュー



11月8日 朝日新聞・大阪本社版

- 10年、逮捕された兄 スパイの汚名着せられ
- 10・12 朝日新聞北海道版 、「秘密保護法危険性知って 阻止訴え札幌で明日集会」
- 10・13 しんぶん赤旗 、「秘密保護法案、戦前の軍機保護法と同じ 学生を『スパイ扱い』「懲役15年」（古荘智子記者）
- 10・12 朝日新聞 、「秘密保護法危険知って阻止訴え 札幌で明日集会」
- 10・14 朝日新聞北海道版 、「秘密保護法阻止訴え集会 報道機関萎縮に懸念の声」
- 10・14 北海道新聞 、「秘密保護法に危機感札幌でシンポ 市民が論議」（水野薫記者）
- 10・14 東京新聞「こちら特報部」 、「スパイぬれぎぬ宮澤事件 軍機保護法、秘密保護法と酷似 第三者検証仕組みなく、悲劇教訓に再来許すな」（出田阿生記者）
- 10・21 毎日新聞家庭欄「女の気持ち」 、「アメリカの少女」（葉山町の高村叔子さん83歳が、レーン夫妻の娘キャサリン・レーンとドロシー・レーンの思い出を書く）
- 10・31 毎日新聞北海道版 、「秘密保護法案、道内でも批判広がる 知る権利を制限 国会審議控え弁護士らビラ配布」（伊藤直孝記者）
- 11・8 朝日新聞大阪版・東京版 、「軍機保護法 戦前からの警鐘 1941年逮捕された兄、スパイの汚名させられ、当時の国会も懸念したが、国『危険な運用しない』 結局増えた摘発」（佐藤達弥記者）
- 11・15 しんぶん赤旗 、「戦前の宮澤・レーン事件 旅先の見聞話した学生を逮捕・投獄 スパイ汚名苦しむ家族 秘密保護法案は軍機保護法の再来」（山本長春記者）
- 11・18 毎日新聞 、「72年前秘密情報漏えいレーン・宮澤事件 過ち繰り返さないで、元北大生の妹、法案危惧」（伊藤直孝記者）
- 11・20 毎日新聞投書欄 、「『スパイの親』悲劇繰り返すな 無職・山野井孝有81（千葉市若葉区）」
- 11・23 北海道新聞 、「『レーン・宮澤事件』時を超え警鐘 27日緊急デモ、来月反対集会 真実葬られる 宮沢さん妹・秋間さん」
- 11・28 北海道新聞 、「レーン・宮澤事件 機密の根室飛行場、逮捕前から絵はがきに拡大運用の典型例」（丸山格史記者）



12月10日 毎日新聞

- 11・29 毎日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮沢事件 町の要覧などに根室飛行場、周知の事実を『軍機』」（本間浩昭・伊藤直孝記者）
- 12・2 北海道新聞「卓上四季」Ⅱ「その朝、札幌は雪だった。……玄関を出たところで青年と米人夫妻は拘束される。……」
- 12・5 東京新聞「こちら特報部」Ⅱ「太平洋戦争中レーン・宮沢事件 『機密』とされた飛行場、事件7年前絵はがきに 『当局のさじ加減次第』秘密法案でも懸念」
- 12・8 朝日新聞「天声人語」Ⅱ「レーン・宮澤事件」を紹介
- 12・9 北海道新聞夕刊Ⅱ「レーン・宮沢事件 繰り返すな 北大で『語り継ぐ会』 秘密保護法案に抗議声明」
- 12・10 毎日新聞北海道版Ⅱ『レーン・宮沢事件』から72年 秘密保護法の危険性訴え、北大で初、語り継ぐ集会」（伊藤直孝記者）
- 12・12 北海道新聞「今日の話題」Ⅱ「遺傳的継承」と題して秘密保護法成立を批判
- 12・15 毎日新聞北海道版「ニュース再訪」

Ⅱ「北大スパイ冤罪事件・英語教師レーンさん、熱意の教育実践、人間の内的な光信じ」（伊藤直孝記者）

12・15 毎日新聞Ⅱ「再来日、『反米』の逆風」

「戦後、北大に復帰、学生が反対」（伊藤直孝記者）

12・17 北海道新聞「いずみ」Ⅱ「息子の遺言」と題し、19歳で交通事故死した長男が「平和のために立ち上げられ」と書いていたことにふれ、宮澤弘幸の母の「スパイの家族」の苦しみを思っって書いた投稿（奥井登代・66歳、ギャラリー主宰）

12・21 北海道新聞「私は思うー秘密保護法」
Ⅱ棟徹夫・北見工大名誉教授が「レーン・宮沢事件のような悲劇を繰り返すな」

12・29 しんぶん赤旗日曜版「発言・秘密保護法」Ⅱ「暗黒時代の再来危惧 旅行見聞さへも罰した戦前」（山本玉樹）

◆2014年
2・10 『メディアアウトッチ』第440号Ⅱ「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の悪夢」（福島清）

2・17 しんぶん赤旗Ⅱ「若い世代を会員にー勤労者山岳連盟が総会」（山野井孝有が「戦時には登山も迫害された。平和だから登山ができるが、いまは軍国主義の時代に急速に近づいていると感じている」と訴え）

2・20 室蘭民報夕刊Ⅱ「悲劇繰り返さないでー戦時中の北大生スパイ嫌疑事件 22日に



2月23日 東京新聞

東京で追悼の集会」（共同通信配信）

2・21 朝日新聞北海道版Ⅱ「スパイ冤罪の真相知って 北大生だった故宮沢さんの名誉回復を 東京で命日の明日、事件の構図描いたパンフ配布」（植村隆記者）

2・22 毎日新聞Ⅱ「元北大生の妹来日、レーン・宮沢事件 秘密保護法を危惧」（青島顕記者）

2・23 朝日新聞Ⅱ「スパイ冤罪家族 秘密法の廃止訴え」（佐藤達弥記者）

2・23 しんぶん赤旗Ⅱ「スパイ冤罪繰り返さぬ、秘密法廃止を、宮沢・レーン事件北大生の命日に集い」

2・23 東京新聞Ⅱ「北大生スパイ嫌疑事件追悼集会 『軍機』の悪夢許さない、懲役刑の宮沢さんの妹『どこにいても黒い影』」

3・5 山形新聞Ⅱ「『国賊』の汚名 遺族、あんな時代が再び来てはいけけない、法廃止訴える」（共同通信配信）

- 2・25 東京新聞Ⅱ「宮沢・レーン事件遺族」秘密法は危険』訴え 人間関係の破壊 何より怖い」（出田阿生記者）
- 3・18、19、20、21 北海道新聞「秘密法を考える 第2部『冤罪』」連載①「スパイの家族」に耐え②機密の範囲を拡大③闘い抜いた精神後世へ④時を超えて危機感共有
- 3・17 『メディアアウォッチ』Ⅱ「北大生冤罪事件と秘密保護法の危険性」（池田龍夫）
- 3・20 『世界へ未来へ—9条連ニュース』Ⅱ「スパイ冤罪事件（レーン・宮澤事件）」を知っていますか、悪夢を再来させる秘密保護法を許さない」（関千枝子）
- 3・31 毎日放送「ラジオ報道特別番組」Ⅱ「秘密く今 明らかになる ある大学生の死」
- 4・30 『治安維持法と現代』Ⅱ「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」真相糾明は秘密保護法への警鐘」（福島清）
- 5・3 北海道新聞Ⅱ「レーン・宮澤事件」市民団体が6日集会」
- 5・5 朝日新聞Ⅱ『スパイ冤罪事件』から73年、北大『宮沢賞』創設へ、名誉回復へ遺族側に打診」（日比野容子記者）
- 5・8 毎日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮澤事件、北大が宮沢賞創設 遺族と面会『冤罪』と明言」（久野華代記者）
- 5・8 朝日新聞Ⅱ「スパイ冤罪・拷問・服役…兄は27歳で死んだ、『悲しい思いもう二度



6月15日 毎日新聞「ストーリー」

- と」宮沢さんの妹、北大で講演」（日比野容子記者）「宮沢賞創設 遺族了承、北大、記念碑は結論出さず」（上山浩也記者）
- 5・8 北海道新聞Ⅱ「北大『宮沢賞』を創設、遺族同意『冤罪証明できた』」
- 5・8 しんぶん赤旗Ⅱ「スパイ冤罪『宮沢・レーン事件』被害者遺族が証言 札幌で集い『秘密法廃棄を』」
- 5・11 北海道新聞「社説」Ⅱ「レーン・宮沢事件、検証し語り継がねば」

- 5・15 月刊『不屈』第479号Ⅱ『がん』より国の政治の方が怖いです 秋間美江子」
- 5・18 ほっかい新報Ⅱ「宮澤・レーン事件は冤罪と北大認める 暗黒社会回復を許さない」
- 5・25 北海道新聞「はなし抄」Ⅱ「レーン・宮沢事件」遺族 秋間美江子さん、罪無き人が捕らわれる世の中にしてはならない」
- 6・15 毎日新聞「ストーリー」Ⅱ『スパイ』の呪縛70年—兄は特高にとらわれた」（青島顕記者）
- 7・15 NHK「地方発ドキュメンタリー」Ⅱ「兄はスパイじゃない—北大生の妹73年の苦闘」
- 9・15 日中友好新聞「本の紹介」Ⅱ「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件、引き裂かれた青春』（山野井孝有著）」
- 9・16 しんぶん赤旗「潮流」Ⅱ宮澤弘幸スパイ冤罪事件を紹介して安倍内閣の秘密保護法提出に警鐘
- 9・18 北海道新聞Ⅱ『秘密法制 成立した途端独り歩き』レーン・宮沢事件 警鐘の一冊に、市民団体が出版」
- 10・8 東京新聞「こちら特報部」Ⅱ「戦中の軍機保護法に酷似」と宮澤・レーン事件を紹介
- 10・26 しんぶん赤旗読書欄Ⅱ『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』残酷な事件から秘密法への警鐘」（評者 荻野富士夫・小樽商科大学教授）



7月15日 NHK全国放映

- 10・31 『治安維持法と現代』第28号Ⅱ『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』北海道大学の対応と責任明確化』（福島清）
- 11・9 朝日新聞書評欄Ⅱ『引き裂かれた青春』北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会編」
- 11・12 朝日新聞Ⅱ「レーン・宮沢事件、北大、記念碑建立拒む、名誉回復図るも…理由示さず」（日比野容子記者）
- 12・1 『法と民主主義』（日本民主法律家協会）第494号Ⅱ『宮澤・レーン冤罪事件』の再来を許さない―9条の輝く日本を創ろう！（山本玉樹）
- 12・7 しんぶん赤旗「本たて」Ⅱ『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』紹介

- 12・8 朝日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮沢事件 繰り返すな 北大で市民団体、特定秘密法に警鐘」
- 12・8 北海道新聞Ⅱ「秘密法廃止訴え北大で市民集会 レーン・宮沢事件」
- 12・8 毎日新聞Ⅱ「73年前北大生にスパイ容疑 逮捕の月に秘密保護法施行 届かぬ思い 妹苦悩 札幌で集会」（青島頭記者）
- 12・8 朝日新聞「天声人語」Ⅱ「今から思えば、その明暗に驚く。開戦の日、北海道帝大性が軍事機密を漏らしたとしてスパイの濡れ衣を着せられた。旅の見聞を知人に話したただだった。学生は獄中で病み、27歳で死去。後に「レーン・宮沢事件」と呼ばれ、当局による秘密独占の危うさをまざまざと物語る」
- 12・8 しんぶん赤旗「主張」Ⅱ「開戦73年の決意 平和貫き『戦争する国』許さず」で「宮沢・レーン事件」を紹介
- 12・7 しんぶん赤旗日曜版「本立て」Ⅱ『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会編

◆2015年

- 2・23 しんぶん赤旗Ⅱ「秘密保護法へ集会 スパイ冤罪事件 北大生の命日」
- 2・24 毎日新聞Ⅱ「元北大生宮澤さん命日 特定秘密法を考える 新宿・講演に100人参加」（青島頭記者）
- 2・26 しんぶん赤旗Ⅱ「戦争反対運動進めよ

- う 共産党登山者後援会が講演会」
 - 5・1 『千葉市革新懇だより』Ⅱ「山野井孝有に聞く」
 - 5・8 NHK「札幌ニュース」Ⅱ「北大の宮澤賞 10人受賞」
 - 6・15 月刊『不屈』第480号付録Ⅱ「宮澤・レーン事件を学ぶ 第22回八王子支部大会」
 - 8月 『えるむ』（北大学生委員会発行）Ⅱ「平成27年度北海道大学宮澤記念賞の授与式が6月26日に行われた」
 - 12・1 北海道新聞Ⅱ「秘密保護法あきらめない 完全施行『民主主義揺るがす』で宮澤・レーン事件を紹介
 - 12・7 北海道新聞Ⅱ「秘密保護法、戦争法廃止響く訴え」記事で12・6集いを紹介
 - 12・9 毎日新聞北海道版Ⅱ『宮澤・レーン事件』と現代の共通点指摘 札幌で考える集い」（千々部一好記者）
- ◆2016年
- 2・24 しんぶん赤旗Ⅱ「戦前の北大生事件で集い『えん罪犠牲性忘れぬ』」
 - 12・26 毎日新聞夕刊Ⅱ「一にも二にも平和、真珠湾当日北大生の兄逮捕、首相訪問に願う」（秋間美江子インタビュー）
- ◆2017年
- 2・23 毎日新聞Ⅱ「無念の死70年墓前に誓い ゆかりの人たち『事件忘れない』。北海道新聞Ⅱ「レーン・宮澤事件 風化防ぐ、宮

澤さん命日『共謀罪』反対訴え」

3・9 朝日新聞「駒野剛記者が「ザ・コラム」

で「自由・人権と国家 不都合な真実に牙むく権力」と題して「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を紹介。

5・28 しんぶん赤旗「宮澤・レーン事件の教訓をいま」（山本玉樹・考える会代表幹事インタビュー）

7・20 しんぶん赤旗「えん罪もう二度とレーン夫妻を語り継ぐ」（考える会主催つどい紹介）

8月号 学習の友「青春を引き裂いた弾圧」北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件」（福島清）

12・8 北海道放送「76年前のスパイ冤罪事件 語り継ぐ者たち それぞれの思い」

旅行好きの日本青年と
米国人教師との
人間的交友がスパイ化
された、そして
彼らのすべてが
打ち砕かれた

【主な証言者】
●秋元健一（映画監督、記録映画の業績）
●フォスコ・マラーニ（イタリア人邦字書・言語の教員）
●土田誠吉（身護士・事件の裁判所に協力）
●山下新治郎（新聞記者・国家秘密法を取材）

いま初めて映像化される
「国家秘密体制の爪痕」

レーン・宮沢事件—もうひとつの12月8日—

カラー50分
定価6000円
VHS

●企画=ビデオ制作委員会
町田市中町3-2-1 カトリック町田教会 大意気付
TEL・FAX0427-22-0360

●演出=秋元健一 ●制作=ビデオプレス ●制作年=1993年12月
●時間=50分 ●定価=6000円

ISBN 87714 176 6 C0536 P01806

1993年に制作されたビデオ「レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日」。フォスコ・マラーニをはじめ、当時を知る関係者の証言が記録されている貴重な記録である。

本会刊行目録 (全資料目録から抽出)

引き裂かれた青春 戦争と国家秘密

市販図書 花伝社 324ページ 2014年9月5日刊



第1部Ⅱ冤罪の真相、第2部Ⅱ冤罪事実の条条検証、資料編Ⅱ判決全文、軍機保護法全文、年表 特別添付Ⅱ重要事項索引(別冊)。申し込みはFAX、メールで本会事務局まで。
送料税込み2300円。後払い。

スパイ冤罪 宮澤・レーン事件
真相を知ってほしい

冊子(第一パンフ) 112ページ 2013年2月22日刊



宮澤・レーン事件

冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判

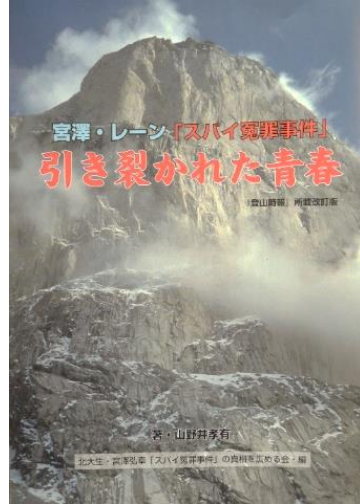
冊子(第二パンフ) 130ページ 2013年10月10日刊



宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」

引き裂かれた青春 『登山時報』連載（山野井孝有著）改訂版

冊子（第三パンフ） 29頁 2014年2月22日刊（第一刷）
25頁 2014・7・1（第二刷）



宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」

北大のとった処置と責任 第一パンフ補訂版

冊子（第四パンフ） 32頁 2014年2月22日刊

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」

北大に求めた処置と責任 第一パンフ補訂第二版

冊子（第五パンフ） 45頁 2015年12月8日刊

会報別冊 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件

真相を究め広める取組み 軌跡と展望 付・花伝社刊索引

冊子（第六パンフ） 72頁 2016年8月15日刊

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」

活動記録と資料集

合本 149頁 2016年8月15日刊

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」

真相を広め、「秘密保護法」を廃棄するために

リーフレット 2014年2月22日刊

北大生の皆さん、全国の皆さん

リーフレット 2014年2月22日刊

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」

二度と許すまじ！秘密保護法・戦争法は廃棄せよ！

リーフレット 2016年4月6日刊

秘密保護法・戦争法・共謀罪法 即刻廃止せよ！

リーフレット（ハガキ大） 2017年9月4日刊

千代田区労働組合協議会と連名版

会報

2013年2月4日～2016年8月15日

会報（合本）

2013年2月4日～2016年8月15日

事務局たより

2016年9月16日～2018年1月22日 発行継続中

「事務局たより」番外編 《札幌・東京事務局から》

「英雄」ではない 引き裂かれた青春

根岸 正和（事務局・札幌）

1946年11月3日、日本国憲法が公布されて71年を経た今日、一条一句変えることなく国民の生活に根づいている。一度も戦火を浴びることなく、また、問題をかかえながらも、日本は武力を笠に言い分を通す国ではないと知れることで、からくも諸外国の信頼を得てきた。テロの標的にされないことで、それは証明されている。

しかし安倍独裁ともいえる近年の政局は憲法の平和を危うくしている。特定秘密保護法を強行成立させ、PKOを歪曲して海外に武装・自衛隊を出動させ、ソマリアでは危機一髪にまで瀕した。

さらには戦争法（安保法制）、テロ防止対策の名のもと共謀罪法を成立させ、防衛省

には5兆円を超える防衛費予算案を計上させ、900⁺を飛ばす巡航ミサイルをアメリカから押し売りされ、その一方では、沖縄の永久基地化を強行している。沖縄では翁長知事や県民の大半が新基地建設反対の声をあげているのを抹殺、ピケを張る住民に対し「土人」と蔑み、国の沖縄振興予算（平和予算）を減額している。

この危うさは隣国との関係にも及んでいる。北朝鮮の核実験やロケットの飛翔物体にはJアラートを鳴らし、避難訓練までに騒ぎを拡大するなど異常に過ぎる。確かに、北朝鮮は予測し難い危険を振りまいているが、これを逆手に、国内世論をむりやり誘導しようとする底意が明らかだ。自衛隊に強力なミサイルを配備することは、自ら標的存在を公言することになる。既に憲法第九条は条文の限界を超える危う過ぎる軍体制下にあるといえよう。

2018年の冒頭に出た北朝鮮対アメリカのトップ同士による核ボタン操作の安易な火遊びは人類にとって最大の脅かし危険要素である。日本は「核の傘」下にあると

の理由で「核兵器禁止条約」締結にも反対した。安倍内閣は、現憲法をアメリカによる押しつけというが、安倍内閣こそ、アメリカによる戦争政策の押しつけを唯々諾々と歓迎している。

1941年12月8日、当時の憲法は大日本帝国憲法といった。天皇を「神聖にして侵すべからず」と位置づけ、天皇の号令一下、真珠湾無通告爆撃を敢行した。ハワイで一服中の兵員や戦艦や基地一帯を無差別に爆撃、これを「大本営発表」として過剰宣伝することで、国内を「大勝利に沸く日本」に仕立て上げ、軍国日本とした。

この同じ日、北海道帝国大学工学部学生・宮澤弘幸ら111人（最終126人）が外謀容疑（スパイ）で検挙され、身柄拘束された。逮捕状抜きで、拘束理由さえ明示されず「何が何だか理解が出来ない突然の出来事」だった。アメリカへの奇襲と同時の日本国内においても突然襲いかかってきた国家権力による犯罪である。

これが冤罪だったことは、先達・上田誠吉弁護士による告発をはじめ、本編刊行によっても明らかにしてきているので、小欄で繰り返すことはないが、天皇国家・軍事政権に反旗をかざす者、いや、それどころ

か、目障りなものは全て処罰し排除する思
い上がり、際限のない残虐性は何度糾弾
しても収まらない。

それは敵味方関係なく、憲法にも関係な
く恣いままに自己に絶対の体制を作ってい
く。緊急事態、戦時体制の傘の下、軍機保
護法の改悪から始まって、国防保安法、戦
時特例法、治安維持法、国家総動員法と枚
挙にいとまなく、手前勝手に法令を制定し
外堀を埋め、本丸をたやすく解体する。日
本の歴史、あえて戦国時代に遡らなくても
虎の巻となって教えてくれている。

その惨禍は全て国民に被さる。何の罪も
ない忠良な臣民さえ罪人にする。

宮澤弘幸という、青春真っ只中の大学生
に対して、思想的にはごく普通の軍国少年
だった若者に、突然、懲役15年という重罪
判決を下した。罪なき者に罪を着せるには
拷問がある。見せしめ以外の何物でもない
だろう。国民には身震いするほどの恐怖を
覚えさせ委縮させる効果があった。青春を
引き裂く国家犯罪の恐ろしさである。

ただ、この国家権力による犯罪を広く伝
えるにあたって気になることがある。国家
の残虐性を強調する裏返しなのか、国家の
残虐に耐え抜いた宮澤弘幸を「英雄」とし
て位置付ける風が見られることである。彼

の何を指して「英雄」としているのか前後
の文脈が不明なところもあるが、なぜ普通
の学生ではないけないのか。彼の学生時代の
行動からはスポーツマンであり、旧満州を
旅行したり、戦車にのってみたり、知見を
広めようとする普通の学生であった。

彼を英雄視しようとする人たちの論考な
どをみると、拷問に耐え抜いて一切の自白
を拒否したとか、自身の身に迫った危機を
顧みず師との信義を重んじた、果ては反天
皇制への芽とまで強弁している。この強弁
自体が正確さを欠いているが、仮に、一人
の若者を英雄にすることで、自分らの主張
や立場を正統化する底意があるのなら、天
皇を神聖不可侵にして軍国日本に走った先
兵たちと重なり、嫌な気分になる。

負けるときは負けても、勝つ

わたしは、負けるときは負けてもいいの
ではないかと思っている。拷問に耐え切れ
ず、特高に言われるまま虚偽の自白をした
として、誰が非難できるだろうか。我が身
可愛さを優先して、何にもとるのか。いま
安全地帯にいる私たちに言えることなど何
もないと思う。

かつて1959年、毎日、朝日、読売の
新聞・全国紙は北海道進出にあたって激戦

を展開した。その裏では激的なコスト削減
が策され、毎日新聞は別会社とした。一番
のしわ寄せは人件費で、現地で採用した労
働者の賃金、労働条件は東京採用よりも格
段に低く最悪の環境だった。今日社会的問
題となっているブラック企業である。

必然的に労働組合が結成され、わたし自
身も執行委員長として先頭にたったことも
あるが、正直いつて負け続けた。差別
の根源である「別会社植民地政策」は日本
が中国を侵略し現地住民を弾圧した政策と
同根であり、企業には企業の論理があるの
だろう、生易しいことではなかった。

しかし個々の局面では負け続けながらも
挫けたことはなく、20年の軌跡を経て19
77年10月、差別撤廃闘争に堪え、全員が
毎日新聞社員同格の権利を獲得した。この
間、一人の英雄もなく、つらくともせず、
ただただ労働者としての団結を信じ、気が
つけば巨大なパワーとなるエネルギーが蓄
えられるなど貴重な体験をした。一企業で
あっても、不正を糺し、労働者が団結して
闘うならば、必ず道は拓かれるのだ。国家
が歴史に逆らい、如何に国民を欺いても、
必ず真つ当な結果が下るものである。

いま、そんなことを思いながら、本編刊
行に加わっている。

九条改憲阻止へ

「国会へ行こう！」

水久保文明（事務局・東京）

既に紹介されているように、80年代の「国家秘密法」制定の謀略は阻止できた。その牽引車となったのはマスコミ労働者だった。当時、私は毎日新聞労働組合の専従書記で、千代田区労協の役員の一人として、この反対運動にかかわっていた。

「国家秘密法粉碎千代田共闘会議」という、ものものしい名称だったが、東京・千代田区内の労働組合や民主団体、法律事務所（弁護士）などに呼び掛けて反対組織を立ち上げた。同時に労働組合にはスト権を立てて闘うことを呼びかけた。それに即座に responding してきたのが新聞、出版、放送などマスコミ関係の労働組合だった。私の所属する毎日新聞労組も、賃上げなどのスト権と合わせ「国家秘密法阻止スト権」を立てた。

運動を広げるため、新聞への意見広告掲載の取組みを始めた。当時、この運動は新しい試みだった。呼びかけ人を募り、カンパ集めに奔走した。2000万円近く集まり、朝日、毎日両新聞への掲載に成功した。

そのときの呼びかけ人の一人に明治大学弁論部の部長がいた。言論・表現の自由の危機に学生たちも立ち上がったのだ。その部長がいま、日本体育大学の教授の清水雅彦さんだ。秘密保護法反対の運動の中で、清水さんと再会したことに驚きを禁じえなかつたし、ぶれることなく言論・表現の自由を守るために闘いつづけていることに、感嘆した。清水教授をはじめ当時の方々との接触は私の自慢となっている。

この「国家秘密法粉碎千代田共闘会議」はその後、小選挙区制反対、拘禁二法反対、PKO反対などの課題に取り組み、現在では「平和と民主主義を推進する千代田の会」として、悪法阻止の運動に引き継がれ、活動を継続している。

秋間美江子さんとは2002年に、2泊3日の旅をご一緒した。山野井孝有さんの長男で、登山家の山野井泰史さん夫妻が植村直己冒険賞を受賞し、その式典（兵庫県・日高町＝現・豊岡市）に同行したときのことだ。当時、秋間さんと山野井さんの関係は聞いていたが、宮澤弘幸さんの冤罪事件のことは全く語らなかつた。だから「真相を広める会」で出会った時は驚きだった。

「真相を広める会」の運動での成果の一つは北大に冤罪だったと認めさせたこと

だ。さらに連動させて、大学の公式史に記載を約束し、語学に優秀な学生を対象に「宮澤賞」を設けたことは大きい。

「真相を広める会」の発足時目標の一つに「宮澤弘幸さんの名誉回復」を北大に求める、がある。北大が冤罪を認め、関連事業を構えたことは、その「行間」において名誉回復がなされたと理解している。

名誉回復の方法には①復学・卒業②謝罪③慰謝料の支払い——などが考えられる。卒業は宮澤さんが既に亡くなっているから意味をなさない。謝罪は大学にとって、戦前の先輩たちを批判することになる。これはある意味、当局にとっては屈辱的であり一番難しいだろう。慰謝料は算定基準すらなく、現実にはそぐわない。

これらの観点から冤罪を認め、大学史に明記し、「賞」を設けたことは、北大としてぎりぎりの「名誉回復」作業だったと読み取れる。もちろん、だからと言って誤解を招かないために敢えて申し上げておくが、これで宮澤弘幸さんへの北大の対応が免罪されるとはさらさら思っていない。

心残りは「心の会の碑」（仮称）の建碑運動が頓挫したことだ。1159人もの賛同を得たが、実らなかつた。この運動は東京からは隔靴搔痒で、札幌の皆さんを軸にお

任せずるしかなかった。とりわけ、全北大人の力が不可欠だった。「真相を広める会」の幹事会でも議論になったが、出来なかったことは残念だが、まだ可能性はある。沖繩の人たちの金言に「勝利すること、それは諦めないこと」がある。建碑運動の再興は可能だと思われ、期待したい。

軍靴の音が近づいている。憲法に自衛隊を明記という動きがそれだが、なんとしても止めなければならぬ。安倍政権はこの間、戦争への三つのアイテムを国会での数々を待んで違法・無法な手段で手に入れた。

特定秘密保護法、戦争法(安保法制)、共謀罪法がそれだ。その仕上げが9条改憲なのである。これは許してはならない。

戦争法(安保法制)が強行された日を忘れない。毎月19日には国会を中心とした行動が粘り強く展開されている。私自身も皆勤とはいかないが、精勤に近く参加している。高校生のときには「戦争で殺されるより、戦争反対の運動で死にたい」と公言してはばからなかったが、いまこそその実践の時かもしれない。

「国会に行こう！」を2018年の流行語大賞にしたいと本気で念じている。

そして既に始めていることだが労働組合が憲法改定反対のスト権を立てること。千

代田区労協の大会で「労働組合は賃上げなどの要求実現をめざす組織で、平和や民主主義問題に取り組むのはいかなものか」という質問が出たことがある。

私は「もし戦争が起きた場合、労働組合そのものが否定されるし、賃上げどころではなくなる。平和を守ることが、くらしを守ることであり労働組合を守ることでもある」と答えた。その立場から、改憲反対スト権の必要性を強調していきたい。平和は、連合だの全労連だのと対立していられない重要課題であるからだ。

世界が注目、平和問題への対応

改憲推進派は、いま現行9条はそのまま、新たに第2項を設け、そこに自衛隊を明記することを描いている。手元に「美しい日本の憲法をつくる国民の会」(千代田区平河町・共同代表 櫻井よしこ、出久保忠衛、三好達)が作ったチラシがある。「憲法に自衛隊を明記しよう！」という主見出しで、自衛隊の活動を紹介している。

写真付カラー刷りで、①365日24時間日本の守りに専念②国際平和協力に、世界各国で貢献③国民の暮らしを守るため、年間500回の災害救助活動へ——という主張だ。つまり、こういう自衛隊だから、憲

法に明記すべきだという訳だ。

この手法は「加憲」といわれ、憲法に新たな項目を追加する方式だ。ところが不思議なことに、なぜ明記する必要があるのかという主張が一行もない。改定の理由を説明していないのである。

加憲方式は、17年5月に安倍首相が言い出したことだ。なぜ加憲なのか。それは現行9条の平和条項は既に国民に浸透・定着しており、これを変えるのは困難と判断したからに他ならない。だから、明記の理由を避け、またしても国民を騙そうとしているのである。

一方で首相は「明記しても自衛隊は何も変わらない」と言う。だったら明記の必要はない。かつて、軍機保護法を改定・強化するとき、帝国議会で「冤罪防止」の歯止めとなる付帯決議を付けた。が、それは空文にされた。「自衛隊は何も変わらない」という言葉と、この問題がオーバーラップするのは私だけだろうか。

本意は、明記することによって9条の平和条項を骨抜きにしたうえ、自衛隊の武力行使を公認し海外派兵を始め、戦争への道を開こうとしているのだ。2018年、日本国民は世界の人々からも平和問題の対応が注目される。まさに正念場である。

編集後記にかえて

福島 清(事務局・東京)

本会は、本件スパイ冤罪事件を糺すとともに、「秘密保全法」(↓特定秘密保護法)立法阻止を目的に、2013年1月29日、札幌で結成した。以後、目的達成のために持てる力を結集して運動を展開し、2015年12月、活動総括を行って組織的活動の中断を決定した。

続いて2016年8月、幹事会は解散するが、事務局(福島清、根岸正和、水久保文明)を存続しての活動継続を決定し、以後、会員にはメールとホームページで全活動の共有を願い、現在に至っている(詳細は「第二部・資料 総括と決定」の項参照)。

以下、事務局を担当した一人として、本会発足準備段階から、今回の「総資料総目録」発行にいたるまでの経過とこの運動の中で実感したことを記して、編集後記としたい。||文中敬称略。

本会結成から現在まで

2012年11月12日、新宿・常圓寺で秋間美江子・山野井孝有(たかゆき)

の北海道大学訪問報告会を開催した。準備に当たった山野井、福島清、水久保文明(千代田区労協)は自民党画策の秘密保全法を阻止するには、宮澤弘幸の残酷な体験を共有する何らかの組織を結成すべきだと考え、報告会の最後に「北大生・宮澤弘幸さんの戦時下のスパイ冤罪究明と名誉回復を求める会」(仮称)結成を呼びかけた。成り行きから事務局長を引き受けた。(本稿末尾に報告会関連文書)

直ちに結成準備に入った。北大OBで既に「スパイ冤罪事件」の調査・追及をしていた北大OBの山本玉樹、毎日新聞労組OBの大住広人、刈谷純一、橋本修二、根岸正和、秋間美江子と旧知の坂本和昭、登山家の寺沢玲子が幹事に就き、結成となった。途中から奥井登代、北明邦雄の両北大OBも幹事となった。この間の2015年8月、志半ばの橋本修二が亡くなった。

「総資料総目録」の目的

結成以降、2017年末までの運動の到達点を踏まえて更なる活動提起を期したのがこの「総資料総目録」である。

運動の過程で強く再認識したのは、国家権力犯罪の卑劣さ残酷さである。同時

にそれゆえその痕跡を徹底的に廃棄した陰險さである。77年を経た今、再びそれが繰り返されている。

安倍政権になってその動きは加速している。戦争への道を暴走する安倍政権の政策遂行姿勢は、嘘・傲慢・卑怯・隠蔽に満ち、まさに「国家権力犯罪」の様相である。昨年発生した「モリ・カケ」問題国会審議における一連の答弁は、その証明だ。「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもの」(憲法前文)という不可欠の認識、さらに歴史の審判に託すべく全記録を残すという姿勢はゼロだ。

そうである以上、本会活動で知り得た事実には細大漏らさず記録として残り、今後の活動に生かすべきと考えた。これは北海道大学に関しても同様である。北大現当局の本会と本事件への対応は「真理によって立つ自主独立の自修心を追究する」との建学精神に悖ると言わざるを得ないとの視点からである。

『総資料総目録』作成では、徹底調査にあたった大住広人に負うところが大きい。事件の真相は、時として風化し、思い込みによって隠されたり、誤解もされる。これを克服するには、徹底した事実確認しかない。第一部「論考」が指摘す

る「正確に伝えたい」事項、第三部「目録」にある戦前の関連法規から、事件に関わる著作・文献等の調査・分類は、文字通り次なる展開への資料となる。

加えて「真相を広める会」の発足の動機・準備段階から活動経過等も、全てを記録として収録した。運動に携わった者たちの熱い思いと行動、そして、呼びかけに応じて自覚的に参加した人々の息づかいもまた、次なる展開への決意でありメッセージとなっていくからだ。

次なる展開への提起と意見

以上を踏まえて、事務局担当の一人として、次なる展開への問題提起と意見をまとめておく。

第一は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に対し問題意識を持って行動された方々の先見性と努力への敬意である。本編では、その代表として、上田誠吉、秋間浩、山野井孝有の三氏を紹介した。1980年代に画策された国家秘密法が特定秘密保護法として浮上し、その成立を許した今、国家秘密法の危険性を徹底して暴き、後世への警鐘としてその記録を残した上田誠吉弁護士功績はいうを待たず、優しさに満ちたその文章は後に続

く者たちへの遺産でもある。

秋間浩の科学者としての冷静な視点と妻・美江子への励まし、山野井孝有の事柄の本質を暴く直感的な視点は、紹介した通りだ。さらには、共に事件を発掘報道し、運動を支え発展させた多くの北大OBはじめ関係者がいる。手弁当で集会・行動に参加してくださった方々、カンパを寄せて運動を共有してくださったみなさまの努力に敬意を捧げたい。

第二は、本会が編集・発行したパンフレットに加え、花伝社の協力を得て刊行した『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』は、上田誠吉弁護士の著作を踏まえて、冤罪を知らなかった人たちに広く知らせる上で高い評価を頂き、決定版として残すことができたことである。

これに加え、今回の『総資料総目録』は、これら成果を踏まえたものであり、何よりも国家権力の犯罪を徹底して告発する運動と闘いのために、そして北大に正面から「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に立ち向かわせるための運動を進展させるために、さらにはジャーナリストや研究者たちが国民弾圧の事実を広く国民に知らせていくために、広く活用して欲しいと願うものである。

第三は、北大関係のみなさんには、無礼かも知れないが、1980年代の国家秘密法反対運動の折には、なぜ北海道大学に対して調査と責任明確化の要求がなされなかったのか、である。

記録によれば、レーン夫妻は1951年に北大復帰がなったが、宮澤弘幸については無視を続けた。1987年7月9日には札幌で札幌弁護士会主催の「国家秘密法に反対する市民集会・宮澤事件の真実」が開かれ、秋間夫妻が出席した。夫妻は以後も7月11日・北大生活協同組合、13日・函館弁護士会、14日・旭川弁護士会のそれぞれ主催する国家秘密法反対のための集會に出席している。

さらに1993年12月には、フォスコ・マライーニをはじめ、宮澤を知る多くの関係者の貴重な証言が記録されたビデオ『レーン・宮澤事件―もう一つの12月8日』が制作・発行された。

それでも北大が宮澤弘幸に関して学内調査した形跡はなく、それを求める運動も組織されていない。北大内部から「調査報告Ⅱ宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考―北海道大学所蔵史料を中心に」が発表されたのは、ようやく2010年10月のことだった。

本会が開催した集会などで、参加した北大OBから、レーン夫妻に学んだことを回想する一方、同夫妻が弾圧されたこと、まして宮澤弘幸が冤罪で苦しんだことは、まったく知らなかったとの発言がなされたのは驚きだった。

なぜ、多くの関係者が健在だった80年代に、北大当局に対して宮澤弘幸に関する徹底調査を求め、宮澤弘幸を守ることができなかった責任を糺す要求ができなかったのか、疑問として残っている。

北大は2013年5月になって、ようやく再調査した結果を、見つかった文書を以て送付してきた。なぜこうした基本文書すら、これまで探さなかったのかという疑問も依然として残る。

だからこそ、北海道大学の姿勢を問い続ける行動の重要性を強調したい。

進められた連帯行動

第四は、国家権力犯罪を糺す運動との連帯である。率直に言って、山野井孝有から聞くまで、北大で起きたスパイ冤罪事件は全く知らなかった。そして真相を広める活動の中で、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟とその活動の一端を知った。札幌での結成集会には、宮田汎・北

海道本部会長が参加されたのをはじめ、同盟のみなさんは、本会の活動を注目し全面的に支援してくれた。

さらに同盟が発行した「治安維持法体制下の弾圧(1) 虐殺―国家権力の犯罪」と「治安維持法体制下の弾圧(2) 獄死者―国家権力の犯罪」と題した二冊のパンフレットを知った。「虐殺」パンフには、2014年5月現在として95人の氏名が掲載されている。

同盟は、治安維持法下の弾圧犠牲者の発掘調査を今なお徹底して追及している。同時に、治安維持法犠牲者に対して一日も早い名誉回復・謝罪と国家賠償を求めて、運動を展開している。本件冤罪事件の活動も、その一環と位置づけていくべきだと考える。

第五は、本会の今後についての私見である。本会活動の一つに、韓国・慰安婦報道記事を「捏造した」との不当な攻撃と闘う植村隆・元朝日新聞記者の裁判闘争支援がある。東京では西岡力と文藝春秋社、札幌では、櫻井よしこ、新潮社、ワック、ダイヤモンド社が被告だ。

問題は「捏造記者」攻撃の不当さに加えて、植村隆の家族や勤務先大学への組織的な攻撃が行われたことである。これ

は「スパイの家族」攻撃と同質だ。だからこそ、この裁判は徹底勝利を勝ち取る事が重要である。

米軍占領下の現実直視を

第六は、2018年最大の政治課題となる「安倍壊憲」との闘いだ。ひたすら憲法改正を叫ぶ安倍首相らが徹底して隠蔽していることがある。それは、日米安保条約の下、日米地位協定―日米合同委員会によって、日本は、いまなお「アメリカ軍の占領下にある」という現実である。これこそは、アメリカによる無限の押しつけだ。

この視点に立てば、沖縄辺野古・高江での米軍基地建設、日本全土が米軍基地化されている事実、トランプに武器を買えと言われて無条件に従う日本政府の姿勢の根源が明確に見えてくる。「憲法改定の前に、アメリカ軍事支配を断ち切れ」と主張し、そのための運動を起さすべきではないだろうか。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の本質が戦争への道に続く弾圧である以上、戦争への道を阻止する闘いは、そうあるべきだと考える。

押しつけを承知で、参考図書を紹介し

ておきたい。「検証『地位協定』日米不平等の源流」(琉球新報社・地位協定取材班)「本土の人間は知らないが、沖縄の人はみんな知っていること」(須田慎太郎、矢部宏治)「日本はなぜ、『基地』と『原発』を止められないか」(矢部宏治)「日本はなぜ、『戦争ができる国になったのか』(矢部宏治)「本当は憲法よりも大切な『日米地位協定入門』(前泊博盛)「検証『法治国家崩壊―砂川裁判と日米密約交渉』(吉田敏浩+新原昭治、末浪靖司)「知ってはいけない―隠された日本支配の構造」(矢部宏治)『日米指揮権密約』の研究」(末浪靖治)「スノーデン、監視社会の恐怖を語る」(小笠原みどり)『日米合同委員会』の研究」(吉田敏浩)

*

最後に、本会の事務局を置かせていただいている千代田区労働組合協議会に感謝したい。小林秀治議長はじめ常任幹事のみなさんは全員が本会の会員となって本会の集いやビラまきなどの宣伝行動、ホームページの維持管理を担ってくださっている。自覚的労働者たちの支援は本会活動継続の大きな力である。感謝を込め、引き続き支援を要請したい。

◆

本会結成にいたるまでの経過はパンフ等に記録されていないので、運動出発の原点としてここに記しておきたい。運動が孵化するときのときめきを感じさせる資料として参考にして欲しい。

【北海道大学訪問報告会開催案内】

悲劇を繰り返させないために

秋間美江子さん、山野井孝有さん

北海道大学訪問報告会のご案内

いま「秘密保全法」が国会に提出されるようとしています。上程されれば、民・自・公の多数で即決されてしまいます。何としても上程させない運動が急務だと、新聞労連、自由法曹団などが訴えています。

「秘密保全法」が国民に何を強要するか――。それを具体的に証明する事実が、かつてありました。山野井孝有さんが「我慢できない、許せない」で訴えた、『悲劇を繰り返させないために―北大生・宮沢弘幸「スパイ」事件の真相を訴える―』です。

2012年10月25日付「毎日新聞・北海道版」「北海道新聞」をご覧になってください。同様の記事が、朝日新聞(北海道版)に掲載され、11月2日朝6時のNHK「おはよう日本」でも約10分間、報道されました。

この「宮澤・レーン事件」の当事者、宮澤弘幸さんの妹・秋間美江子さんが、まだ日本に滞在中です。

そこで、秋間さんと、長年にわたって秋間さんと交流し、今回の北海道大学へも同行した山野井孝有さんを囲んで、別紙のように報告会を開催することにしました。

悲劇を繰り返さないために……。秘密保全法国会上程を阻止するために……。会場の常円寺は、宮澤家の菩提寺であり、宮澤弘幸さんもここに眠っています。ご都合をつけて、ご参加くださいますよう、呼びかけます。

2012年11月4日

石井忠治、岩田健一、大住広人、大貫安弘、小川忠男、田場武勝、田村徳章、戸塚章介、福島清、水久保文明

【2012・11・12 報告会報告】

「秘密保全法」を阻止しよう／北大
生・宮澤弘幸さんのスパイ冤罪の名誉
回復／秋間美江子さん・山野井孝有さん
北海道大学訪問報告会

「スパイ冤罪で逮捕された北海道大学生・宮澤弘幸さんの悲劇を繰り返させないために―秋間美江子さん・山野井孝有さんの北海道大学訪問報告会」が、11月12日、宮澤弘幸さんが眠る新宿・常圓寺で開かれ、長年、真相究明に取り組んできた山本玉樹・北海道大学総合博物館資料研究員をはじめ、上田誠吉弁護士と一緒に調査にあたった藤原真由美弁護士ら30人以上が集まった。明珍美紀・元新聞労連委員長、東海林智・前新聞労連委員長は毎日新聞記者として、また十勝毎日新聞東京支社の池谷智仁記者も取材した。最初に、85歳になる宮澤弘幸さんの妹・秋間美江子さん（コロラド州在住）を支えてきた山野井孝有さん（毎日新聞OB）が、この事件の真相と今回の北海道大学訪問に至る経過を報告した。詳細は山野井さんが書いた「我慢できない、

許せない」を参照して欲しい。

秋間美江子さんは「私のような人間を再び作らないように、みなさん頑張ってください。私が最も愛する日本の国のことに一生懸命になって尽くるだけ尽くしますから。でも私の力は小さいですから、みなさん是非お願いします」と訴えた。

山本玉樹さんは、上田誠吉弁護士の著書「ある北大生の受難―国家機密法の爪痕」と、北大遠友学舎公開講座で講義した宮澤・レーン事件に関する膨大な資料を手に、上田誠吉弁護士と一緒に北海道で長年にわたって宮澤さんの事件の調査・告発を続けてきた活動を報告し、「北海道大学関係者は、平和と真理について Be Ambitious でなければならぬ。真理を壊す者に対して、闘っていかねばならない」と訴えた。

東京合同法律事務所の藤原真由美弁護士は「スパイは007の映画のように、どこかにいるのではなくて国家が作るのです。国家が作った秘密を知ろうとする好奇心や知的意識を持っている人がスパイとされるのです。宮澤弘幸さんの事件を調べていくと、何がスパイ行為なのかは全く分からないのです。当時の判決文は焼却処分されてしまい、この事件を担

当した検事、裁判官、弁護士に聞いても何も話してくれないのです。上田誠吉弁護士は『何が秘密か、それが秘密だ』と言っていました」と、国家機密なるものの本質を分かりやすく解説した。

国民救済会の山田善二郎さんは、予科練を志願した軍国少年だったが、戦後は英語ができるのでアメリカのスパイ組織であるキャノン機関で働いた当時起こったプロレタリア作家の鹿地亘の拉致監禁事件と、アメリカのスパイ養成等について、生々しい経験話を話した。

会場からは、治安維持法国家賠償同盟の藤田廣登さん、1950年のイールズ闘争時に退学処分を受け、現在は三鷹事件真相追及活動をしている梁田政方さんがこの事件の重要性を訴えた。

最後に呼びかけ人の一人である福島清が、北海道大学に対して事件の真相究明と、宮澤弘幸さんの退学処分取り消し・名誉回復を求めていくために、北海道在住の関係者と協力して「北大生・宮澤弘幸さんの戦時下のスパイ冤罪究明と名誉回復を求める会」（仮称）を結成して、秘密保全法を阻止する闘いと結び付けて運動を起こすことを提起し、参加者に協力を要請した。

花伝社刊『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』索引

<宮澤弘幸の言動にかかる事項>

生まれと育ち 70
網走の冬 107 108 123
生命への意欲 16 119
戦車を習ふ 74
大陸一貫鉄道論 73
南京虐殺 141
マライーニと再会 116 117 140
満州を巡って 73
北方民族と 190
信義と愛と 20 40
拷問・虐待 47
裁判 60

<冤罪被害者と家族（宮澤弘幸は頻出につき除く）>

レーン(ハロルド) 10 20 23 24 25 31 33 35 38 39 40 41 45 46 52 53 55
56 75 76 78 93 97 110 112 120 121 122 151 152 168 191 199 200
204 233 237 238 239 240 241 242 243 245 246 248 249 251 252 253
255 257 258
レーン(ポーリン) 10 23 33 38 41 52 55 56 76 78 91 92 97 109 110 114
120 121 122 152 168 181 204 213 217 218 234 237 238 239 240 242
243 245 248 249 255 257
ポーリン・ローランド・システア・レーン 76
レーン(ゴードン) 152
レーン夫妻 10 16 17 20 21 24 25 29 30 31 32 34 36 38 40 41 48 50
53 58 71 75 77 78 79 80 85 91 92 93 94 95 97 109 110 111 112
113 114 120 137 138 140 141 145 148 151 154 168 169 191 208 213
218 219 221 223 233 235 239 240 241 243 245 246 247 248 249 252
渡邊勝平 11 29 32 41 42 43 44 52 56 57 90 91 92 213 216 217 218
219 220 234 235 238 239 244 245 246 247 248 250 251 252 253 259
丸山護 11 29 32 41 42 44 52 56 90 91 148 216 217 218 220 221 234
235 238 239 247 248 259
黒岩喜久雄 11 22 29 33 41 43 44 50 52 56 85 90 92 93 94 95 185 221
223 234 235 238 239 249 250 251 253
石上茂子(シゲ) 11 29 41 90 93 95 96 148 223
大槻ユキ 11 96
ダニエル・ブルック・マッキンノン 11 96 112 113
イーチェンヌ・ラポルド 11 96 97 148
内田ヒデ 77 78
冤罪の被害者 10 11
ジョージ・ミラー・ローランド 76
バーヂニア 35
アール・マイナー 35
マジオリ・レーン(マジョリー) 39
ヘンリー(ハロルドの父) 76 113 152
ヘレン・グッドリッジ 76

ウイリアム・モリス・システア 76
 ドロシー 113
 キャサリン 113
 宮澤雄也 69 70 78 118 119 120 123 125 126
 宮澤 晃 69 70 118 119 123 125 131
 宮澤とく 69 70 105 115 120 122 123 124 125 126 127 128 129 133 136
 140 141
 昭子 125
 秋間美江子（宮澤美江子） 15 16 19 20 47 69 70 103 115 120 123 124 125
 126 127 128 130 131 135 139 161 260 262 263
 秋間 浩 70 124 127 128 129 130 140
 渡邊ジュン 213
 渡邊孝彦 213
 徳田鐵三 213

<その他の人物（50音順）>

安倍晋三 7 8 155 156 160
 石戸谷滋 119
 石原莞爾 73
 一宮房治郎 203
 逸見勝亮 260
 伊藤宗一郎 128
 犬養 毅 78
 井上高聡 88
 今村美代子 114
 今村勝弘 114
 五十嵐 124
 岩倉具視 99
 上田誠吉 6 9 22 26 44 48 60 79 90 92 94 102 112 129 135 136 140
 161 190 231 259 260 262
 内村鑑三 97 100 101
 宇都宮勤 90 91
 宇都宮仙太郎 91
 植村直巳 130
 エマーソン 99
 遠藤 毅 192
 H・B・ストウ 99
 大内兵衛 150
 大條正義 34 35 37 75
 大山文雄 189
 太黒マチルド 33 34 38 97
 大谷尊由 226
 尾崎秀実 58
 荻野富士夫 20 23 31 149 150
 小澤保知 75
 織田 萬 62
 小淵恵三 130
 加藤久米四郎 62 203
 加藤弘幸 98
 刈谷純一 33

菊地武直夫 221
岸 信介 156
W・S・クラーク 69 79 98 99 100 101
黒田清隆 100 101
黒田しづ 136
黒田彦三 136
郷路征記 37
児玉作左衛門 32
小寺アキ 103
小林少佐 192
近藤敬幸 28
近衛文麿 227
今 裕 80
齋藤隆夫 153
齋藤忠雄 48
笹沼孝蔵 94
佐瀬介治 91
佐藤恭介 264
佐藤賢了 150
佐藤藤佐 62 177
サラ・クララ・スミス 255
志賀直哉 105
シュミット 24 254
杉野目晴定 121
杉山 元 64 143 226 229 252
鈴木限三 97
菅原二郎 44
瀬古利彦 155
高橋勝好 44
高橋マサ 18 36 40 52 133 134 151
高橋あや子 18 20 21 40 75 102 103 132 133 134 135
高橋照子 103 135
ダーヒンニューニ・ゲンダーヌ (北川源太郎) 190
瀧澤義郎 17 32 34
武田弘道 34 77
伊達秋雄 142 143 147 150 154
鶴見和子 111
鶴見俊輔 84 111 112
ディクソン・エドワード 24 45 250
トーマス・マッキー 24 45 250 253 255
東條英機 40 131 156
頭山 満 73
富森虔児 96
南原 繁 101
西本武志 156
新田孝彦 261
新渡戸稲造 73 97 100 101 102 103 104
ヴァイツェッカー 156
ハウス・クネヒト 98
林 92

林委員長 228
 ヒトラー 155
 平賀 150
 平松 勉 103
 日高巳雄 229
 ビリー・クレンプ 31
 藤原 正 71
 フランコ・ド・ヴーケリッチ 58
 ペープ 23 45 237 250
 ヘレフオード 24 254 255
 ヘルマン・ヘッカー 17 31 32 34 35 36 38 80 97
 Fred F Rogers 201
 H・H・Smith Huttor 201
 ヘンリー・マックリアン 24 45 250 251 252 255
 ヴォルスガング・クロル 34
 マクローリー 255
 マッカーサー 131 138
 マックス・クラウゼン 58
 松本重美 44
 松本照男 21 34 75
 マライーニ (フォスコ) 31 32 33 34 38 60 71 73 76 109 116 118 119 136
 137 138 139 140 141 155 190
 マライーニ (トパーチャ) 32 34 118
 (トニ) 118
 (ダーチャ) 118
 (ユキ) 118
 松阪広政 228
 松本松太郎 195 196 197 198 237
 三上 隆 263
 宮城与徳 58
 水戸黄門 226
 湊 晶子 101
 宮崎悟一 44 112 113 231
 宮部金吾 97
 ムッソリーニ 137
 村上国治 106
 村田豊雄 18 72
 メリー・エリキントン 101
 森 有禮 98
 モンク (アリス・モード・モンク) 24 254 255
 安井英二 151
 矢内原忠雄 97
 柳川平助 73
 山口佳三 262
 藪下彰治 129
 山浦隆次郎 36 40
 山野井泰史 130
 山野井妙子 130
 山野井孝有 130 261
 山本玉樹 262 264

結城 125
山下泰裕 155
吉田健一 35
米内光政 64
ラルフ・エル・カァ 125 126
リチャードソン 23 45
リヒアルト・ゾルゲ 58
リンドバーグ 28 199
リンカーン 98 99 102
レーク 254

<憲法・法令・指令・規則・規定等（50音順 俗称・略称も含む）>

海軍省令第28号 172 173
旧刑事訴訟法 42 46 58
軍機保護法 5 15 45 49 50 51 52 56 57 58 60 61 62 63 65 67 68 88
89 94 112 115 120 142 143 144 145 146 147 149 154 160 163 (以上第
1部のみ)
軍機保護法第1条 65 172
第2条 66
第4条 57 59 67 235
第5条 56 57 59 67 149 236
軍機保護法施行規則（海軍） 56 144
第1条 56 172
第1項第7号（第7号規定） 173 203
軍需工業動員法 150
軍用資源秘密保護法 120 150 180
刑事訴訟法第453条 46
刑法総則第38条（刑罰法規の不遡及） 62 65 173 207
憲法 155 160 162 163
憲法第9条 154 160
憲法第99条 160
言論・出版・集会・結社等臨時取締令 153
国防保安法 56 58 120 145 146 153 180
国家安全保障会議設置法 155
国家総動員法 79 81 150
国家秘密法 5
国家秘密法案 7 128 129 161 162
自衛隊法 161
収容者食糧給与規定 108
重要産業統制法 142
情報統制法 5
スパイ防止法 161
政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書（GHQ指令） 20 115 119
戦時刑事特別法 42 43 44 48 49 53 54 55 153 186
第21条 49
第22条 44
第26条 42 55
第27条 53 55
第29条 54 55 230
戦時特別措置 16 38

戦時非常立法 150
治安維持法 19 79 115 145 146
勅令 64 68
帝国議会答弁 62 189 203 217 225 228
統制法規 7
特定秘密保護法（秘密保護法） 7 8 130 155 160 162 163 164
特別刑事手続 153
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 154
付帯決議（帝国議会付帯決議） 7 64 65 163 193
陸軍刑法 56
陸軍省令 56
陸軍施行規則第1条第1項第2号 211

<法務・司法にかかるとる用語等>

網走刑務所 47 106 107 108 122 123 127
一審判決 6 22 23 25 31 41 42 45 52 55 59 65 90 94 110 192 198
212 213 218 220 221 222 233 235 237 239 252 259
一斉検挙 15 16 17 19 28 39 40 43 52 58 95 96 111 112 115 129 133
145 146 147 151 153（以上、第1部のみ）
開戦時検挙者の刑事処分 58
蟹刑 47
強制収容所 125 137 138 141
軍事上の秘密（機密） 7 23 24 42 46 51 54 59 61 62 63 64 65 66 67 94
154（以上、第1部のみ）
軍事上の秘密とは 256
検挙 5 15 16 17 18 20 21 22 26 38 41 43 45 58 79 81 84 85 91 93
95 96 113 117 122 126 129 136 144 145 147 148 150 153（以上、第1部のみ）
拷問 46 47 51 105 148 186
札幌大通拘置所 77 78 93 109
事件の外形 22 23 71 72 73
事件の発端 15
質問詮索 234 235 236 238
自白調書 44 48 50 52 185 186 207
上告趣意書 6 26 36 44 45 50 51 54 57 59 60 109 110 152 183 185 189
191 195 196 198 199 202 203 205 210 213 238 243 252
上告審判決 6
大審院 22 36 53 55 59 66 106 110 186 198 205
大審院判決 26 53 55 60 65 66 85 106 172 182 186 199 205 206 207 211
259
第4舎9房 106
探知 23 24 25 31 45 46 49 51 54 59 62 63 66 67（以上、第1部のみ）
探知とは 241 256
探知罪 49 63（以上、第1部のみ）
特高（特別高等警察） 5 15 17 18 19 20 23 25 35 36 37 38 40 41 42 51
67 71 79 93 105 111 115 120 126 133 137 138 145 146 149 150 151
153（以上、第1部のみ）
宮城刑務所 115 134
要視察外国人 152
予審 49 50 51 52 58 106 109

予審判事 49 58
予防拘禁 146
漏泄 24 25 26 31 45 46 49 54 59 66 67 (以上、第1部)
漏泄とは 256
漏泄罪 49 52

<著作・刊行物(50音順)>

ア・リトル・ミラー・オブ・ジャパン(日本を映す小さな鏡) 35 77 78 114
アイヌのイクバスイ 141
朝日新聞 6 9 112 129 131 161 194
網走まで 105
網走獄中記 106
アメリカ東京総領事館調査報告書 80
ある北大生の受難 6 9 79 129 135 136 140 264
遠友魂 103
オレ・ジャポネジ(随筆日本) 60 107 108 116 118 139 141
外事警察概況 16 21 31 38 41 45 55 57 58 95 96 97 110 111 113 144
145 147 148 223
外事月報 22 31 39 44
北の特高警察 20 149 151 264
軍機保護法 68
改訂・軍機保護法 68 229
警察研究 151
国際交流 137 138
札幌農学校 101
昭和史全記録 58
十五年戦争下の登山 156
ジュリスト 142 154
白樺 105
スパイ防止法ってなんだ 6 129 161
戦時行刑実録 108
戦争と国家秘密 129 161
武田弘道追悼集——会議は踊る ただひとたびの 77 264
チベット——そこに秘められたもの 141
帝國議會衆議院委員會議録昭和編(82) 68
帝國議會衆議院議事速記録(69) 68
帝國議會貴族院委員會議録昭和編(61) 68
帝國議會貴族院議事速記録(63) 68
帝國議會貴族院議事速記録(64) 68
東京日日新聞 28 200
日米交換船 111 112 113
人間の絆を求めて 6 9 92 102 140 264
根室日報 28
根室要覧 28
根室千島鳥瞰図 28
根室千島兩國郷土史 202
白堊館の人たち 18 72
バビロン女囚の記 77
ヒマラヤの真珠 141
フォスコの愛した日本 119 264

文の園 103
 ホーリネス・バンドの軌跡 77
 北東方面海軍作戦 187 192
 北東方面陸軍作戦 192
 防衛研究所紀要 147
 防諜参考資料・防諜講演資料 79
 北海タイムス（北海道新聞）17 43 136
 北海道大学大学文書館年報第5号 260
 北海道大学大学文書館年報第9号 87 262
 北海道帝國大學新聞 73 74
 北大百年史 21
 北大の125年 260
 毎日新聞 114
 満鉄グラフ 73
 ミーティング ウイズ ジャパン 140
 私の日本体験 137 138
 ビデオ「レーン・宮沢事件—もうひとつの12月8日」 140

<その他一般事項（50音順）>

浅間丸 111
 アジア太平洋戦争 5
 アテネ・サッポロ 34
 アテネ・フランセ 34
 安倍政権 160 162
 植村直己冒険賞 130
 宇都宮ファクトリー 110
 FIDNAC 35
 MSA 協定 154
 英仏対独宣戦 150
 遠友夜学校 73 101 102 103 104
 遠友夜学校記念室 104
 大阪万博 138
 沖縄密約暴露事件 154
 オタスの杜 26 72 190
 小樽高商（小樽高等商業学校） 33
 海軍委託学生 28
 海軍大泊工事場 170 171 188 191 250
 海軍上敷香飛行場 187 188 189 198 222 250
 学生主事 36 81 89 151 195
 権太 25 171
 クエーカー（クエーカー教徒） 7 75 97 101 141 153
 組合教会派 76
 5・15事件 78
 広済寺 141
 国際学友会 32 136
 国民登録制 150
 国民服 150
 心の会（ソシエテ・ドュ・クール） 31 34 37 38 39 71 75 77 79 97
 御前会議 40 146
 在米仏教会 124

軍事教練 79 104
 札幌市資料館 50 104
 札幌市内図 14
 札幌農学校 97 98 100 101
 GHQ (連合国軍総司令部) 20 84 115
 死亡診断書 119
 出陣学徒壮行大会 131
 集团的自衛権 7 8 155 160
 常圓寺 119 141
 情報公開制度 164
 白鳥事件 106
 砂川事件 154
 真珠湾奇襲 15
 零式艦上戦闘機 150
 全国水平社 153
 ゴルゲ事件 52 58 153
 第一次世界大戦 38 75 76
 大政翼賛会 79 153
 伊達判決 154
 第二次人民戦線事件 150
 第二次世界大戦 38 150 155
 大日本産業報国会 153
 大日本婦人会 19 122
 太平洋戦争 137 158 160
 タマイタワー 124 126
 千島・幌筵島海軍砲台 191 195
 千島・松輪島海軍飛行場 191 195 222
 千島・占守島幌筵島陸軍施設 192 195
 天使病院 110 113
 天皇大権 174
 灯台船「羅州丸」 192 193 199 242
 ナチス 32 38 80 150 155 156 157
 南京虐殺 (南京事件) 73 141 143
 ノモンハン 208 211 215 216 219
 日伊交換留学生 136
 日独伊軍事同盟 (三国同盟) 79 137 153
 日独防共協定 142
 日米開戦 20 37 40 153
 日米交換船 77 96 109 111 113 114
 第一次交換船 109 111 112
 第二次交換船 97 111 112 113
 日弁連 8
 日中戦争 5 38 78 141 143 155
 2・26事件 78 142
 日本植民学校 34
 ニッポン号世界一周 28 31
 根室海軍飛行場 28 31 192 199 200 201 202 203 207 208 209 222
 八紘一宇 73 142 143
 8・4海軍公文書 (根室海軍飛行場の見学公文書) 28 29 201
 ハル・ノート 153

秘密法に反対する全国ネットワーク 163 164
 平取村二風谷 136 137
 武官 48
 フランシスコ修道会 110 113
 文武会 71
 防諜委員会 21
 北海道教育大学 120
 北海道学芸大学 120
 北星女学校 24 25 151 184 250 254 255
 北大構内図 30
 北大図書館 122
 北大の対応 80
 円山墓地 122 152
 満支方面 25
 満州事変 144
 満鉄招聘学生満州調査団 28 72
 ミッドウエー海戦 112 114
 南満州鉄道 28
 要港部（海軍大湊要港部） 25 28 170 171 201 203 208 250
 立憲主義 160
 良心的兵役忌避 75 112 152
 レーン記念奨学金（レーン記念賞）121
 レーン文庫 122
 60年安保闘争 162
 盧溝橋 38 61 143 145 149 226
 盧溝橋事件 78 79
 ロンドン軍縮会議 142

遅ればせの編集後記

幹事・大住広人 2016・5・27 記

本刊『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社刊）の編纂は、本会事務局（事務局長・福島清）が担当し、したがって 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会〔編〕と明示してあります。

しかし刊行後、会員の1人から「歴史的事件に関する文書は、誰が書いたか必ず問われる。どなたが各章の叙述に責任を持っているのか、執筆責任者が明示されていない書物には二の足を踏むことがあり得る」との趣旨の指摘をうけました。その通りだと思います。

今回編纂は、「あとがきに代えて」にも記されていますが、本会既刊の4冊子等を基に再編充実させたという経緯もあり、各章ごとの責任執筆者という形では特定しがたい事情にあります。しかし文責という意味では、事務局長からの委任を受けた本会幹事・大住広人が編集全般を担当し、また全体構成の上から各章に渡って筆も入れています。

したがって各冊子の段階で原執筆者へも遡っての主たる執筆者という言い方をすれば、

◆第一部第1章 大住広人 ◆同第2章 宮澤弘幸関連・山野井孝有 北大関連・山本玉樹 その他・大住広人 ◆同第3章 前半4節・大住広人 後半5節・山野井孝有 ◆同第4章 戦争の時代・大住広人 戦争とスポーツ・山野井孝有 秘密保護法廃棄へ・福島清 ◆第2部第1章 大住広人 同第2章大住広人 ◆あとがきに代えて 福島清 ◆その他 大住広人——となります。

しかし、個々の断章においては、幹事・寺沢玲子、事務局次長・根岸正和、水久保文明はじめ多くの会員の文章・資料によっており、やはり特定は困難というのが実際です。よって本会編の功はすべて関係したみなさんにあり、至らざる不徳は大住広人にあり、が偽りない真相です。 南無

「会報」「事務局たより」目次 本文はホームページ「会報」欄に掲載

◆2013年

- 第1号 2013年2月4日 宮澤弘幸さんの名誉回復と秘密保全法阻止へ
第2号 2013年3月1日 北海道大学へ「申入書」手渡す
号外 2013年4月17日 新たな事態、北海道大学に「質問状」送付
号外 2013年6月12日 北大、秋間美江子さんに「説明」
第3号 2013年7月7日 「北大の謝罪と総括」引き続き要求
第4号 2013年9月10日 この道は、いつか来た道－10.10 シンポジウム開催
号外 2013年10月13日 秘密保護法は丸ごと阻止！
第5号 2013年10月23日 秘密保護法は丸ごと断固阻止！
第6号 2013年12月20日 秘密保護法廃案と「記念碑」建設

◆2014年

- 新年号 2104年元旦 新たな決意で2014年を
集会ビラ 2014年2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰2.22のつどい
第7号 2014年3月5日 秘密保護法廃棄へ闘いの輪を広げよう
第8号 2014年4月17日 秘密保護法廃棄へ 各地で自覚的運動
第9号 2014年5月21日 「スパイの家族」の苦しみ訴える－5.6のつどい
第10号 2014年11月1日 北大に全面的協力を再度申入れ
第11号 2014年12月18日 安倍暴走政権はこの国をどこへ？－12.7市民集会

◆2015年

- 第12号 2015年3月17日 「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！－2.22のつどい
第13号 2015年5月25日 許すな壊憲・「戦争法案」
第14号 2015年12月20日 札幌・北大で道民の集い開く
号外① 2016年3月30日 戦争法施行反対、国会前に37000人
号外② 2016年5月8日 第87回メーデー、リーフ1100枚宣伝
号外③ 2016年6月7日 戦争法廃止！ 安倍内閣退陣！
号外④ 2016年6月25日 沖縄 怒りを結集した6.19大集会
号外⑤ 2016年8月6日 慰安婦報道をめぐる名誉回復を求めて
号外⑥ 2016年8月15日 「真相を広める会」今後の活動体制
事務局たより第1号 2016年9月16日 憲法改悪阻止・戦争法廃止！
事務局たより第2号 2016年9月22日 戦争法廃止を！国会前に23000人
事務局たより第3号 2016年10月21日 安倍政権の坊総、断固阻止へ！

事務局たより第4号 2016年11月21日 南スーダンへの自衛隊派遣反対
事務局たより第5号 2016年12月8日 12月8日を忘れない！
事務局たより第6号 2016年12月12日 12月8日を忘れまい！
事務局たより第7号 2016年12月21日 植村隆さんへの「捏造記者」攻撃を許さない

◆2017年

事務局たより第8号 2017年1月22日 共謀罪は国民弾圧凶暴装置だ！
事務局たより速報 2017年2月16日 有楽町マリオン前で「共謀罪」反対宣伝行動
よびかけ 2017年2月22日 宮澤弘幸顕彰・追悼墓参のみなさまへ
事務局たより第9号 2017年2月24日 野党と市民の共闘、今こそ
事務局たより第10号 2017年3月25日 「共謀罪」成立阻止へ 決意新たに行動を！
事務局たより第11号 2017年4月22日 共謀罪 NO! 辺野古基地 NO!
事務局たより第12号 2017年5月24日 “共謀罪”断固廃案！参院は根性を！
事務局たより号外 2017年6月6日 “共謀罪”参院法務委の裁決強行阻止！
事務局たより号外 2017年6月11日 6.10国会大包围
事務局たより号外 2017年6月14日 共謀罪廃案！安倍改憲 NO!
事務局たより第13号 2017年6月20日 “共謀罪”適用させず、断固廃止！
事務局たより号外 2017年7月11日 “共謀罪”施行抗議 国会議員会館前行動
事務局たより第14号 2017年7月20日 「えんれい草」グループ活動報告 伊藤陽一
事務局たより第15号 2017年8月20日 安倍政権打倒へ声を！行動を！
事務局たより第16号 2017年9月24日 断固、安倍暴走政権打倒！
事務局たより第17号 2017年11月4日 憲法改悪発議、断固阻止！
事務局たより第18号 2017年12月8日 12月8日を忘れない！
事務局たより第19号 2017年12月21日 意気高く！ 2018へ

◆2018年

事務局たより第20号 2018年1月22日 安倍壊憲阻止へ 総行動だ！

国家権力犯罪を糾す
宮澤・レーン・スパイ冤罪事件
総資料総目録

2018年1月29日発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

福島清・根岸正和・水久保文明

101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2 F
TEL:03-3264-2905 FAX:03-6272-5263
chyda-kr@f8.dion.ne.jp/

★本書の内容の全部または一部の複写等をする場合は、
事務局までご一報ください。



北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル2F
TEL:03-3264-2905 FAX:03-6272-5263
E-mail:chyda-kr@f8.dion.ne.jp